

高萩市地域防災計画

(令和5年度版)

令和6年3月

高萩市防災会議

第1編 総則

第1章 計画の概要	2
第1節 計画の目的	2
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の構成	3
第4節 計画の運用	4
第2章 地域防災計画の基本方針	6
第1節 地域防災計画の防災目標・基本方針	6
第3章 計画の主体と役割	7
第1節 各主体の役割	7
第2節 各防災機関が処理すべき事務または業務	8
第3節 高萩市の防災組織	11
第4章 高萩市における災害の歴史	12
第1節 気象災害の歴史	12
第2節 地震災害の歴史	15
第3節 津波災害の歴史	17
第5章 高萩市における被害の想定	18
第1節 被害の想定	18
第2節 高萩市の防災上の課題	23

第2編 災害予防計画

第1章 防災体制を整備する	25
第1節 災害に強い組織をつくる	26
第2節 災害に強いひとをつくる	31
第3節 災害時の連携体制をつくる	33
第4節 情報収集伝達体制を整備する	40
第5節 消防・救急・医療体制を整備する	48
第6節 緊急輸送手段を整備する	53
第7節 避難収容体制を整備する	55
第8節 緊急物資確保体制を整備する	60
第9節 避難行動要支援者等支援体制を整備する	64
第10節 帰宅困難者支援体制を整備する	71
第11節 災害廃棄物対策を整備する	74
第12節 文化財を災害から守る	76
第2章 地域防災力を向上する	78
第1節 防災意識を高める	79
第2節 自主防災体制を整備する	85
第3節 ボランティアの活動環境を整備する	86
第4節 企業の防災力を向上する	89
第3章 災害予防対策を推進する	91
第1節 都市防災機能を強化する	92
第2節 地震災害予防対策を推進する	98
第3節 津波災害予防対策を推進する	103
第4節 水害予防対策を推進する	110
第5節 地盤災害予防対策を推進する	111
第6節 武力攻撃災害対策等を推進する	113

第3編 災害応急対策計画

第1章 災害応急活動体制を確立する	116
第1節 職員を動員配備する	117
第2節 災害警戒体制を整備する	120
第3節 災害対策本部を設置・運営する	123
第4節 自衛隊に災害派遣を要請する	131
第5節 受援を要請する	134
第2章 情報収集伝達・警戒活動を実施する	142
第1節 災害情報を収集・伝達する	143
第2節 災害情報を広報・広聴する	153
第3章 消火、救助、救急、医療救護活動を実施する	160
第1節 消火、救助、救急活動を実施する	161
第2節 医療救護活動を実施する	167
第4章 避難活動を実施する	175
第1節 避難誘導を実施する	176
第2節 避難所を開設・運営する	185
第3節 避難行動要支援者等を支援する	194
第4節 指定避難所外避難者を支援する	211
第5節 帰宅困難者を支援する	213
第5章 緊急輸送及び交通規制を実施する	216
第1節 緊急輸送を実施する	217
第2節 交通規制を実施する	222
第6章 施設の応急復旧を実施する	223
第1節 公共施設の応急復旧を実施する	224
第2節 民間建築物等の応急対策を実施する	228

第3節	ライフラインの応急復旧を実施する	229
第4節	農業用施設の応急復旧を実施する	233
第7章	各種災害の応急対策を実施する	235
第1節	土砂災害等の応急対策を実施する	236
第2節	洪水・高潮の応急対策を実施する	241
第3節	危険物等災害の応急対策を実施する	243
第4節	大規模事故の応急対策を実施する	249
第5節	海上事故災害の応急対策を実施する	256
第8章	社会環境を確保する	260
第1節	防疫・保健衛生対策を実施する	261
第2節	廃棄物を処理する	266
第3節	捜索活動・遺体収容等を実施する	272
第4節	災害警備を実施する	276
第9章	被災者の生活を支援する	277
第1節	被災者を把握する	278
第2節	被災者の心のケア対策を実施する	281
第3節	災害救助法等による救助を行う	286
第4節	緊急物資を供給する	289
第5節	被災者の生活再建を支援する	296
第6節	応急教育を実施する	307
第7節	災害ボランティアを受け入れる	312

第4編 災害復旧・復興対策計画

第1章 災害復旧計画	315
------------	-----

第1節 被災地域の復旧を図る	316
----------------	-----

第2章 災害復興計画	322
------------	-----

第1節 被災地の復興を図る	323
---------------	-----

第5編 原子力災害対策計画

第1章 総則	329
第1節 計画の目的	329
第2節 計画の性格	329
第3節 防災対策を実施すべき地域の範囲	329
第4節 計画の基礎とするべき災害の想定	331
第5節 施設敷地緊急事態に該当しない事故への対応	331
第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	332
第2章 原子力災害予防対策	333
第1節 基本方針	333
第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	333
第3節 原子力防災専門官（原子力アドバイザー）との連携	333
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	333
第5節 情報の収集・連絡体制等の整備	334
第6節 緊急事態応急体制の整備	337
第7節 避難収容活動体制の整備	340
第8節 緊急輸送活動体制の整備	343
第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	344
第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	345
第11節 行政機関の業務継続計画の策定	345
第12節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	346
第13節 防災業務関係者の人材育成	346
第14節 防災訓練等の実施	347
第15節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	349
第16節 災害復旧への備え	349
第3章 緊急事態応急対策	350
第1節 基本方針	350
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	350
第3節 活動体制の確立	352
第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動	355
第5節 治安の確保及び火災の予防	358
第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	359

第7節	緊急輸送活動	360
第8節	救助・救急、消火及び医療活動	361
第9節	住民等への的確な情報伝達活動	364
第10節	自発的支援の受入れ等	365
第11節	行政機関の業務継続に係る措置	366
第12節	避難行動要支援者等対応	366
第4章	原子力災害中期対策	367
第1節	基本方針	367
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	367
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域の設定	367
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	367
第5節	各種制限措置の解除	367
第6節	災害地域住民に係る記録等の作成	367
第7節	被災者等の生活再建等の支援	368
第8節	風評被害等の影響の軽減	368
第9節	被災中小企業等に対する支援	368
第10節	心身の健康相談体制の整備	368

第6編 資料編

第1章 資料集	369
第1節 関係条例・規則等	370
1-1 高萩市防災会議条例	370
1-2 高萩市防災会議委員名簿	372
1-3 高萩市災害対策本部条例	373
1-4 高萩市防災行政無線管理運用規程	374
1-5 高萩市防災行政無線運用細則	385
1-6 高萩市災害見舞金等支給条例	393
1-7 高萩市災害弔慰金の支給等に関する条例	396
1-8 基地局および移動局の呼出名称・番号	401
第2節 組織編成等	404
2-1 災害対策本部の各部編成	404
2-2 災害対策本部の分掌事務	405
第3節 高萩市の地勢等	437
3-1 用途地域の指定状況	437
3-2 防火地域及び準防火地域の指定状況	437
第4節 河川・水防および海岸	438
4-1 河川の状況	438
4-2 ダムの設置状況	440
4-3 海岸保全区域指定状況	440
第5節 道路および輸送	441
5-1 道路の整備状況	441
5-2 橋梁の整備状況	443
5-3 異常気象時通行規制区間	447
5-4 都市計画道路の整備状況	447
5-5 高萩市災害応急ヘリコプター発着場	448
5-6 緊急輸送道路の指定状況	456
第6節 施設・避難所等	457
6-1 都市公園等の整備状況	457
6-2 小・中学校、幼稚園および保育所の施設状況	458
6-3 社会教育施設の現況	460
6-4 水道施設の現況	461

6-5	指定文化財一覧表	462
6-6	市の機関等	463
6-7	避難所	466
6-8	洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	467
6-9	危険物製造所類別調	468
第7節	配備および給水拠点	469
7-1	消防ポンプの配備および出動区域	469
7-2	配水池の有効容量	470
第8節	農作物	471
8-1	農作物対策	471
8-2	農作物の応急措置	473
第9節	危険箇所等	474
9-1	急傾斜地崩壊危険区域・急傾斜崩壊危険箇所	474
9-2	地すべり防止区域	478
9-3	地すべり危険区域	478
9-4	土石流危険溪流およびそれに準じる溪流	479
9-5	崩壊土砂流出危険地区	480
9-6	山腹崩壊危険地区	482
9-7	海岸防災荒廃危険地区	482
9-8	高萩市防災マップ	483
第10節	基準等	490
10-1	気象予・警報の種類および発表基準	490
10-2	火災気象通報の実施基準	493
10-3	危険区域内の雨量基準と危険度	494
10-4	被害の判定基準	495
10-5	災害弔慰金	498
10-6	災害障害見舞金	498
10-7	災害援護資金	499
10-8	災害援助に要する費用限度額	500
10-9	死体の処理に必要な費用の範囲および限度額	500
10-10	被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書	501
10-11	災害救助の種類・期間・費用の限度額等	502
10-12	激甚災害基準	507
第11節	情報・報告等	509
11-1	災害報告の区分と内容	509
11-2	非常・緊急電報の内容	510

11-3	非常通信における送受信の内容	512
11-4	非常無線通信取扱機関の状況	513
11-5	放送局と周波数	514
11-6	放送事業者関係者名簿<発令時>の情報提供・連絡先	514
第12節	関係機関関連	515
12-1	消防組織	515
12-2	消防施設	517
12-3	出場指令・連絡系統図	518
12-4	防火対象物調	519
12-5	自衛隊の災害派遣時実施事項および内容	520
12-6	東日本電信電話株式会社茨城支店における各班の役割	521
12-7	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ茨城支店における各班の役割	523
12-8	漏水修理工事協力事業者	524
12-9	防災ボランティアの区分と受入れ	524
第13節	様式集	525
13-1	様式第1号「被害状況等報告」	525
13-2	様式第2号「被害概況即報」	526
13-3	様式第3号「災害救助法施行細則に基づく被害状況報告表」	527
13-4	様式第4号「避難所設置報告書」	528
13-5	様式第5号「避難者管理台帳」	529
13-6	様式第6号「避難所状況報告書」	530
13-7	様式第7号「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」	531
13-8	様式第8号「自衛隊の災害派遣部隊の撤収依頼書」	532
13-9	様式第9号「避難情報発令情報」	533

第1編 総則

第1章 計画の概要	→ 第1節 計画の目的
	→ 第2節 計画の位置づけ
	→ 第3節 計画の構成
	→ 第4節 計画の運用
第2章 地域防災計画の基本方針	→ 第1節 地域防災計画の防災目標・基本方針
第3章 計画の主体と役割	→ 第1節 各主体の役割
	→ 第2節 各防災機関が処理すべき事務または業務
	→ 第3節 高萩市の防災組織
第4章 高萩市における災害の歴史	→ 第1節 気象災害の歴史
	→ 第2節 地震災害の歴史
	→ 第3節 津波災害の歴史
第5章 高萩市における被害の想定	→ 第1節 被害の想定
	→ 第2節 高萩市の防災上の課題

第1章 計画の概要

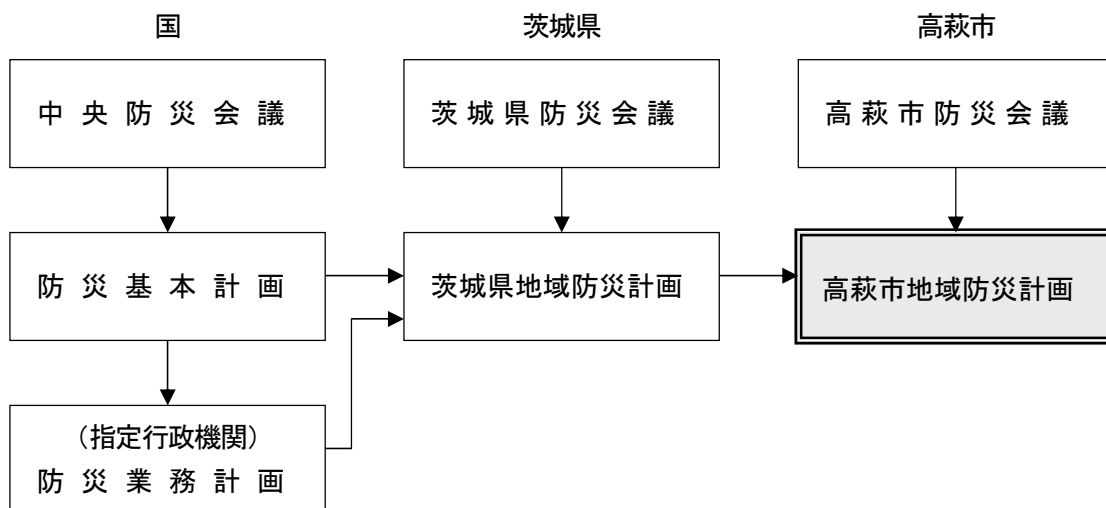
第1節 計画の目的

この計画は、高萩市域における自然災害や事故災害に対処するため、災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について、市及び県、地方行政機関等を含めた総合的な防災対策を定めるものであり、災害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法および原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、高萩市防災会議が作成するものであり、国の防災基本計画、指定地方行政機関の防災業務計画、茨城県の地域防災計画など他の計画と連携した計画である。

【地域防災計画の位置づけ】



※資料1-1 高萩市防災会議条例

第3節 計画の構成

この計画は、高萩市域における地震・津波災害、風水害、原子力災害その他大規模事故災害など災害対策全般の対策について、市民や事業所、その他防災関係機関との協力業務を含めた総合的な対策を定めるものである。

この計画の構成及び概要は、次のとおりである。

(1) 総則

本計画の目的、構成、高萩市における防災の目標および基本方針、計画の主体と役割、想定される災害等を定める。

(2) 災害予防計画

災害(原子力災害以外)の発生を未然に防止し、または被害を最小限にするため、平常時において実施すべき諸施策および施設の整備充実等についての計画である。

(3) 災害応急対策計画

災害(原子力災害以外)が発生し、または発生するおそれがある場合に、被害を未然に防止し、または災害の拡大を防止するための応急的な活動についての計画である。

(4) 災害復旧・復興対策計画

災害(原子力災害以外)の発生後、被災者の生活再建を支援し、被災した地域の復旧に努めるとともに、将来の災害に備える復興計画を樹立し、その実施をはかる計画である。

(5) 原子力災害対策計画

原子力災害対策特別措置法に基づき、東海村の東海第二原子力発電所から概ね 30kmの「緊急時防護措置区域(UPZ)」に市域の一部が含まれる高萩市として、原子力事故による被害の発生及び拡大を防止するため、市及び防災関係機関がとるべき措置を定めた計画である。

【地域防災計画の構成】

高萩市 地域 防 災 計 画	第1編 総則	計画の概要、防災目標、主体と役割、被害の想定 等
	第2編 災害予防計画	防災体制、地域防災力の向上、災害予防対策 等
	第3編 災害応急対策計画	応急体制、情報収集伝達、応急活動、避難活動 等
	第4編 災害復旧・復興対策計画	災害復旧計画、災害復興計画
	第5編 原子力災害対策計画	総則、予防対策、緊急事態応急対策、中期対策

第4節 計画の運用

1. 計画の修正

災害対策基本法第42条に基づき、必要があると認めるときは、市防災会議において内容の修正を行うものとする。修正の主なポイントは、次のとおりである。

【地域防災計画の修正のポイント】

災害に関する知見等の反映	市域において発生した災害の状況や他地域の災害事例、災害に関する科学的研究の成果などをふまえ、必要があると認めるときは、内容を修正する。
上位計画・関係法令等との整合	国の防災基本計画や茨城県地域防災計画の改訂、関係法令の改正等があった場合や、市の組織改正があった場合には、それらと整合を図り修正する。
防災訓練などでの検証	防災訓練などでの検証をふまえ、以下のような視点で計画内容の再点検を行い、必要に応じて修正を行う。
地域防災力の向上	自らの生命は自ら守る、自分の地域は自分たちで守る、という「自助」「共助」の考え方に基づいて、防災知識や災害情報の提供、地域による避難行動要支援者等の支援など、市民や地域の防災力向上を図るために必要な事項について修正を行う。
防災体制の充実	災害時の初動体制を早期に確立し、災害対策本部の機能をハード・ソフト両面にわたって強化するために必要な事項について修正を行う。
防災関係機関との協力体制強化	広域的な相互応援体制の確立など防災協力体制の拡充を図り、防災関係機関との連携を一層強化するために必要な事項について修正を行う。

2. 各種マニュアル等の整備

この計画に基づく行動を実施するにあたっての具体的な手順・方法・配慮事項等について、市各部課および各防災関係機関等において、あらかじめ各種マニュアル等を整備しておくとともに、本計画の修正等に応じ必要な見直しを行う。

【主な関連マニュアルの種類】

職員行動マニュアル	市職員による災害応急対策の手順・内容等
避難所運営マニュアル	避難所の開設・運営等に関する手順・内容等
避難行動要支援者支援マニュアル	避難行動要支援者の避難支援等に関する手順・内容等
業務継続マニュアル	非常時優先業務の整理等に関する手順・内容等
受援マニュアル	災害時業務実施に必要な業務資源(人、物)の確保に関する手順・内容等

3. 計画の習熟

市及び関係機関は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平常時から教育・訓練等の実施・評価・改善によって習熟に努める。また、この計画内容の要旨について広く市民への周知に努め、災害対策への理解と防災意識の啓発を推進する。

第2章 地域防災計画の基本方針

第1節 地域防災計画の防災目標・基本方針

これからの防災対策においては、市民が自らの身の安全は自らが守るという「自助」、地域社会が互いに助け合う「共助」、市や防災関係機関による施策である「公助」の適切な役割分担に基づき、市民、企業、地域、行政及び防災関係機関等が一体となって、災害対策を計画的かつ総合的に実施していく必要があることから、高萩市における「防災目標」を次のとおり定める。

防災目標

自分で守り、地域で助け合う、安全・安心なまち

また、基本方針を以下のとおり定めた。

【基本方針】

- ①東日本大震災の教訓を踏まえ、茨城県地震被害想定(平成30年12月)並びに日本海溝・千島海溝地震被害想定(令和3年12月)の最大級の地震や津波災害のほか、近年の地球温暖化等の影響による台風の大型化・頻発化に伴う風水害、特に令和元年東日本台風クラスを想定した防災対策の確立を図ります。
- ②災害による被害を最小限とするため、災害の予防、発災時の応急対策および復旧・復興対策を含む総合的な計画とします。
- ③「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とします。
- ④高萩市および防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、市民、地域、事業者の役割も明示した計画とします。

日本海溝・千島海溝地震とは・・・

日本海溝と千島海溝の近くの境界(房総半島東方沖から択捉島東方沖)等を震源とする地震で、巨大地震や津波地震など多種多様な地震が発生し、東日本大震災(平成23年3月)のような大きな被害をもたらしている。

このため、平成16年に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(「特措法」という。以下同じ。)が制定され、同地震に係る防災・減災対策が開始された。

令和4年5月に特措法が改正され、同年9月に本市を含む県沿岸9市町村が「特別強化地域」に指定され、市町村だけでなく津波浸水想定区域内の学校・事業所などでも津波防災に関する対策が求められている。

第3章 計画の主体と役割

第1節 各主体の役割

市民、自主防災組織等、事業所、市及び各防災関係機関は、日頃から災害に備え、「自助・共助・公助」の考え方に基づいて、それぞれの役割に応じた防災活動を実施または協力する必要がある。

また、災害発生時には、市及び各防災関係機関の対応能力には限界があるため、市民、自主防災組織等及び事業所は、自らの身の安全は自ら守る、自分たちの地域は自分たちで守る、という防災の原点に立って、自発的に必要となる行動を起こし、相互に協力する必要がある。

各主体の役割は、以下の通りである。

【各主体の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの身の安全は自ら守る「自助」の考え方に基づいて、「マイ・タイムライン」の作成など日ごろから防災についての正しい知識と、市や地域の防災訓練などに積極的に参加して行動力を身に着ける。また、食糧などの備蓄や、災害発生時の情報収集手段を確認し準備するなど、自主的に災害に備える。 ・災害時には、自らの責任において自身及び保護すべき者の安全を確保するとともに、可能な限り地域の防災活動に参加し、被害の軽減及び拡大防止に協力する。
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会が互いに助け合う「共助」の考え方に基づいて、自主防災組織を積極的に結成・活動し、地域住民が連帯感を持って主体的に参画できる防災協働体制の確立を図る。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・「避難確保計画」や「対策計画」の策定、防火管理体制の強化、防災訓練の実施、非常用食糧の備蓄など防災体制の充実に努める。従業員及び利用者等の安全確保を図るとともに、社会的責務を自覚し、地域の防災活動への積極的参画や協力に努める。
市の機関	<ul style="list-style-type: none"> ・災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、各種の防災・減災施策を行うとともに、市民の防災意識を向上させる施策を継続的に行う。 ・災害時には多重な手段を用いて情報発信するとともに、市民、自主防災組織等、事業所および各防災関係機関などの協力を得て、その総力を結集して防災活動を実施する。
指定地方行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・他の防災関係機関と相互に協力し防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣要請に応じて、市民の生命、財産を保護するために必要な活動を実施する。
指定公共機関 指定地方公共機関 公共的団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の公共性又は公益性から自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2節 各防災機関が処理すべき事務または業務

市及び県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体およびその他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務または業務を処理するものとする。

1. 市

機関名	処理すべき事務または業務
高萩市	<ul style="list-style-type: none"> ・高萩市の市域における災害予防対策、災害応急対策全般に関すること ・市所管施設の復旧、市域の復興に関すること

2. 県の機関

機関名	処理すべき事務または業務
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県全域における災害予防対策、災害応急対策全般に関すること ・県所管施設の復旧、県全体の復興に関すること
高萩工事事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄土木関係の災害対策に関すること
日立保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・医療および防疫対策に関すること
高萩警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の犯罪予防、交通規制、避難誘導、警備等に関すること
高萩土地改良事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・農耕地および農業用施設の災害対策に関すること
県北県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉、環境保全、建築、開発、建設リサイクルに関すること

3. 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務または業務
警察庁関東管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ・管区内各県警察の指導・調整・情報収集・連絡等に関すること ・他管区警察局・警視庁、防災関係機関との連携に関すること
総務省関東総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における通信の確保に関すること
財務省関東財務局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧事業の資金の融資等に関すること
厚生労働省関東信越厚生局	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護班の応援派遣に関すること
厚生労働省茨城労働局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の労働環境、職業あつせん、失業給付等に関すること
国土交通省関東地方整備局 常陸河川国道事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する道路、河川、港湾施設、海岸保全施設等の整備、応急対策、復旧対策に関すること
国土交通省関東運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における運送業者に対する協力要請に関すること ・災害時における被災者、必要物資等の輸送に関すること
農林水産省関東農政局 茨城県拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における営農支援、食糧供給等に関すること
農林水産省関東森林管理局 茨城森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> ・治山事業、保安林、保安施設等の保全に関すること ・災害応急対策用木材(国有林材)の供給に関すること
経済産業省関東経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係物資の供給確保に関すること ・災害時における事業者の正常な運営の確保、振興に関すること

経済産業省 関東東北産業保安監督部	・火薬類、ガス、電気など危険物等の保全に関すること
気象庁東京管区气象台 水戸地方气象台	・災害に関する資料提供、予警報の発表、通知等に関すること
海上保安庁 第三管区海上保安部 茨城海上保安部	・海難救助、海上警備、海上の安全確保に関すること ・船舶による救助物資および避難者の輸送の協力に関すること

4. 自衛隊

機関名	処理すべき事務または業務
自衛隊	・災害時の人命救助または財産保護のための応急対策に関すること

5. 指定公共機関

機関名	処理すべき事務または業務
日本郵政株式会社高萩郵便局	・災害時における郵便、郵便貯金、簡易保険業務に関する こと
日本銀行水戸事務所	・災害時における現地金融機関の緊急措置に関すること
日本赤十字社茨城県支部	・災害時における医療および助産等の救護の実施に関する こと ・災害救助の協力、義援金品の募集および配布に関する こと
日本放送協会 水戸放送局	・災害状況、気象予警報等の放送に関すること ・義援金品の募集、配布に関すること
東日本高速道路株式会社	・管理する道路の保全および応急復旧に関すること
東日本旅客鉄道株式会社	・鉄道、バス等の施設の保全に関すること ・救助物資および避難者の輸送の協力に関すること
東日本電信電話株式会社	・電気通信施設の整備、応急・復旧に関すること ・災害時における緊急電話の取扱いに関すること
東京瓦斯株式会社	・災害時におけるガス供給、施設の応急・復旧に関すること
日本通運株式会社	・救助物資および避難者の輸送の協力に関すること
東京電力パワーグリッド株式会社	・災害時における電力供給、施設の応急・復旧に関する こと
KDDI株式会社	・電気通信施設の整備、応急対策、災害復旧に関すること
株式会社NTTドコモ	・電気通信施設の整備、応急対策、災害復旧に関すること

6. 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務または業務
茨城交通株式会社 ジェイアールバス関東株式会社 社団法人茨城県バス協会	・鉄道、バス等の施設の保全に関する事 ・災害時における救助物資および避難者の輸送の協力に関する事
社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会	・災害時におけるボランティアの受入れに関する事 ・生活福祉資金の貸付に関する事
社団法人茨城県医師会 社団法人茨城県歯科医師会 社団法人茨城県薬剤師会 社団法人茨城県看護協会	・災害時における応急医療活動に関する事
社団法人茨城県トラック協会	・災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関する事
社団法人茨城県高圧ガス保安協会	・高圧ガス施設の点検、調査、巡視に関する事 ・高圧ガスの供給、災害対策の協力に関する事
株式会社茨城新聞社 株式会社茨城放送	・市民に対する防災知識、対策の普及・周知に関する事 ・行政機関等が行う災害広報活動の協力に関する事

7. 公共的団体およびその他防災上重要な施設の管理者

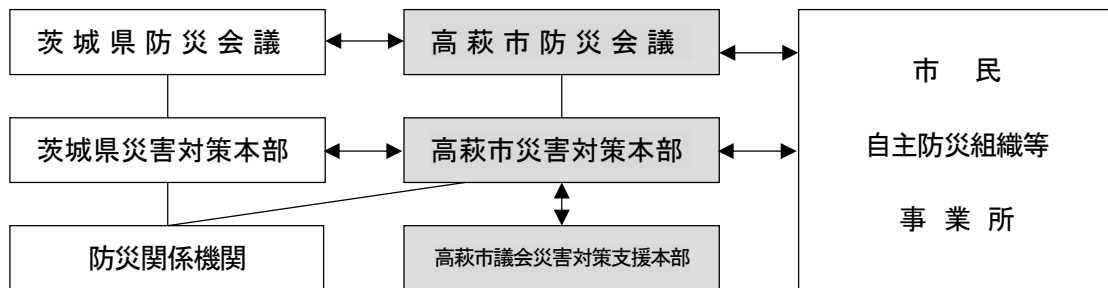
機関名	処理すべき事務または業務
常陸農業協同組合	・災害時における主要食糧確保並びに営農指導等に関する事
高萩市商工会	・商工業の被害状況調査の協力に関する事 ・被災中小企業の応急対策指導および復旧指導に関する事
大津漁業協同組合	・災害時の漁船に対する避難の指示に関する事 ・水産物、水産施設の災害連絡および応急措置に関する事
多賀医師会	・災害時の緊急救護、医療に対する協力援助に関する事
高萩市歯科医師会	・災害時の歯科医療救護に対する協力援助に関する事。
高萩薬剤師会	・災害時の医療救護活動に対する協力援助に関する事。
茨城県看護協会	・災害時の医療救護に対する協力援助に関する事。

第3節 高萩市の防災組織

1. 高萩市の防災組織

災害対策を総合的に実施するための組織として高萩市防災会議があり、災害時に応急対策活動を実施するために災害対策本部を設置する。市は、市民、自主防災組織、事業所、県及び防災関係機関と連携を図りながら防災活動を推進する。

【防災組織】



2. 高萩市防災会議

高萩市防災会議は、災害対策基本法第16条第6項及び高萩市防災会議条例に基づき設置され、市域における災害対策全般に関し、本市及びその他の防災関係機関が実施すべき対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする機関である。

【防災会議の概要】

所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・高萩市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 ・市域に係る災害に関する情報を収集すること。 ・水防法第33条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。 ・そのほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・市長を会長とし、高萩市防災会議条例第3条第5項に規定する委員及び第4条に規定する専門委員をもって組織する。

※資料1-1 高萩市防災会議条例

※資料1-2 高萩市防災会議委員名簿

3. 高萩市災害対策本部

高萩市災害対策本部は、市域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において必要があると認めるときに、災害対策基本法および高萩市災害対策本部条例に基づき市長が設置し、防災関係機関等との連絡調整をはかりながら総合的、効果的に災害応急対策を実施する機関である。

災害対策本部の組織・運営は、高萩市災害対策本部条例および本計画（第3編第1章）に定めるところによる。

※資料1-3 高萩市災害対策本部条例

第4章 高萩市における災害の歴史

第1節 気象災害の歴史

1. 気象災害の概況

主な気象災害として、台風や低気圧による風水害と、これに伴う洪水、高潮のほか、雷災、ひょう害、霜害、冷害等がある。

【主な気象災害の例】

台風	・台風に伴う大雨による河川の氾濫、浸水等 ・台風に伴う強風による家屋等の倒壊など
豪雨、洪水	・大雨による河川等の氾濫 ・低地帯等の内水防排除不良による浸水等 ・がけ崩れによる建造物の損壊など
高潮、高波	・気圧降下に伴う海面の吸い上げ、風による海水の吹き寄せ ・高潮、高波に伴う塩害など
その他	・冬季の異常乾燥による大規模火災 ・積雪害 ・濃霧による陸、海上の交通事故 ・台風、暴風雨に伴う船舶座礁、危険物等の流出など

2. 気象災害の歴史

茨城県における過去の主な気象災害は、次のとおりである。

【台風】

災害名および被害の概要(県内)
昭和33年台風21号(昭和33.9.18) 雨量：水戸120mm 人的被害：負傷者9名 建物被害：全半壊ほか38戸 浸水被害：床上19戸 床下262戸
昭和33年台風22号【狩野川台風】(昭和33.9.27) 雨量：水戸120mm 人的被害：死者5名、負傷者18名 建物被害：全半壊ほか161戸 浸水被害：床上329戸 床下1,875戸
昭和41年台風4号(昭和41.6.28) 雨量：不明 人的被害：死者6名、負傷者2名 建物被害：全半壊ほか25戸 浸水被害：床上25戸 床下3,351戸
昭和52年台風11号(昭和52.9.19) 雨量：不明 人的被害：死者4名、負傷者6名 建物被害：全半壊ほか0戸 浸水被害：床上370戸 床下1,364戸
昭和54年台風20号(昭和54.10.19) 雨量：不明 人的被害：死者1名 建物被害：全半壊ほか17戸 浸水被害：床上347戸 床下781戸
昭和61年台風10号(昭和61.8.4~6) 雨量：不明 人的被害：死者4名、負傷者14名

第1編 総則
第4章 高萩市における災害の歴史

<p>昭和61年台風10号(昭和61.8.4~6) 建物被害：全半壊ほか28戸 浸水被害：床上6,980戸 床下8,029戸</p>
<p>平成2年台風11号(平成2.8.8~10) 雨量：北部100~250mm 南部30mm~100mm 人的被害：負傷者1名 建物被害：全半壊ほか0戸 浸水被害：床上0戸 床下1戸</p>
<p>平成3年台風18号(平成3.9.18~21) 雨量：不明 人的被害：負傷者2名 建物被害：全半壊ほか74戸 浸水被害：床上466戸 床下2,782戸</p>
<p>平成5年台風11号(平成5.8.26~27) 雨量：不明 人的被害：なし。 建物被害：全半壊ほか2戸 浸水被害：床上1戸 床下91戸</p>
<p>平成8年台風18号(平成8.9.21~23) 雨量：不明 人的被害：死者1名、負傷者13名 建物被害：全半壊ほか277戸 浸水被害：床上18戸 床下450戸</p>
<p>平成14年台風6号(平成14.7.9~11) 雨量：北茨城市花園307mm 人的被害：なし。 建物被害：全半壊ほか1戸 浸水被害：床上14戸 床下45戸</p>
<p>平成16年台風23号(平成16.10.20~21) 雨量：笠間201mm 人的被害：負傷者2名 建物被害：全半壊ほか2戸 浸水被害：床上9戸 床下210戸</p>
<p>平成19年台風9号(平成19.9.6~7) 雨量：花園267mm 高萩市大能231mm 人的被害：負傷者10名 建物被害：全半壊ほか0戸 浸水被害：床上1戸 床下1戸</p>
<p>平成21年台風18号(平成21.10.8) 雨量：花園167mm 大能231mm 人的被害：負傷者15名 建物被害：全半壊ほか256戸 浸水被害：床上1戸 床下19戸</p>
<p>平成23年台風15号(平成23.9.21) 雨量：不明 人的被害：死者1名、負傷者15名 建物被害：全半壊ほか50戸 浸水被害：床上52戸 床下88戸</p>
<p>平成25年台風26号(平成25.10.15) 雨量：鹿嶋市362.5mm 人的被害：負傷者15名 建物被害：全半壊ほか68戸 浸水被害：床上104戸 床下389戸</p>
<p>平成26年台風18号(平成26.10.5~6) 雨量：石岡市柿岡278.5mm 人的被害：死者2名、負傷者2名 建物被害：全半壊ほか6戸 浸水被害：床上12戸 床下115戸</p>
<p>令和元年台風19号(令和1.10.12~13) 雨量：花園479.0mm 大能405.5mm 人的被害：死者2名、負傷者20名、不明者1名 建物被害：全半壊ほか3,457戸 浸水被害：床上104戸 床下443戸</p>
<p>令和5年台風13号(令和5.9.8~9) 雨量：日立市282.5mm 鹿嶋市281.0mm 人的被害：死者3名、負傷者2名 建物被害：全半壊ほか761戸 浸水被害：床上38戸 床下1,014戸 * 県沿岸部に線状降水帯が発生</p>

第1編 総則

第4章 高萩市における災害の歴史

【洪水】

災害名および被害の概要(県内)
昭和 36.6.27 梅雨末期の集中豪雨 雨量：日立 342mm 水戸 309mm 人的被害：死者 11名、負傷者 7名、不明者 1名 建物被害：全半壊ほか 34戸 浸水被害：床上 1,754戸 床下 6,456戸
平成 27.9.9 【関東・東北豪雨】 雨量：古河市 247.0mm 人的被害：死者 9名、負傷者 54名 建物被害：全半壊ほか 5,551戸 浸水被害：床上 202戸 床下 3,780戸
令和 1.10.25 台風 21号の影響による豪雨 雨量：鉾田市 200.5mm 花園 180.5mm 人的被害(高萩市)：なし。 建物被害(高萩市)：全半壊ほか 0戸 浸水被害：床上 1戸 床下 23戸

【その他】

災害名および被害の概要(県内)
平成 3.3.7～8 日立市山林火災 焼失面積 170ha 人的被害：なし。(被災 12世帯 35名) 建物被害：全焼 8戸、部分焼失 3戸
平成 14.12.5 北朝鮮籍貨物船座礁事故 人的被害：なし。 建物被害：なし。燃料油や積み荷のタイヤチップが流出し、沿岸部の広範囲に漂着

※出典：茨城県地域防災計画 風水害等対策計画編

第2節 地震災害の歴史

茨城県における過去の主な地震災害は、次のとおりである。

【明治以前】

地震並びに被害の概要
西暦 799. 9. 18(延暦 18. 8. 11) 常陸国鹿島・那珂・久慈・多賀の4郡に津波 波が通常の汀線から1町(約110m)まで到達 人的被害：不 明 建物被害：不 明
西暦 1420. 9. 7(応永 7. 7. 20) 常陸国多賀郡河原子、相賀に津波(4時間に9回到達) 人的被害：不 明 建物被害：不 明
西暦 1677. 11. 4(延宝 5. 10. 9) 磐城から房総にかけて津波襲来 水戸領内の被害 人的被害：死者36名 建物被害：全半壊ほか189戸 その他：舟の被害353艘

【明治以降】

地震並びに被害の概要(県内)
明治 29. 1. 9 鹿島灘の地震 規模：M7. 2 人的被害：不 明 建物被害：不 明 その他：県内では鹿島・新治・那珂・行方、水戸で大きな被害
大正 12. 9. 1【関東大震災】 規模：M7. 9 人的被害：死者5名、負傷者40名 建物被害：全半壊ほか1, 198戸
昭和 13. 5. 23 塩屋崎沖の地震 規模：M7. 0 人的被害：不 明 建物被害：不 明 *県内で煙突折損5件、土蔵倒壊1件
平成 12. 7. 21 茨城県沖の地震 規模：M6. 4 人的被害：なし。 建物被害：全半壊ほか、一部破損2戸 浸水被害：なし。*阿見町で断水
平成 17. 8. 16 宮城県沖の地震 規模：M7. 2 人的被害：なし。 建物被害：なし。*日本原子力研究所東海研究所JRR-4が自動停止
平成 23. 3. 11 東北地方太平洋沖地震 規模：M9. 0 人的被害：死者66名、負傷者714名 不明者1名 建物被害：全半壊ほか218, 185戸 浸水被害：643戸
平成 23. 3. 19 茨城県北部の地震 規模：M6. 1 人的被害：不 明 建物被害：不 明 *市内で震度5弱を観測
平成 23. 4. 11 福島県浜通りの地震 規模：M7. 0 人的被害：負傷者4名 建物被害：不 明 *県沿岸部に津波警報発令(被害なし)
平成 23. 9. 21 茨城県北部の地震 規模：M5. 3 人的被害：不 明 建物被害：不 明 *市内で震度5弱を観測

第1編 総則

第4章 高萩市における災害の歴史

地震並びに被害の概要(県内)
平成 23. 11. 20 茨城県北部の地震 規模：M5. 5 人的被害：負傷者 1 名 建物被害：なし。 *市内で震度 5 弱を観測
平成 24. 3. 10 茨城県北部の地震 規模：M5. 5 人的被害：なし。 建物被害：なし。 *市内で震度 5 弱を観測
平成 25. 1. 31 茨城県北部の地震 規模：M4. 7 人的被害：負傷者 1 名 建物被害：なし。 *市内で震度 5 弱を観測
平成 25. 12. 31 茨城県北部の地震 規模：M5. 4 人的被害：なし。 建物被害：なし。 *市内で震度 5 弱を観測
平成 28. 11. 22 福島県沖の地震 規模：M5. 4 人的被害：不 明 建物被害：不 明 *県沿岸部に津波警報発令(被害なし)
平成 28. 12. 28 茨城県北部の地震 規模：M6. 3 人的被害：負傷者 2 名 建物被害：全半壊ほか 5 戸 *市内で震度 6 弱を観測

※出典：茨城県地域防災計画 地震災害対策計画編

※出典：気象庁推計震度分布データ（東日本大震災以降を記載）

第3節 津波災害の歴史

茨城県における過去の主な津波災害は、次のとおりである。

【明治以前】

被害の概要
西暦 799. 9. 18(延暦 18. 8. 11) 常陸国鹿島・那珂・久慈・多賀の4郡に津波が通常の汀線から1町(約110m)まで到達 人的被害：不 明 建物被害：不 明
西暦 869. 7. 17(貞観 11. 5. 26) 東北地方三陸沖 推定規模：M8. 3 人的被害：溺死者約1千名(推定) 建物被害：城郭・倉庫・垣壁など多数
西暦 1420. 9. 7(応永 27. 7. 20) 常陸多賀郡河原子及び相賀に津波(4時間に9回到達) 人的被害：不 明 建物被害：不 明
西暦 1677. 11. 4(延宝 5. 10. 9) 磐城から房総にかけて津波襲来 推定規模：M8. 0 人的被害：死者36名(溺死) 建物被害：全半壊ほか189戸 その他：舟の被害353艘

【明治以降】

被害の概要(県内)
明治 29. 1. 9 鹿島灘の地震 規模：M7. 3 人的被害：不 明 建物被害：久慈・那珂川沿岸部で家屋や土蔵に小規模な被害
昭和 13. 5. 23 塩屋崎沖の地震 規模：M7. 0 人的被害：不 明 建物被害：不 明 *県内で煙突折損5件、土蔵倒壊1件
昭和 13. 11. 5 福島県東方沖の地震 規模：M7. 5 人的被害：不 明 建物被害：県内で微小な被害 *祝(大洗町)などで津波を観測
昭和 27. 3. 4 十勝沖地震 規模：M8. 2 人的被害：不 明 建物被害：不 明
昭和 35. 5. 23 チリ地震 規模：M9. 5 人的被害：死者・不明者142名 建物被害：全半壊ほか3, 500戸以上 *被害は全国の概数
平成 23. 3. 11 東北地方太平洋沖地震 規模：M9. 0 人的被害：死者66名、負傷者714名、不明者1名 建物被害：全半壊ほか129, 185戸 浸水被害：床上33戸 床下610戸

※出典：茨城県地域防災計画 津波災害対策計画編

第5章 高萩市における被害の想定

第1節 被害の想定

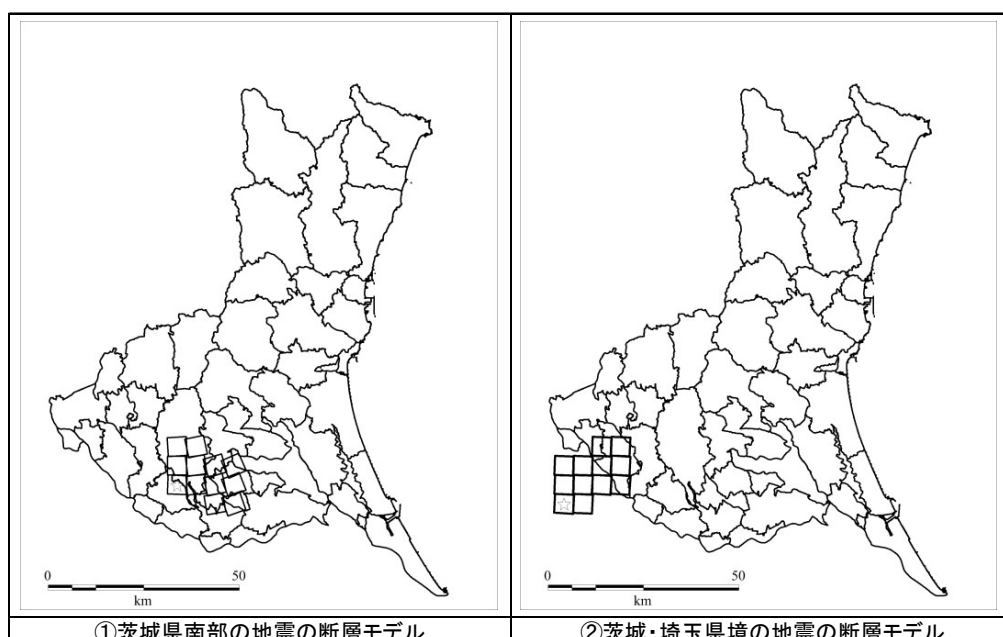
1. 本県に被害をもたらす可能性のある地震

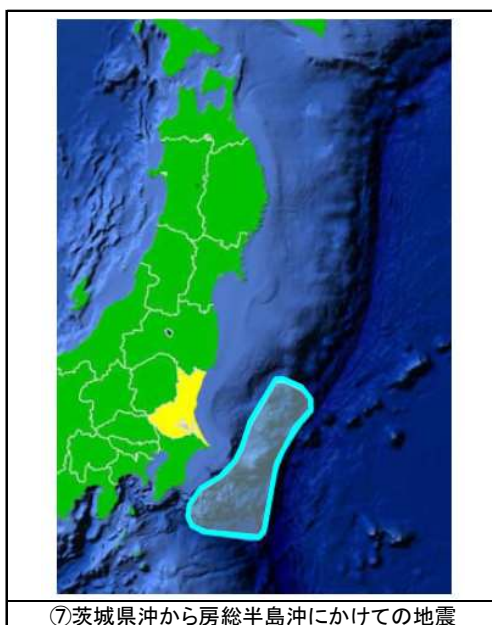
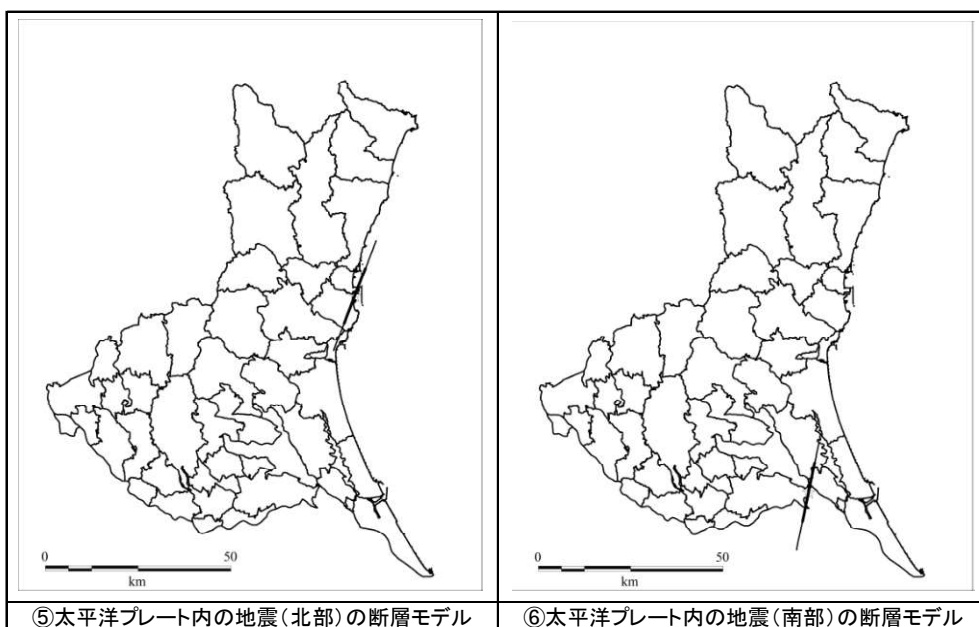
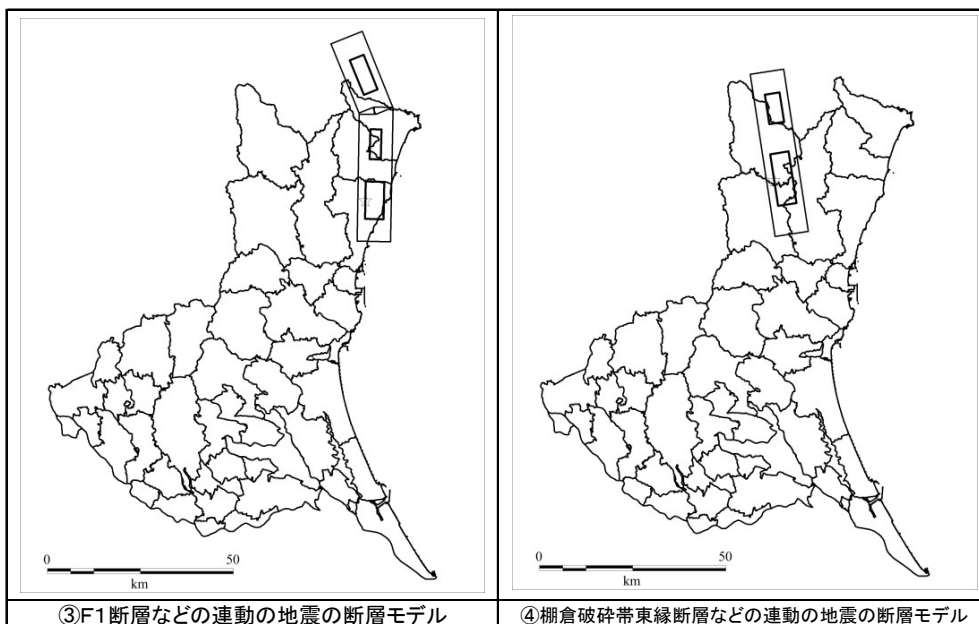
茨城県に影響を及ぼす地震としては、以下のような地震が想定されている。
(平成30年12月21日茨城県公表)

【想定される主な地震】

No	地震名	地震規模(Mw)	高萩市の最大震度
①	茨城県南部の地震(茨城県南部)	7.3	5弱
②	茨城・埼玉県境の地震(茨城・埼玉県境)	7.3	4
③	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震(F1断層)	7.1	7
④	棚倉破碎帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震(棚倉破碎帯)	7.0	5強
⑤	太平洋プレート内の地震(北部) (太平洋プレート(北部))	7.5	6弱
⑥	太平洋プレート内の地震(南部) (太平洋プレート(南部))	7.5	5強
⑦	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震 (茨城県沖～房総半島沖)	8.4	6弱

※上記の中で、本市に最も影響を及ぼす地震は、③F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震で本市は震度7で、最大の人的被害は、死者257名、負傷者902名、建物被害は、全壊4,312棟、半壊3,152棟と想定されている。





2. 津波浸水の想定

(1) 最大級の津波浸水想定

東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、新たな津波対策の考え方を平成23年9月28日に示した。この中で、今後の津波対策を構築するにあたっては、以下に示す2つのレベルの津波を想定する必要があるとされている。これを受け、茨城県では、L2津波に対して総合的防災対策を構築する際の基礎となる「津波浸水想定」を検討しており、東北地方太平洋沖地震津波と県が新たに想定した津波（延宝房総沖地震津波の震源域等を参考にした地震）の2種類の津波を想定した津波シミュレーションを実施し、その結果を重ね合わせて最大となる浸水域、浸水深を抽出している。本市における津波浸水想定結果は、次のとおりである。

【津波レベルと対策の基本的考え方】

	発生レベル	基本的考え方
比較的頻度の高い津波 (L1津波)	発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（数十年から百数十年の頻度）	人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備
最大クラスの津波 (L2津波)	発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波	住民等の生命を守ることを最優先として、ハード・ソフトの施策による「多重防御」による地域づくりを推進、地域の状況に応じた総合的な対策を構築

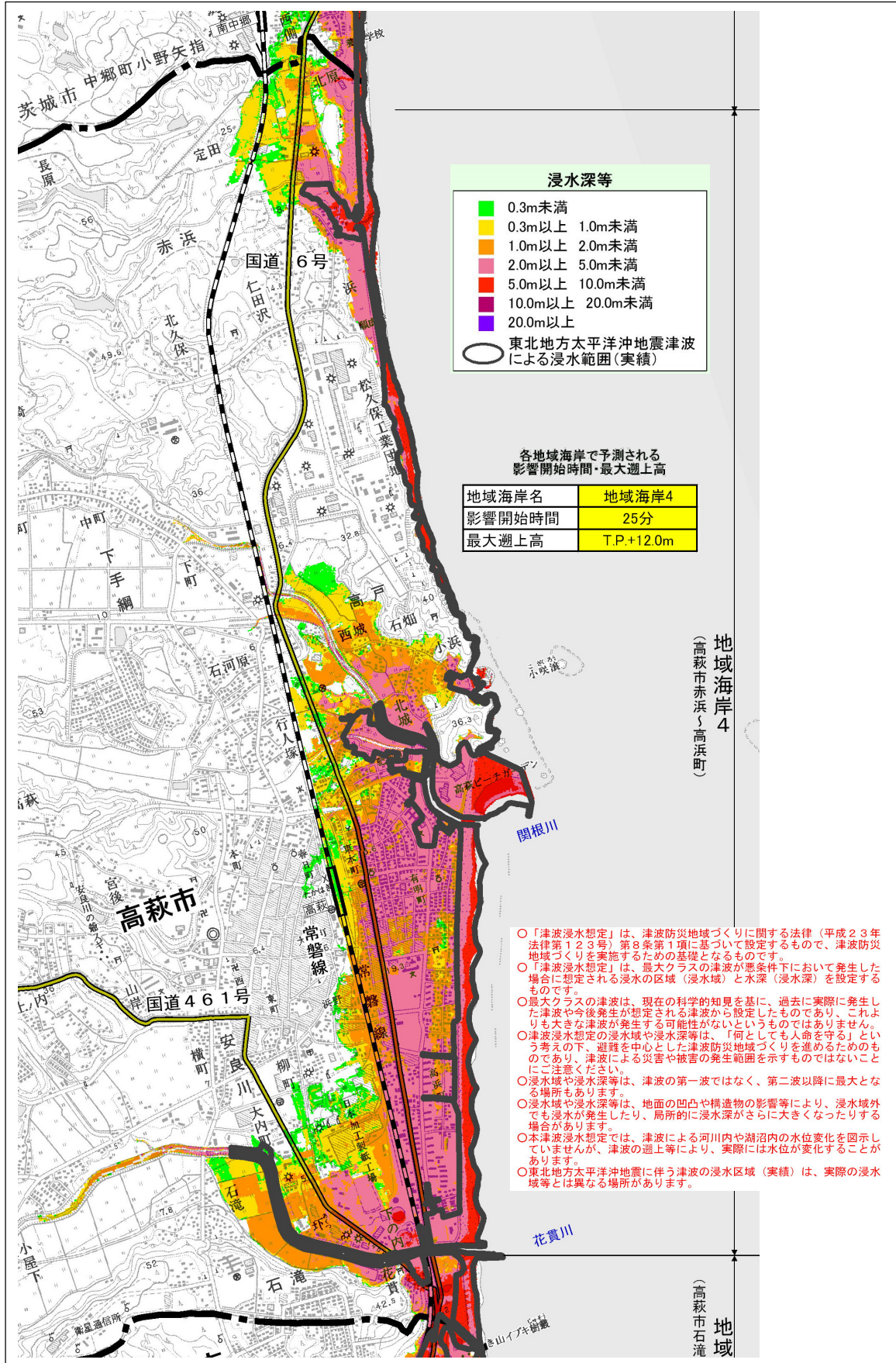
(2) 日本海溝・千島海溝地震による津波被害想定

令和3年12月に中央防災会議（「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」）が発表した、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定」は下記の通り。

1 日本海溝地震・千島海溝地震共通			
(1) 高萩市の震度 震度 3			
(2) 最大津波高 4.6m(赤浜海岸)			
(3) 影響開始時間 57分～62分			
(4) 特徴			
震度はさほどではないが、地震発生から1時間程度で津波が到来するため、津波に関する避難情報を早期に発令する必要があるとともに、平常時から対象地域の住民に対する周知啓発が必要となる。			
地震の名称	日本海溝地震	千島海溝地震	
人的被害	死者	600名	80名
	負傷者	200名	60名
建物被害(全壊棟数)	600棟	70棟	
避難者数 (茨城県は「低体温症要対処者」なし)	10,000名	3,100名	
その他の被害	断水	なし	なし
	停電	800棟	100棟
	災害廃棄物 津波堆積物	80万t	40万t

* 茨城県全体の被害想定中、最大数を抜粋

【L2津波浸水想定結果】



※出典：茨城沿岸津波対策検討委員会検討結果(平成24年8月)

第1編 総則

第5章 高萩市における被害の想定

【日本海溝・千島海溝地震津波浸水想定図】



第2節 高萩市の防災上の課題

東北地方太平洋沖地震津波の浸水面積（実績）は0.2 km²であったのに対し、茨城県の津波浸水想定では2.9 km²と想定されており、地震のみならず津波により、東北地方太平洋沖地震の被害状況を上回る甚大な被害が想定される。

このことから、東日本大震災で顕在化した様々な防災上の課題を解消・克服し、防災と減災の両面から市民等の安全・安心を確保する必要がある。

～ 東日本大震災により顕在化した、高萩市の防災上の課題 ～

1. **情報提供(避難・津波等)** . . . 「第2編 第1章 防災体制を整備する」などに記載
 - 正確な情報を確実に伝えられる情報提供手段と体制の構築
2. **避難誘導** . . . 「第3編 第4章 避難活動を実施する」などに記載
 - 沿岸や常磐線東側からの避難誘導方法の検討
 - 避難行動要支援者等への対応方法
 - 津波と避難に対する意識啓発
 - 正確・確実な情報伝達
3. **避難所の運営** . . . 「第3編 第4章 避難活動を実施する」などに記載
 - 避難所運営マニュアルの整備
 - 備蓄物資、必要設備等の確保
 - 季節や年齢、性別に応じた避難所環境の充実
4. **災害に対する意識・理解** . . . 「第2編 第2章 地域防災力を向上する」などに記載
 - 家庭での備え等の啓発
 - 個人や家庭での自助、地域での協力の啓発
 - 行政・市民の協力体制の構築
 - 職員研修、避難訓練等の充実
5. **非常用物資の確保** . . . 「第2編 第1章 防災体制を整備する」などに記載
 - 地域特性にあった水の確保方法
 - 年齢・性別等も考慮した非常用物資のリストと必要量の検討
 - 家庭や地域での非常用物資確保の啓発
6. **応急・復旧対応** . . . 「第3編 第6章 施設の応急復旧を実施する」などに記載
 - 災害対応マニュアルの整備
 - 行政や消防団、地域等の役割の明確化
 - 災害に対応した復旧方針の設定
7. **避難行動要支援者等対応** . . . 「第2編 第1章 防災体制を整備する」などに記載
 - 避難行動要支援者等の情報の整理・公開と地域との役割分担の明確化
8. **原子力災害対応** . . . 「第5編」などに記載
 - 限られた情報伝達手段の中での原子力災害に対する正確な情報収集・伝達方法の確立
9. **その他**
 - 体験の継承、家庭や行政の防災対策の継続的な啓発
 - 自助・共助意識の向上
 - 施設の耐震化の推進

※ 防災：災害を未然に防ぐための施策、取り組み

減災：災害が発生したとき、被害を最小限に食い止めるための取り組み

第2編 災害予防計画

第1章 防災体制を整備する	→	第1節 災害に強い組織をつくる
	→	第2節 災害に強いひとをつくる
	→	第3節 災害時の連携体制をつくる
	→	第4節 情報収集伝達体制を整備する
	→	第5節 消防・救急・医療体制を整備する
	→	第6節 緊急輸送手段を整備する
	→	第7節 避難収容体制を整備する
	→	第8節 緊急物資確保体制を整備する
	→	第9節 避難行動要支援者等支援体制を整備する
	→	第10節 帰宅困難者支援体制を整備する
	→	第11節 災害廃棄物対策を整備する
	→	第12節 文化財を災害から守る
第2章 地域防災力を向上する	→	第1節 防災意識を高める
	→	第2節 自主防災体制を整備する
	→	第3節 ボランティアの活動環境を整備する
	→	第4節 企業の防災力を向上する
第3章 災害予防対策を推進する	→	第1節 都市防災機能を強化する
	→	第2節 地震災害予防対策を推進する
	→	第3節 津波災害予防対策を推進する
	→	第4節 水害予防対策を推進する
	→	第5節 地盤災害予防対策を推進する
	→	第6節 武力攻撃災害対策等を推進する

第1章 防災体制を整備する

第1節 災害に強い組織をつくる	→	1. 初動体制を確立・強化する
	→	2. 災害救助法の運用体制を強化する
第2節 災害に強いひとをつくる	→	1. 災害への対応力を強化する
第3節 災害時の連携体制をつくる	→	1. 応援要請・受入体制を強化する
第4節 情報収集伝達体制を整備する	→	1. 情報通信機器を整備・強化する
	→	2. 情報収集伝達体制を整備する
	→	3. 情報の管理・運用方法を強化する
第5節 消防・救急・医療体制を整備する	→	1. 消防体制を強化する
	→	2. 医療体制を整備する
第6節 緊急輸送手段を整備する	→	1. 緊急輸送手段を整備する
第7節 避難収容体制を整備する	→	1. 避難環境を整備する
	→	2. 避難体制を整備する
第8節 緊急物資確保体制を整備する	→	1. 食糧等、生活必需品等を備蓄・調達する
	→	2. 応急給水・応急復旧体制を整備する
第9節 避難行動要支援者等支援体制を整備する	→	1. 避難行動要支援者等の支援体制を整備する
第10節 帰宅困難者支援体制を整備する	→	1. 帰宅困難者の支援体制を整備する
第11節 災害廃棄物対策を整備する	→	1. 廃棄物の処理体制を整備する
第12節 文化財を災害から守る	→	1. 文化財の予防体制を整備する

第1節 災害に強い組織をつくる

1. 初動体制を確立・強化する

→ (1) 初動体制を確立させる

→ (2) 組織の運営体制を充実する

→ (3) 各種応急危険度判定体制を整備する

2. 災害救助法の運用体制を強化する

→ (1) 災害救助法運用体制を整備する

1. 初動体制を確立・強化する

〇市は、災害が発生した際に速やかに職員を動員して応急対策活動が円滑に行えるようにするため、あらかじめ体制を整備し、各職員の役割分担の徹底を図る。

(1) 初動体制を確立させる

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 全庁各課(職員)

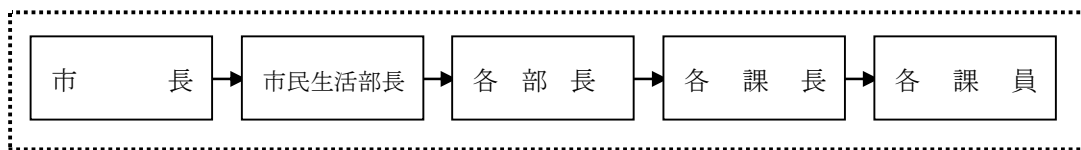
【関係機関】 ー

動員計画・緊急連絡網の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各課災害の種類・被害状況に応じた動員計画及びそれに基づく緊急連絡網の作成と周知徹底 ○ 発災時から応急活動開始までの「職員参集マイ・タイムライン」の作成、年次修正
非常参集体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の種類・規模、実情や、今後実施する予定の災害対応業務の種類、開始時期、人員配置(交代職員の確保)などを考慮した、職員動員体制の整備【第1. 5動員体制】 ○ 緊急連絡方法の多重化 ○ 緊急情報の伝達訓練や参集(徒歩・自転車等)訓練等の定期的な実施
防災行動計画(タイムライン)の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 洪水対策タイムラインの年次見直し
業務継続計画(BCP)の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ どのような状況下においても、必要な市民サービスを維持、提供するため、業務継続計画(BCP)の整備
国民保護計画の適切な見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力施設等への武力攻撃事態等の発生に備えるため、国民保護計画の適切な見直し

動員配備の基準…

体制区分	動員基準		動員内容	本部設置
	風水害	震災・津波		
準備体制 (事前準備)	・注意報が発表され小災害の発生のおそれがある	・市内で震度4が記録 ・茨城県沿岸に津波注意報が発表	危機対策課職員	
第1 動員体制 (警戒体制)	・注意報が発表され小災害の発生のおそれがある ・災害警戒体制本部長(市民生活部長)が必要と認めた	・市内で震度5弱が記録 ・茨城県沿岸に津波注意報が発表され災害発生のおそれがある	予め指定された職員	災害警戒体制本部を設置
第2 動員体制 (緊急体制)	・警報が発表され、災害の発生が予想される(または発生) ・災害対策本部長(市長)が必要と認めた	・市内で震度5強以上が記録 ・茨城県沿岸に津波警報が発表され、被害発生のおそれがある	全職員	災害対策本部を設置
第3 動員体制 (非常体制)	・全市域にわたり災害が発生するおそれがある ・局地災害で被害が甚大と予想される ・災害対策本部長(市長)が必要と認めた	・市内で震度6弱以上が記録 ・茨城県沿岸に大津波警報が発表された		

災害時の動員の連絡体系…



業務継続計画(BCP)とは…

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等を予め定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画
内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(H28.2)」

業務継続のための6要素とは…

- 1 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- 2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- 3 電気、水、食料等の確保
- 4 災害時にも繋がり易い多様な通信手段の確保
- 5 重要な行政データのバックアップ
- 6 非常時優先業務の整理

国民保護計画とは…

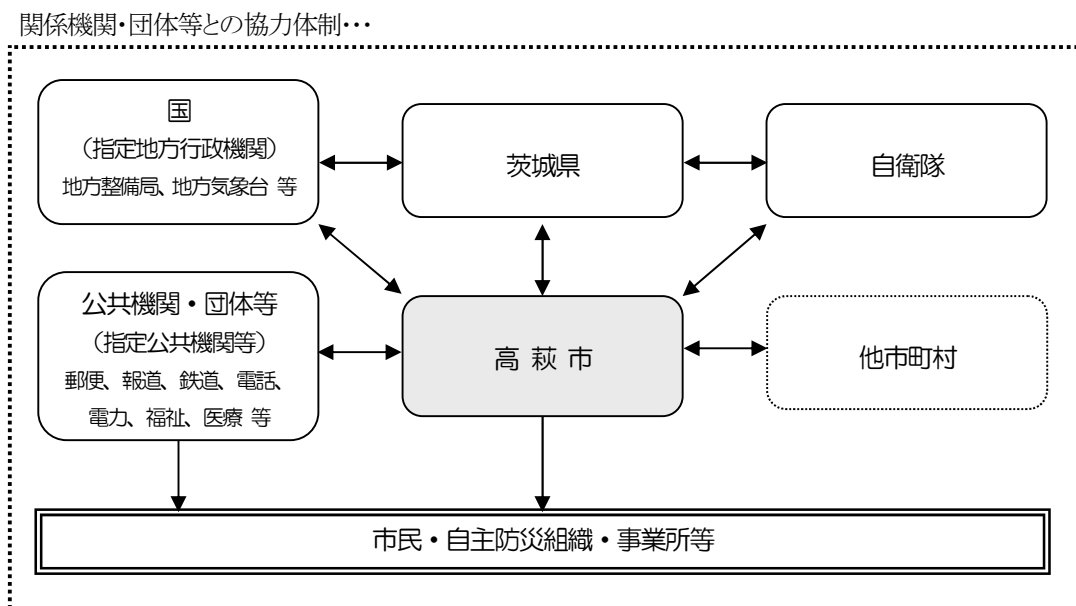
国民保護計画とは、政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画である。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。

出典：内閣官房国民保護ポータルサイト

(2) 組織の運営体制を充実する

- 【主担当課】 危機対策課、総務課
【関係課】 —
【関係機関】 —

市における防災体制整備	○ 地域防災計画に基づく市民・自主防災組織・事業所等との協力体制の整備
市における活動体制の整備	○ 職員・課向けの各種行動マニュアルの策定・配布、周知及び訓練 ○ 市の各部課の相互の連携体制の整備 ○ 関係機関、団体等との協力体制の強化
防災関係機関等における活動体制の整備	○ 計画的かつ継続的な研修及び共同訓練等の実施による連携体制の整備



(3) 各種応急危険度判定体制を整備する

【主担当課】 都市建設課

【関係課】 危機対策課

【関係機関】 ー

被災建築物応急危険度判定実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災建築物応急危険度判定士の養成 ○ 迅速な応急危険度判定活動の実施体制の整備 ○ 家屋の被害調査体制の整備
被災宅地危険度判定実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宅地危険度判定講習会への受講の促進 ○ 被災宅地応急危険度判定士の養成 ○ 迅速な被災宅地の危険度判定活動の実施体制の整備 ○ 判定に必要な資機材や備品の整備 ○ 広域相互応援等の実施体制の整備

被災建築物応急危険度判定とは…

■応急危険度判定

応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としている。

判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしている。

また、これらの判定は建築の専門家が個々の建築物を直接見て回るため、被災建築物に対する不安を抱いている被災者の精神的安定にもつながるといわれている。

■応急危険度判定士

応急危険度判定業務に従事する者として、民間の建築士等の方々に、応急危険度判定に関する講習を受講していただくことなどにより、「応急危険度判定士」として都道府県が養成、登録を行っている。また、独立行政法人都市再生機構、社団法人高層住宅管理業協会においても養成、登録を行っている。

参考：被災建築物応急危険度判定必携（全国被災建築物応急危険度判定協議会）

2. 災害救助法の運用体制を強化する

○市は、災害救助法の申請・運用が円滑に行えるよう、マニュアルの整備や運用訓練の実施など運用体制を整備する。

(1) 災害救助法運用体制を整備する

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

災害救助法等の運用への習熟	<input type="checkbox"/> 災害救助法の運用訓練の実施 <input type="checkbox"/> 災害救助法の実務資料の事前整備
運用マニュアルの整備	<input type="checkbox"/> 災害救助法等の運用マニュアルの作成

災害救助法に関する主な実務資料等…

- ・災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
- ・災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）
- ・災害救助事務取扱要領（厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室）
- ・災害救助担当者全国会議資料（厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室）等

第2節 災害に強いひとをつくる

1. 災害への対応力を強化する

→ (1) 職員の行動マニュアルを整備する

→ (2) 防災研修及び防災訓練を実施する

1. 災害への対応力を強化する

○市及び関係機関、事業者、市民は、各種の災害想定のもと、互いの役割と連携を確認しつつ、具体的かつ効果的な訓練を定期的かつ継続的に実施し、災害対応力を強化する。

(1) 職員の行動マニュアルを整備する

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 ー

<p>行動マニュアルの策定・周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の職員行動マニュアルの作成 ○ 市及び関係機関、市民、事業者の役割の明確化と行動マニュアルの理解の促進 ○ 適切に判断するとともに、空振りを恐れず職員を動員配備し災害対応が出来るよう各課で応急活動や非常時優先業務の絞り込み
----------------------	--

職員行動マニュアルで定める主な事項・・・

- ・ 災害時の初動対応
(参集、情報収集、避難誘導、被害状況の把握、災害対策本部の設置など)
- ・ 班編成及び各班の役割
- ・ 各班による応急活動の手順・内容
- ・ 災害に対する職員の心構え
- ・ 応急活動の組織体制など

(2) 防災研修及び防災訓練を実施する

【主担当課】 危機対策課、秘書広報課、総務課、高萩消防署、警防課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 ー

防災研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係防災機関が開催する研修会等への参加 ○ 地震や津波防災などの専門家招聘による講習会の開催 ○ 地区、親睦会等を単位とした出前講座の開催
防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合防災訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内事前訓練の実施を検討 ・ 市民を主体とした総合防災訓練 ○ 避難訓練の実施 ○ 非常参集及び本部運営、情報収集伝達訓練の実施 ○ 各課ごと担当する災害対応事務に関する訓練 (課単独または関係課共同) ○ 定期的な通信訓練、非常用電源設備による通信訓練の実施 ○ 水防訓練の実施 ○ 消防訓練の実施 ○ 土砂災害訓練の実施 ○ 相互応援協定締結先との合同訓練の実施 ○ 津波防災訓練の実施 (社会福祉施設等の管理者) ○ 避難訓練を中心とする防災訓練の指導
事業所、自主防災組織および市民等の訓練	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所(防火管理者等)における訓練の促進 ○ 自主防災組織等における訓練の促進 ○ 一般市民の訓練の促進

資料6-7 避難所

防災訓練における留意すべき事項とは・・・

防災訓練において避難訓練を実施する際、防災マップを活用するなどし、市民が災害種別に応じ危険区域の把握、避難経路及び避難場所の設定が行えるよう周知を図る。

第3節 災害時の連携体制をつくる

1. 受援要請・受入体制を強化する

- (1) 受援体制を充実する
- (2) 専門機関等との連携を強化する
- (3) 市内の連携を強化する
- (4) 公の施設に係る指定管理者を指導・監督する
- (5) 広域応援派遣体制を整備する

1. 受援要請・受入体制を強化する

- 市は、災害対策を円滑に実施するため、防災関係機関等との相互応援体制について協定を締結し、受援要請・受入体制を整備し、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。
また、事務委任制度や救助実施制度を積極的に活用する。

(1) 受援体制を充実する

【主担当課】 危機対策課、総務課、秘書広報課

【関係課】 受援を必要とする課

【関係機関】 —

市町村間の協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時の他市町村との応援協定の締結の推進 「第6次高萩市総合計画(2021-2025)」における目標値 ○ 既締結協定の具体的、実践的な見直し
要請体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常時優先業務の選定 ○ 業務を実施する上で必要な職員数・資機材等、必要な場合施設や場所などの事前見積 ○ 見積に基づき、業務実施にあたり不足する職員や資機材等の人数、種類・数量、必要な時期の明確化 ○ 受援マニュアルの策定及び職員への周知 ○ 協定締結先との連携(相手方担当者との連絡、協定内容の確認など)
受入体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受援体制の明確化 ○ 受援マニュアルの整備、職員への周知

受援とは…

災害時に、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPOやボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用すること
内閣府「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン(H29.3)」

受援業務の三本柱とは…

1 受援体制の整備 2 人的資源の受入 3 業務資源の受入

第2編 災害予防計画

第1章 防災体制を整備する

市が締結している行政機関等との協定（令和6年2月1日現在）・・・

平成6年4月1日	茨城県内市町村間	災害時等の相互応援に関する協定
平成7年11月1日	日立市・北茨城市	災害時における相互応援協定
平成8年7月27日	山形県新庄市・秋田県仙北市	災害時における相互応援協定
平成10年5月11日	いわき市・北茨城市	災害時における相互応援協定
平成16年11月9日	埼玉県飯能市	災害時における相互応援に関する協定
平成21年11月7日	愛知県犬山市	大規模災害時における相互応援に関する協定
〃	岐阜県海津市	大規模災害時における相互応援に関する協定
〃	和歌山県田辺市	大規模災害時における相互応援に関する協定
〃	和歌山県新宮市	大規模災害時における相互応援に関する協定
平成21年11月27日	東北福祉大学	防災・減災及び大規模災害時における相互支援に関する協定
平成23年10月7日	国土交通省関東地方整備局長	災害時の情報交換に関する協定
平成23年12月6日	筑波大学と高萩市との震災復興に向けた連携協定	
平成24年6月4日	飯能市、犬山市、海津市、田辺市、新宮市、新庄市、仙北市と原子力災害に関する項目を追加	
平成24年7月7日	飯能市、犬山市、海津市、田辺市、新宮市、新庄市、仙北市と情報代行発信に関する項目を追加	
平成25年7月12日	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体	災害時相互応援協定
平成25年10月26日	岩手県雫石町、秋田県仙北市、茨城県小美玉市、山形県新庄市	大規模災害時における相互応援に関する協定
平成29年11月10日	高萩警察署	災害時における施設使用に関する協定
平成29年12月26日	いわき市	原子力災害時における高萩市民の県外広域避難に関する協定
平成30年4月25日	北茨城市	原子力災害時における高萩市民の県内広域避難に関する協定
令和2年6月1日	茨城県、一般社団法人茨城県産業資源循環協会	災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定書（環境衛生課）
令和2年7月30日	茨城県土木部長	花貫川水系治水協定（水道課）
令和2年7月30日	茨城県土木部長、北茨城市、高萩・北茨城広域事務組合	大北川水系治水協定（水道課）

(2) 専門機関等との連携を強化する

【主担当課】 危機対策課、総務課、予防課

【関係課】 —

【関係機関】 —

専門機関の連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none">○ 専門的知識を有する職員派遣の要請手続の整備○ 緊急事態応急対策調査委員の受入れ体制の整備
--------------	---

要請の手続きとは・・・

指定地方行政機関に職員派遣を要請するときは、文書をもって要請する。

<文書に記載すべき事項>

- 1) 派遣を要請する理由
- 2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- 3) 派遣を必要とする期間
- 4) その他職員の派遣について必要な事項

緊急事態応急対策委員とは・・・

緊急事態応急対策委員は、原子力規制委員会設置法第22条に基づき、緊急事態応急対策に関する事項を調査審議させるために原子力規制委員会が任命する者である。

学識経験者のうちから、緊急事態発生時において原子力災害関係の各専門分野に係る技術的助言や支援を行うことができる者を委員として任命する。

(3) 市内の連携を強化する

【主担当課】 危機対策課、総務課、社会福祉課、観光商工課、学校教育課、
議会事務局、企画財政課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 社会福祉協議会、自主防災組織、NPO、学校、民生委員、児童委員
商工会、事業所、市議会、公共団体等の退職者

自主防災組織等・NPO等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ イベント等を活用したコミュニティづくり ○ NPO法人の設立支援 ○ 地域住民、ボランティア団体、行政、事業者等のパートナーシップ強化による協働まちづくりの推進 ○ 自主防災組織・自治会等や各防災関係機関との連携の強化
学校(教職員)との連携	<p><市></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災訓練等を通じた学校との連携強化、連絡体制の構築 <p><学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の行動マニュアルの作成、周知
民生委員・児童委員との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での安心(見守り)ネットワークづくりや避難行動要支援者支援の推進
社会福祉協議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ボランティアセンター設置体制の整備の推進
商工会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内商工業者等との連携の強化 ○ 事業所防災活動の推進
事業所等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内事業者、NPO及び関係団体との応援協定締結の推進 ○ 既応援協定の締結先事業所等との連携の強化
市議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平時における市議会との協働関係の強化
公共団体等の退職者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公的機関(国・県職員、自衛隊、警察・消防等)のOBによる災害支援体制の整備

応援協定とは・・・

災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、地方公共団体(以下、「自治体」と民間事業者や関係機関との間で、または自治体間で締結される協定

第2編 災害予防計画
第1章 防災体制を整備する

市が締結している民間機関との応援協定（R6年2月1日現在）・・・

平成 5 年 10 月 27 日	多賀医師会 大規模災害時の医療救護活動についての協定
平成 9 年 10 月 16 日	高萩郵便局 災害時における相互協力に関する覚書(H29.7.19 協定により廃止)
平成 18 年 8 月 31 日	高萩市建設協議会 災害応急復旧工事に関する協定
平成 20 年 2 月 27 日	株式会社 マイカル 災害時における支援協力に関する協定
平成 20 年 8 月 27 日	株式会社 ベイシア 災害時における支援協力に関する協定
平成 21 年 3 月 26 日	株式会社 キュースター 災害時における支援協力に関する協定
平成 22 年 12 月 15 日	利根カラーボトリング(株) 災害時における救援物資の提供に関する協定
平成 23 年 2 月 21 日	ダイドードリンコ(株) 災害時における飲料の供給に関する協定
平成 23 年 6 月 2 日	茨城県石油業協同組合高萩支部 災害支援協力に関する協定
平成 23 年 6 月 14 日	茨城ひたち農業協同組合 災害時における支援協定に関する協定
平成 23 年 9 月 13 日	同仁東保育園と魚武 大規模災害時における支援協力に関する協定書
平成 24 年 3 月 7 日	東日本旅客鉄道株式会社水戸支社 地震等大規模災害に関する基本覚書
平成 24 年 3 月 28 日	いばらきユブ・パルスタ茨城との災害時における物資の優先供給、市民見守り事業に関する協定
平成 24 年 5 月 28 日	株式会社カインズ 災害時における生活物資の供給協力に関する協定
平成 25 年 2 月 7 日	株式会社伊藤園 災害時における救援物資の提供に関する協定
平成 25 年 3 月 29 日	茨城海上保安部、特定非営利活動法人たかなぎFM 災害時における放送要請に関する覚書
平成 25 年 5 月 24 日	セッツカートン株式会社 災害時における物資の供給に関する協定
平成 25 年 7 月 12 日	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体 災害時相互応援協定
平成 25 年 8 月 23 日	茨城県トラック協会県北支部 災害時における緊急救護輸送に関する協定
平成 25 年 8 月 23 日	大塚製菓株式会社 災害時等における食料品及び飲料水等の提供に関する協定
平成 25 年 10 月 18 日	アマチュア無線奉仕団県北地区分団と災害時における情報通信に関する協定
平成 26 年 3 月 25 日	一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会日立地方支部高萩部会災害時における物資の調達に関する協定
平成 26 年 3 月 26 日	高萩市歯科医師会 災害時の歯科医療救護についての協定
平成 26 年 7 月 23 日	株式会社永谷園茨城工場・生化学工業株式会社高萩工場・東部大建工業株式会社 災害時における「緊急避難者」の受入れに関する協定
平成 26 年 10 月 15 日	東部大建工業株式会社 災害時における物資提供（避難所ボード等※無償）に関する協定
平成 27 年 1 月 29 日	高萩薬剤師会 災害時の医療救護活動に関する協定
平成 27 年 1 月 29 日	株式会社アクティオ茨城支店 災害時における物資供給に関する協定
平成 27 年 4 月 1 日	株式会社日立プラントサービス 災害時における水道特別支援に関する協定（水道課）
平成 27 年 6 月 3 日	学校法人明秀学園 災害時における緊急避難者の受入れ等に関する協定
平成 27 年 11 月 24 日	一般社団法人茨城県薬剤師会検査センター 災害時の公衆衛生及び環境保全に係る検査に関する協定
平成 29 年 7 月 19 日	高萩市と郵便局との地域における協力に関する協定
平成 30 年 8 月 24 日	株式会社茨城航空技術研究所 災害時における「緊急避難者の受入れ等」及び「無人航空機を活用した支援活動等」に関する協定
平成 30 年 11 月 30 日	東日本電信電話株式会社 災害時用公衆電話の設置・利用に関する覚書
平成 31 年 2 月 21 日	ヤフー株式会社 災害に係る情報発信等に関する協定
平成 31 年 3 月 18 日	茨城県行政書士会 災害時における支援協力に関する協定
令和 2 年 4 月 1 日	大崎データテック株式会社 災害時における水道特別支援に関する協定（水道課）
令和 2 年 4 月 17 日	一般社団法人茨城県建設業協会高萩支部 災害時における消防活動の協力に関する細目協定（消防本部）
令和 2 年 10 月 8 日	高萩市社会福祉協議会 高萩市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定
令和 2 年 10 月 16 日	東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定
令和 3 年 11 月 20 日	(公財)ボーイスカウト日本連盟 災害時における緊急避難者の受入れ等に関する協定
令和 5 年 8 月 7 日	高萩エンジニアリング 災害時等における無人航空機による協力に関する協定

(4) 公の施設に係る指定管理者を指導・監督する

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 施設所管課

【関係機関】 ー

公の施設の適切な管理	○ 指定管理者に対し、災害発生時の適切な管理運営の指導・監督の実施
------------	-----------------------------------

(5) 広域応援派遣体制を整備する

【主担当課】 危機対策課、総務課、秘書広報課

【関係課】 ー

【関係機関】 たかはぎFM

応援派遣体制の整備

○ 派遣要請マニュアルの整備

派遣要請マニュアルの掲載内容は・・・

- ・ 支援対策本部、派遣職員のチーム編成
- ・ 携帯資機材、使用車両
- ・ 作業手順 等

他の市町村から応援要請を受けたときは・・・

被災市町村より応援要請を受け職員を派遣する場合、職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。広域災害時には、被災地の状況が把握できない・情報が入ってこないことから派遣隊を編成し、現地確認する等も必要である。

他の市町村に救援物資を送付するときは・・・

他の市町村等が被害を受け、救援物資による支援が必要と認められる場合、救援活動に必要な救援物資の提供について市民に対し、市ホームページ、SNS、たかはぎFMなどの広報媒体により呼びかけ、仕分けの上、被災地に送付する。

第4節 情報収集伝達体制を整備する

1. 情報通信機器を整備・強化する	→	(1) 市の情報通信設備を整備・強化する
	→	(2) 情報通信ネットワークを強化・活用する
2. 情報収集伝達体制を整備する	→	(1) 情報収集・伝達体制を強化する
	→	(2) 住民への情報提供方法を充実させる
3. 情報の管理・運用方法を強化する	→	(1) 情報収集・伝達業務を整理・強化する
	→	(2) 情報管理・運用業務を整理・強化する

1. 情報通信機器を整備・強化する

○市は、災害時に必要な情報を収集・伝達するため、情報通信設備の整備・強化を図るとともに、情報通信ネットワークを強化・活用する。

(1) 市の情報通信設備を整備・強化する

【主担当課】 危機対策課、企画財政課、警防課

【関係課】 —

【関係機関】 —

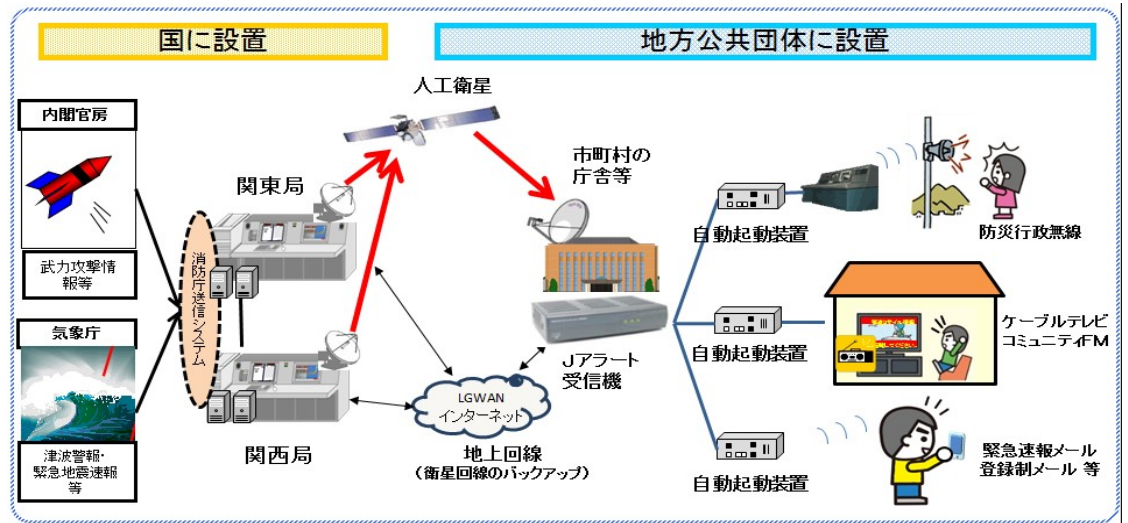
防災行政無線の整備	○ 防災行政無線(同報系)の整備の推進(戸別受信機を含む)
移動系無線の強化	○ 移動系防災行政無線デジタル系のエリア拡大
コミュニティFMの活用	○ 警報発令時、臨時緊急災害情報を放送
全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備	○ 全国瞬時警報システムと防災行政無線やコミュニティFMとの連携
消防無線の維持管理	○ 茨城消防救急デジタル無線の維持管理

防災行政無線とは・・・

防災行政無線(同報系)	市民に同報を行う放送として整備されるものであり、高萩市においては、津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域及び学校施設、居住地域及び通学路へ77箇所の子局を設置する災害時の情報伝達手段。(戸別受信機も同報系に含まれる。)
防災行政無線(移動系)	他の通信手段が途絶した場合に情報伝達手段を確保する目的で設置されるシステム。移動局(簡単に持ち出しできる携帯型)以外に、より大出力の可搬型(半固定型)や自動車搭載の車載型があり、移動局相互間の直接交信も可能。

全国瞬時警報システム(J-ALERT)とは・・・

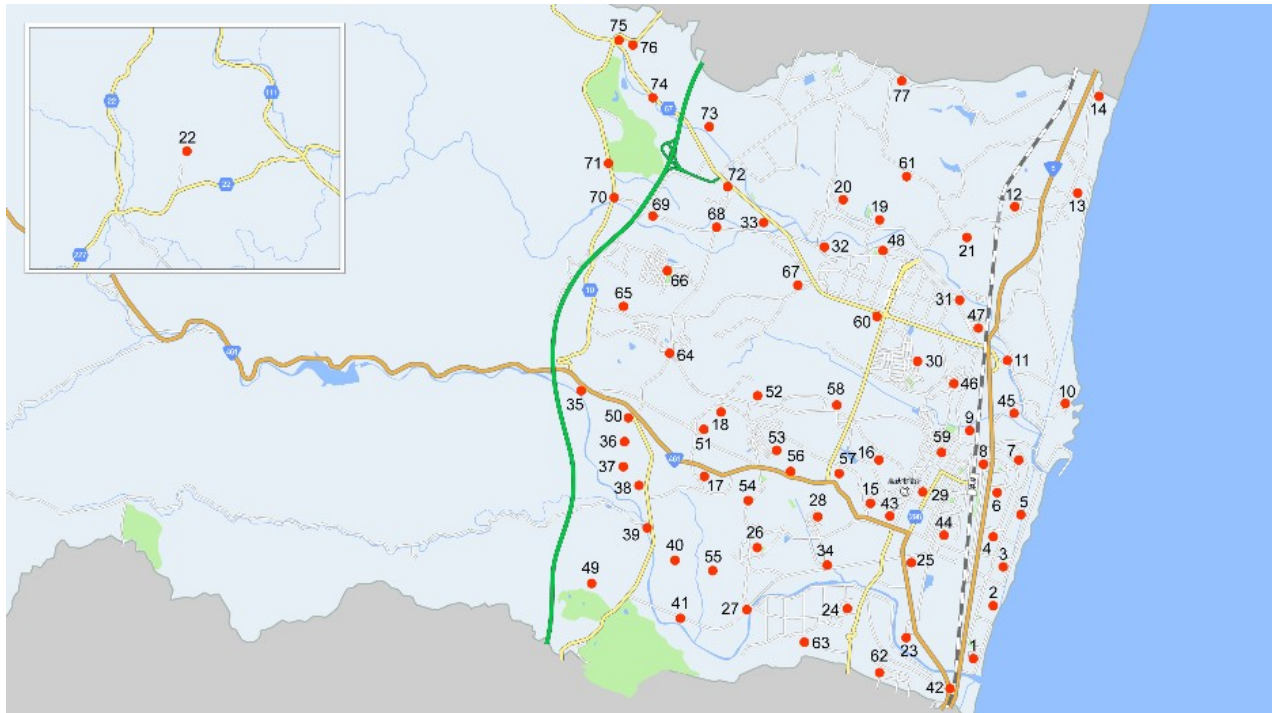
地震・津波や武力攻撃など対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を活用して情報を送信し、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム



出典:総務省消防庁リーフレット

第2編 災害予防計画
第1章 防災体制を整備する

防災行政無線（同報系）屋外子局…



No	場 所	No	場 所	No	場 所
1	花貫児童公園	2	高浜海岸 南	3	高浜海岸 北
4	高萩中学校	5	有明第2こどもの広場	6	東本町集会所
7	東小学校	8	高萩消防署	9	総合福祉センター
10	高戸小浜	11	荒崎橋	12	赤浜田園都市センター
13	赤浜コミュニティ消防センター	14	県立北茨城特別支援学校	15	高萩小学校
16	高萩高等学校	17	秋山小学校	18	秋山中学校
19	松岡小学校	20	松岡中学校	21	高萩清松高等学校
22	高萩ユーフィールド (旧君田小・中学校)	23	花貫クリーンセンター	24	石滝公民館
25	安良川南交差点	26	みはらし公園	27	小屋下橋
28	シティ安良川第2公園	29	旧水道課	30	小島団地東第2公園
31	町尻橋	32	下組生活改善センター	33	穂積家住宅
34	境橋	35	第一浄水場	36	低区配水池
37	秋山中集落センター	38	県道日立いわき線 (秋山978付近)	39	県道日立いわき線 (秋山1490-7付近)
40	秋山下生活改善センター	41	秋山下 (市道205号線)	42	石滝 不動前
43	文化会館	44	駒形児童公園	45	高戸橋
46	行人塚児童公園	47	県営高萩アパート	48	松岡地区公民館
49	秋山南団地公園	50	秋山十字路	51	竹内公民館
52	駒木原集会所	53	翠ヶ岡団地公園	54	向洋台南団地
55	島名岩ノ本	56	高萩市斎場	57	神宮司第1公園
58	台高萩 (市道111号線)	59	山王児童公園	60	高萩インター線
61	赤浜上宿	62	石滝上ノ台集会所	63	さくら宇宙公園
64	市民球場	65	上野団地子どもの広場	66	グリーンタウンてつな集会所
67	上手綱字杉内	68	お手まき通り (堀の内バス停付近)	69	上手綱生活改善センター西
70	千代田十字路	71	千代田集会所北	72	高萩IC
73	サンシティ石丸団地公園	74	高萩インター線 (関口)	75	関口十字路
76	望海	77	広域ごみ処理施設付近		

(2) 情報通信ネットワークを強化・活用する

- 【主担当課】 危機対策課
【関係課】 秘書広報課、企画財政課
【関係機関】 ー

情報通信設備の多重化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地上系通信網に加え、衛星系通信網の整備による通信ルートなど、多ルート化を推進 ○ 無線回線制御装置等の多重化等を推進 ○ 市庁舎、指定避難所等への公衆無線LANの運用
非常用電源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備・確保
情報通信設備の耐震化・免震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 強い地震動に耐えられるような耐震措置及び免震措置の整備を推進
アマチュア無線ボランティアの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ アマチュア無線ボランティアの「担当窓口」の設置
防災情報システムの活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県の防災情報システムの活用

引用：アマチュア無線の活用・・・「平成23年版 情報通信白書」(総務省)より

アマチュア無線は、金銭上の利益のためではなくもっぱら個人的な無線技術の興味によって行う無線通信であり、業務用としては使用することはできない。しかし、災害発生時又は発生するおそれがあり、有線通信が利用できない、又は著しく利用が困難な場合には、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために非常通信を行うことができることとされている(電波法第52条第4号)。総務省では、3月12日、社団法人日本アマチュア無線連盟に対し、災害時における通信の確保について協力を要請した。同社団においては、非常通信等を行い、避難所情報等を収集するとともに、アマチュア無線機300台を被災地に貸し出した。

用語の解説：防災情報システムとは・・・

気象情報、被害情報等の画像情報等多様な情報を一元的に収集管理し防災センター等に提供するシステムであり、県によって整備されている。なお、災害対策に関する情報の入出力は市でも行うことができる。このシステムにより、必要な情報が正確・迅速に伝達されるようになり、より迅速・的確な防災対策を講じることが可能である。

【有する機能】

- ・ 気象情報システム(予・警報、地震情報等)
- ・ 被害情報システム(人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等)
- ・ 防災地図システム(各被害情報に基づく地図作成)
- ・ 広報資料編集システム
- ・ 行政事務伝達システム

参考：防災関係機関の情報通信設備の活用

- | | |
|--------------------------|-----------|
| ・ 関東管区警察局 | 警察無線設備 |
| ・ 第三管区海上保安本部 | 海上保安庁通信設備 |
| ・ 東京管区気象台水戸地方気象台 | 気象通信設備 |
| ・ 国土交通省関東地方整備局 | 国土交通省無線設備 |
| ・ 東京電力株式会社茨城総支社 | 東京電力通信設備 |
| ・ 東日本旅客鉄道(JR東日本)株式会社水戸支社 | 鉄道通信設備 |

2. 情報収集伝達体制を整備する

○市は、災害時に観測・収集された災害情報を正確に伝達できるよう、情報収集・伝達体制の強化とあわせて、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

(1) 情報収集・伝達体制を強化する

【主担当課】 危機対策課、秘書広報課、予防課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 ー

市民への情報収集・伝達体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織等の連絡体制の充実 ○ 通信設備障害時に備えたバックアップ体制の強化 (広報車等による巡回広報、自主防災組織への広報協力依頼 報道機関への災害・避難情報等の報道依頼等) ○ 関係機関と連携した広報体制の整備 ○ 発災後の経過に応じた情報提供と伝達体制の整備
報道機関との連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ リアルタイムな防災情報等の提供 ○ 報道機関との連絡体制の整備
気象情報収集・伝達体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象情報の観測・伝達体制の強化・充実 ○ 観測情報、災害情報、防災情報等の相互提供体制の整備 ○ メール配信システム等による伝達体制の構築
事故災害に関する情報収集・伝達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 測定機器等の整備、維持管理の充実 ○ 災害拠点病院等との災害情報の共有化 ○ 発災後、提供すべき情報項目及び内容等の整理

(2) 住民への情報提供方法を充実させる

【主担当課】 危機対策課、秘書広報課

【関係課】 高齢福祉課、社会福祉課、生涯学習課

【関係機関】 たかはぎFM

既存情報提供媒体の活用 充実	○ ホームページ、コミュニティFM、SNS等の活用・充実
避難行動要支援者等への 情報提供方法の検討	○ 文字放送、手話や点字広報紙等による情報提供の検討 ○ 広域避難者、在日外国人、訪日外国人への情報提供の検討・充実 ○ 外国人ニーズの把握、相談体制の充実
緊急速報メールの活用	○ 緊急速報メールの活用
掲示板・注意喚起看板等 の設置検討	○ 情報掲示板の設置、情報掲示システムの導入検討の推進 ○ 災害に関する注意喚起看板等設置の推進、危険性の啓発
サイレン警報の導入検討	○ モーターサイレン等の導入の検討
災害用伝言ダイヤルの広 報体制	○ 災害用伝言ダイヤルの普及促進に向けた広報実施 ○ 災害用伝言ダイヤルの運用に係る関係者との協議調整を行う

用語の解説

緊急速報メール	市域の市民、観光客等が保有する携帯電話へ、気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、地方公共団体が発信する災害・避難情報などを受信することができる携帯電話事業者の情報発信サービス
情報掲示板	津波発生時の円滑な避難誘導を図るための海拔表示板び避難誘導灯・誘導看板
SNS	SNSとは Social Networking Service(ソーシャルネットワーキングサービス)の略で、人と人とのつながりを電子化し促進・サポートするもの。日本ではFacebook、LINE、X(エックス)などがある。東日本大震災では、有益な情報が得られた一方で、誤情報を拡散するチェーンメールやX(エックス)での RT(リツイート:もう一度つぶやく)が飛び交う事態も生じた。

3. 情報の管理・運用方法を強化する

○市は、情報収集・伝達にかかる業務を強化するとともに、セキュリティの強化など情報の管理・運用の高度化により、安全な情報管理を徹底する。

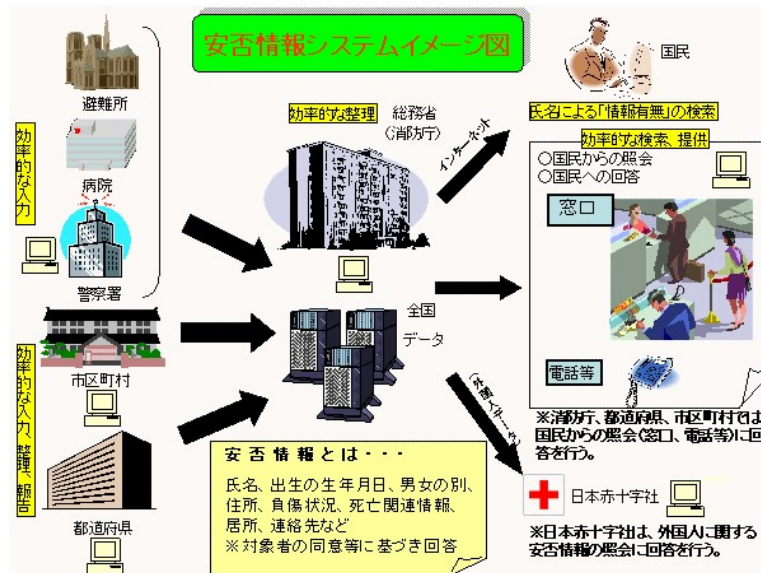
(1) 情報収集・伝達業務を整理・強化する

- 【主担当課】 危機対策課、企画財政課
- 【関係課】 各種システム管理運用担当課
- 【関係機関】 各種システムの担当省庁等

情報収集・伝達業務のマニュアル化及び記録様式の統一の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集・伝達業務マニュアルの作成 ○ 災害応急活動業務と記録様式の統一
各情報システムの導入検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安否情報システムの利用及び運用体制の検討 ○ 緊急参集システムの導入検討 ○ 罹災証明書等の交付を支援するシステムの運用

用語の解説： 安否情報システムとは・・・

「安否情報システム(武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム)」は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下、国民保護法)第32条第4項に規定する国民の保護に関する基本方針に基づき、国及び地方公共団体がこれらの事務の処理を効率的にするために開発したものであり、システムの主な機能は、安否情報の「入力」、「整理」、「報告」及び「提供」の4つに分けられる。



出典: 総務省消防庁ホームページ

用語の解説： 緊急参集システムとは・・・

「緊急参集システム」は、携帯電話のメールを活用し、各職員の安否状況、参集可否、周囲の被害状況等の取得とあわせ、各種指示等が伝達できるもの。

(2) 情報管理・運用業務を整理・強化する

【主担当課】 危機対策課、企画財政課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 ー

情報セキュリティの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁内のセキュリティ教育・研修、内部監査の充実 ○ 非常時優先業務を実施する上で必要最小限の行政データの庁内保管並びに管理保全の検討
各種防災マップのGISの活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波・洪水・土砂災害等のGISデータによる避難計画等の検討
災害時の個人情報等の取り扱いの整理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時、個人情報の目的外使用にかかる市民との合意形成

用語の解説 : GISとは・・・

GISとはGeographic Information Systemをいい、GISデータ化により、リアルタイムでのデータ編集(リアルタイム・マッピング)、シミュレーションの実施、時系列データの表現など、従来の紙面上の地図では実現不可能であった高度な利用が可能となる。

GISの主な機能を概略すると、地図の表示機能、図形の作成・編集機能、属性の作成・編集機能、検索機能、空間解析機能、主題図作成機能、印刷機能などがある。

第5節 消防・救急・医療体制を整備する

1. 消防体制を強化する	→	(1) 消防体制を強化する
	→	(2) 出火防止対策を強化する
	→	(3) 救急・救助体制を強化する
2. 医療体制を整備する	→	(1) 初動医療体制を整備する
	→	(2) 後方医療体制を整備する

1. 消防体制を強化する

○消防関係機関は、災害から市民の生命、身体及び財産を保護し生活の安全を確保するため、消防力・救急対応力の充実強化を図るとともに、市民の防災意識の普及徹底を図る。

(1) 消防体制を強化する

【主担当課】 消防総務課、予防課、高萩消防署、警防課

【関係課】 危機対策課

【関係機関】 —

消防体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ あらゆる災害に対応できる消防本部の形成 ○ 消防車両・資機材の適正配備の推進
消防施設等の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防機械器具、消防水利施設等の整備強化 ○ 耐震性防火貯水槽等の整備やプール、河川等の自然水利の活用 ○ 小型動力可搬式ポンプ、水槽付消防ポンプ自動車の整備の推進
消防団の育成・強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防団の教育、訓練、資機材の整備など消防団の強化、活性化
火災拡大防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災防止及び初期消火の徹底 ○ 人命の安全確保に重点を置いた消防体制の整備
広域応援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域消防応援協定による総合的な消火、救助訓練等の推進 ○ 応援する側と受け入れる側それぞれの対応計画の具体化 ○ 緊急消防援助隊の編成 ○ ヘリポートの見直し整備
地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材の整備 ○ 消防用設備等の耐震化、消火器の設置、防火用水の確保、家庭への消火器の普及、風呂水のためおきの促進 ○ 事業所の初期消火力の向上 ○ 救出資機材の備蓄・調達の促進 ○ 家屋倒壊を想定した救助訓練の実施 ○ 応急手当方法の普及啓発

※資料7-1 消防ポンプの配備および出動区域

(2) 出火防止対策を強化する

【主担当課】 消防総務課、予防課、高萩消防署、警防課

【関係課】 環境市民協働課

【関係機関】 ー

火災予防対策の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築同意制度の効果的な運用 【学校・病院・工場等の防火対象物】 ○ 防火対象物(特に消防用設備)の管理の充実、査察、指導の徹底 ○ 所有者等への火災予防上必要な各種措置の励行 ○ 防火管理者への防火管理上必要な業務の実施を指導 【危険物施設等】 ○ 所有者等への危険物の取扱作業の保安監督を指導 ○ 危険物取扱者に対する指導の強化、立入検査等の実施により災害防止上必要な助言・指導
防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の防火思想の普及徹底 ○ 火災予防条例の遵守事項の周知徹底 ○ 市民の警火心の高揚 ○ 火災予防運動にかかる行事の実施 ○ 気象官署の通報を受けた場合、火災警報を発令
火災警報発令中の火の使用制限	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山林、原野における火入れを制限 ○ 煙火の打ち上げを制限 ○ 屋外におけるたき火または火遊びを制限 ○ 引火性または爆発性の物品、その他の可燃物付近の喫煙制限 ○ 裸火の使用制限
警戒広報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管轄区域の巡回広報の実施 ○ 火災警報等が発令時、関係機関に通報
消防計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有機的な消防活動が可能な消防計画の作成
消防職団員の教育訓練	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防職員及び消防団員を県立消防学校・消防大学校に派遣
火災原因調査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災原因の究明調査の実施
統計及び消防情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 普通火災の月報を作成 ○ 特殊火災、大火、死者を生じた火災等の即時情報の受領
震災時の消火活動への備え	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相互応援、広域応援体制の確立 ○ 市民による初期消火・救出・応急手当の強化
一般火気器具からの出火の予防	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の火気取扱意識の向上 ○ 発災初期段階の緊急広報 ○ 火気使用器具・設備の安全化 ○ 高層建築物、大型店等特殊建築物等の安全化 ○ ガス遮断装置の普及
化学薬品からの出火の予防	<ul style="list-style-type: none"> ○ 薬品容器の破損が生じないよう管理の指導

※資料6-8 危険物製造所類別調

(3) 救急・救助体制を強化する

【主担当課】 消防総務課、予防課、高萩消防署、警防課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

救助活動体制の強化	○ 救助用資機材等の整備推進
救助隊員に対する教育訓練の実施	○ 救助隊員に対する教育訓練の充実強化
防災ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立	○ ヘリポートの整備 ○ ヘリコプターによる救急搬送体制の推進 ○ ラピッドカーによる救急搬送体制の推進
地域の救助力の強化	○ 自主防災組織による、救出、応急手当能力の向上
救急活動体制の強化	○ 救急救命士の計画的な養成 ○ 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進 ○ 救急隊員の専任化の促進 ○ 救急教育の早急かつ計画的な実施 ○ 多賀医師会との連携強化 ○ 北部地区メディカルコントロール(MC)協議会との連携強化 ○ 住民に対する応急手当の普及啓発
集団救急事故対策	○ 集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練の実施

2. 医療体制を整備する

○関係部署及び医療機関は、災害時に迅速な初動を確保するため、医療施設の耐震化や医薬品等の確保、広域的な医療連携の体制を整備する。

(1) 初動医療体制を整備する

【主担当課】 危機対策課、健康づくり課

【関係課】 環境市民協働課

【関係機関】 —

医療救護施設の耐震性の確保	○ 医療救護施設の耐震診断、耐震改修の推進
ライフライン施設の代替設備の確保	○ 病院等の自家発電装置の燃料タンクの増設・冷却水の確保 ○ 病院等の自家用井戸の確保、受水槽(貯水槽)の強化の要請
医薬品等の確保	○ 県北医療センター高萩協同病院の在庫の拡充 ○ 市内医療機関への医薬品等確保にかかる協力の要請 ○ 指定備蓄者からの災害医薬品等の確保・供給 ○ 酸素ボンベ等の円滑な確保
医療関係者に対する訓練等の実施	○ 病院防災マニュアルの作成 ○ 年2回の防火訓練、年1回以上の防災訓練の実施。 ○ 災害時を想定した情報の連携、整理、分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備

※資料6-7 避難所

用語の解説： 備蓄が必要な医薬品とは・・・

- ・ 医療用薬品 指定備蓄者から調達
- ・ 防疫器具 背負式噴霧器 4台

※ 保管場所 環境市民協働課管理施設 他

用語の解説： 医療薬品の指定備蓄業者とは・・・

茨城県災害用医薬品等確保対策要綱により、災害医薬品等の調達先(指定備蓄者)が定められている。このうち、本市に関連する調達先は次のとおりである。

施設名称	施設所在地	電話
(株)メディセオ日立支店	日立市滑川町1-312	0294(22)2180
アルフレッサ(株)日立支店	日立市留町字前川1270-59	0294(53)3221
東邦薬品(株)日立営業所	日立市助川町2824-29	0294(33)5566
(株)スズケン日立支店	日立市日高町1-6-16	0294(42)8001

(2) 後方医療体制を整備する

【主担当課】 危機対策課、高萩消防署

【関係課】 —

【関係機関】 —

後方医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none">○ 広域的医療活動の要請体制の整備○ 近隣の緊急時対応可能医療機関の事前把握
後方搬送体制の整備	<ul style="list-style-type: none">○ 救急車、ヘリコプター等による移送手段の検討・調整

第6節 緊急輸送手段を整備する

1. 緊急輸送手段を整備する

→ (1) 緊急輸送手段を整備する

→ (2) 緊急輸送体制を整備する

1. 緊急輸送手段を整備する

○市及び関係部署は、緊急輸送道路の指定など輸送手段を整備するとともに、緊急通行車両等の調達体制を整備する。

(1) 緊急輸送手段を整備する

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 都市建設課

【関係機関】 ー

緊急輸送道路の整備	<p><緊急輸送道路の管理者></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送道路の耐震強化 ○ 緊急輸送道路の整備
交通経路の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関連業界団体との協定締結等による道路啓開体制の整備
ヘリポートの指定・整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヘリポートの整備の推進 ○ 関係機関及び住民への周知

※資料5-6 緊急輸送道路の指定状況

(2) 緊急輸送体制を整備する

【主担当課】 危機対策課、総務課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

緊急車両の調達	○ 緊急時使用可能な保有車両の把握 ○ 協定締結による緊急通行車両の調達体制の整備
緊急通行車両の事前届出	○ 県公安委員会への緊急車両の事前届け出
ヘリコプターの運用研究	○ 災害時にヘリコプターを有効に活用した事例を参考に、災害対処の段階に応じた各種ヘリコプターの運用方法を研究

ヘリコプターの運用方法とは(中越地震の場合)・・・

救急搬送、物資輸送、情報収集、住民避難等

第7節 避難収容体制を整備する

1. 避難環境を整備する	→ (1) 指定避難所を指定・整備する
	→ (2) 避難路を確保する
2. 避難体制を整備する	→ (1) 避難方法等を周知する
	→ (2) 避難誘導体制を確立する

1. 避難環境を整備する

○市及び関係部署は、安全な指定避難所を整備・確保するとともに、指定避難所まで迅速な避難を図るための経路（避難路）を整備する。

(1) 指定避難所を指定・整備する

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 高齢福祉課、都市建設課、教育総務課

【関係機関】 明秀学園、茨城航空技術研究所

指定避難所の指定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共建築物を中心に指定緊急避難場所、指定避難所の指定 ○ 公共建築物及び民間事業者と連携した福祉避難所の指定 ○ 津波からの緊急避難場所となる津波避難ビルの指定・整備を推進
指定避難所の耐震性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物の耐震診断を積極的に推進 ○ 指定避難所の耐震診断の実施、耐震改修の推進
避難行動要支援者等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出入口の段差の解消の推進 ○ 表示の外国語併記の推進
指定避難所の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所について市民へ周知 ○ 指定避難所への表示板や誘導標識の設置

～ 市民の声 ～ 市民のみなさんからいただいた意見の一部を紹介します。

- ・ 障がい者のための避難所施設を作ってほしい。(市民の体験談から)
- ・ 高台にある学校で避難所として、機能しなかった学校があったのは残念。(市民の体験談から)
- ・ 高萩小学校の体育館が耐震ではなく、避難所にならなかった事。校舎も含め、絶対に耐震にするべき。(市民の体験談から)
- ・ 学校などで災害時の対策ができておらず、どうしてよいのか分らなかったのが、想定外の震災時対策も必要だったと思います。小学校へ迎えに行った時に、高台の学校へ避難すると知り合いから聞き、一旦帰宅し車の中に、食料や布団や貴重品などを詰め込んで、避難所へ移動しました。(市民の体験談から)

第2編 災害予防計画
第1章 防災体制を整備する

避難所の区分・・・

以下に示す区分などを参考に、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行う。

■高潮及び津波災害における指定緊急避難場所及び指定避難所

区分	役割	施設(例)
緊急避難場所	津波警報等発令時に逃げ遅れた方などが緊急的・一時的に避難できる場所	高萩霊園 サンスポーツランド高萩 高萩小学校 等
指定避難所	津波警報等発令時に避難目標となる安全な高台にある施設で、避難者が帰宅できるようになるまで長期間の収容保護を行う施設。	高萩小学校 高萩高等学校 高萩清松高等学校 等

■その他災害発生時の避難所

区分	役割	施設(例)
緊急避難場所	災害発生時に一時的に身を守るために避難する場所(集合・待機する場所)	小・中学校 総合福祉センター 等
指定避難所	災害発生時に、避難者が帰宅できるようになるまで長期間の収容保護を行う施設。	小・中学校 総合福祉センター 等

■必要に応じて開設する二次的避難所

区分	役割	施設(例)
臨時避難所	避難者数や避難所の被害状況から指定の避難所では避難者を収容しきれない場合に一時的に開設する避難所。	集会所 公民館 民間宿泊施設 等
福祉避難所	高齢者や障がい者など災害時に援護が必要な方(避難行動要支援者等)に配慮した避難所。	総合福祉センター 民間福祉施設 等

用語の解説 :津波避難ビルとは・・・

津波等の災害時に、公共施設(市営住宅、学校)等に外階段を設置するなどし、屋上を避難施設として利用する施設。

(2) 避難路を確保する

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

避難路の周知	○ 避難路を引き続き広報し周知
避難路の安全性確保	○ 避難誘導灯の維持管理 ○ 付帯構造物の耐震性強化

用語の解説:避難誘導灯、避難路、避難経路とは・・

・避難誘導灯

津波災害時における円滑な避難をはかるため、高台や避難ビルへの避難路に、夜間停電時にも備えた太陽光発電の誘導灯及び誘導看板。

・避難路

避難する場合の道路で、市町村が指定に努める。(消防庁「津波避難計画策定指針」抜粋)

・避難経路

避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定する。(同上)

2. 避難体制を整備する

○市及び関係部署は、避難誘導體制(広域避難を含む)を構築し、避難収容体制を整備する。

(1) 避難方法等を周知する

【主担当課】 危機対策課、秘書広報課

【関係課】 —

【関係機関】 —

津波避難マニュアルの整備	<ul style="list-style-type: none">○ 津波避難マニュアルの整備促進○ 津波避難マニュアルの様式を作成・配布○ 津波避難マニュアルの市民への周知<ul style="list-style-type: none">・ 市報、市ホームページ等による広報・ 該当地区の自主防災組織を通じた広報・ 出前講座の開催による作成の支援
大規模災害時の広域避難の検討	<ul style="list-style-type: none">○ 広域避難の必要性の有無を検討○ 他市町村からの避難者受入れの際の、提供可能な避難所(人数、期間)等の検討

(2) 避難誘導體制を確立する

【主担当課】 危機対策課、高齢福祉課、社会福祉課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 ー

<p>避難計画の作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域(地区自主防災組織等) 「地区防災計画」の作成(市への提言) ○ 浸水想定区域、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設 「避難確保計画」の見直し・修正 ○ 津波浸水想定区域内にある要配慮者利用施設、事業所等 「対策計画」の作成・提出 ○ 防災訓練における上記計画の実践、PDCAによる計画の更新 ○ 市は、上記計画の作成を支援 <p>* 上記の各種「避難計画」を作成する根拠となる法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 【地区防災計画】: 災害対策基本法第42条の2 ● 【避難確保計画】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 浸水想定区域内: 水防法第15条の3 ○ 土砂災害警戒区域内: 土砂災害防止法第8条の2 ● 【対策計画】 <ul style="list-style-type: none"> 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条
----------------	--

第8節 緊急物資確保体制を整備する

- | | |
|-----------------------|-----------------------------|
| 1. 食糧等、生活必需品等を備蓄・調達する | → (1) 食糧等の備蓄並びに調達体制を整備する |
| | → (2) 生活必需品等の備蓄並びに調達体制を整備する |
| 2. 応急給水・応急復旧体制を整備する | → (1) 応急給水・応急復旧体制を整備する |

1. 食糧等、生活必需品等を備蓄・調達する

○市は、ライフライン施設の供給停止等における被災者への生活救援物資の迅速な供給に備えるため、食糧、飲料水および毛布など生活必需品の備蓄並びに調達体制を整備する。
住民等は、災害時における流通の混乱や物資の入手難を想定し、発災後3日分程度の食糧等を備蓄する。

(1) 食糧等の備蓄並びに調達体制を整備する

- 【主担当課】 危機対策課
【関係課】 —
【関係機関】 —

市の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食物アレルギーに配慮した食糧等(3日分)の備蓄・確保の推進 ○ 新型コロナウイルス等感染症対策用品などの備蓄・確保の推進(パーティション、マスク、消毒液、体温計など) ○ 備蓄場所の整備の推進 ○ 季節性、地域特性に配慮した備蓄の推進 ○ 事業者との災害協定等による食糧等の確保の推進、連絡・協力体制の整備 ○ 物資集積・配送拠点に適する施設の検討(状況により市域外施設の利用) ○ 物資集積・配送拠点の開設・運営体制の整備 ○ 集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄の推進
事業所、住民等の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3日分の食糧等の備蓄を促進 ○ 新型コロナウイルス等感染症対策用品などの備蓄
指定避難所の備蓄物資および設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食糧及び資機材等の整備の推進

本市の物資供給対象者数とは・・・

本市の物資供給対象者数は、茨城県が平成30年12月19日に発表した県内に想定される7つの地震想定がある。このうち本市に最も被害を及ぼす地震としてF1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震で、震度7、被災当日は避難者11,000人(避難所6,200人)と推測している。

物資集積・配送拠点とは・・・

災害時において、市が調達する物資や支援物資等を迅速かつ効率的な仕分けを行い、必要な物資がすみやかに指定避難所まで行き渡るようにする運営拠点

物資集積・配送拠点 市民体育館

避難所に必要な食糧及び資機材とは・・・

- 1) 食糧、飲料水
- 2) 生活必需品(乳幼児、女性、高齢者が特に必要とするものを含む)
- 3) ラジオ
- 4) 通信機材
- 5) 放送設備
- 6) 照明設備(非常用発電機を含む)
- 7) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- 8) 給水用機材
- 9) 救護所および医療資機材
- 10) 物資の集積所
- 11) 仮設の小屋またはテント
- 12) 工具類
- 13) 感染症対策物品 パーティション、ベッド、敷物、マスク、消毒液、体温計、ハンドソープなど

(2) 生活必需品等の備蓄並びに調達体制を整備する

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 協定事業者等

市の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 簡易寝具類等の備蓄の推進 ○ 生活必需品の調達にかかる協定締結 ○ 仮設トイレやし尿処理にかかる事業者との協定締結 ○ 応急活動、非常時優先業務を実施する際に使用する事務用消耗品等の調達に関する協定締結
事業所、住民等の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活に必要な品目の備蓄の促進

市が締結している生活必需品の調達にかかる協定(令和6年2月1日現在)・・・

平成20年 2月27日	株式会社 マイカル 災害時における支援協力に関する協定
平成20年 8月27日	株式会社 ベイシア 災害時における支援協力に関する協定
平成21年 3月26日	株式会社 サンユースター 災害時における支援協力に関する協定
平成22年12月15日	利根ココロラボリング(株) 災害時における救援物資の提供に関する協定
平成23年 2月21日	ダイドードリンコ(株) 災害時における飲料の供給に関する協定
平成23年 6月 2日	茨城県石油業協同組合高萩支部 災害支援協力に関する協定
平成23年 6月14日	茨城ひたち農業協同組合 災害時における支援協定に関する協定
平成23年 9月13日	同仁東保育園と魚武 大規模災害時における支援協力に関する協定書
平成24年 3月28日	いばらきコープ・パルシステム茨城との災害時における物資の優先供給、市民見守り事業に関する協定
平成24年 5月28日	株式会社カインズ 災害時における生活物資の供給協力に関する協定
平成25年 2月 7日	株式会社伊藤園 災害時における救援物資の提供に関する協定
平成25年 8月23日	大塚製薬株式会社 災害時等における食料品及び飲料水等の提供に関する協定

2. 応急給水・応急復旧体制を整備する

〇市は、被災によるライフライン施設の早期復旧を図るため、速やかに応急給水活動が行えるよう調達体制を整備するとともに、応急復旧体制を整備する。

(1) 応急給水・応急復旧体制を整備する

【主担当課】 危機対策課、水道課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 ー

行動指針の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害等対策マニュアルの改訂 ○ 行動指針の職員への周知 ○ 状況の変化に応じた行動指針の見直し
応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急給水資機材の備蓄・更新 ○ 調達体制の整備
災害用資機材の備蓄・調達	<p><各関係機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務上必要な資機材等の備蓄・整備 ○ 備蓄品の定期点検の実施・適宜補充・更新

第9節 避難行動要支援者等支援体制を整備する

1. 避難行動要支援者等の支援体制を整備する

- (1) 避難行動要支援者等の避難支援指針を策定する
- (2) 避難行動要支援者等支援の意識を啓発する
- (3) 避難行動要支援者等の避難支援体制を確保する
- (4) 避難行動要支援者等への情報伝達体制を確立する
- (5) 避難行動要支援者等のための避難環境を整備する
- (6) 外国人に対する防災対策を充実する

1. 避難行動要支援者等の支援体制を整備する

○市及び社会福祉施設等の管理者は、避難行動要支援者等の保護と支援を速やかに行うため、避難行動要支援者等の把握と避難・誘導に必要な支援体制を整備する。

(1) 避難行動要支援者等の避難支援指針を策定する

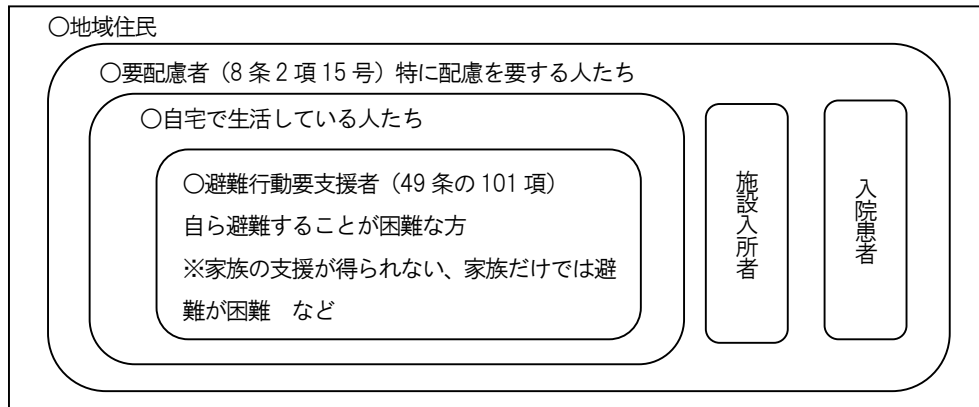
【主担当課】 社会福祉課、高齢福祉課、危機対策課

【関係課】 —

【関係機関】 —

避難行動要支援者名簿の整備	○ 避難行動要支援者要件に該当する者を記載した名簿の作成及び更新
避難行動要支援者避難支援計画の策定	○ 避難行動要支援者の支援の基本事項を定めた避難支援計画の策定 ○ 「防災のてびき～要配慮者と支援を必要とする人のために」の市民への周知
個別避難計画の作成	○ 避難行動要支援者名簿の作成に併せて個別避難計画の作成、支援

「要配慮者」と「避難行動要支援者」のイメージ図



避難行動要支援者とは・・・

- (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者及び65歳以上の高齢者のみの世帯で支援を必要とする者
- (2) 介護保険における要介護度3以上の認定者で在宅生活者
- (3) 在宅で身体障害者手帳1、2級を所持する身体障害者(内部機能障害で自力歩行可能者を除く)
- (4) 在宅で療育手帳(A)、Aを所持する知的障害者
- (5) 在宅で精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- (6) 避難時に支援を必要とする在宅の難病患者
- (7) その他支援を必要とする者

(2) 避難行動要支援者等支援の意識を啓発する

【主担当課】 危機対策課、社会福祉課、高齢福祉課、健康づくり課

【関係課】 —

【関係機関】 —

<p>防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者等支援にかかる意識の普及・啓発 ○ 避難行動要支援者等を含めた防災訓練の実施
<p>社会福祉施設等における防災教育、防災訓練の実施</p>	<p><社会福祉施設等の管理者></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識等の教育・訓練の実施 ○ 夜間・休日の防災訓練の実施 ○ 合同防災訓練の定期的な実施 <p><市></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識及び意識の普及・啓発 ○ 総合的な地域防災訓練への参加の促進

(3) 避難行動要支援者等の避難支援体制を確保する

【主担当課】 社会福祉課、高齢福祉課、健康づくり課、危機対策課

【関係課】 —

【関係機関】 —

相互協力体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者、避難支援等関係者及び避難支援者の安全確保にかかる相互協力体制の整備 ○ 避難支援等関係者に対する同意者名簿の事前提供 ○ 個別避難計画並びに地区防災計画の策定、情報支援体制の整備
要配慮者利用施設における防災組織体制の整備	<p><要配慮者利用施設の管理者></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難確保計画の作成・避難訓練の実施 <p><市></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難確保計画・訓練についての指導・助言の実施
避難行動要支援者等の把握	<p><市></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者等名簿の作成及び更新と適切な情報管理 <p><市・要配慮者利用施設等の管理者></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者等にかかる情報の共有化 ○ 避難行動要支援者等にかかる情報の提供

避難支援等関係者とは(災害対策基本法抜粋)・・・

消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織 その他の、避難支援等の実施に携わる関係者

避難支援者とは(いわき市「避難行動要支援者避難支援制度のお知らせ」抜粋)・・・

避難行動要支援者に対し、自主防災組織等「避難支援等関係者」と協力し合いながら、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりするなどの支援を行う、近隣住民など

個別避難計画とは(災害対策基本法抜粋)・・・

(避難行動要支援者)名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画

地区防災計画とは(災害対策基本法抜粋)・・・

地域居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画(地区防災計画＝避難計画という訳ではない)

要配慮者利用施設とは(水防法)・・・

社会福祉施設、学校、医療施設その他の、主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

避難確保計画とは・・・

災害が発生するおそれがある場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る計画で、浸水想定地域に立地する場合と、土砂災害警戒区域に立地する場合では、根拠法が異なる。(計画の要素や内容は概ね同一)

対策計画とは・・・

津波浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設や事業所は、日本海溝・千島海溝地震津波の円滑な避難の確保を図るための計画を定める。

(4) 避難行動要支援者等への情報伝達体制を確立する

【主担当課】 社会福祉課、高齢福祉課、健康づくり課、危機対策課

【関係課】 ー

【関係機関】 社会福祉協議会

<p>緊急応援連絡体制の整備</p>	<p><要配慮者利用施設等の管理者></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における通信手段の整備 ○ 他の要配慮者利用施設との相互応援協定の締結等の協力体制の整備 <p><市></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民、ボランティア組織等の連携の確保への援助
<p>災害時の情報提供等の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報入手が困難な障がい者に対する情報伝達体制の確立 ○ 「防災のてびき～要配慮者と支援を必要とする人のために」の市民への周知

(5) 避難行動要支援者等のための避難環境を整備する

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 社会福祉課、高齢福祉課、健康づくり課、子育て支援課

【関係機関】 ー

<p>防災資機材の整備、食糧等の備蓄</p>	<p><要配慮者利用施設等の管理者> <input type="checkbox"/> 非常用自家発電機など防災資機材の整備 <input type="checkbox"/> 食糧、飲料水、医薬品等の備蓄 <市> <input type="checkbox"/> 防災資機材等の整備や食糧等の備蓄の促進</p>
<p>要配慮者利用施設等の耐震性の確保</p>	<p><市> <input type="checkbox"/> 公立社会福祉施設の計画的な耐震診断・耐震補強工事の実施 <input type="checkbox"/> その他施設の耐震化の促進 <要配慮者利用施設等の管理者> <input type="checkbox"/> 耐震診断や耐震補強工事の実施</p>
<p>指定避難所のバリアフリー化</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定避難所におけるバリアフリー化の推進</p>

(6) 外国人に対する防災対策を充実する

【主担当課】 市民課、生涯学習課、危機対策課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

外国人の所在の把握	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳への記録推進
外国人を含めた防災訓練の実施	<input type="checkbox"/> 外国人を含めた防災訓練の実施
外国人が安心して生活できる環境の整備	<input type="checkbox"/> 外国人相談体制の充実 <input type="checkbox"/> 外国人にやさしいまちづくりの促進 <input type="checkbox"/> 外国人への行政情報の提供 <input type="checkbox"/> 外国人と日本人とのネットワークの形成 <input type="checkbox"/> 語学ボランティアの確保

第10節 帰宅困難者支援体制を整備する

1. 帰宅困難者の支援体制を整備する

→ (1) 帰宅困難者の心得を普及させる

→ (2) 徒歩帰宅者対策を充実させる

→ (3) 徒歩帰宅困難者対策を充実させる

1. 帰宅困難者の支援体制を整備する

○市及び事業所・学校等は、帰宅困難者への支援体制を整備する。

(1) 帰宅困難者の心得を普及させる

【主担当課】 危機対策課、観光商工課、教育総務課

【関係課】 秘書広報課

【関係機関】 ー

帰宅困難者への対応

- 関係機関、市民、事業所などへの意識啓発
- 帰宅困難者の支援方法の検討

帰宅困難者心得10か条とは・・・

- 1) 慌てず騒がず状況確認
- 2) 携帯ラジオをポケットに
- 3) つくっておこう帰宅地図
- 4) ロッカー開いたらスニーカー(防災グッズ)
- 5) 机の中にチョコやキャラメル(簡易食糧)
- 6) 事前に家族で話し合い(連絡手段、集合場所)
- 7) 安否確認、ボイスメールや遠くの親戚
- 8) 歩いて帰る訓練を
- 9) 季節に応じた冷暖準備(携帯懐炉やタオルなど)
- 10) 声を掛け合い、助け合おう

用語の解説

帰宅困難者とは・・・

災害時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者(近距離を徒歩で帰宅する人)を除いた、帰宅断念者(自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人)と、遠距離徒歩帰宅者(遠距離を徒歩で帰宅する人)

一時滞在施設とは・・・

帰宅が可能となるまで待機する場所がない帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設

災害時帰宅支援ステーションとは・・・

災害時、救助・救命活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、道路情報などを提供する施設

(2) 徒歩帰宅者対策を充実させる

【主担当課】 危機対策課、観光商工課、教育総務課

【関係課】 秘書広報課

【関係機関】 ー

<p>帰宅情報提供体制の確立</p>	<p><市> ○ 災害時帰宅支援ステーション等の支援情報の広報・啓発 ○ 災害時帰宅困難者への情報伝達体制の整備 <事業所、学校等> ○ 従業員、児童・生徒の保護 ○ 的確な情報収集・提供</p>
<p>徒歩帰宅者支援体制の確立</p>	<p>○ 帰宅困難者への避難所収容・一時滞在施設の提供 ○ 一時滞在施設として提供を予定する施設 ・ 総合福祉センター ・ リーベロたかはぎ * 帰宅困難者用スペースは、施設の使用状況によるが、避難者との混在を避けるよう配慮する。</p>

(3) 徒歩帰宅困難者対策を充実させる

【主担当課】 危機対策課、総務課、観光商工課、教育総務課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

通勤通学者の帰宅計画作成促進	<ul style="list-style-type: none">○ 徒歩帰宅ルートの確認など意識啓発○ 通勤通学者の帰宅計画作成の促進
帰宅用品配備に対する意識啓発	<p><事業所・学校等></p> <ul style="list-style-type: none">○ 食糧等の備蓄や仮眠等のための設備の整備○ 帰宅用品配備にかかる意識啓発

第11節 災害廃棄物対策を整備する

1. 廃棄物の処理体制を整備する

- (1) 廃棄物処理相互応援体制を整備する
- (2) 災害廃棄物処理計画を策定する

1. 廃棄物の処理体制を整備する

○環境市民協働課は、大規模な地震災害や水害などの災害に伴い発生する災害廃棄物や、指定避難所などから発生する一般ごみやし尿を迅速かつ適正に処理する計画を策定する。

(1) 廃棄物処理相互応援体制を整備する

【主担当課】 環境市民協働課

【関係課】 危機対策課

【関係機関】 ー

相互応援体制の充実	○ 災害廃棄物等の処理にかかる応援協定の締結
災害用仮設トイレの整備	○ 民間の清掃及びし尿処理関連業者、仮設トイレ等を扱うリース業者等との協力体制の強化・拡充 ○ 仮設トイレの備蓄の計画的な推進 ○ 災害時に供用(一般開放)可能なトイレの整備・事前把握

(2) 災害廃棄物処理計画を策定する

【主担当課】 環境市民協働課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

災害廃棄物処理計画の策定	○ 一般廃棄物処理計画の特別計画として災害を想定した「災害廃棄物処理計画」を策定
--------------	--

用語の解説 : 災害廃棄物とは・・・

- ・ ガレキ : 損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら等
- ・ 一般ごみ : 災害により一時的に大量に発生した可燃、不燃、資源ごみ等
- ・ 粗大ごみ : 災害により一時的に大量に発生した家具類、家電製品等
- ・ し尿 : 避難施設などの仮設便所などからの汲み取りし尿
- ・ 適正処理が困難な廃棄物 : アスベスト、PCB、ガスボンベ、消火器等

第12節 文化財を災害から守る

1. 文化財の予防体制を整備する

→ (1) 文化財の予防対策を充実させる

→ (2) 緊急時の対応体制を充実させる

1. 文化財の予防体制を整備する

○教育委員会は、国、県等との連携を図りながら、文化財の災害対策を講じる。

(1) 文化財の予防対策を充実させる

【主担当課】 生涯学習課

【関係課】 —

【関係機関】 —

予防対策の充実

○ 防災施設・設備の整備の促進

○ 施設利用者の安全確保のための標識等の設置

(2) 緊急時の対応体制を充実させる

【主担当課】 生涯学習課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

緊急時対応体制の整備	<ul style="list-style-type: none">○ 文化財の現状把握の迅速実施○ 関係機関との災害時における対応内容の事前確認
施設管理者の対応能力向上	<ul style="list-style-type: none">○ 施設・設備等の定期的な安全点検の実施○ 危険箇所、補修箇所の補強・補修○ 避難経路の表示、避難場所の設定

第2章 地域防災力を向上する

第1節 防災意識を高める	→	1. 住民の防災力を向上する
	→	2. 家庭における防災力を向上する
	→	3. 学校等における防災力を向上する
第2節 自主防災体制を整備する	→	1. 自主防災組織の活性化を図る
第3節 ボランティアの活動環境を整備する	→	1. ボランティア活動ネットワークを強化する
第4節 企業の防災力を向上する	→	1. 企業（事業所）の防災力を向上する

第1節 防災意識を高める

1. 住民の防災力を向上する	→ (1) 日頃から防災意識を高める
	→ (2) 災害対応能力を高める
2. 家庭における防災力を向上する	→ (1) 家庭の防災力を高める
	→ (2) 家庭の安全対策を強化する
3. 学校等における防災力を向上する	→ (1) 学校における防災活動体制を強化する
	→ (2) 学校等における防災教育・訓練を実施する

1. 住民の防災力を向上する

〇市は、自助・共助による防災意識を高めるため、市民や企業に対して、防災教育活動を推進するとともに、防災知識の普及に努める。

(1) 日頃から防災意識を高める

【主担当課】 危機対策課、秘書広報課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 たかはぎFM

防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙、パンフレットの配布 ○ 講習会等の開催 ○ コミュニティFM(ラジオ)・テレビやインターネット等のメディアの活用
---------	--

普及すべき防災知識の内容とは・・・

日頃からの備えとして、普及すべき防災知識として、以下のものがある。

- ・ 市で想定される災害(風水害、地震・津波、原子力)と危険性
- ・ 家庭及び地域での予防・安全対策(自助・共助)
- ・ 津波避難マニュアルの作成(津波浸水想定区域内の居住者等)
- ・ 河川水位が上昇する前に時系列的に防災行動を整理したマイタイムラインの作成
- ・ 注意報・警報等の内容と発表時にとるべき行動
- ・ 避難場所、指定避難所及び避難経路の位置、避難時や避難所での行動
- ・ 高齢者等避難、避難指示の内容と早期避難の重要性
- ・ 自主防災組織等の地域での防災活動
- ・ 避難行動要支援者への支援協力
- ・ 家庭における飲料水の備蓄、生活用水としての風呂水の有効活用
- ・ その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報

(2) 災害対応能力を高める

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 ー

【関係機関】

避難行動要支援者に対する意識の向上	<p><市民></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者の所在及び生活習慣等に関する把握 ○ 災害情報の伝達や避難支援者としての積極的な協力
ボランティア活動に対する意識の向上	<p><市民></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動に関する知識や能力の習得
防災意識の啓発	<p><市民></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災訓練をはじめ自主防災組織の活動への積極的な参加 ○ 防災知識及び技術の習得
地区防災計画の推進	<p><市民></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区の特性に応じた災害対策の知識や対応の向上
地域防災計画の周知	<p><市></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災計画の見直しにあわせた内容の充実 ○ 地域防災計画の目的及び主な内容に関する周知
災害対応能力を高めるための取組	<p><市></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣の避難行動要支援者の避難支援への協力を、平常時から市民へ呼びかけ ○ 市報や市HPなどによる広報や、出前講座などの実施による防災知識・技術の周知 ○ 地区防災計画の策定を援助(呼びかけ、策定の援助)

2. 家庭における防災力を向上する

○市民は、日頃から備蓄や住宅の耐震化等、家庭内の防災力向上に努める。

(1) 家庭の防災力を高める

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 秘書広報課

【関係機関】 ー

家族の避難場所・集場所・連絡方法等の確認	<p><市民></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常持ち出し品の搬出や火の始末などの役割分担 ○ 指定避難所や避難経路の確認 ○ 連絡方法や最終的な集場所の確認 ○ マイタイムラインの作成
家庭内備蓄の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所等での生活を想定した家庭内備蓄(食糧・飲料水等)の促進 ○ 指定避難所等での感染症対策物品の備蓄
防災訓練への参加	<p><市></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 津波・風水害・土砂災害など、市内で発生が予想される災害について、偏りのない総合防災訓練の実施 ○ 地区ごとの特性に応じた地区防災訓練の奨励・援助 ○ 住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚および防災行動力の強化 <p><市民></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災訓練への積極的・主体的な参加 ○ 防災行動の継続的な実施

家庭内での備蓄とは・・・

- ・ 各家庭において、家族の最低 3 日分(推奨1週間)の食糧や飲料水等の備蓄
- ・ 食物アレルギー等、食事に特別な配慮が必要な場合の最低 3 日分(推奨1週間)の分量確保
- ・ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料の確保
- ・ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料の確保
- ・ その他、家族構成に合わせた、災害時に必要な物資の備蓄

～ 市民の声 ～ 市民のみなさんからいただいた意見の一部を紹介します。

- ・ 我が家では日頃から自家発電を備えておいたので通常の生活ができました。ありがたい事でした。(市民の体験談から)
- ・ 震災後、電気、水が止まったが、懐中電灯を点け、携帯コンロで、備蓄しておいた食糧品、水を、多少消費期限を切れたものもありましたが、それを使用しました。(市民の体験談から)
- ・ 食糧、水の備蓄をしてない家が多いことにびっくりした。(市民の体験談から)
- ・ 常備品の備蓄をしていなかった。(とくに、水の大切さがわかりました)。(市民の体験談から)
- ・ 生活用品、食料を含めて備蓄があったことはよかったが水は思いのほか多く使っていることに気づかされた。トイレの水が一番困った。電気よりガスより水が大事だった。(市民の体験談から)

(2) 家庭の安全対策を強化する

【主担当課】 危機対策課、都市建設課、予防課

【関係課】 —

【関係機関】 —

耐震診断及び耐震補強の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門家による住宅の耐震診断 ○ 必要に応じた耐震補強の実施
室内等の安全対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家具の転倒防止対策、照明器具等の落下防止対策の実施 ○ 通電火災の防止のため感震ブレーカー設置の普及啓発の実施 ○ ブロック塀の安全対策、窓ガラス・外壁タイルの落下防止対策の実施

～ 市民の声 ～ 市民のみなさんからいただいた意見の一部を紹介します。

- ・ 家具や家電の固定などはしていなかったので、物が散乱してしまったので、きちんとしておけばよかったと思った。(市民の体験談から)
- ・ 地震対策をしていなかった天井までの家具が倒れた。天井ギリギリの高さまであったので倒れるとは思わなかった。(市民の体験談から)
- ・ 主人が日頃から”そなえあればうれいなし”と家具の倒壊防止などをしていたため、大きな倒れはなく良かったと思った。(市民の体験談から)
- ・ たまたま広い部屋にいたため、転倒した家具等でケガをしなくてすんだ。台所にいたら転倒した食器棚でケガをしたと思う。(市民の体験談から)

関連事業・・・

事業名	概要	事業期間
木造住宅耐震診断士派遣事業	耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震診断(一般診断法)を実施する際の費用の一部を補助する。	H20～R7
木造住宅耐震化促進事業	耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震改修工事等を実施する際の費用の一部を補助する。	H24～R7

出典: 高萩市耐震改修促進計画(令和4年3月)

3. 学校等における防災力を向上する

○学校等は、避難所等としての機能を果たすための施設整備を進めるとともに、教職員等への防災にかかる教育・訓練により応急対策力の向上を図る。

(1) 学校等における防災活動体制を強化する

【主担当課】 教育総務課、生涯学習課、学校教育課、子育て支援課

【関係課】 危機対策課、予防課、警防課、高萩消防署

【関係機関】 ー

防災管理体制の強化	<p><学校等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防火管理者の選任 ○ 消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検・整備等 ○ 水深 30cm 以上の津波浸水想定区域内にある学校等は特措法の規定に基づき消防計画を追加・修正・提出 <p><消防本部></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校等に対し、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導
学校防災体制の整備推進	<p><市></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校等の防災体制構築を支援 ○ 学校間の連絡網の整備 ○ 施設・設備の災害予防策を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不燃堅牢構造化の促進 ・ 備蓄庫の充実、ライフライン強化 ・ 災害に強い施設づくりの推進 ○ がけ崩れ・台風等の予防措置 ○ 定期的な安全点検、補強補修等の実施 ○ 電気設備等の適切な管理
学校等の防災計画の作成推進	<p><教育委員会及び学校等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災訓練など平時の安全対策の推進 ○ 防災計画の作成
避難行動要支援者に対する配慮	<p><教育委員会及び学校等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災計画作成や施設・設備整備時の避難行動要支援者への配慮
消防・避難のための施設・設備等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防、避難に関する施設・設備等の整備 ○ 救急医療用資材等の備蓄

特措法の規定に基づく消防計画の追加・修正内容とは

- ・ 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
- ・ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項
- ・ 防災訓練に関する事項
- ・ 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

(2) 学校等における防災教育・訓練を実施する

【主担当課】 危機対策課、教育総務課、生涯学習課、学校教育課

【関係課】 健康づくり課、子育て支援課、高萩消防署、警防課

【関係機関】 ー

防災上必要な教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚 ○ 防災対策資料の作成・配布 ○ 心肺蘇生法の指導者研修を実施 ○ 関係職員の専門的知識の向上
応急対策活動の習熟	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急計画(災害時における職員の行動マニュアル)による対策の周知
研修会および講演会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災にかかる研修会、講演会の開催
防災上必要な訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の実情に応じた避難等の訓練を定期的実施 ○ 警報の伝達、初期消火等の訓練を定期的実施 ○ 地域社会の合同訓練への積極的な参加

教職員がなすべきことは・・・

- ・ 災害時における組織体制および職員のとるべき服務規律の徹底
- ・ 避難の方法、重要書類、器具等の搬出および管理
- ・ 動員体制
- ・ 情報、警報の収集、伝達

第2節 自主防災体制を整備する

1. 自主防災組織の活性化を図る

→ (1) 自主防災組織を整備する

1. 自主防災組織の活性化を図る

○市民は、災害時において自主的に防災活動が行えるよう、地域における自主的な防災活動に向けた体制づくりを行う。

(1) 自主防災組織を整備する

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 消防総務課

【関係機関】 自主防災組織

普及啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災講演会や研修会の開催 ○ 自主防災組織活動の重要性や役割の啓発
自主防災組織の結成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織結成への働きかけ ○ 事業所の防災組織との連携(自主防災組織として) ○ 自主防災組織における女性の参画を促進する
協力体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織間の協力体制の整備を目的とした連絡協議会の設置 ○ 組織間の情報交換、合同研修、訓練等の実施
自主防災組織への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織の結成及び資機材の整備等への支援・助成
自主防災組織の活動拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動拠点の整備 ○ 備蓄倉庫や資機材庫等の整備
自主防災組織の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織が行う各種防災訓練への指導 ○ リーダー養成のための教育、研修等の実施
自主防災組織に期待する役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時の災害・避難情報等の伝達 ○ 地区住民の避難支援 ○ 地区内(近傍)避難所の運営・支援

関連事業・・・

事業名	概要
自主防災組織育成事業	各地域における自主防災組織に対する支援。新たに立ち上げる組織に対しては補助金を交付する。また、結成後2年～4年目の3年間の育成補助、その後、独自の訓練等を行った場合の運営補助を行う。

第3節 ボランティアの活動環境を整備する

1. ボランティア活動ネットワークを強化する

→

(1) ボランティアの窓口を設置する

→

(2) 災害ボランティアの育成を支援する

→

(3) ネットワークによる連携強化を図る

1. ボランティア活動ネットワークを強化する

○市及び社会福祉協議会は、ボランティアを養成し、活動の普及・啓発やネットワークの強化に努める。

(1) 災害ボランティアセンターの体制整備

【主担当課】 危機対策課

【関係課】

【関係機関】 社会福祉協議会

平常時における災害ボランティアセンターの体制整備	<p><社会福祉協議会></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平常時からの災害に備えたセンターの機能の整備・保持 <p><市・社会福祉協議会></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平常時からの連携・協力体制の確立
--------------------------	--

用語の解説： 災害ボランティアとは・・・

1) 一般労力型ボランティア

災害発生と同時に自然発生的に被災地内外からボランティアの申し出がなされる。その内容は次のように区分される。

- ア 炊き出し、物資の仕分・配給協力
- イ 避難所の運営協力
- ウ 安否情報、生活情報の収集・伝達
- エ 清掃等の衛生管理

2) 専門技術ボランティア

専門技術ボランティアとは、公的資格や特殊技術を持つ者で災害支援の目的及び活動範囲が明確でありその技術・資格内容は次のようなものが期待される。

- ア 災害支援ボランティア講習修了者
- イ アマチュア無線技士
- ウ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等
- エ 建築、土木、水道技術者
- オ 特殊車両等の運転資格者

(2) 災害ボランティアの育成を支援する

【主担当課】 危機対策課、社会福祉課

【関係課】 学校教育課

【関係機関】 社会福祉協議会

<p>ボランティア活動の普及・啓発</p>	<p><市・社会福祉協議会> ○ 市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発 ○ 学校教育におけるボランティア活動の普及</p>
<p>ボランティアの活動拠点等の整備</p>	<p>○ ボランティア活動拠点の整備 災害ボランティアセンターの設置場所 総合福祉センター ○ 情報通信手段(非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等)の整備</p>
<p>ボランティア保険への加入促進</p>	<p><社会福祉協議会> ○ ボランティア保険への加入促進 ○ ボランティア保険加入者への助成 ○ 避難支援同意者への保険加入を検討</p>

(3) ネットワークによる連携強化を図る

【主担当課】 危機対策課、総務課、社会福祉課

【関係課】 —

【関係機関】 社会福祉協議会

災害関連NPOとの連携強化	<市及び社会福祉協議会> ○ ボランティア各団体と協議・連携 ○ 自主防災組織等との防災ネットワークの形成 ○ NPO法人の設立支援
団体間のネットワーク化の促進	<社会福祉協議会> ○ ボランティア団体間ネットワーク化の促進 ○ 他市町村社会福祉協議会間における相互応援協定の締結

第4節 企業の防災力を向上する

1. 企業（事業所）の防災力を向上する

→ (1) 事業所の防災活動体制を強化する

→ (2) 事業所の防災への備えを強化する

1. 企業（事業所）の防災力を向上する

○事業所は、二次災害の拡大等を防止するため、防災活動体制や消防用設備等の備えを強化する。また、消防本部は、企業に対し初期消火等の体制強化や防災活動の向上のための指導・助言を行う。

(1) 事業所の防災活動体制を強化する

【主担当課】 危機対策課、観光商工課、予防課、高萩消防署

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

<p>防災管理体制の強化</p>	<p><事業所の施設管理者></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防火管理者の選任 ○ 消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備の実施(特措法に関する規定はP83参照) ○ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設、大規模工場の所有者または管理者は、非常災害に関する具体的計画の作成と避難訓練の実施 <p><市></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者利用施設の避難確保計画、対策計画に基づく避難訓練の定期的な確認 ○ 企業の防災力向上を図るための優良企業表彰等 <p><消防本部></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設管理者に出火の防止、初期消火体制の強化等を指導 ○ 管理権限が分かれている建築物全体(雑居ビル等)の防火防災管理体制の確立及び強化を指導
<p>危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災体制の確立</p>	<p><危険物等施設及び高圧ガス関係事業所等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制の確立 <p><消防本部></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高圧ガス取扱施設等の危険物等施設管理者への自主防災体制の確立を指導 <p><市></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係保安団体に対し、防災活動に関する技術の向上、防災訓練の実施等による育成強化
<p>防災訓練の実施</p>	<p><事業所の防火管理者等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災訓練及び避難訓練を随時実施 <p><市></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ ○ 防災に関するアドバイスを実施

※資料6-8、資料6-9

(2) 事業所の防災への備えを強化する

【主担当課】 危機対策課、観光商工課、予防課、高萩消防署、警防課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

事業継続計画(BCP)の策定	<p><事業所の施設管理者></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業継続計画(BCP)策定の促進 ○ 予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等の実施 ○ 損害保険等への加入や資金の確保 <p><市></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業継続計画(BCP)策定支援、事業継続マネジメント(BCM)構築支援
事業所内の備蓄	<p><事業所の施設管理者></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄
防災設備の近代化	<p><事業所の施設管理者></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消火栓、消火器等の適地配置 ○ 避難階段等の必要な器具資材の整備 ○ 緊急地震速報受信装置等の活用 <p><消防本部></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防用設備の消防法施行令及び高萩市火災予防条例の基準への適合を指導

第3章 災害予防対策を推進する

第1節 都市防災機能を強化する	→	1. 災害に強いまちづくりを推進する
	→	2. 防災拠点等を整備する
第2節 地震災害予防対策を推進する	→	1. 建築物の耐震化等を推進する
	→	2. 災害に強い社会基盤を整備する
第3節 津波災害予防対策を推進する	→	1. 津波に対する知識を浸透させる
	→	2. 津波発生時に安全な場所に誘導する
第4節 水害予防対策を推進する	→	1. 水害から人とまちを守る
第5節 地盤災害予防対策を推進する	→	1. 地盤災害から人とまちを守る
第6節 武力攻撃災害対策等を推進する	→	1. 武力攻撃災害等から人とまちを守る

第1節 都市防災機能を強化する

1. 災害に強いまちづくりを推進する

→ (1) 災害に強い市街地を形成する

→ (2) 防災空間を整備する

→ (3) 居住空間に係わる安全対策を推進する

→ (4) 災害に関する調査研究を推進する

2. 防災拠点等を整備する

→ (1) 防災拠点を整備する

→ (2) 防災装備等を整備する

1. 災害に強いまちづくりを推進する

○市は、防災空間の確保、防災拠点の整備、避難施設の確保等を図り、被害の発生を防止するとともに被害を最小化できる都市構造の構築に努める。

○市民や事業者は、防災まちづくりを円滑に実施するため、行政と一体となり防災まちづくり対策を進める。

(1) 災害に強い市街地を形成する

【主担当課】 危機対策課、都市建設課、企画財政課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 日立・高萩広域下水道組合

国土強靱化地域計画の策定・活用	○ 策定済みの高萩市国土強靱化地域計画の推進
都市計画における防災まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画に関する基本的な方針の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市防災に関する方針を検討 ○ 用途地域の指定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 無秩序な市街地の膨張抑制 ○ 面整備事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 木造密集市街地や危険性の高い地域の面的整備の推進 ○ 公共下水道等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道の適正な維持管理 ・ 供用開始地区内の水洗化の普及促進 ・ 都市下水路及び排水路の浸水被害を抑制 ・ 排水網調査に基づく整備計画の推進 ・ 排水路の適正な維持管理

※資料3-1 用途地域の指定状況

(2) 防災空間を整備する

【主担当課】 都市建設課、警防課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

公園緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画的な整備と公園緑地の保全・確保 ○ 必要に応じ耐震性貯水槽、ヘリポート等災害応急対応施設の整備
道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画道路等の整備の計画的な推進 ○ 定期的な維持補修の実施 ○ JR常磐線を跨ぐ道路の整備と耐震化の推進

※資料6-1 都市公園等の整備状況

道路建設上配慮すべき事項・・・

- ・ 平面線形は、できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。
- ・ 縦断線形は、平坦地における切土法面はなるべく取らず、水田等を通過する場合は、洪水による水位の増に対し安全な高さをとる。
- ・ 横断こう配は、路面水をすみやかに側溝に流下させるに必要なこう配をとる。
- ・ 路側、横断構造物は、切土部において法長が大きく崩土のおそれのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分(堤防併用)、水田を通る部分等にはコンクリート擁壁、間知石積を施し法面の保護を図る。
- ・ 横断排水構造物は、洪水時に十分な排出のできる通水断面とする。
- ・ 排水側溝、路面水を処理し、すみやかに排水路に導き、地下水が高く路面排水が困難な所は盲暗渠等を施す。
- ・ 橋梁については常に橋脚の保護に努める。
- ・ 主要幹線道路と鉄道との交差は、できるだけ立体交差とする。

(3) 居住空間に係わる安全対策を推進する

【主担当課】 都市建設課、秘書広報課、予防課

【関係課】 —

【関係機関】 —

地震時に通行を確保すべき道路の安全対策	○ 緊急輸送路に接する特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進
ブロック塀の安全対策	○ ブロック塀の安全対策の市民への周知 ○ 危険ブロック塀撤去の促進
落下物の安全対策	○ 落下の危険が予測される建築物の現地調査、改善指導の実施 ＜対象建築物＞ ・ 窓ガラスの地震対策対象建築物 ・ 外壁タイル等の落下物対策対象建築物 ・ 天井の崩落対策対象建築物
エレベーターの安全対策	○ エレベーターの地震防災対策の推進 ○ エレベーター所有者からの点検報告・指導の実施
家屋内の安全対策	○ 家具の転倒防止対策の市民へ周知 ○ 感震ブレーカーの設置普及

関連事業・・・

事業名	概要	事業期間
高萩市危険ブロック塀等撤去補助事業	・市内における通学路や避難路等に存置される地震等で倒壊の恐れのある危険なブロック塀を撤去する費用の一部を補助する。	R2～
高萩市大規模建築物耐震化支援補助事業	・茨城県の指定する重要な緊急輸送路(国道6号線)を閉塞するおそれのある旧耐震の建築物の耐震化を促進する費用を補助し、避難路の通行を確保する。	R5～

(4) 災害に関する調査研究を推進する

【主担当課】 危機対策課、都市建設課、農林課、水道課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】

基礎的調査研究	<ul style="list-style-type: none">○ 市の地域別データのデータベース化の推進○ 官民の各調査研究機関との連携による観測データ及び研究成果の共有並びに情報の一元化
被害想定調査の実施	<ul style="list-style-type: none">○ 市全域を対象とした被害想定の実施○ 継続的な見直しの実施

2. 防災拠点等を整備する

○市は、災害時の活動を迅速に展開するため、防災拠点の整備を推進するなど、本市の災害対応機能の強化に努める。

(1) 防災拠点を整備する

【主担当課】 危機対策課、総務課、警防課

【関係課】 高齢福祉課

【関係機関】 ー

活動拠点の整備	○ 地域の防災活動及び災害応急活動拠点の整備
本庁舎が使用不能となった場合の代替庁舎の特定	○ 大規模災害等により市役所本庁舎が使用不能となった場合の代替庁舎を、総合福祉センターとする。

(2) 防災装備等を整備する

【担当課】 危機対策課、警防課、消防総務課、総務課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

各種防災装備等の整備・点検	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災用車両、及びその他防災用装備等の整備の推進 ○ 保有防災装備等の定期的な点検メンテナンスの実施 ○ 消防救急無線・指令センターコンピューター更新の実施 ○ 消防団への発電機一式の整備
資機材等の調達	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資機材等の調達先の確認

耐震性貯水槽整備及び消防車両更新の五箇年計画

年度	耐震性貯水槽整備	消防車両更新
R2年度	3基	水槽付消防ポンプ自動車
R3年度		高規格救急自動車
R4年度	2基	水槽付消防ポンプ自動車
R5年度		救助工作車
R6年度	2基	後方支援車(人員搬送車)

消防救急無線・指令センターコンピューター更新実績

年度	更新内容
R2年度	指令台関連機器、音声合成装置、出場車両運用管理装置、ネットワーク設備
R3年度	指令台関連機器、映像制御装置等、統合型位置情報通知装置、アプローチ設備、指令伝送装置、無停電電源装置、情報共有端末、災害情報表示板
R4年度	消防OAシステム

第2節 地震災害予防対策を推進する

1. 建築物の耐震化等を推進する	→ (1) 防災対策拠点施設の耐震性を確保する
	→ (2) 一般建築物の耐震化を推進する
	→ (3) 一般建築物の不燃化を推進する
2. 災害に強い社会基盤を整備する	→ (1) 土木施設の耐震化を推進する
	→ (2) ライフライン施設等の耐震化を促進する

1. 建築物の耐震化等を推進する

○市は、地震による建築物等の損壊、焼失の軽減、倒壊による道路の遮断を抑制するため、建築物の耐震化、不燃化を推進する。特に、避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物等については、計画的に耐震改修を促進する。

(1) 防災対策拠点施設の耐震性を確保する

【主担当課】 危機対策課、教育総務課、生涯学習課

【関係課】 都市建設課

【関係機関】 ー

防災上重要な施設の耐震化	○ 県の耐震化事業に準じ、防災上重要な施設の耐震診断・非構造部材を含む耐震補強工事の推進 「高萩市耐震改修促進計画(令和4年3月)」における目標値	
	市有特定既存耐震不適格建築物の耐震化率	現状値(R5年12月末) 目標値 96.9% 100%
	市有避難所の耐震化率	現状値(R5年12月末) 目標値 81.4% 100%
	○ 老朽化した防災上重要な施設の安全確保対策の推進	

※資料6-2 小・中学校、幼稚園および保育所の施設状況

※資料6-3 社会教育施設の現況

用語の解説 : 防災上重要な施設とは・・・

- 1) 市庁舎および出先機関
- 2) 市立学校、幼稚園、保育所
- 3) その他(市有施設、病院等)

(2) 一般建築物の耐震化を推進する

【主担当課】 都市建設課

【関係課】 —

【関係機関】 —

耐震診断の促進	○ 耐震診断の促進						
広報活動と相談窓口	○ 耐震診断等に関する相談窓口の開設 ○ 広報活動の展開						
住宅の耐震化の促進	○ 木造住宅耐震診断士による耐震診断の推進 ○ 木造住宅の耐震化の促進 「高萩市耐震改修促進計画(令和4年3月)」における目標値 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の耐震化率</td> <td style="text-align: center;">現状値(R3年12月末)</td> <td style="text-align: center;">目標値</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">75.2%</td> <td style="text-align: center;">95%</td> </tr> </table>	住宅の耐震化率	現状値(R3年12月末)	目標値		75.2%	95%
住宅の耐震化率	現状値(R3年12月末)	目標値					
	75.2%	95%					
民間特定建築物の耐震化の促進	○ 特定既存耐震不適格建築物の所有者への耐震診断・耐震改修に向けた指導および助言						

関連事業・・・

事業名	概要	事業期間
木造住宅耐震診断士派遣事業	耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震診断(一般診断法)を実施する際の費用の一部補助する。	H20～R7
木造住宅耐震化促進事業	耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震改修工事等を実施する際の費用の一部を補助する。	H24～R7

出典: 高萩市耐震改修促進計画(令和4年3月)

(3) 一般建築物の不燃化を推進する

【主担当課】 都市建設課、予防課

【関係課】 —

【関係機関】 —

耐火化の促進	○ 不特定多数の人が使用する建築物及び危険物取扱施設等の耐火化の促進
建築物の防火の推進	○ 建築物の新築・増改築時の防火指導の実施 ○ 既存建築物の防火上・避難上の各種改善の指導
建築物及び外壁の防火指導	○ 建築物及び外壁の不燃化措置及び延焼防止措置の指導

2. 災害に強い社会基盤を整備する

○市は、関係機関との連携を図りながら、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たす土木施設やライフライン施設の耐震化を推進する。

(1) 土木施設の耐震化を推進する

【主担当課】 都市建設課、農林課

【関係課】 ー

【関係機関】 高萩工事事務所

道路及び橋梁の耐震化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震調査等の実施、機能確保のための整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時、避難経路の整備を推進 ・ 緊急輸送道路の整備を推進
海岸、河川、砂防、ため池の耐震化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸、河川、砂防の耐震化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震性の点検・適切な対応策の実施 ・ 多重災害を想定した排水路の点検整備 ・ 河川等の安全調査、整備 ・ 排水網調査、施設の改良等の実施 ○ ため池の耐震化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ ため池の詳細情報の整備 ・ 耐震化の推進

(2) ライフライン施設等の耐震化を促進する

【主担当課】 水道課、警防課

【関係課】 —

【関係機関】 日立・高萩広域下水道組合、東京電力(株)、NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ

上水道施設の耐震化（水道課）	<input type="checkbox"/> 浄水施設等の耐震補強または更新 <input type="checkbox"/> 石綿セメント管等老朽管の更新 <input type="checkbox"/> 緊急時給水能力の強化
下水道施設の耐震化（日立・高萩広域下水道組合）	<input type="checkbox"/> 既存施設の耐震化の推進 ・ 終末処理場及びポンプ場、管渠 <input type="checkbox"/> 新設施設の耐震化の推進
電力施設の耐震化（東京電力パワーグリッド株式会社(茨城総支社)）	<input type="checkbox"/> 防災業務計画に基づく耐震化の推進
電話施設の耐震化（東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ） 下水道施設の耐震化（日立・高萩広域下水道組合）	<input type="checkbox"/> 防災業務計画に基づく耐震化の推進

関連事業・・・

事業名	概要
水道主要施設耐震化対策事業	水道事業の創設時(S47年度)からの主要施設について、耐震診断を実施し然るべき対策を講じる。
水道配水管更新事業(第一次更新計画)	老朽化した配水管の更新事業を進め、管路は耐震化を図る。

第3節 津波災害予防対策を推進する

1. 津波に対する知識を浸透させる	→	(1) 津波を想定し備える
	→	(2) 津波防災教育を充実する
2. 津波発生時に安全な場所に誘導する	→	(1) 避難関連施設を整備する
	→	(2) 公共施設の津波対策を進める
	→	(3) 津波警報等を市民に伝達する
	→	(4) 住民等の避難誘導體制を整備する
	→	(5) 避難場所、避難経路等を周知する

1. 津波に対する知識を浸透させる

○市は、国、県等との連携を図りながら、必要な津波対策を講じるとともに、市民に適切な津波の特性や避難情報を提供することにより津波避難意識を高めるなど、防災知識の普及に努める。

(1) 津波を想定し備える

【主担当課】 危機対策課、都市建設課

【関係課】 ー

【関係機関】 高萩工事事務所

最大クラスの津波に対する対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の防災意識の向上 ○ 海岸保全施設等の整備 ○ 浸水防止機能のある交通インフラの活用 ○ 土地のかさ上げの実施 ○ 避難場所、避難路の整備・確保・周知 ○ 警戒避難体制の整備 ○ 津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制の実施
発生頻度が高い津波に対する対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸保全施設等の防御施設の整備

※資料4-3 海岸保全区域指定状況

津波対策検討で想定する津波とは・・・

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定する。

- ・ 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・ 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

(2) 津波防災教育を充実する

【主担当課】 危機対策課、教育総務課

【関係課】 ー

【関係機関】 高萩工事事務所

住民への防災啓発	<ul style="list-style-type: none">○ 津波避難行動及び津波の特性、想定・予測の不確実性など、正しい知識の普及の促進○ 家庭での予防・安全策の促進○ 災害時にとるべき行動、避難場所での行動の周知
児童生徒への防災教育	<ul style="list-style-type: none">○ 継続的な防災教育、避難訓練の実施

2. 津波発生時に安全な場所に誘導する

○市は、津波からの避難に必要な避難施設整備計画の作成及び避難場所の確保を図るとともに、公共施設の津波対策を講じる。また、国、県等と連携し、津波防災マップの活用等、津波のリスクに関する情報提供、避難誘導標識等の整備を図り、これらを踏まえた実践的な訓練を実施する。

(1) 避難関連施設を整備する

【主担当課】 危機対策課、都市建設課、秘書広報課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 高萩工事事務所

整備計画の作成	○ 津波避難施設整備計画の作成
指定緊急避難場所の整備	○ 指定緊急避難場所の整備の推進及び避難者の生活環境の改善のためのトイレ・バリアフリー化に係る施設等の改修 ○ 津波からの指定緊急避難場所の明確化、市民への周知
避難路の確保	○ 避難路の安全点検の実施 ○ 避難路の整備、市民への周知

用語の解説：津波避難施設整備計画とは・・・

津波シミュレーション結果により、津波到達時間までに、津波浸水区域から安全な場所に避難することが困難な地域を把握し、津波避難ビル等の整備により津波からの避難を図るための計画。

(2) 公共施設の津波対策を進める

【主担当課】 各施設管理課

【関係課】 危機対策課

【関係機関】 ー

浸水危険性の低い場所への施設の整備	<ul style="list-style-type: none">○ 建築物の耐震化の推進○ 非常用電源の設置場所の検討○ 情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化○ 災害応急対策上重要な施設の設備の充実
浸水危険性の低い場所への誘導	<ul style="list-style-type: none">○ 浸水のおそれのある施設について、危険性のより低い場所への立地の誘導

(3) 津波警報等を市民に伝達する

【主担当課】 危機対策課、秘書広報課、消防総務課

【関係課】 —

【関係機関】 —

避難指示等の伝達体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難指示等の発令基準の設定 ○ 津波規模や避難指示対象地域の伝達体制の確保
伝達手段の多重化、多様化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々なメディア等を用いた伝達手段の多重化、多様化の推進（緊急速報メール、防災行政無線等）
住民等への伝達内容の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民への津波情報・避難情報の伝達内容の検討 ○ 避難行動を促す伝達方法の検討
津波地震や遠地地震への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波地震や遠地地震にかかる避難指示等の発令・伝達体制の整備
安全な津波監視のための対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波監視システムの整備の推進

(4) 住民等の避難誘導體制を整備する

【主担当課】 危機対策課、高齢福祉課、社会福祉課、消防総務課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 ー

津波避難マニュアルの策定及び周知徹底	<input type="checkbox"/> 津波避難マニュアルの策定の推進、市民への周知 <input type="checkbox"/> 防災教育、防災訓練の充実
徒歩避難の原則及びその周知	<input type="checkbox"/> 徒歩避難の原則の周知、自動車免許所有者への啓発 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の避難方法の検討
避難誘導を行う者の安全の確保	<input type="checkbox"/> 津波到達時間内の防災対応・避難誘導にかかる行動ルールの設定
避難行動要支援者等の避難誘導	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者名簿の作成及び更新 <input type="checkbox"/> 個別避難計画の作成 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者情報の共有化の推進 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の避難支援体制の整備 <input type="checkbox"/> 避難後の受け入れ・搬送体制等支援方策の検討 <社会福祉施設等> <input type="checkbox"/> 避難誘導計画の策定 <input type="checkbox"/> 定期的な避難訓練の実施

防災に従事する人の安全のためには・・・

- ・ 津波注意報・警報等が発表された場合「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」により海岸部分に設置されている防災行政無線を使って伝達する。
- ・ 海面状態の防災カメラでの監視。
- ・ 強い揺れを感じたとき、気象台から津波のおそれがない旨の地震情報が通報されるまで、安全な地点で海面を監視する。
- ・ 津波警報発表時には、水門・陸閘の閉鎖より安全確保を優先する。
- ・ 避難誘導に従事した者は、誘導後、津波危険区域から避難する事とする。
- ・ 立ち入り禁止区域の設定時は安全な場所での誘導を行う。
- ・ 津波到達予想時刻前に、十分な余裕をもって、必ず安全な場所に移動する。(時間をあらかじめ設定しておく。)
- ・ 救命胴衣、ヘルメットの着用及び無線機の携帯 など。
- ・ 避難訓練時に職員の安全確保のあり方を周知する。

(5) 避難場所、避難経路等を周知する

【主担当課】 危機対策課、観光商工課、消防総務課

【関係課】 —

【関係機関】 —

津波防災マップの充実、活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波防災マップの充実、住民への周知 ○ 津波防災マップの活用 ○ 住民とのリスクコミュニケーションの構築 ○ 海水浴客や観光施設利用者など一時滞在者への周知
避難誘導標識等による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夜間の避難支援設備の整備 ○ 避難誘導標識の記載方法の検討
防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報伝達訓練、避難訓練の実施 ○ 海水浴客や観光客も含めた避難訓練の実施 ○ 避難訓練の結果を踏まえた、自主防災組織や住民等による避難経路の設定

津波防災マップの工夫の例・・・

- ・ 自分のいる場所からどこに逃げれば良いかを判断できるよう、緊急に避難する避難場所や、標高を示す。
- ・ 自分の居住する地域を切り取り、冷蔵庫等に貼り常に見られるようにする。
- ・ 自分の家族の避難場所、集合場所、名前、連絡先を書き込めるスペースをつくる。
- ・ 安否確認による避難の遅れを避けるため、行先を書き込めるスペースをつくる。
- ・ 津波の際に、自分や家族がどのように行動するかを自ら意識してつくれるようなものを付属させる。
- ・ 防災マップの浸水想定にとらわれず、とにかく高いところに避難するようなメッセージを記載する。

避難誘導標識の取り組みの例・・・

- ・ バス会社の協力によるバス停留所標識に避難する際の目安となる海拔標識を取り付ける。
- ・ 道路標識の標識柱に海拔標示を示した津波避難誘導看板や浸水想定区域の表示を設置する。
- ・ 市内の電柱に標高表示をし、多くのところで標高が目につくようにする。
- ・ 避難場所の入り口に、良く見えるような看板を設置し、太陽電池等で夜間でもわかるようにする。
- ・ 海岸等に浸水想定区域や避難場所、避難路などを示した看板を設置する。

第4節 水害予防対策を推進する

1. 水害から人とまちを守る

→ (1) 高潮・洪水予防対策を推進する

1. 水害から人とまちを守る

- 市は、河川改修や海岸保全を推進するとともに、水防組織の充実により、高潮や洪水による被害の最小化を図る。

(1) 高潮・洪水予防対策を推進する

【主担当課】 危機対策課、都市建設課、農林課

【関係課】 ー

【関係機関】 高萩工事事務所

河川改修の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関根川・花貫川河川改修事業の推進 ○ 玉川河川改修事業の推進 ○ 親水性や動植物の生態系等に配慮した改修事業の促進
海岸保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 赤浜海岸等の整備促進 ○ 花貫川及び関根川河口の整備促進
水防法に基づく洪水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関根川・花貫川における避難体制の整備 ○ 委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定の締結の推進
水防計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市域にかかる水防計画の作成 ○ 水防組織の確立 ○ 水防団、消防団の整備 ○ 水防倉庫、資機材の整備 ○ 通信連絡系統の確立 ○ 平常時における河川、海岸、堤防、ため池等の巡視 ○ 水防時における適切な水防活動の実施 ○ 水防に必要な備蓄資材、器具の整備 ○ 過去の浸水実績等の住民等への周知
洪水避難計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 洪水避難計画の活用 ○ 河川監視システムの整備推進
防災重点ため池対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ ハザードマップの活用 ○ 豪雨診断業務

※資料4-1 河川の状況

第5節 地盤災害予防対策を推進する

1. 地盤災害から人とまちを守る

→ (1) 地盤災害予防対策を推進する

1. 地盤災害から人とまちを守る

- 市は、地盤災害の危険箇所等を十分把握し、市民に適切な情報を提供するとともに、警戒体制の確立及び予防対策を推進し、被害の発生防止及び発生した被害の最小化を図る。

(1) 地盤災害予防対策を推進する

【主担当課】 危機対策課、都市建設課

【関係課】 農林課

【関係機関】 高萩工事事務所

地盤災害危険度の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地盤情報の把握、各種行政施策への反映の推進 ○ 地盤情報の公開 ○ 地盤情報による地域の災害危険度調査の実施 ○ 防災カルテ・防災地図の作成、市民への公開
土地利用の適性化の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地利用の適正化の誘導 ○ 土砂災害危険箇所の周知 ○ 砂防法等の適切な運用の実施 ○ 危険箇所等の現状把握、点検実施
斜面崩壊防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 斜面崩壊の可能性がある地域の土砂災害予防対策の推進
造成災害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害防止に関する指導、監督 ○ 巡視等による違法開発行為の取り締まり強化 ○ 梅雨期・台風期の巡視強化、注意呼びかけの実施
地盤沈下防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地下水過剰揚水の規制の推進
液状化防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 締固め、置換、固結等の地盤改良の早期実施
警戒避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒避難体制の整備 ○ 避難マニュアルの作成 ○ 避難誘導計画の作成、訓練の推進 ○ わかりやすい情報伝達体制の整備
がけ崩れ対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険箇所の実態調査及び防災パトロールの強化 ○ 急傾斜崩壊危険区域の対策工事の実施(県) ○ 所有者等に対する防災措置の指導 ○ 避難行動要支援者関連施設にかかる情報提供等の実施 ○ 大規模盛土造成地における変動予測調査の実施 ○ 宅地の耐震化の検討
地すべり対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒避難体制の確立 ○ 避難行動要支援者関連施設にかかる情報提供等の実施 ○ 流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等森林整備の推進

土石流危険溪流対策	<ul style="list-style-type: none">○ 土石流危険溪流、危険区域に関する防災マップの提供○ 警戒避難体制の確立○ 避難行動要支援者関連施設にかかる情報提供等の実施
-----------	---

※資料9-1 急傾斜地崩壊危険区域・急傾斜崩壊危険箇所

※資料9-2 地すべり防止区域

※資料9-3 地すべり危険区域

※資料9-4 土石流危険溪流およびそれに準じる溪流

※資料9-5 崩壊土砂流出危険地区

※資料9-6 山腹崩壊危険地区

第6節 武力攻撃災害対策等を推進する

1. 武力攻撃災害等から人とまちを守る

→

(1) 武力攻撃災害対策等を推進する

1. 武力攻撃災害等から人とまちを守る

- 市は、原子力施設を対象としたテロ攻撃等の際、市民への適切な情報の提供や迅速な初動体制の確保等により、被害の最小化を図る。

(1) 武力攻撃災害対策等を推進する

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 ー

武力攻撃災害等対策

- 避難実施要領の策定
- 警報伝達・避難誘導等の方策検討
- 国民生活の安定に関する措置の検討

第3編 災害応急対策計画

第1章 災害応急活動体制を確立する	→	第1節 職員を動員配備する
	→	第2節 災害警戒体制を整備する
	→	第3節 災害対策本部を設置・運営する
	→	第4節 自衛隊に災害派遣を要請する
	→	第5節 受援を要請する
第2章 情報収集伝達・警戒活動を実施する	→	第1節 災害情報を収集・伝達する
	→	第2節 災害情報を広報・広聴する
第3章 消火、救助、救急、医療救護活動を実施する	→	第1節 消火、救助、救急活動を実施する
	→	第2節 医療救護活動を実施する
第4章 避難活動を実施する	→	第1節 避難誘導を実施する
	→	第2節 避難所を開設・運営する
	→	第3節 避難行動要支援者等を支援する
	→	第4節 避難所外避難者を支援する
	→	第5節 帰宅困難者を支援する
第5章 緊急輸送及び交通規制を実施する	→	第1節 緊急輸送を実施する
	→	第2節 交通規制を実施する
第6章 施設の応急復旧を実施する	→	第1節 公共施設の応急復旧を実施する
	→	第2節 民間建築物等の応急対策を実施する
	→	第3節 ライフラインの応急復旧を実施する
	→	第4節 農業用施設の応急復旧を実施する
第7章 各種災害の応急対策を実施する	→	第1節 土砂災害等の応急対策を実施する
	→	第2節 洪水・高潮の応急対策を実施する
	→	第3節 危険物等災害の応急対策を実施する
	→	第4節 大規模事故の応急対策を実施する
	→	第5節 海上事故災害の応急対策を実施する

第8章 社会環境を確保する	→	第1節 防疫・保健衛生対策を実施する
	→	第2節 廃棄物を処理する
	→	第3節 捜索活動・遺体収容等を実施する
	→	第4節 災害警備を実施する
第9章 被災者の生活を支援する	→	第1節 被災者を把握する
	→	第2節 被災者の心のケア対策を実施する
	→	第3節 災害救助法等による救助を行う
	→	第4節 緊急物資を供給する
	→	第5節 被災者の生活再建を支援する
	→	第6節 応急教育を実施する
	→	第7節 災害ボランティアを受け入れる

第1章 災害応急活動体制を確立する

第1節 職員を動員配備する	→	1. 職員の動員配備体制を整備する
第2節 災害警戒体制を整備する	→	1. 災害警戒体制本部を設置・運営する
第3節 災害対策本部を設置・運営する	→	1. 災害対策本部を設置・運営する
第4節 自衛隊に災害派遣を要請する	→	1. 自衛隊の災害派遣を要請・受け入れる
第5節 受援を要請する	→	1. 受援を要請する
	→	2. 応援を受け入れる
	→	3. 応援隊の撤収を要請する

第1節 職員を動員配備する

1. 職員の動員配備体制を整備する

→ (1) 職員の動員配備体制を定める

→ (2) 職員を動員配備する

1. 職員の動員配備体制を整備する

〇市は、災害応急対策を迅速かつ適確に進めるため、動員基準に基づく職員の動員配備体制を整備する。

(1) 職員の動員配備体制を定める

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 ー

体制区分	動員基準		動員内容	本部設置
	風水害	震災・津波		
準備体制 (事前準備)	・注意報が発表され小災害の発生のおそれがある	・市内で震度4が記録 ・茨城県沿岸に津波注意報が発表	危機対策課 職員	
第1 動員体制 (警戒体制)	・注意報が発表され小災害の発生のおそれがある ・災害警戒体制本部長(市民生活部長)が必要と認めた	・市内で震度5弱が記録 ・茨城県沿岸に津波注意報が発表され災害発生のおそれがある	指定された職員	災害警戒体制本部を設置
第2 動員体制 (緊急体制)	・警報が発表され、災害の発生が予想される(または発生) ・災害対策本部長(市長)が必要と認めた	・市内で震度5強以上が記録 ・茨城県沿岸に津波警報が発表され、被害発生のおそれがある	全職員	災害対策本部を設置
第3 動員体制 (非常体制)	・全市域にわたり災害が発生するおそれがある ・局地災害で被害が甚大と予想される ・災害対策本部長(市長)が必要と認めた	・市内で震度6弱以上が記録 ・茨城県沿岸に大津波警報が発表された		

動員から除外される職員・・・

- ・ 平常時における病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難であると市長が認めた者
または災害発生時において急病、負傷等で参集が不可能となった者
- ・ その他市長が認める職員

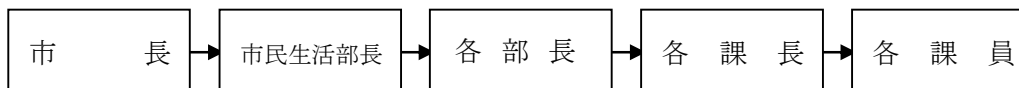
(2) 職員を動員配備する

- 【主担当課】 全庁各課
【関係課】 —
【関係機関】 —

職員の動員配備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各部 <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属職員全員の安否確認(全員の確認終了まで) ・ 動員配備体制に基づく職員動員の実施 ・ 災害対策本部事務局へ職員安否、動員状況を定時(発災以降1時間ごと)に報告 ○ 災害対策本部事務局 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各部の職員安否、動員状況を把握 ・ 災害対策本部長へ定時または臨機に報告
災害時協力職員等の動員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時協力職員等の動員の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※ 第3動員体制で災害対応に必要な場合のみ
自主登庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己判断による登庁の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※ 勤務時間外で、市域内に重大な災害が発生(または発生のおそれがある) ※ 到達できない場合、最寄りの市施設に参集

動員の伝達とは・・・

職員の動員は、災害対策本部長(市長)または災害警戒体制本部長(市民生活部長)が決定する。



動員の伝達は、電話およびSNSによって行うが、電話による連絡が困難な場合は、知事を通じて、日本放送協会(水戸放送局)および株式会社茨城放送に職員の登庁を呼びかけるよう要請する。

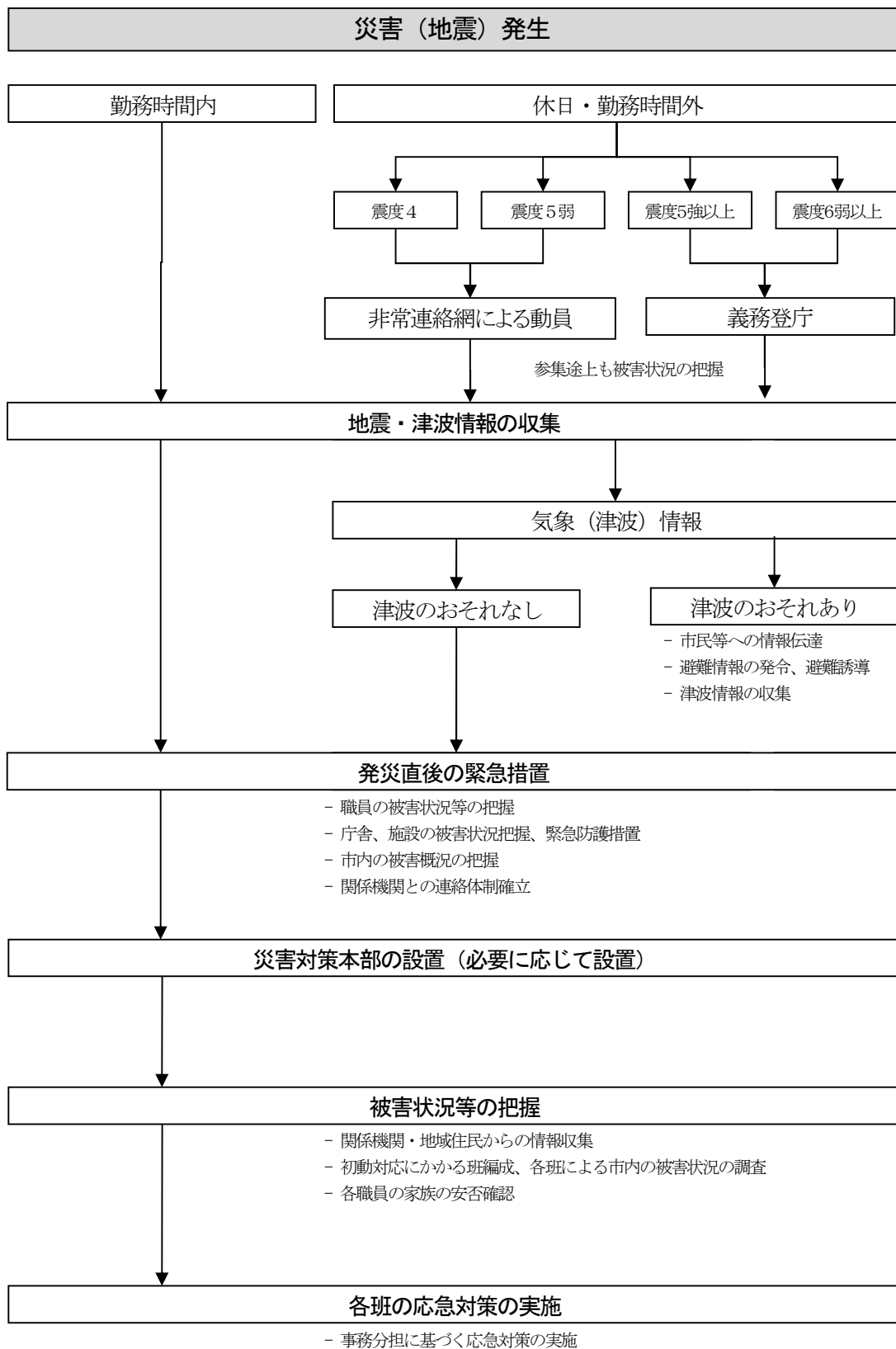
本部長への報告事項とは・・・

- ・ 部・課名
- ・ 動員連絡済人員数
- ・ 動員連絡不可能人員数および同地域
- ・ 登庁人員数
- ・ 登庁不可能のため最寄りの出先機関に非常参集した人員
- ・ その他

動員時に留意すべき事項とは・・・

参集時の服装	・ 応急活動に便利で安全な服装(防災服)
参集時の携帯品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身分証明書 ・ 飲料水(約1リットル程度) ・ 食糧(3食分程度) ・ 下着 ・ 雨具、防寒具
参集途上の緊急措置	・ 参集途上において建築物の倒壊又は火災等に遭遇した場合、付近住民に協力し、人命救助を第一にするとともに、消防署または警察署に通報する。
被害状況等の報告	・ 参集途上において地域の建築物の倒壊や火災の発生等の状況、道路や交通の状況等の情報を収集し、所定の参集場所に到着次第所属課長に報告する。

災害(地震)発生の対応フロー...



第2節 災害警戒体制を整備する

1. 災害警戒体制本部を設置・運営する

- (1) 災害警戒体制本部を設置する
- (2) 災害警戒体制本部を運営する
- (3) 災害警戒体制本部を廃止する

1. 災害警戒体制本部を設置・運営する

○市民生活部長は、各種気象注意報が発表された場合または市内で震度5弱を記録した場合に、必要に応じて災害に対する警戒体制（災害警戒体制本部）を設置運営する。

(1) 災害警戒体制本部を設置する

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 ー

災害警戒体制本部の設置

○ 本部長による災害警戒体制本部の設置

災害警戒体制本部の設置とは・・・

本部長(市民生活部長)は、次の場合において必要があると認めるときは、市役所内に設置する。

- 1) 次の各注意報の1以上が発表され小災害の発生のおそれがある
 - 大雨注意報 強風注意報 洪水注意報
- 2) 市内における震度が5弱を記録した
- 3) 茨城県沿岸に津波注意報が発表された
- 4) その他必要があると認めた

災害警戒体制本部の構成とは・・・

災害警戒体制本部の組織及び構成は次のとおりである。

本部長	事務局長	本部員
市民生活部長	危機対策課長 本部長不在かつ連絡 不能の場合の設置者	企画総務部長 健康福祉部長 産業建設部長 消防長 教育部長 議会事務局長

(2) 災害警戒体制本部を運営する

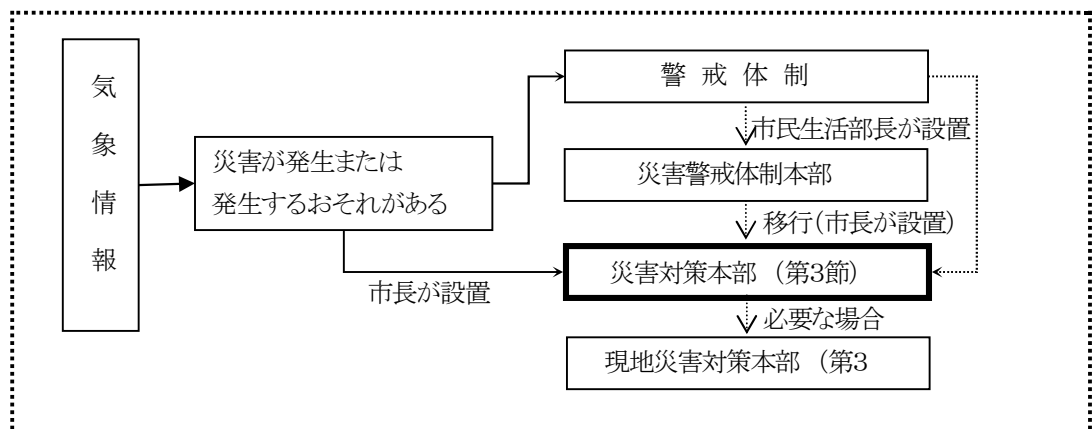
【主担当課】 危機対策課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 —

災害警戒体制本部の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象情報・所管施設の被害状況の収集 ○ 被害施設の応急対策の実施 ○ 被害状況の報告(各課所長→事務局長)
-------------	---

応急活動体制とは・・・



(3) 災害警戒体制本部を廃止する

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 ー

災害警戒体制本部の廃止	<input type="radio"/> 本部長による災害警戒体制本部の廃止 <input type="radio"/> 災害対策本部の設置(災害警戒体制本部から移行)
-------------	--

災害警戒体制本部の廃止基準とは・・・

- 1) 災害の発生するおそれが解消したと認めた
- 2) 災害対策本部が設置された
- 3) その他本部を設置しておく必要がないと認めた

災害対策本部の設置とは・・・

市長は、次の場合において必要があると認めるときは、災害警戒体制本部を廃止し、災害対策本部に移行する。

- 1) 次の警報が1以上発表され災害の発生のおそれがある
 大雨警報 暴風警報 洪水警報 高潮警報 津波警報
- 2) 大規模ながけ崩れ、火災およびその他の事故災害等が発生し、または発生するおそれがある
- 3) その他必要と認めた

第3節 災害対策本部を設置・運営する

1. 災害対策本部を設置・運営する	→	(1) 災害対策本部を設置する
	→	(2) 災害対策本部を運営する
	→	(3) 現地災害対策本部を設置する
	→	(4) 市議会と連携する
	→	(5) 県・国の現地対策本部と連携する
	→	(6) 災害対策本部を廃止する

1. 災害対策本部を設置・運営する

○市は、大規模な災害の発生や発生するおそれがある場合、必要な防災活動を遂行するため、災害対策本部を設置・運営する。

(1) 災害対策本部を設置する

- 【主担当課】 危機対策課
【関係課】 全庁各課
【関係機関】 県、各防災関係機関

災害対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部長による災害対策本部の設置 ○ 災害対策本部設置の報告(県)・通知(各機関)
災害対策本部の組織・業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部は市長を本部長とし、市長部局のほか各行政委員会事務局等、市の全ての職員をもって組織し、災害応急対策を実施
職務の代行順位	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長(災害対策本部長)が不在かつ連絡不能な場合は、副市長(副本部長)、教育長(同左)の順により本部長を代行 ○ 各部長(本部員)が不在かつ連絡不能な場合は、予め各部長の指名する者が部長を代行

災害対策本部の設置とは・・・

市長は、次の場合において必要があると認めるときは、市役所内に災害対策本部を設置する。また、震度6弱以上の地震を記録した場合には自動的に設置する。

- 1) 暴風、大雨、洪水、高潮および津波警報が発令されたとき
- 2) 火災、その他の大規模な事故災害等が発生し、または発生するおそれがあるとき
- 3) 市内における震度が5強以上を記録したとき
- 4) 茨城県沿岸に津波警報が発表されたとき
- 5) その他災害状況等により必要と認めるとき

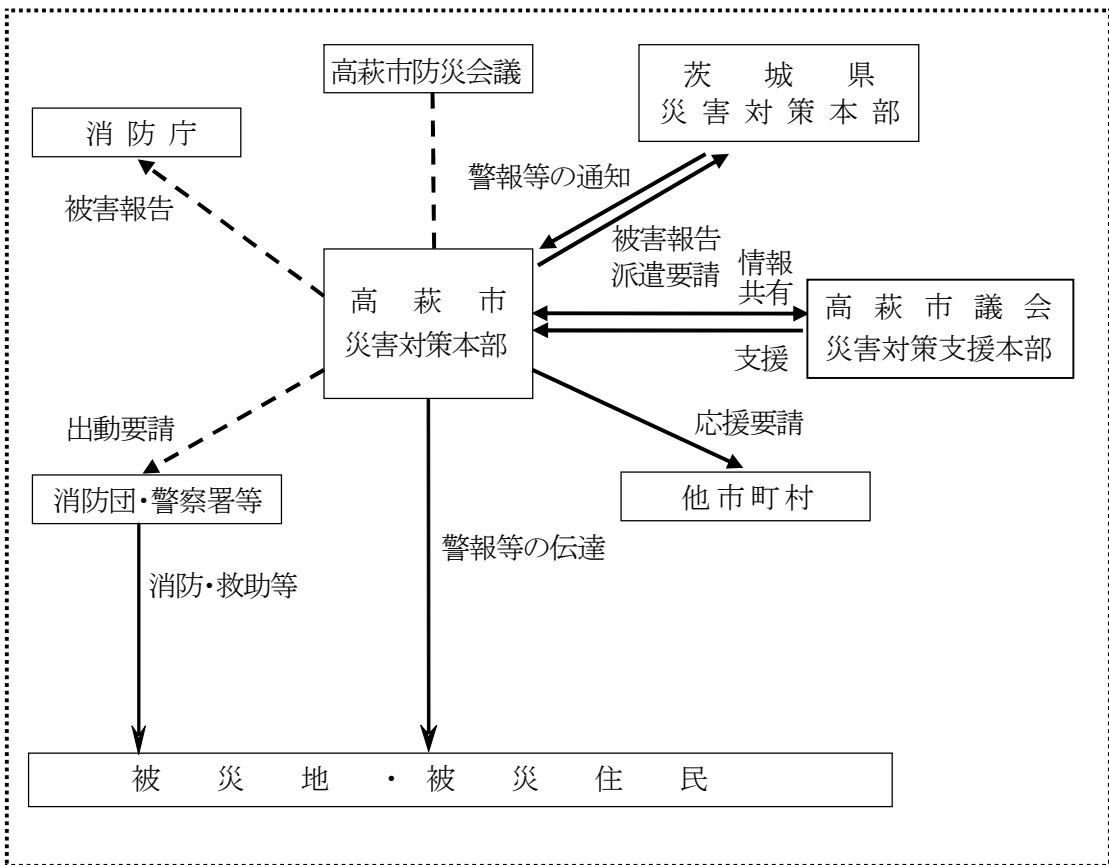
第3編 災害応急対策計画
第1章 災害応急活動体制を確立する

災害対策本部の構成とは・・・

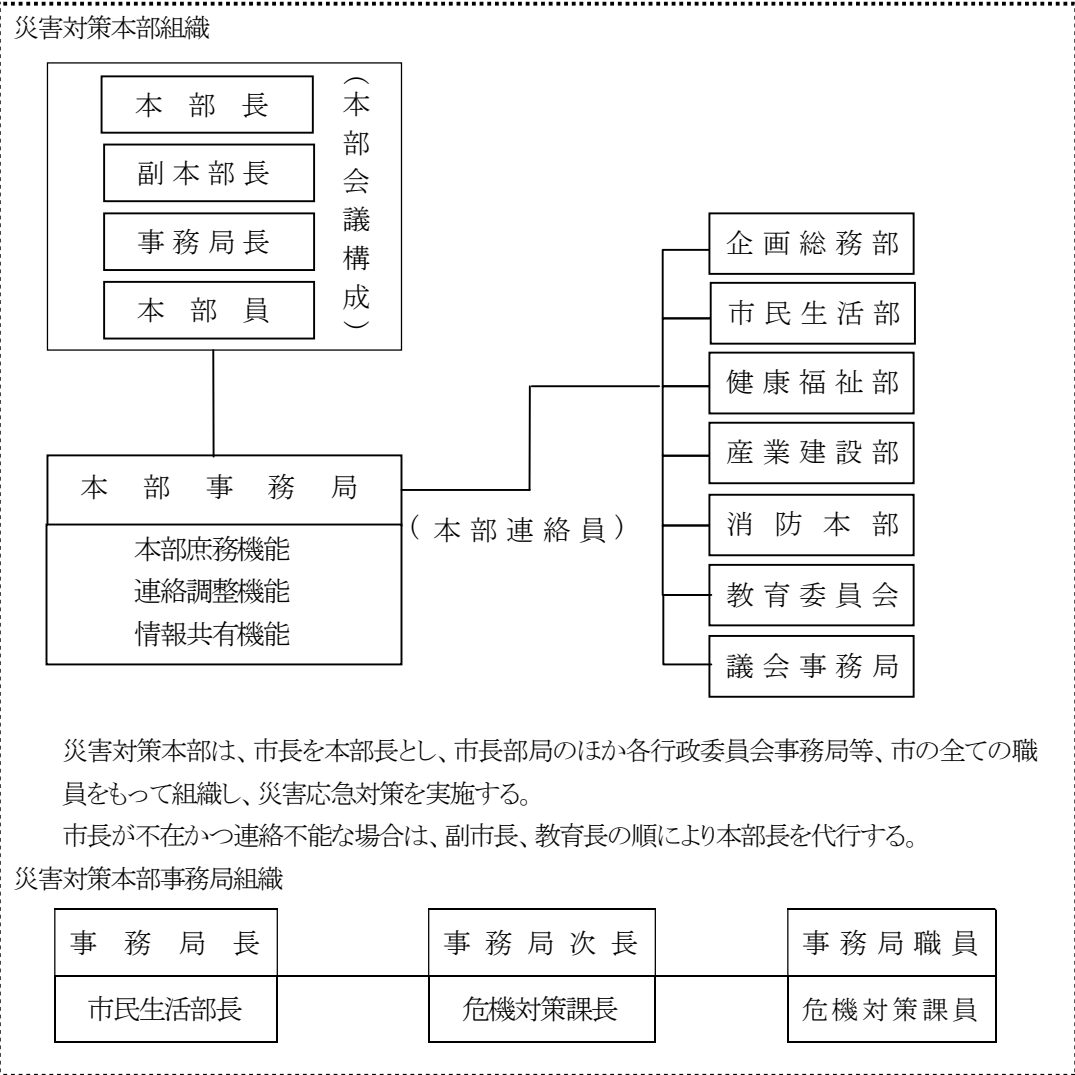
災害対策本部の組織及び構成は次のとおりである。

本部長	副本部長	事務局長	本部員
市長	副市長 教育長	市民生活部長	企画総務部長 健康福祉部長 産業建設部長 消防長 教育部長 議会事務局長

高萩市の総合防災体制とは・・・



災害対策本部および災害対策本部事務局の組織とは・・・

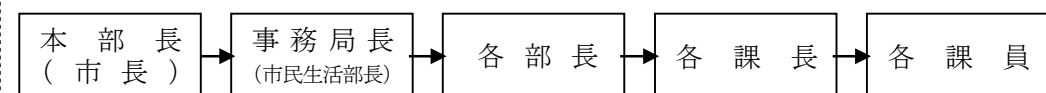


本部連絡員とは・・・

- 本部連絡員は各部長が指名(1名)し、災害対策本部設置時から本部事務局に配置・常駐させる。
- 本部連絡員は、各部に置き次の事務を担当するものとする。
 - ア 本部長命令および本部会議決定事項の各部等への伝達または連絡に関すること。
 - イ 本部員不在時、本部長への被害状況・応急対策実施状況等の報告を代行
 - ウ 本部事務局と共同し、市内の被害状況並びに応急対策実施状況等を整理・記録するとともに庁内共有を補助

設置に関する指示・伝達とは・・・

本部長(市長)が、動員を決定したときは、本部事務局長(市民生活部長)は各部長に伝達する



動員の伝達は、電話およびSNSによって行うが、電話による連絡が困難な場合は、知事を通じて、日本放送協会(水戸放送局)および株式会社茨城放送に職員の登庁を呼びかけるよう要請する。

(2) 災害対策本部を運営する

【主担当課】 危機対策課、総務課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 ー

災害対策本部の運営	<input type="radio"/> 本部会議で審議策定する事項 <input type="radio"/> 災害対応現場との連携
-----------	---

本部会議にて審議策定する事項とその優先順位

- 1) 災害対策本部の体制に関すること
- 2) 災害情報、被害情報の収集・把握、対応方針の決定
- 3) 避難所開設の要否、開設避難所・開設準備完了時期
- 4) 災害・被害・避難情報の発令・伝達、住民への伝達手段
- 5) 県へ報告する災害・被害・避難情報の内容
- 6) 自衛隊災害派遣要請の要否、派遣内容・期間、その他(要請決定時は県に派遣を要請)
- 7) 防災関係機関派遣要請の要否、派遣内容・期間、その他(県または直接要請先窓口へ要請)
- 8) 県への受援(人的・物的)要請の要否、内容・期間
- 9) 隣接市町村との相互応援の要否、内容・期間
- 10) 協定締結市町村への受援要請の要否
- 11) 被災者生活再建支援に関すること
- 12) その他の災害対策に関すること

本部事務局と対応現場との連携の例

- 1 災害発生当初、対応現場に職員を派遣する場合は、派遣に先立ち本部事務局と、連絡する手段・時期・区分(定時・臨時)・内容などの打ち合わせを行う。
- 2 現場に到着した職員は、打ち合わせに従い現場の被害状況や対応内容などを、所属長に報告するとともに、本部事務局に「速報」する。
- 3 本部事務局は、「速報」内容を対策本部に伝達するとともに整理・記録し、庁内に情報を共有する。
また、災害対策本部会議で対応措置が変更された場合には、該当する現場に「速報」する。

(3) 現地災害対策本部を設置する

【主担当課】 全庁各課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

現地災害対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部長による現地災害対策本部の設置 ○ 本部配備員の指名(災害対策本部長が指名)
-------------	---

現地災害対策本部の設置とは・・・

①現地災害対策本部の組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地災害対策本部長 (副市長、教育長、各部長) ○ 現地災害対策本部員 (各課長) ○ その他の職員 (上記以外の職員)
②現地災害対策本部の分掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地災害対策本部長: 災害現場の指揮に関すること ○ 現地災害対策本部員: 災害状況の本部協議および本部報告に関すること ○ その他の職員: 災害状況に応じ現地災害対策本部長の指示に従うこと
③現地災害対策本部の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部を設置しておく必要がないと認めるときは、本部長に報告し現地災害対策本部を廃止する。

(4) 市議会と連携する

【主担当課】 危機対策課、議会事務局

【関係課】 ー

【関係機関】 高萩市議会

市議会との連携	○ 高萩市議会災害対策支援本部との情報共有
---------	-----------------------

高萩市議会災害対策支援本部とは・・・

議長は、高萩市災害対策本部が設置され、必要と認めたときは、高萩市議会災害対策支援本部を設置することができる

(5) 県・国の現地対策本部と連携する

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 —

【関係機関】 —

県・国との連携	○ 県・国の非常(緊急)災害現地対策本部との連携による 災害応急対策の実施
---------	--

(6) 災害対策本部を廃止する

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 ー

災害対策本部の廃止	<ul style="list-style-type: none">○ 本部長による災害対策本部の廃止○ 災害対策本部廃止の通知(市長→関係機関)
-----------	--

災害対策本部の廃止基準とは・・・

- 1) 災害の発生するおそれが解消したと認めたとき
- 2) 災害応急対策がおおむね終了したと認めたとき
- 3) その他本部を設置しておく必要がないと認めたとき

第4節 自衛隊に災害派遣を要請する

1. 自衛隊の災害派遣を要請・受け入れる

- (1) 自衛隊に災害派遣を要請する
- (2) 災害派遣部隊を受け入れる
- (3) 自衛隊に撤収を要請する

1. 自衛隊の災害派遣を要請・受け入れる

○市は、市民の生命、財産等の保護に必要な場合は、自衛隊への災害派遣要請を行う。

(1) 自衛隊に災害派遣を要請する

【主担当課】 危機対策課、総務課

【関係課】 ー

【関係機関】 自衛隊

災害派遣の要請	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊の災害派遣の依頼(市長→知事) ○ 陸上自衛隊施設学校・市域を担任する部隊等との情報の交換
---------	---

災害派遣の手続きとは・・・

自衛隊の災害派遣を依頼するときは、市長が知事に対し「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」資料13-7(様式第7号)をもって行う。ただし、緊急を要する場合文書をもってすることができないときは、電信電話等により依頼する。この場合において事後速やかに文書を提出する。また、緊急避難、人命救助の場合等のように事態が急迫し知事に要請する時間がない場合は、その旨及び当該地域にかかる災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知する。

提出先(連絡先)	茨城県防災・危機管理部 防災・危機管理課 電話 029-301-2879(直通) 防災電話 8-600-2882~2885
提出部数	1部
派遣要請書	要請書の様式は、「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」資料13-7(様式第7号)のとおり。

自衛隊の災害派遣の要請要件とは・・・

原則として人命、財産等を保護するため必要で、かつやむを得ない事態であると認められ、他に実施する組織等がない場合。

(2) 災害派遣部隊を受け入れる

- 【主担当課】 危機対策課、総務課、消防総務課
【関係課】 企画財政課、教育総務課
【関係機関】 自衛隊

受け入れ体制の整備 (派遣部隊到着前)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣部隊受け入れ体制の整備 ○ 県知事、警察等関係機関との緊密な連絡 ○ 作業計画、資機材の準備、宿泊施設等の準備 ○ 自衛隊との連絡交渉窓口の一体化 ○ 市災害用応急ヘリポートの確保(ヘリコプターの派遣要請を依頼した場合)
受け入れ体制の整備 (派遣部隊到着後)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣部隊の目的地への誘導 ○ 派遣部隊指揮官と協議 ○ 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等の報告(市長→報告)

※資料5-5 高萩市災害応急ヘリコプター発着場

災害派遣部隊の到着までに準備することとは・・・

- 1) 作業箇所及び作業内容を計画する。
- 2) 作業の優先順位を計画する。
- 3) 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所を計画する。
- 4) 部隊との連絡職員を指名し、連絡方法及び連絡場所を計画する。
- 5) 作業計画に基づき資機材等を準備する。
- 6) 派遣部隊の展開、宿営の拠点等を準備する。

災害派遣部隊の宿泊施設・車両機材等の保管場所とは・・・

災害派遣部隊の宿泊施設

名 称	高萩市立高萩中学校
所 在 地	高萩市高浜町1丁目77番地
収容人員	約600人

※状況により変更することがある

車両機材等の保管場所

名 称	高萩市立高萩中学校
-----	-----------

※状況により変更することがある

災害派遣時の依頼者の経費負担とは・・・

- 1) 派遣活動に必要な資機材等(自衛隊装備にかかるものは除く)の購入費、借上料及び修繕料
 - 2) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建築物等の使用料及び借上料
 - 3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費・電話料等
 - 4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の(自衛隊装備にかかるものを除く)補償。
- なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と依頼者が協議する。

(3) 自衛隊に撤収を要請する

【主担当課】 危機対策課、総務課

【関係課】 ー

【関係機関】 自衛隊

派遣部隊撤収の要請	○ 自衛隊の災害派遣撤収の依頼(市長→知事)
-----------	------------------------

第5節 受援を要請する

1. 受援を要請する	→	(1) 茨城県に受援を要請する
	→	(2) 他市町村に受援を要請する
	→	(3) 国に受援を要請する
	→	(4) 防災関係機関及び民間団体、専門家等に受援を要請する
2. 応援を受け入れる	→	(1) 応援受入体制を整備する
3. 応援隊の撤収を要請する	→	(1) 応援隊に撤収を要請する

1. 受援を要請する

〇市は、災害の状況により必要に応じ、県や他市町村、関係機関等に対して受援を要請する。

(1) 茨城県に受援を要請する

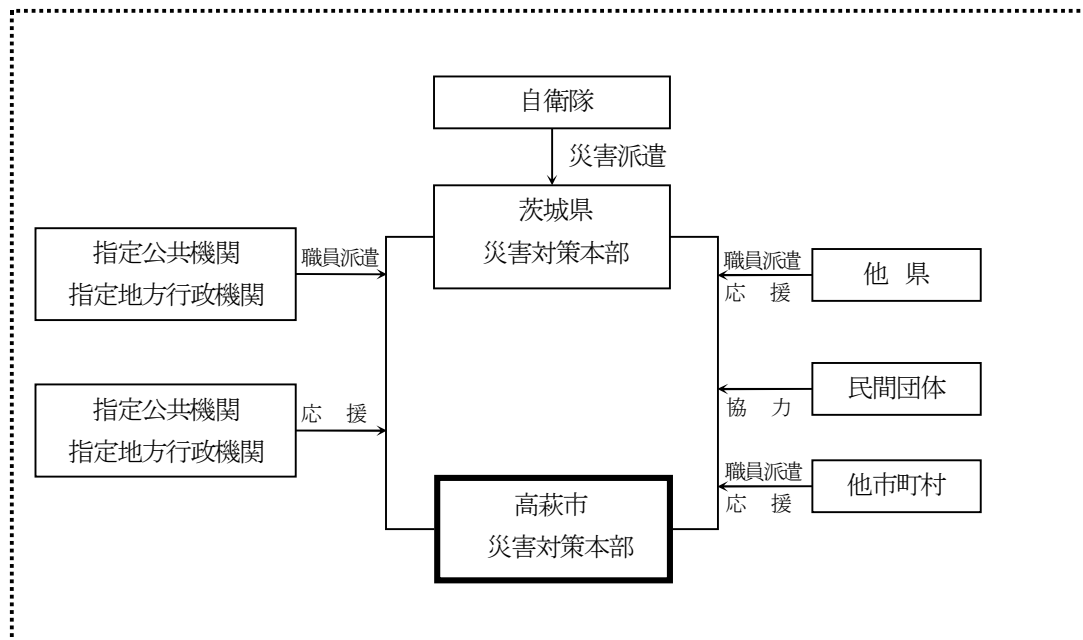
【主担当課】 危機対策課、総務課、秘書広報課

【関係課】 —

【関係機関】 —

茨城県に受援を要請	○ 受援または職員派遣のあつせんを要請(市長→知事)
-----------	----------------------------

受援要請とは・・・



要請の手続きとは・・・

県に受援または職員派遣のあっせんを要請するときは、県に対し文書をもって要請する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

受援要請時に記載する事項とは・・・

- 1) 災害の状況
- 2) 受援(応急措置の実施)を要請する理由
- 3) 受援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 4) 受援(応急措置の実施)を必要とする場所
- 5) 受援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)
- 6) その他必要な事項

職員派遣あっせん時に記載する事項とは・・・

- 1) 派遣のあっせんを求める理由
- 2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- 3) 派遣を必要とする期間
- 4) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(2) 他市町村に受援を要請する

【担当課】 危機対策課、総務課、秘書広報課

【関係課】 —

【関係機関】 —

他市町村に受援を要請	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相互応援協定の締結市町村への受援要請(市長→他市町村長) ○ 大規模災害を想定し広域的な相互受援体制の構築 ○ 平時からの他市町村等と受援要請・受入体制等についての情報交換
------------	--

市が締結している行政機関との協定(令和6年2月1日現在)・・・

平成6年4月1日	茨城県内市町村間 災害時等の相互応援に関する協定
平成7年11月1日	日立市・北茨城市 災害時における相互応援協定
平成8年7月27日	山形県新庄市・秋田県仙北市 災害時における相互応援協定
平成10年5月11日	いわき市・北茨城市 災害時における相互応援協定
平成16年11月9日	埼玉県飯能市 災害時における相互応援に関する協定
平成21年11月7日	愛知県犬山市 大規模災害時における相互応援に関する協定
〃	岐阜県海津市 大規模災害時における相互応援に関する協定
〃	和歌山県田辺市 大規模災害時における相互応援に関する協定
〃	和歌山県新宮市 大規模災害時における相互応援に関する協定
平成21年11月27日	東北福祉大学 防災・減災及び大規模災害時における相互支援に関する協定
平成23年10月7日	国土交通省関東地方整備局長 災害時の情報交換に関する協定
平成23年12月6日	筑波大学と高萩市との震災復興に向けた連携協定
平成24年6月4日	飯能市、犬山市、海津市、田辺市、新宮市、新庄市、仙北市と原子力災害に関する項目を追加
平成24年7月7日	飯能市、犬山市、海津市、田辺市、新宮市、新庄市、仙北市と情報代行発信に関する項目を追加
平成25年7月12日	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体 災害時相互応援協定
平成25年10月26日	岩手県雫石町、秋田県仙北市、茨城県小美玉市、山形県新庄市大規模災害時における相互応援に関する協定
平成29年11月10日	高萩警察署 災害時における施設使用に関する協定
平成29年12月26日	いわき市 原子力災害時における高萩市民の県外広域避難に関する協定
平成30年4月25日	北茨城市 原子力災害時における高萩市民の県内広域避難に関する協定
令和2年6月1日	茨城県、一般社団法人茨城県産業資源循環協会 災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定書(環境衛生課)
令和2年7月30日	茨城県土木部長 花貫川水系治水協定(水道課)
令和2年7月30日	茨城県土木部長、北茨城市、高萩・北茨城広域事務組合 大北川水系治水協定(水道課)

(3) 国に受援を要請する

【主担当課】 危機対策課、総務課、秘書広報課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

国に受援を要請	○ 指定地方行政機関への受援要請(市長→指定地方行政機関の長)
---------	---------------------------------

要請の手続きとは・・・

指定地方行政機関に職員派遣を要請するときは、文書をもって要請する。

<文書に記載すべき事項>

- 1) 派遣を要請する理由
- 2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- 3) 派遣を必要とする期間
- 4) その他職員の派遣について必要な事項

(4) 防災関係機関及び民間団体、専門家等に受援を要請する

【主担当課】 危機対策課、総務課、秘書広報課

【関係課】 —

【関係機関】 —

防災関係機関・民間団体等に受援を要請	○ 防災関係機関・民間団体等への受援要請(市長→指定公共機関、民間団体)
専門家に受援を要請	○ 専門家・専門機関等への受援要請(市長→県)

市が締結している民間機関との応援協定(令和6年2月1日現在)・・・

平成5年10月27日	多賀医師会 大規模災害時の医療救護活動についての協定
平成9年10月16日	高萩郵便局 災害時における相互協力に関する覚書
平成18年8月31日	高萩市建設協議会 災害応急復旧工事に関する協定
平成20年2月27日	株式会社 マイカル 災害時における支援協力に関する協定
平成20年8月27日	株式会社 ベイシア 災害時における支援協力に関する協定
平成21年3月26日	株式会社 サンユースター 災害時における支援協力に関する協定
平成22年12月15日	利根ココロラボトリング(株) 災害時における救援物資の提供に関する協定
平成23年2月21日	ダイドードリンコ(株) 災害時における飲料の供給に関する協定
平成23年6月2日	茨城県石油業協同組合高萩支部 災害支援協力に関する協定
平成23年6月14日	茨城ひたち農業協同組合 災害時における支援協定に関する協定
平成23年9月13日	同仁東保育園と魚武 大規模災害時における支援協力に関する協定書
平成24年3月7日	東日本旅客鉄道株式会社水戸支社 地震等大規模災害に関する基本覚書
平成24年3月28日	いばらきコープ・パルスシステム茨城との災害時における物資の優先供給、市民見守り事業に関する協定
平成24年5月28日	株式会社カインズ 災害時における生活物資の供給協力に関する協定
平成25年2月7日	株式会社伊藤園 災害時における救援物資の提供に関する協定
平成25年3月29日	茨城海上保安部、特定非営利活動法人たかはぎFM 災害時における放送要請に関する覚書
平成25年5月24日	セッツカートン株式会社 災害時における物資の供給に関する協定
平成25年7月12日	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体 災害時相互応援協定
平成25年8月23日	茨城県トラック協会県北支部 災害時における緊急救護輸送に関する協定
平成25年8月23日	大塚製薬株式会社 災害時等における食料品及び飲料水等の提供に関する協定
平成25年10月18日	アマチュア無線奉仕団県北地区分団と災害時における情報通信に関する協定

第3編 災害応急対策計画
第1章 災害応急活動体制を確立する

平成 26 年 3 月 25 日	一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会 日立地方支部高萩部会災害時における物資の調達に関する協定
平成 26 年 3 月 26 日	高萩市歯科医師会 災害時の歯科医療救護についての協定
平成 26 年 10 月 15 日	株式会社永谷園茨城工場・生化学工業株式会社高萩工場・東部大建工業株式会社
平成 26 年 10 月 15 日	災害時における「緊急避難者」の受入れに関する協定 東部大建工業株式会社 災害時における物資提供(避難所ボード等※無償)に関する協定
平成 27 年 1 月 29 日	高萩薬剤師会 災害時の医療救護活動に関する協定
平成 27 年 4 月 1 日	株式会社日立プラントサービス 災害時における水道特別支援に関する協定
平成 27 年 6 月 3 日	株式会社アクティオ茨城支店 災害時における物資供給に関する協定
平成 27 年 11 月 24 日	学校法人明秀学園 災害時における緊急避難者の受入れ等に関する協定 一般財団法人茨城県薬剤師会検査センター 災害時の公衆衛生及び環境保全に係る検査に関する協定
平成 29 年 7 月 19 日	高萩市と郵便局との地域における協力に関する協定
平成 30 年 8 月 24 日	株式会社茨城航空技術研究所 災害時における「緊急避難者の受入れ等」及び「無人航空機を活用した支援活動等」に関する協定
平成 30 年 11 月 30 日	東日本電信電話株式会社 災害時用公衆電話の設置・利用に関する覚書
平成 31 年 2 月 21 日	ヤフー株式会社 災害に係る情報発信等に関する協定
平成 31 年 3 月 18 日	茨城県行政書士会 災害時における支援協力に関する協定
令和 2 年 4 月 1 日	大崎データテック株式会社 災害時における水道特別支援に関する協定 (水道課)
令和 2 年 4 月 17 日	一般社団法人茨城県建設業協会高萩支部 災害時における消防活動の協力に関する細目協定 (消防本部)
令和 2 年 10 月 8 日	高萩市社会福祉協議会 高萩市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定
令和 2 年 10 月 16 日	東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定
令和 3 年 11 月 20 日	公益財団法人ボーイスカウト日本連盟 災害時における「緊急避難者の受入れ等」に関する協定
令和 5 年 8 月 7 日	株式会社高萩エンジニアリング 災害時等における無人航空機による協力に関する協定

2. 応援を受け入れる

〇市は、応援要請の職員等が迅速に活動できるよう、受け入れ体制を整備する。

(1) 応援受入体制を整備する

【主担当課】 危機対策課、総務課、秘書広報課、消防総務課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

<p>連絡体制の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 連絡窓口の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内受援総括: 災对本部事務局受援班 (危機対策課、総務課) ・ 部内受援総括: 各部総括班または部長指定班 ・ 課内受援担当: 課長または課長指名職員 ○ 県や関係団体等の連絡先リストを最新のものに修正 ○ 締結している協定内容等を確認 ○ 受援対象業務の整理(人的支援) ○ 感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底 ○ 物的支援の受入体制
<p>受入施設の整備 (災害ボランティアも含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受入施設等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援職員用スペース(待機・休憩、駐車) ・ 宿泊場所のあっせん等 ・ 資機材等の提供 ・ 執務環境の提供(共用) ・ 感染症対策のためスペースの確保 ・ 受援部課と応援職員との日々のミーティング
<p>消防機関の受け入れ体制の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援の要請 ○ 「大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱」の円滑な運用体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画の作成 ・ ヘリコプター活動体制の整備 ○ 応援受入窓口の設置(原則: 危機対策課または消防総務課。災害対策本部設置後は同本部) ○ 人、物資等の受入施設の整備

3. 応援隊の撤収を要請する

○市は、目的が達成またはその必要がなくなったとき、応援隊の撤収を要請する。

(1) 応援隊に撤収を要請する

【主担当課】 危機対策課、総務課、秘書広報課

【関係課】 —

【関係機関】 —

応援隊撤収の要請	<input type="checkbox"/> 応援隊要請先との撤収に関する協議 <input type="checkbox"/> 応援隊撤収の依頼
----------	--

第2章 情報収集伝達・警戒活動を実施する

第1節 災害情報を収集・伝達する	→	1. 初動体制を確立・強化する
	→	2. 災害発生情報を収集・伝達する
	→	3. 災害・被害情報を収集・伝達する
第2節 災害情報を広報・広聴する	→	1. 市民への広報を行う
	→	2. 報道機関に情報を提供する
	→	3. 市民から広聴する

第1節 災害情報を収集・伝達する

1. 初動体制を確立・強化する	→	(1) 情報収集伝達体制を確立する
	→	(2) 収集伝達に必要な設備を確保する
2. 災害発生情報を収集・伝達する	→	(1) 異常現象の通報を収集・伝達する
	→	(2) 気象情報を収集・伝達する
	→	(3) 津波予報、地震・津波情報を収集・伝達する
3. 災害・被害情報を収集・伝達する	→	(1) 被害概況を早期に把握する
	→	(2) 災害・被害情報を伝達・報告する

1. 初動体制を確立・強化する

〇市は、速報性(スピード)、簡潔性(ポイント)、情報源(デマの排除)を念頭におき、「災害の全体像」を把握するため、被災及び応急対応情報を収集伝達できる体制を確立する。

(1) 情報収集伝達体制を確立する

- 【主担当課】 危機対策課
【関係課】 全庁各課
【関係機関】 ー

情報収集体制の確立	<p>< 市民生活部長及び防災関係機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災及び応急対応情報を収集伝達できる体制の確立 <p>< 災害対策本部 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象・地震等の観測情報、災害情報、各部からの被害情報の収集 ○ 災害情報を一元的に把握し、共有することが出来る体制のもと適切な対応に努める ○ 職員の動員、応急対応の実施 ○ 住民への注意喚起・避難情報等の周知 ○ 県、国、報道機関等への報告 ○ 防災活動用の連絡用電話の指定、窓口の明確化
-----------	--

(2) 収集伝達に必要な設備を確保する

【主担当課】 危機対策課、秘書広報課

【関係課】 高萩消防署、警防課

【関係機関】 —

通信体制の強化	<input type="checkbox"/> 現有通信施設の活用・整備 <input type="checkbox"/> 優先度の高い情報の伝達
公衆電気通信設備の利用	<input type="checkbox"/> 関係機関の通信窓口の設置 <input type="checkbox"/> 災害時優先電話の事前承認(登録) <input type="checkbox"/> 非常・緊急電報の利用 <input type="checkbox"/> 災害伝言ダイヤル「171」の提供の周知
専用通信設備の利用	<input type="checkbox"/> 高萩市防災行政無線の利用(戸別受信機を含む) <input type="checkbox"/> 孤立防止対策用無線機の利用 <input type="checkbox"/> 茨城県防災無線の利用 <input type="checkbox"/> その他の防災無線の利用
他機関の通信設備の使用 (公衆電気通信設備が利用できない)	<input type="checkbox"/> 他機関の通信設備の使用に関する使用協定の締結 <input type="checkbox"/> 他機関の通信設備の利用 <input type="checkbox"/> 非常通信の利用 <input type="checkbox"/> 放送の利用 <input type="checkbox"/> 防災相互通信用無線電話の利用 <input type="checkbox"/> 使送による通信連絡の確保 <input type="checkbox"/> アマチュア無線ボランティアの活用

※資料1-4 高萩市防災行政無線管理運用規程

※資料1-5 高萩市防災行政無線運用細則

※資料6-6 市の機関等

災害時優先電話番号一覧

市及び防災関係機関は、既設の電話番号をNTT東日本茨城支店へ「災害時優先電話」として登録を行い、茨城支店長等の承認を受ける。なお、現在承認を受けている災害時優先電話番号は次表のとおりである。

令和6年2月1日現在

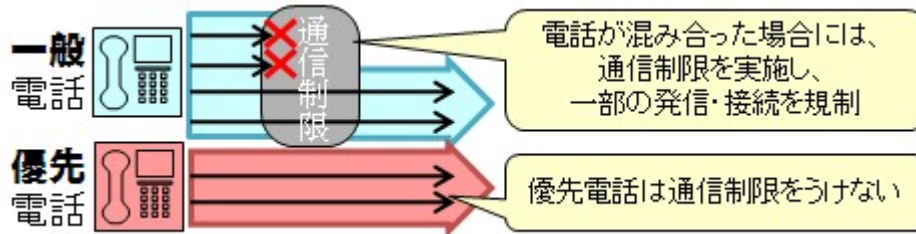
設置箇所	指定電話番号	設置箇所	指定電話番号
高萩市役所	23-2110	東小学校	22-2542
	23-2111	高萩小学校	22-3073
	23-2112	秋山小学校	22-2108
総合福祉センター	22-0700	松岡小学校	22-2430
文化会館	23-7411	高萩中学校	22-3147
歴史民俗資料館	23-7229	秋山中学校	22-2760
第一浄水場	23-2104	松岡中学校	22-2431
関口浄水場	24-1443	秋山幼稚園	23-2102
高萩市消防本部	22-2258		
	22-2259		

災害時における通信手段とは・・・

災害時における各防災関係機関の通信は、通常使用している通信手段のほか、公衆電気通信設備の利用または他機関の優先・無線通信設備の使用、非常通信、防災相互通信用無線電話、放送、使送および自衛隊の通信支援により行う。

災害時優先電話の活用とは・・・

一般の加入電話に比べ「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすい。



出典：総務省ホームページ

※災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については一般電話と同じであるため、緊急時には発信用として使用する

※災害時優先電話から発信しても、相手が話中の場合は一般の電話と同じく接続はできない。

非常・緊急電報の利用とは・・・

頼信する場合、発信紙の余白欄に「非常」あるいは「緊急」と記してNTT 東日本㈱に申込み。なお、電話により非常・緊急電報を頼信する場合は、自己の電話番号及び頼信責任者名をNTT 東日本㈱に申込み。

その他の防災無線とは・・・

他機関の通信設備(専用通信設備)を有効に活用する。

- 消防庁消防防災無線設備
- 海上保安庁通信設備
- 漁業無線設備
- 警察電話(有線・無線)設備
- 気象通信設備
- 消防無線設備
- 茨城交通通信設備
- 東京電力通信設備
- その他防災関係機関の専用通信設備
- 国土交通省無線設備
- 東日本旅客鉄道(株)通信設備

他機関の通信設備とは・・・

使用または利用できる通信設備

- 警察通信設備
- 海上保安通信設備
- 消防通信設備
- 気象通信設備
- 水防通信設備
- 鉄道通信設備
- 航空通信設備
- 電力通信設備

2. 災害発生情報を収集・伝達する

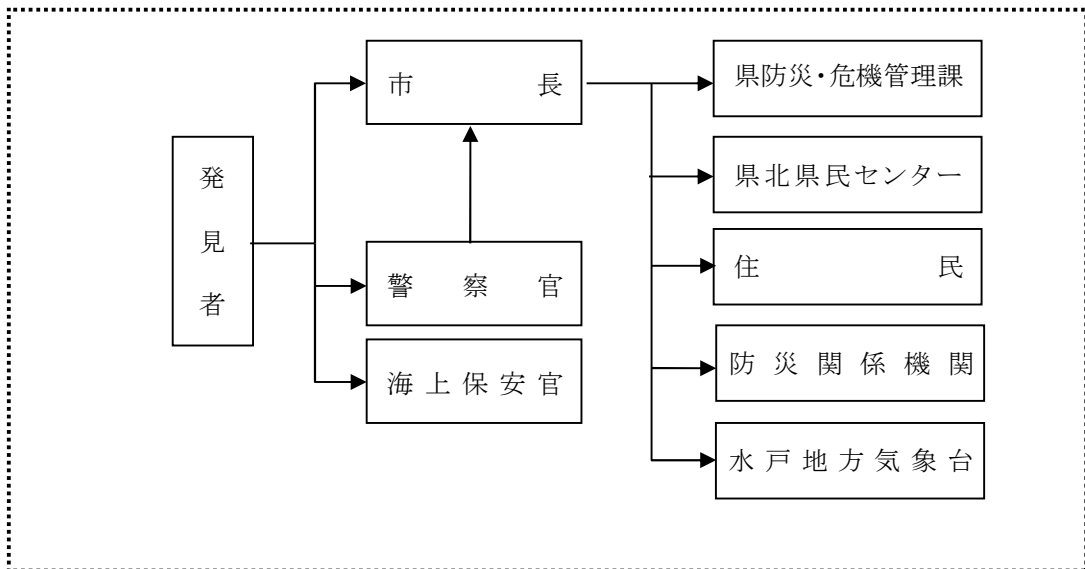
○市は、災害発生情報の収集のため、あらゆる手段を講じるとともに、迅速かつ適確に収集情報を伝達する。

(1) 異常現象の通報を収集・伝達する

- 【主担当課】 危機対策課、秘書広報課
- 【関係課】 全庁各課
- 【関係機関】 —

異常現象の通報	<input type="checkbox"/> 異常現象発見者の通報の徹底 <input type="checkbox"/> 関係機関への通報
---------	---

異常現象の通報の系統とは・・・



(2) 気象情報を収集・伝達する

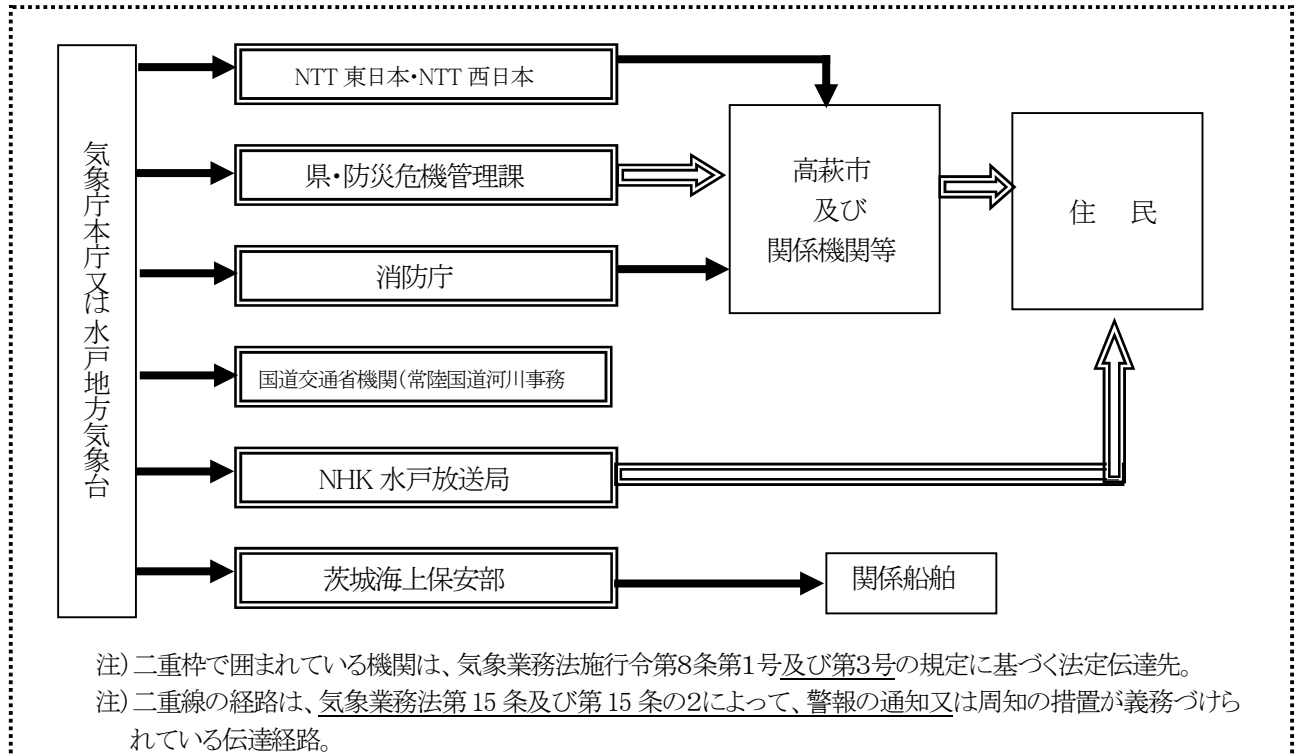
【主担当課】 危機対策課、秘書広報課

【関係課】 —

【関係機関】 —

気象情報の周知	○ 注意報および気象情報の市民への周知
---------	---------------------

気象情報の伝達系統とは・・・



(3) 津波予報、地震・津波情報を収集・伝達する

【主担当課】 危機対策課、秘書広報課

【関係課】 高萩消防署

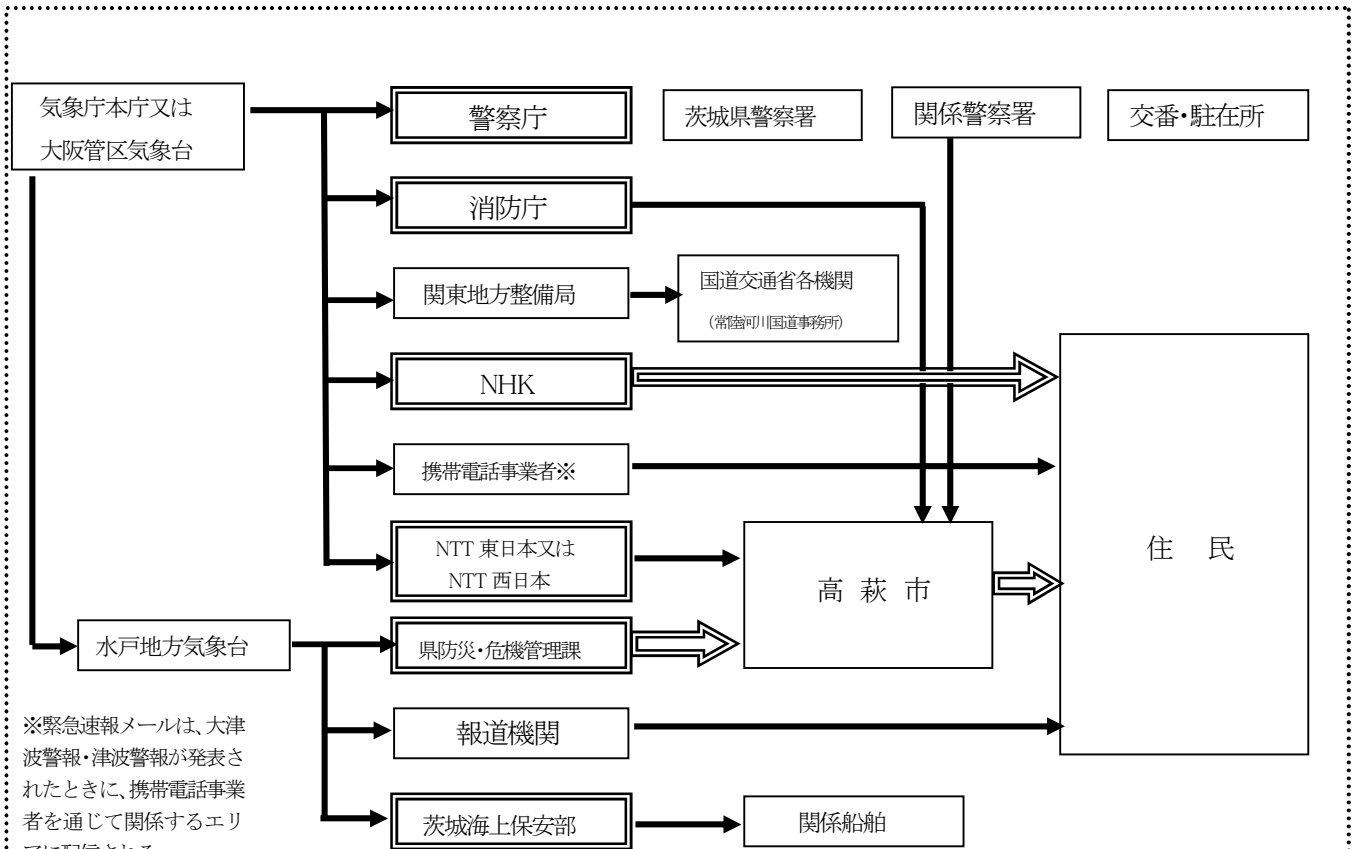
【関係機関】 —

地震津波情報の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁からの各種地震情報の収集(長周期地震動情報を含む) ○ 情報等の内部伝達組織の整備 ○ 地震及び津波情報(遠地津波情報を含む)の市民への周知 ○ 防災行政無線等を活用した、緊急地震速報等の迅速かつ的確な住民への伝達 ○ 必要により避難指示の発令(市長) ○ 津波情報の必要な機関への伝達
-----------	--

茨城県震度情報ネットワークシステムとは・・・

震度計やセンサー、加速度数計などを県内市町村すべてに設置された地震計測器がNTT回線網で県庁内のコンピュータに接続され、地震による各地の震度データが自動的に県庁内に集約される。
このシステムにより、消防庁や気象庁にも情報が提供され国とも一元的な情報網が確立されている。

津波情報等伝達系統図・・・



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

津波の予報・伝達内容とは・・・

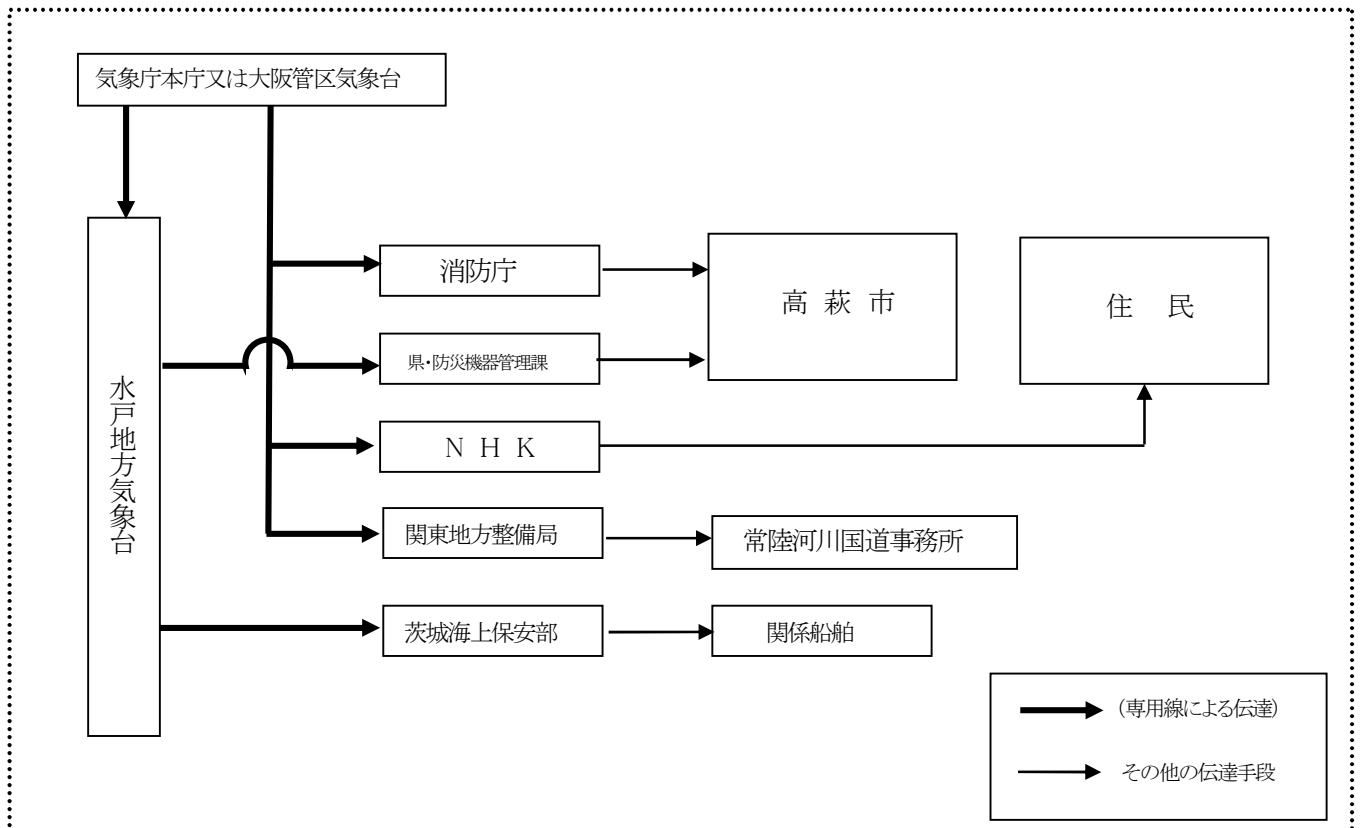
a 発表基準

- 1) 津波による災害のおそれがあると予想されたとき。
- 2) 津波の有無について注意を喚起する必要があると認められたとき。

b 伝達内容

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (20cm≤予想高さ≤1m)	(表記しない)

地震情報伝達系統図・・・



3. 災害・被害情報を収集・伝達する

○市は、応急活動や応援要請をすみやかに実施するため、災害発生後直ちに災害の発生状況や被害状況等の情報を収集し、県に報告する。

(1) 被害概況を早期に把握する

【主担当課】 危機対策課、消防総務課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 警察、協定締結事業所

概況把握および報告	<input type="checkbox"/> 災害発生後直ちに市域全体の被害概況の把握 <input type="checkbox"/> 他機関のヘリコプター、ドローンによる概況把握の要請
災害・被害情報の収集	<input type="checkbox"/> 災害・被害情報の収集・整理、本部長への報告 <input type="checkbox"/> 報告した内容の庁内共有

発災後ただちに県に報告すべき被害概況とは・・・

- 1) 火災の状況(炎上、延焼、消防隊の配置)、浸水の状況
- 2) 建築物の被害状況(木造住宅の倒壊状況、ブロック塀、要救助者の有無)
- 3) 道路、鉄道の被害(橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱)
- 4) 土砂災害の発生状況(位置、被災戸数、要救助者の有無)
- 5) 道路渋滞の状況
- 6) 住民の行動、避難状況、要望
- 7) 市応急対策活動を実施する上での問題点

職員・各部課等が収集・報告すべき主な内容、報告手段・・・

- 1) 被害状況 建物損壊・火災・浸水・道路や鉄道の被害・公共施設の被害★
(発生時刻・場所・被害の程度・原因)
- 2) 人的被害状況 死者・負傷者・要救助者★
- 3) 災害対策本部等の設置状況
- 4) 避難所の状況★
- 5) 避難情報の発令状況
- 6) 道路規制情報★
- 7) 消防団職員の出動状況(消防本部)

* ★の項目を優先し最も早い手段で報告する。

* 職員は登庁時に被害状況を把握した場合、登庁後速やかに本部長、本部事務局に報告するか可能な場合には、防災アプリの投稿機能を使用して報告する。

市の情報収集・伝達活動・・・

- 1) 市が県に直ちに被害状況等を報告する場合の基準
 - ① 災害対策本部を設置したとき
 - ② 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
 - ・ 住家滅失50世帯以上(市人口から)
 - ・ 多数の者が生命身体に危害を受けた場合(含おそれ)
 - ・ 被災地域内の多数の者が避難して、継続的に救助を必要とする場合
 - ③ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
 - ④ 震度4以上の地震を観測したとき
 - ⑤ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき
- 2) 県に報告できない場合の対応

県に報告できない場合には、国(消防庁)に直接報告し、県には速やかに同一内容の報告を行う。また、市の情報収集能力が著しく低下した場合には、その旨を県や他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集に関し受援を要請する。
- 3) 119番通報が殺到している場合の対応

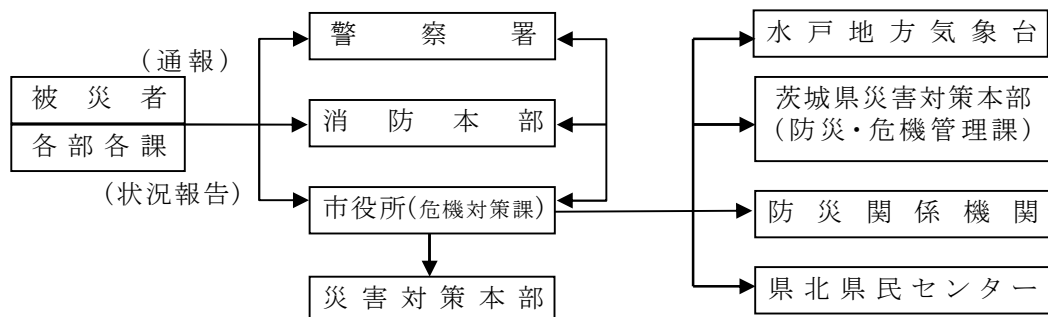
直ちに県並びに国(消防庁)へ、同時に報告する
- 4) 行方不明者数の報告、他市町村への通報
 - ① 行方不明者の総数は、警察等関係機関の協力を受け正確な情報の収集に努める。
 - ② 把握した行方不明者のうち、市に住民登録を行っていないことが判明した場合には、当該市町村に通報し、外国人旅行者の場合には、外務省を通じ当該国大使館等に連絡する。
- 5) 確定報告

災害応急対策完了後、10日以内に確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要を報告する。

情報の収集系統とは・・・

被災者から災害情報の通報を受けた者は、危機対策課長(災害対策本部が設置されているときは本部)へ直ちに連絡する。

消防本部、警察署が災害情報を接受したときは、市役所危機対策課(災害対策本部が設置されているときは本部)へ連絡する。

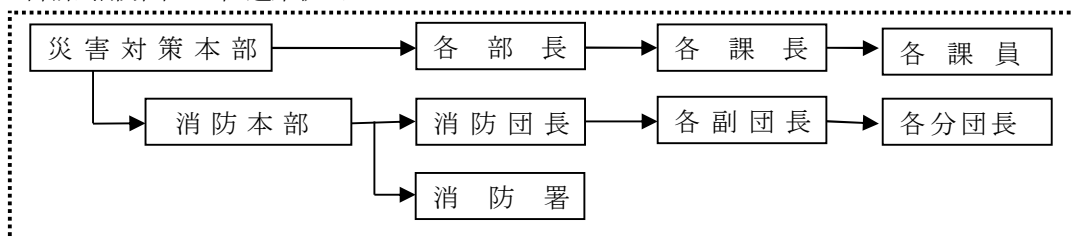


(2) 災害・被害情報を伝達・報告する

【主担当課】 危機対策課
 【関係課】 警防課
 【関係機関】 ー

災害・被害状況の伝達・報告	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収集整理した災害・被害情報の報告並びに庁内共有 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部への報告 被害状況図・対応状況図の作成・記録・更新 ・ 各部課、消防団への伝達 ・ 被害状況図・対応状況図の掲示による庁内の情報共有 ○ 被害・処置概要の報告(市長→県・消防庁) ○ 被害情報収集活動への応援の要請(市の情報収集能力が著しく低下した場合)
災害救助法による報告	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が災害救助法の適用基準に達する見込みのある場合は、県北県民センター福祉課を經由し県福祉部長への報告

部課・消防団への伝達系統とは・・・



第2節 災害情報を広報・広聴する

1. 市民への広報を行う	→	(1) 広報手段を確保する
	→	(2) 災害情報について広報を行う
2. 報道機関に情報を提供する	→	(1) 災害情報を提供・報道を依頼する
	→	(2) 放送事業者との連携体制を整備する
3. 市民から広聴する	→	(1) 市民の相談・問合せに対応する
	→	(2) 安否確認情報を収集・報告する
	→	(3) 広報内容を検討する

1. 市民への広報を行う

○市及び防災関係機関等は、災害発生後直ちに広報活動を開始する。市民に対し災害に関する正しい情報を提供し、情報不足や風評による混乱発生の未然防止に努める。

(1) 広報手段を確保する

- 【主担当課】 危機対策課、総務課、秘書広報課
 【関係課】 —
 【関係機関】 —

広報手段の確保	<input type="checkbox"/> 独自手段による広報の実施 <input type="checkbox"/> 知事を通じてラジオ等放送機関への放送協力の要請
---------	---

独自の広報手段とは・・・

手 段	方 法
防災行政無線	防災行政無線放送による広報。
インターネット	緊急速報メール、高萩市防災アプリ、市のホームページ、X(エックス)、LINE、Facebook、Yahoo! 防災速報、Lアラート等を活用する。
コミュニティFM	コミュニティFMによる広報。
広報車による呼びかけ	災害の状況または道路の復旧状況に応じて必要な地域へ放送設備(携行マイク等を含む。)を有する車両を出勤させ広報を実施する。
ハンドマイク等による呼びかけ	広報車による活動不能な地域または特に必要と認められる地域に対し、職員を派遣して広報を実施する。
ビラの配布	必要に応じてチラシ等を作成し、現地において配布する。
立看板、掲示板	必要に応じて、立看板、掲示板等を活用する。

(2) 災害情報について広報を行う

- 【主担当課】 危機対策課、秘書広報課、観光商工課
【関係課】 高萩消防署、消防総務課、予防課、警防課
【関係機関】 ー

広報の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市、消防機関、警察機関等による災害情報広報の実施 ○ 避難行動要支援者への広報の実施 ○ 観光客等への広報の実施
-------	--

広報の内容とは・・・

応急対策および復旧作業の進展に伴い、各段階に応じた適切な情報提供を行う。

災害発生直後の広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波に関する事、地震活動に関する事 ・ 災害情報、被害情報に関する事 ・ 警報及び避難に関する事 ・ 初期消火活動、人命救助の呼びかけに関する事 ・ 市の災害対策活動体制及び活動状況に関する事 ・ 災害時の一般的注意事項に関する事 ・ 安否情報 ・ その他必要な事項
その後の広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報及び被害状況に関する事 ・ 救援物品の配給に関する情報に関する事 ・ 市内各種施設・ライフラインの復旧状況に関する事 ・ 緊急交通路確保への協力要請に関する事 ・ 被災者生活再建支援事業の受付時期、手続に必要な書類などに関する事 ・ 市内一般平常業務の再開状況に関する事

避難行動要支援者への広報媒体とは・・・

避難行動要支援者及び外国人への広報は、その状況にあわせ災害ボランティア等の協力を得て、文字放送及び手話放送、点字広報紙などの広報媒体を作成し情報提供を行う。

観光客等への広報とは・・・

観光・レクリエーション施設等、その他多数の人が集まる場所では、施設責任者や管理者等の自主的な広報を原則とする。

災害広報の実施機関は、必要に応じて観光客に対し、早急に安全な場所へ避難するよう措置を講じる。

2. 報道機関に情報を提供する

○市は、報道機関による災害情報の報道や報道機関への情報の提供について、あらかじめ必要な体制を構築する。

(1) 災害情報を提供・報道を依頼する

【主担当課】 危機対策課、秘書広報課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

災害情報提供体制の確立	<ul style="list-style-type: none">○ 災害対策本部定例記者会見の実施方法を決定○ 地名の読み方や現地への安全な経路を決定○ 取材陣の待機場所を決定
災害情報の提供	<ul style="list-style-type: none">○ 災害対策本部長が必要と認める情報の提供を実施○ 報道発表情報の関係機関への送付

(2) 放送事業者との連携体制を整備する

【主担当課】 危機対策課、秘書広報課

【関係課】 —

【関係機関】 —

連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none">○ 災害時の連絡体制の確保○ 防災連絡責任者リストの作成、放送事業者とのリスト共有○ 放送事業者への避難指示等発令の連絡
---------	--

放送事業者への伝達手段とは・・・

情報の連絡を行う場合は、FAXやEメール等で連絡する。

放送事業者に伝達する内容とは・・・

- ・ 災害対策基本法に基づく、避難指示等(それぞれ解除を含む。)
- ・ 高齢者等避難

3. 市民から広聴する

○市は、災害時において市民が必要とする情報を迅速かつ確実に提供するため、市民からの相談・問い合わせに対応できる体制を構築する。

(1) 市民の相談・問合せに対応する

【主担当課】 危機対策課、市民課、総務課、秘書広報課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 —

相談・窓口の整備	<input type="checkbox"/> 相談・問合せ窓口の開設 <input type="checkbox"/> 応援職員・専門ボランティアの編入
市民の要望への対応	<input type="checkbox"/> 各部・関係機関との連絡・調整 <input type="checkbox"/> 復旧・復興計画に反映

相談・問い合わせ窓口の種類・・・

- 1) 総合庁内案内
- 2) 総合相談窓口
- 3) 総合電話受付
- 4) 避難所等での巡回相談窓口
- 5) 専門相談窓口
- 6) インターネット、メール等

想定される相談とは・・・

- 1) 安否確認及び捜索依頼
- 2) 食糧、飲料水、日用品等の支給に関する情報
- 3) り災証明に関する事項(被害調査の実施、証明書発行受付等)
- 4) 環境衛生に関する事項(ごみ処理、家屋等の消毒、汲み取りの実施等)
- 5) 住宅に関する事項(応急修理、仮設住宅、片付けを行う災害ボランティアの派遣、補修・解体、建て替え等)
- 6) 生活安定に関する事項(災害見舞金、義援金支給の申し込み、税・保険料の徴収猶予・減免、制度融資・給付等)
- 7) 生活再建に関する事項(危険箇所、通行不能区間等)
- 8) 健康相談、避難行動要支援者及び児童・生徒への支援
- 9) 外国籍住民への情報提供
- 10) 職業の斡旋等

(2) 安否確認情報を収集・報告する

- 【主担当課】 危機対策課、総務課
 【関係課】 高萩消防署
 【関係機関】 茨城県

<p>安否確認情報の収集・報告・公表手順</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、住民等からの被害報告や関係機関の協力に基づき情報を収集・把握し、県に報告 ○ 県は、県内の被害状況を集計し、所定の手続き後に報道機関に提供 ○ 市が人的被害の数を公表する場合には、事前に県に報告後、公表
<p>人的被害の氏名等の公表方針(県)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死者 遺族の意向を尊重して公表 ○ 行方不明者、安否不明者 下記の要件にすべて該当する場合、報道機関等に対し、氏名・市町村名の提供 <ul style="list-style-type: none"> ア 行方不明者または安否不明者の生命を保護するため、緊急かつやむを得ないとき イ 救出・救助活動を行うため、所在情報を入手する必要があるとき

※県「個人情報保護条例」9条2項4号に該当

人的被害の範囲・・・

- 死者 : 災害が原因で死亡した者
- 行方不明者 : 災害が原因で所在不明かつ死亡の疑いがある者
- 安否不明者 : 災害が原因で所在不明の者(行方不明者を除く)

(3) 広報内容を検討する

【主担当課】 危機対策課、秘書広報課、総務課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

広報内容の検討	<ul style="list-style-type: none">○ 市民から受けた要望の分析の実施(災害対策本部)○ 分析結果にもとづく広報内容の検討
---------	--

第3章 消火、救助、救急、医療救護活動を実施する

第1節 消火、救助、救急活動を実施する	→	1. 消防活動を実施する
	→	2. 人命救助活動を実施する
第2節 医療救護活動を実施する	→	1. 応急医療活動を実施する
	→	2. 特殊な治療活動に対応する

第1節 消火、救助、救急活動を実施する

1. 消防活動を実施する	→	(1) 災害時活動体制を確立する
	→	(2) 消防活動を実施する
	→	(3) 広域応援を要請する
2. 人命救助活動を実施する	→	(1) 救助活動体制を確立する
	→	(2) 人命救助活動を実施する

1. 消防活動を実施する

○消防機関は、大規模災害が発生した場合は、消防計画に基づき通信・情報・警戒および防御活動体制を強化し、鎮火等にあたる。

(1) 災害時活動体制を確立する

【主担当課】 消防総務課、高萩消防署、警防課

【関係課】 ー

【関係機関】 消防団

消防活動体制の整備	○ 消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制に関する消防計画の作成
消防通信体制の確立	○ 災害時の消防通信体制の整備 ○ 消防無線通信の共通波の活用 ○ 有線通信の市専用線の確保

消防計画とは・・・

消防計画は、消防本部の定めるもので、大綱は次のとおりである。

- ・ 消防力等の整備に関すること
- ・ 防火のための調査に関すること
- ・ 防災教育訓練に関すること
- ・ 災害の予防・警戒及び防御に関すること
- ・ 災害時の避難・救助及び救急に関すること
- ・ その他災害対策に関すること

(2) 消防活動を実施する

【主担当課】 消防総務課、警防課、高萩消防署

【関係課】 ー

【関係機関】 消防団

危険区域の状況把握	<input type="checkbox"/> 危険区域の事前調査の実施 <input type="checkbox"/> 被害想定図の作成
情報の収集・伝達	<input type="checkbox"/> 被害状況の把握、初動体制の整備 <input type="checkbox"/> 災害状況の報告(消防長→市長・知事) <input type="checkbox"/> (気象状況が火災予防上危険な場合)火災警報の発令
消防活動の実施	<input type="checkbox"/> 消防活動の実施 <自主防災組織等> <input type="checkbox"/> 発災後、火気の停止、ガス、電気の使用停止等の呼びかけ <input type="checkbox"/> 自発的な初期消火活動の実施 <input type="checkbox"/> 倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動の実施

危険区域とは・・・

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 住宅密集地帯の火災危険区域 | <input type="checkbox"/> がけ崩れ等の危険区域 |
| <input type="checkbox"/> 浸水危険区域 | <input type="checkbox"/> 特殊火災危険区域(危険物及び放射線関係施設等) |

消火活動の原則とは・・・

- ・ 消防力に比べて火災件数が少ないと判断したときは積極的に一挙鎮滅を図る。
- ・ 火災件数が消防力を上回ると判断したときは、地域の重要度と消防効果の大きい火災を優先的に防御する。
- ・ 火災の様相により、消防隊個々の防御では効果がないと判断した場合は、部隊を集中して重要地域の防御にあたる。
- ・ 火災が数多く発生し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力をつくして避難者の安全確保にあたる。
- ・ 大規模建築物施設等からの出火で多数の消防部隊が必要と判断される場合は、消防効果を考慮して他の延焼を鎮圧した後、部隊を集中して防御にあたる。
- ・ 火災及び火災以外の災害が同時に発生した場合は、火災防御を優先する。

同時多発火災への対応の原則とは・・・

消防力に比べて火災件数が少ないと判断したときは積極的に一挙鎮滅を図る。

1) 避難地及び避難経路確保優先の原則	延焼火災が多発・拡大した場合、人命の安全を優先した避難地及び避難経路確保の消火活動を行う。
2) 重要地域優先の原則	同時に複数で延焼火災した場合、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。
3) 市街地火災消火活動優先の原則	大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等の出火で、多数の消火隊が必要な場合、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動にあたる。
4) 重要対象物優先の原則	重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防御上に必要な消火活動を優先する。
5) 火災現場活動の原則	出場隊の指揮者は、火災状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大防止及び救助・救急活動の見込み等を総合的に判断・行動を決定する。火災規模と対比して消防力が劣勢と判断しときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により類焼を阻止する。

救助活動の原則とは・・・

- ・ 多発火災により延焼拡大した場合は火災防御を優先するが、地域的に多数の人的災害が発生したときは救急隊及び救助隊は人命の救出及び搬送にあたる。
- ・ 火災の発生が小規模で一挙鎮滅に成功した場合は、消防隊、救急隊を集中して、人命の救助活動にあたる。
- ・ 最悪の被害により救急車出動不能の場合は、消防団員及び付近住民の協力を求め、救急業務に全力をあげる。
- ・ 災害発生において、救護所が開設された場合は、その運営について、医療機関等密接な連携をとり、搬送業務に全力をあげる。

(3) 広域応援を要請する

【主担当課】 消防総務課、高萩消防署、警防課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

応援派遣の要請	<ul style="list-style-type: none">○ 消防相互応援協定に基づく他消防本部への応援隊の要請 (隣接市町村消防相互応援協定、茨城県消防相互応援協定)○ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の応援の要請
---------	--

2. 人命救助活動を実施する

○市は、災害のため現に生命身体が危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者を捜索・救出するため必要な措置を講じる。

(1) 救助活動体制を確立する

【主担当課】 警防課、高萩消防署

【関係課】 健康づくり課

【関係機関】 多賀医師会、茨城県看護協会

救助体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生命身体が危険な被災者・負傷者等の迅速な保護・救助 ○ (必要に応じて)自衛隊、隣接市町の消防機関等に協力要請 ○ 救助資機材の調達、民間の建設業者等への協力要請 ○ 応急救護所の設置 ○ トリアージ結果による医療機関への搬送体制の整備 ○ 後方医療機関への搬送の実施
情報の収集、伝達	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の把握、初動体制の整備 ○ 災害状況の報告(消防長→市長・知事)
救助・救急の要請	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救助・救急要請への対応 ○ 消防相互応援協定に基づく他の消防本部への応援の要請 ○ 電話等による他都道府県への応援要請の依頼(市→知事)
応援隊の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急消防援助隊の一部として、消防隊の被災地への派遣(消防相互応援協定・知事の指示) ○ 近隣都県の被害は直ちに出勤できる体制の確保
救助・救急活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救助・救急活動の実施 < 自主防災組織等 > ○ 自発的な被災者の救助・救急活動の実施

救助・救急要請への対応とは・・・

- ・ 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。
- ・ 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

(2) 人命救助活動を実施する

【主担当課】 警防課、高萩消防署

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 ー

人命救助活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 搜索・救出の実施 ○ 行方不明者等の搜索の実施 ○ 県、周辺市町村、自衛隊等への応援の要請(市だけでは十分な対応ができない場合)
-----------	--

搜索・救出の対象とは・・・

- ・ 災害のため現に生命身体が危険な状態にある者
- ・ 災害のため生命身体が危険な状態になろうとしている者
- ・ 災害のため生死不明の状態にある者

搜索・救出の方法とは・・・

救出の方法	消防機関、自衛隊の応援、警察署、地元住民の協力を得て実施する。
救出のための費用	貴重な人命を救助する点で最も人道的な制度であるから、真に必要やむを得ない経費については、金額にかかわらず支出する。
救出の期間	被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とするが、被災者の生存が予想され、または現に救出を求めている場合はさらに延長する。

第2節 医療救護活動を実施する

1. 応急医療活動を実施する	→	(1) 応急医療活動体制を確立する
	→	(2) 広域搬送及び後方医療活動を支援要請する
	→	(3) 医療関係ボランティアの支援を要請する
	→	(4) 医薬品等を確保する
	→	(5) 災害救助法による医療と助産の支援を要請する
2. 特殊な治療活動に対応する	→	(1) 個別疾病患者に対応する
	→	(2) 大規模事故災害患者に対応する

1. 応急医療活動を実施する

〇市は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の市民が医療及び助産の途を失ったときに応急的に医療及び助産を施し、被災者を保護する。

(1) 応急医療活動体制を確立する

- 【主担当課】 市民課、健康づくり課、高萩消防署
 【関係課】 ー
 【関係機関】 多賀医師会、茨城県看護協会

応急医療体制の確立	<input type="checkbox"/> 初動体制の確保 <input type="checkbox"/> 医療救護班の編成、派遣 <input type="checkbox"/> 医療救護所の設置
応急医療活動の実施	<input type="checkbox"/> 医療施設による医療活動の実施の補助 <input type="checkbox"/> トリアージの効果的な実施の補助

トリアージとは・・・

トリアージは、治療、搬送とともに、災害時医療で最も重要な3つの要素の一つであり、負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることをいい、救助、応急処置、搬送、病院での治療の際に行う。

一般的に負傷者をつぎの4つに分類する

- ・ 第1順位(最優先治療群)・・・赤色のタグを付ける
 生命を救うため、直ちに処置を必要とするもの(救命可能なもの)。
 窒息、多量の出血、ショックの危険のあるものなど。
- ・ 第2順位(準救急治療群、待機治療群(たいきちりょうぐん))・・・黄色のタグを付ける
 多少治療の時間が遅れても、生命に危険がないもの。
- ・ 第3順位(治療保留群)・・・緑色のタグを付ける
 上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としないものなど。
- ・ 第4順位(不搬送群(ふはんそうぐん))・・・黒色のタグを付ける
 既に死亡している者又は直ちに処置を行っても明らかに救命が不可能なものなど。

医療救護班による医療活動とは・・・

医療救護班の輸送	市は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。
医療救護班の業務	<p>医療救護班の業務は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者のスクリーニング(症状判別) ・ 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供 ・ 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定 ・ 死亡の確認 ・ 死体の検案 ・ その他状況に応じた処置
巡回相談チーム・ボランティアとの連携	医療救護班は、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

(2) 広域搬送及び後方医療活動を支援要請する

【主担当課】 市民課、高萩消防署

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

患者受入れ先病院の確保	<input type="checkbox"/> 後方医療施設の確保 <input type="checkbox"/> 被災病院等の入院患者の受入れの実施
搬送体制の確保	<input type="checkbox"/> 後方医療施設への搬送 <input type="checkbox"/> 搬送手段の確保

(3) 医療関係ボランティアの支援を要請する

【主担当課】 健康づくり課

【関係課】 危機対策課

【関係機関】

受入れ体制の確保	<input type="checkbox"/> 医療ボランティア調整本部の設置 <input type="checkbox"/> 医療ボランティア受入れ窓口の運営
搬送体制の確保	<input type="checkbox"/> 後方医療施設への搬送 <input type="checkbox"/> 搬送手段の確保

医療ボランティア調整本部の活動内容とは・・・

- ・ ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- ・ 現地対策本部との連絡調整
- ・ その他

医療ボランティアの活動内容とは・・・

医師・看護師	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護班に加わり、医療救護所で医療活動を行う。 ・ 被災地の医療機関において医療活動を行う。 ・ 後方医療施設において医療活動を行う。
薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護班に加わり、医療救護所で調剤業務を行う。 ・ 医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。 ・ 避難所等において、環境検査、飲料水の検査等の衛生管理を行う。 ・ 被災地等において、消毒方法等の防疫指導を行う。
保健師・栄養士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護班に連絡する。
歯科医師・歯科衛生士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。
理学療法士・作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所等において、エコミークラス症候群の予防等の指示を行う。
臨床心理士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所等において、心のケアを行う。
その他	—

(4) 医薬品等を確保する

【主担当課】 健康づくり課

【関係課】 —

【関係機関】 —

医療品等の確保	○ 保健所・茨城県災害対策本部への供給の要請
---------	------------------------

指定備蓄業者とは・・・

本市周辺における茨城県災害用医薬品等確保対策要綱に基づく指定備蓄業者は、次のとおりである。

施設名称	施設所在地	電話
(株)メディセオ日立支店	日立市滑川町1-312	0294(22)2180
アルプレッサ(株)日立支店	日立市留町字前川1270-59	0294(53)3221
東邦薬品(株)日立営業所	日立市助川町2824-29	0294(33)5566
(株)スズケン日立支店	日立市日高町1-6-16	0294(42)8001

(5) 災害救助法による医療と助産の支援を要請する

【主担当課】 危機対策課、健康づくり課

【関係課】 —

【関係機関】 —

医療・助産の支援要請	○ 災害救助法及び同法施行細則等に基づき支援を要請する
------------	-----------------------------

2. 特殊な治療活動に対応する

○市は、関係機関と連携し、災害時における個別疾病患者、及び大規模かつ特殊な災害における患者に対する治療活動の体制を構築する。

(1) 個別疾病患者に対応する

【主担当課】 健康づくり課

【関係課】 社会福祉課、市民課

【関係機関】 日立保健所

人工透析の供給等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報の収集 ○ 透析患者、患者団体及び病院等への情報提供 ○ 被災地内の人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等の在宅患者等の被災状況の確認(県に報告) ○ 消防機関への依頼等による患者搬送の実施
難病等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 難病患者の受療状況及び主な医療機関の稼働状況の把握 ○ 広報紙、報道機関等を通じた難病患者や患者団体等への情報提供の実施 ○ 受療確保のため県に対し、必要な要請の実施 ○ 被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導の実施

(2) 大規模事故災害患者に対応する

【主担当課】 警防課、高萩消防署

【関係課】 危機対策課

【関係機関】 —

<p>負傷者の搬送</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地指揮本部の指示による搬送の実施 ○ 搬送車両の確保 ○ (必要に応じて)ヘリコプター出動の要請 ○ (必要に応じて)ラピッドカー出動の要請
<p>多発外傷への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷者を発見後、迅速な救急告示の医療機関、災害拠点病院等医療機関への搬送の実施 ○ (必要に応じて)ヘリコプター出動の要請 ○ (必要に応じて)ラピッドカー出動の要請 ○ (必要に応じて)二次搬送の実施
<p>広範囲熱傷、化学熱傷への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷者を発見後、対応可能な医療機関等へ負傷者を搬送する体制の整備 ○ (必要に応じて)ヘリコプター出動の要請 ○ (必要に応じて)ラピッドカー出動の要請 ○ 広域搬送の場合の県への連絡 ○ (必要に応じて)二次搬送の実施
<p>有毒ガス、化学物質等による中毒への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ (原因物質の特定が困難な場合)公益財団法人日本中毒情報センターと連携し、原因物質の絞り込みを実施 ○ (必要に応じて)採取した生体試料と想定される原因物質の情報提供により検査分析の依頼 ○ 化学物質等による中毒の可能性の場合は、関係機関相互への情報の提供 ○ (必要に応じて)搬送、受入れにあたって除染を実施 ○ 医療機関に解毒剤等がない場合、卸売業者に供給を要請し解毒剤を確保

事故災害の費用負担とは・・・

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは、同法により、その他のものについては、事故発生責任機関の負担とする。

第4章 避難活動を実施する

第1節 避難誘導を実施する	→	1. 避難情報を発令する
	→	2. 避難を誘導する
	→	3. 警戒区域を設定する
第2節 指定避難所を開設・運営する	→	1. 指定避難所を開設する
	→	2. 指定避難所を運営する
第3節 避難行動要支援者等を支援する	→	1. 避難行動要支援者等の支援体制を確保する
	→	2. 避難行動要支援者等に情報を伝達する
	→	3. 安否確認・避難誘導を行う
	→	4. 避難行動要支援者等のニーズを把握する
	→	5. 指定避難所での生活を支援する
	→	6. 応急仮設住宅への入居等を支援する
	→	7. 外国人への支援体制を強化する
第4節 避難所外避難者を支援する	→	1. 避難所外避難者の支援対策を実施する
第5節 帰宅困難者を支援する	→	1. 帰宅困難者の支援対策を実施する

第1節 避難誘導を実施する

1. 避難情報を発令する	→	(1) 避難情報（準備情報・指示）を発令する
	→	(2) 避難情報を伝達・報告する
	→	(3) 避難情報を解除する
2. 避難を誘導する	→	(1) 住民の避難誘導を実施する
	→	(2) 学校における避難誘導を実施する
3. 警戒区域を設定する	→	(1) 警戒区域を設定する

1. 避難情報を発令する

〇市は、災害が発生し、または発生するおそれがあり、市民の生命・身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対して、速やかに避難のための立ち退きに加えて、必要に応じた「緊急安全確保」の指示の発令を行う。

(1) 避難情報（準備情報・指示）を発令する

【主担当課】 危機対策課、警防課、高萩消防署

【関係課】 —

【関係機関】 —

災害に関する情報収集	<input type="checkbox"/> 気象庁から発表される注意報・警報の確認 <input type="checkbox"/> 関係官公署からの災害に関する通報の収集
避難情報の発令	<input type="checkbox"/> 「高齢者等避難」の発令 <input type="checkbox"/> 「避難指示」の発令 <input type="checkbox"/> 「緊急安全確保」の発令

警戒レベルを用いた避難情報の発令

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	緊急安全確保
警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。 	避難指示
警戒レベル3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報
警戒レベル1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報

引用: 避難情報に関するガイドラインの改定【警戒レベルの運用等について】(内閣府)

避難情報の発令基準・・・

【河川洪水】（災害種別全てにおいて、各項目のいずれか1つに該当する場合に発令する。）

〈関根川〉

<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1 下手網観測所の水位が2m(むらさき色:避難判断水位)に到達した場合 2 下手網観測所の水位が、1.7m(黄色:氾濫注意水位)を超えた状態で下記のいずれかとなった場合 (1) 関根川に氾濫警戒情報が発表された場合 (2) 洪水害の危険度分布で、下手網上流の河川表示色が赤色(警戒)以上になった場合 3 軽微な漏水、浸食等が発見された場合 4 発令が必要となるような強い降雨を伴う悪天候が、夜間から明け方にかけて発生・継続することが予想される場合(例:台風の通過、雷雨その他)</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1 下手網観測所の水位が2.3m(赤色:氾濫危険水位)に到達した場合 2 下手網観測所の水位が、2m(むらさき色:避難判断水位)を超えた状態で下記のいずれかとなった場合 (1) 関根川に氾濫危険情報が発表された場合 (2) 洪水害の危険度分布で、下手網上流の河川表示色がうすむらさき色(非常に危険)以上になった場合 3 異常な漏水、浸食等が発見された場合 4 発令が必要となるような強い降雨を伴う悪天候が、夜間から明け方にかけて発生・継続することが予想される場合(例:台風の通過、雷雨その他)</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>1 消防・警察からの報告・通報、住民等からの通報、河川監視カメラ等により関根川流域で破堤・越水・溢水等を把握した場合 2 消防・警察からの報告・通報、住民等からの通報、河川監視カメラ等により関根川流域で破堤・越水・溢水等の発生が切迫していると判断した場合 3 下手網観測所の水位が計画高水位を超えた場合</p>

〈花貫川〉

<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1 島名観測所の水位が2.8m(むらさき色:避難判断水位)に到達した場合 2 島名観測所の水位が、2.4m(黄色:氾濫注意水位)を超えた状態で下記のいずれかとなった場合 (1) 花貫川に氾濫警戒情報が発表された場合 (2) 洪水害の危険度分布で、島名上流の河川表示色が赤色(警戒)以上になった場合 (3) 北方水位観測所の水位が急激に上昇した場合 3 軽微な漏水、浸食等が発見された場合 4 発令が必要となるような強い降雨を伴う悪天候が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(例:台風の通過、雷雨その他)</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1 島名観測所の水位が3.1m(赤色:氾濫危険水位)に到達した場合 2 島名観測所の水位が、2.8m(むらさき色:避難判断水位)を超えた状態で下記のいずれかとなった場合 (1) 花貫川に氾濫危険情報が発表された場合 (2) 洪水害の危険度分布で、島名上流の河川表示色がうすむらさき色(非常に危険)以上になった場合 (3) 北方水位観測所の水位が急激に上昇した場合 3 異常な漏水、浸食等が発見された場合 4 発令が必要となるような強い降雨を伴う悪天候が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(例:台風の通過、雷雨その他)</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>1 消防・警察からの報告・通報、住民等からの通報、河川監視カメラ等により花貫川流域で破堤・越水・溢水等を把握した場合 2 消防・警察からの報告・通報、住民等からの通報、河川監視カメラ等により花貫川流域で破堤・越水・溢水等の発生が切迫していると判断した場合 3 島名観測所の水位が計画高水位を超えた場合 4 北方観測所の水位が急激に上昇した場合</p>

第3編 災害応急対策計画
第4章 避難活動を実施する

【土砂災害】

発令の対象地域（各段階共通:色表示はハザードマップを参照）

- 1 土砂災害特別警戒区域(赤色)
- 2 土砂災害警戒区域(黄色)
- 3 土石流危険区域(桃色の実線で囲われた薄桃色)
- 4 上記以外の地域で、土砂災害の兆候を確認した地域

【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 1 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ「土砂災害警戒判定メッシュ情報」で【警戒(赤色)】の表示となった場合 2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝までに大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合 3 強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 土砂災害警戒情報が発表された場合 2 「土砂災害警戒判定メッシュ情報」で【非常に危険(薄紫色)】の表示となった場合 3 大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 4 土砂災害の前兆現象(湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	土砂災害が発生した場合

【津波災害】

- 1 津波災害の場合、原則として高齢者等避難開始は発令しない。
- 2 また、災害の様態が警戒レベルの付与になじまないため、付与しない。

避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波注意報が発表されたとき (対象区域:堤防より海側又は河川側の区域) 2 津波警報が発表されたとき (対象区域:警報内容等により、被害が想定される区域) 3 ① 大津波警報が発表されたとき ② 停電、通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることが出来ない状況において、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 強い揺れを感じた場合、あるいは ・ 揺れは弱くとも1分以上の長い揺れを感じた場合
------	---

避難情報発令の実施者および代行者(市長が不在、連絡不能な場合)

実施者	考え方	発令する情報	
		避難指示	緊急安全確保の指示
市長	避難情報の発令は市長の権限により行う。	○	○
代行順位による代行者	市長が不在かつ連絡不能な場合は、①副市長→②教育長→③市民生活部長により市長を代行	○	○
県知事	災害の発生により市がその事務を行うことが出来なくなったとき市長が実施すべき避難の指示を市に変わって実施しなければならない。	○	○
警察官 海上保安官	市長が指示できないと認めるとき、または市長から要求があったとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。		○

引用:避難情報の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(内閣府)

(2) 避難情報を伝達・報告する

【担当課】 危機対策課、秘書広報課、高萩消防署、消防総務課
予防課、警防課

【関係課】 —

【関係機関】 たかはぎFM

住民、要配慮者施設等の施設管理者への周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災行政無線、緊急速報メール、広報車等を活用した直接的な伝達 ○ 報道機関等の協力を得た間接的な伝達 ○ 自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携による避難行動要支援者の避難支援への依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の伝達、安否確認 ・避難の呼びかけ ・同行避難の申出
関係機関相互の連絡	○ 避難情報を発令したときは、速やかに知事に報告

警戒レベルを用いた防災情報の発信

① 災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等がとるべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応

警戒レベル5	緊急安全確保	命の危険、ただちに安全確保
~~~~~	<警戒レベル4までに必ず避難！>	
警戒レベル4	避難指示	対象地域住民のうち危険な場所にいる人は全員避難
警戒レベル3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難
警戒レベル2	気象台から注意報や警報が発表	防災マップなどで避難行動を確認
警戒レベル1	気象台から早期注意情報が発表)	災害への心構えを高める

* 市が災害の状況を確実に把握できるものではないことから警戒レベル5は必ず発令される情報ではない。  
* 警戒レベル3「高齢者等避難」は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難する段階

② 警戒レベルの発令(発表)者、対象者

警戒レベル	発令(発表)者	対象地域	対象者	とるべき避難行動の例
警戒レベル5	高萩市	高萩市内で災害の危険度が高まっていると判断される地域	立退き避難が危険な者	その場で可能な、命を守る最善の行動
警戒レベル4	高萩市		対象地域内にいる者	立退き避難を行うことが原則
警戒レベル3	高萩市		避難に時間がかかる者	
警戒レベル2	水戸気象台	県北地域		自分の避難行動を確認(避難の準備)
警戒レベル1	水戸気象台			気象情報の確認など、災害への心構え

**(3) 避難情報を解除する**

【主担当課】 危機対策課、秘書広報課

【関係課】 ー

【関係機関】 たかはぎFM

対象者への伝達	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 避難の必要がなくなった場合には避難情報を解除</li><li>○ 指定避難所等に避難している対象者に伝達</li><li>○ 指定避難所等以外に避難している対象者には、防災行政無線、緊急速報メール、広報車、電話、コミュニティFM放送等を活用して周知</li></ul>
避難解除の公示	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 避難の必要がなくなった場合、その旨を公示</li></ul>
知事への報告	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 解除後すみやかに知事に報告</li></ul>

## 2. 避難を誘導する

○市及び各施設管理者は、避難情報の発令後、速やかに指定避難所等への避難誘導を実施し、市民の安全を確保する。

### (1) 住民の避難誘導を実施する

【主担当課】 危機対策課、総務課、市民課、高齢福祉課、社会福祉課、子育て支援課  
高萩消防署、教育総務課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 消防団、自主防災組織

指定避難所までの避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難者の避難は原則徒歩</li> <li>○ 災害対策本部は、避難誘導が必要と判断した場合、状況に応じ消防要員を主体とした避難誘導員を必要な場所に配置</li> <li>○ 避難誘導員は住民等の避難を誘導する。安全な地域への避難誘導が間に合わないと判断した場合に避難者とともに近隣の安全な場所へ避難</li> <li>○ 危険が切迫している地域内の要配慮者利用施設管理者は、施設保有の車両等を使用して利用者の迅速な避難を実施。車両の不足等により、利用者の迅速な避難が出来ない場合には、市にその旨を直ちに報告</li> <li>○ 災害対策本部は指定避難所に避難者を収容</li> </ul>
住民による自主避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難対象地域の自主防災組織等に、住民の避難誘導や避難行動要支援者の避難支援について協力を依頼</li> <li>○ 避難情報の発令と同時に、近隣に居住している避難行動要支援者への避難支援について、自主防災組織等に協力を呼び掛け <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報の伝達や安否確認</li> <li>・避難の呼び掛け</li> <li>・付き添いなどの同行支援</li> </ul> </li> <li>○ 市は、警戒レベル3発令以前から避難所外避難を呼び掛け</li> <li>○ 自主的な判断により公的施設へ避難する場合、避難先避難人数等を市に連絡</li> </ul>



第3編 災害応急対策計画  
第4章 避難活動を実施する

避難誘導の実施者

避難対象区域		避難誘導担当者
市街地、 住宅地等	住民	職員、消防団、警察官、自主防災組織、避難誘導責任者、 誘導員
	避難行動要支援者等	原則として、自主防災組織等の地域住民
教育施設、保育施設		教職員
社会福祉施設		施設職員
事業所		施設の防火管理者及び管理責任者等
交通施設		施設管理者及び乗務員

避難に際しての携行品

- ・貴重品(現金、貯金通帳、印鑑) ・情報収集用品(携帯ラジオ、スマートフォン充電器)
- ・非常食・飲料水 ・衣料品・防寒着 ・懐中電灯 ・救急・衛生用品 ・感染対策用品
- ・個別必需品(常備薬、入れ歯、眼鏡、母子手帳、哺乳瓶、粉ミルク、おむつ、ペット用品) 等

(2) 学校における避難誘導を実施する

【主担当課】 教育総務課、学校教育課

【関係課】 生涯学習課

【関係機関】 各学校

<p>情報の収集 【校長】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害に関する情報を受けた場合、速やかに在校者全員に伝達(混乱を防止するよう配慮)し、安全確保を指示</li> <li>○ 在校者の安全確保、死傷者・施設被害の有無を把握し、直ちに市長に報告(負傷者の応急処置を指示)</li> <li>○ 学校周辺地域の被害情報を把握し、市に報告</li> </ul>
<p>児童生徒の避難誘導 【校長及び教職員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発災当時の状況に応じ、学校防災計画(マニュアル)に基づき最も適切と判断される避難を決定・指示             <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の種類に応じ避難を行うまでの行動</li> <li>・在校者数</li> <li>・学校施設の被害</li> <li>・気象状況</li> <li>・児童生徒を下校させる場合は、上記計画に基づき安全確保のための措置を確実に実行</li> </ul> </li> </ul>
<p>校内保護 【校長】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は校内に保護</li> <li>○ 保護者への連絡</li> <li>○ 市長へ待機児童生徒等の人数を報告するとともに不足する物資等を要請(種類・数量)</li> </ul>

### 3. 警戒区域を設定する

〇市は、市民の安全と円滑な応急対策を実施するため、特に必要があると認めるとき警戒区域を設定する。

#### (1) 警戒区域を設定する

【主担当課】 危機対策課、秘書広報課、警防課、高萩消防署

【関係課】 ー

【関係機関】 高萩警察署（災害派遣部隊の海上保安官、自衛官含む）

警戒区域の設定	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 避難情報が発令された場合、警戒区域を設定</li><li>○ 応急対策従事者以外の、警戒区域への立ち入りの制限、禁止または退去命令</li></ul>
警戒区域の伝達	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 住民への周知</li><li>○ 関係機関への連絡</li></ul>
指定避難所への受け入れ	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民がある場合、必要に応じて指定避難所を開設</li></ul>
警戒区域の解除	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 対象区域の危険がなくなった場合には、警戒区域を解除</li><li>○ 指定避難所に避難している対象区域の居住者等への伝達</li><li>○ 防災行政無線、広報車、電話、コミュニティFM放送等の各種媒体を活用した周知</li></ul>

警戒区域とは(災害対策基本法第63条要旨)

災害が発生し(発生しようとしている場合含む)人の生命身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、市町村長は警戒区域を設定し災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入を制限・禁止、当該区域からの退去を命ずることが出来る。

## 第2節 指定避難所を開設・運営する

1. 指定避難所を開設する	→	(1) 指定避難所を開設する
	→	(2) 指定避難所開設を報告・通知する
	→	(3) 避難者を収容する
	→	(4) 指定避難所を統合・閉鎖する
2. 指定避難所を運営する	→	(1) 指定避難所運営体制を確立する
	→	(2) 指定避難所を管理・運営する
	→	(3) 避難者のニーズを把握する

### 1. 指定避難所を開設する

〇市は、災害により被害を受け居住の場所を失った者、または被害を受けるおそれのある者を受け入れるため、指定避難所を開設し、避難者を収容・保護する。

#### (1) 指定避難所を開設する

【主担当課】 全庁各課

【関係課】

【関係機関】 学校

指定避難所の開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小・中学校など指定避難所としてあらかじめ指定している施設を利用して開設(※資料6-7参照)</li> <li>○ 施設管理者への連絡・協力依頼</li> <li>○ 指定避難所の安全性の確認が必要と判断された場合、「被災建築物応急危険度判定」を実施</li> </ul>
指定避難所以外の避難所の開放	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 状況に応じて、民間施設または野外に小屋、テント等の野外収容施設を設営して実施</li> <li>○ 市単独で困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請</li> <li>○ 指定避難所が不足する場合は、県に対し、指定避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力要請</li> <li>○ 避難行動要支援者等に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、旅館、ホテル等を活用</li> </ul>
新型コロナウイルス等の感染症流行時の避難所開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ できるだけ多くの避難所の開設</li> <li>○ 避難情報の発令に合わせ、避難所の開設状況や混雑状態を広報、周知</li> <li>○ 避難所外避難(知人宅、高台等)の検討の周知</li> <li>○ ホテルや旅館等の活用</li> </ul>
必要物品等の用意	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定避難所の標示の設置</li> <li>○ 生活に必要な物品の用意(毛布など)</li> </ul>

※資料6-7 避難所

災害救助法を適用した場合の避難所の設置

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住家が被害を受け、居住の場所を失った者</li> <li>・ 現に災害に遭遇(旅館の宿泊人、通行人等)した者</li> <li>・ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者</li> </ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小・中学校など指定避難所としてあらかじめ指定している施設の建築物を利用</li> <li>・ 既存の建築物がない場合または既存の建築物だけでは収容できないときは仮設物を設置</li> </ul>
費用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金職員等雇上費</li> <li>・ 消耗器材費</li> <li>・ 建築物、器物等使用謝金</li> <li>・ 燃料費</li> <li>・ 仮設便所及び炊事場の設置費等</li> <li>・ 衛生管理費</li> </ul>
費用の限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本額:避難所設置費 1人1日当たり340円以内</li> <li>・ 加算額:冬期(10月～3月)についてはその都度定める額</li> </ul>
開設期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生の日から7日以内</li> <li>・ 状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認</li> </ul>

東日本大震災の状況は・・・



■避難所となった小中学校



■総合福祉センター

出典:東日本大震災高萩市の記録 絆

(2) 指定避難所開設を報告・通知する

【主担当課】 危機対策課、全庁各課

【関係課】 ー

【関係機関】 消防団、自主防災組織

指定避難所開設の報告	○ 指定避難所を開設した場合、「指定避難所設置報告書」により県等に報告
住民等への通知	○ 指定避難所の名称、場所、連絡先等を、付近の居住者等に周知 ○ 施設管理者、自主防災組織、消防団、警察、消防署等と連携して実施

※資料13-4 様式第4号「避難所設置報告書」

(3) 避難者を収容する

【主担当課】 高齢福祉課、教育総務課、生涯学習課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 学校

避難者の受け入れ	○ 災害により被害を受け居住の場所を失った者、または被害を受けるおそれのある者を受け入れ
教育施設での配慮	○ 避難所の開設に先立ち、避難所の運営期間が長期に及び、かつ、入所者の減少が見込めないと予想される場合には、災害対策本部事務局と学校は施設の利用等について、下記の事項について事前協議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急教育のための施設・設備(共用可・不可)</li> <li>・ 避難所として使用する施設・設備(同上)</li> <li>・ 共用が可能な施設・設備等の利用の条件</li> <li>・ その他、応急教育の実施について必要な事項</li> </ul>

(4) 指定避難所を統合・閉鎖する

【主担当課】 危機対策課、全庁各課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

指定避難所の統合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の場合に避難所を統合               <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設住宅への入居等により避難者が減少したとき</li> <li>・指定避難所への受入れ期間の長期化が見込まれ、その施設の本来目的使用に支障を来たす場合</li> </ul> </li> </ul>
指定避難所の閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の場合に指定避難所を閉鎖               <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害による被害の危険性が解消したとき</li> <li>・避難者が親戚・知人宅等、応急的な居住の場所を確保できたとき</li> <li>・市営住宅、応急仮設住宅の入居等の応急住宅対策が完了したとき</li> </ul> </li> <li>○ 関係機関への通知(関係部署、県、防災関係機関)</li> </ul>



## 2. 指定避難所を運営する

〇市は、被災者の避難生活と集団生活の秩序の維持を図るよう留意し、指定避難所を管理・運営する。

### (1) 指定避難所運営体制を確立する

【主担当課】 危機対策課、全庁各課

【関係課】 ー

【関係機関】 学校、消防団、自主防災組織

担当職員の派遣	○ 災害対策本部長は、避難所の開設を決定した場合ただちに担当職員を現地に派遣
指定避難所運営体制の立ち上げ	○ 避難所運営体制の確立後も職員を常駐させ、避難所運営組織との連絡調整を十分に実施
情報の収集・伝達	○ 担当職員は、防災行政無線等を活用して、災害対策本部との情報収集・伝達活動を円滑に実施
避難者受付の設置、名簿の作成・整理	○ 受付を設置して避難者名簿・避難者カードの作成・整理を確実に実施 ○ 定期的に避難者数等を災対本部事務局に報告

#### 避難所担当職員の役割

- ・ 避難者の受入れ及び保護
- ・ 男女共同参画の視点に立った運営方法等の決定、運営事務局の設置
- ・ 施設管理者・災害ボランティア等との調整
- ・ 市災害対策本部からの情報伝達・連絡調整
- ・ 避難者名簿、避難者カードの作成・整理・報告
- ・ 生活ルールの作成・避難者のプライバシー確保(男女の別等)
- ・ 指定避難所内の広報
- ・ 食糧・物資の配布及び必要物資の把握
- ・ 指定避難所運営記録の作成と報告
- ・ 指定避難者の要望等のとりまとめ
- ・ 指定避難所の安全管理

#### 避難所担当職員から災害対策本部への報告事項

- ・ 指定避難所内の衛生について、特に留意し、必要な措置を講ずるときは本部に報告する。
- ・ 施設の安全性を常に検討し、安全性に欠ける場合は本部に報告し、避難者を移動する。
- ・ 「避難所収容者名簿報告書」(様式第5号)を作成し直ちに災害対策本部長(市長)に提出する
- ・ 毎日の収容状況を「避難所収容状況報告書」(様式第6号)に記入し、災害対策本部長(市長)に報告する。

※資料13-5 様式第5号「避難者管理台帳」

※資料13-6 様式第6号「避難所状況報告書」

(2) 指定避難所を管理・運営する

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 学校、消防団、自主防災組織

避難所生活のルールの周知	○ 避難所における生活上の心得について市民に周知
生活環境・衛生環境の維持	○ 避難者の健康状態の維持に必要な各種生活物資の提供 ○ 清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供 ○ 仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理 ○ 移動入浴車の活用等による入浴の提供
避難者の健康管理	○ 避難者の健康状態の把握及び健康相談の実施
プライバシー等への配慮	○ 被災者同士のプライバシーへの配慮 ○ 女性の安全・安心への配慮 ○ 避難所では、男女共に協働作業を分担(女性へ集中することがないようにする)
愛玩動物(ペット)対策	○ 災害発生時における愛玩動物(ペット)の取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、飼い主による管理が原則 ○ 指定避難所における人の収容スペースへのペットの同伴は、他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し原則禁止(ただし、身体障がい者補助犬は例外) ○ 災害発生時は、指定避難所の施設能力や避難者の状況を踏まえ、必要に応じて避難所屋外等へのペット用スペースの確保を検討 ○ ペットを収容する場合、ペットの飼育及び飼育スペースの清掃は飼い主の責任で管理
指定避難所の安全確保	○ 指定避難所の安全確保及び治安維持のため、警察署、避難所運営組織と連携して、指定避難所内及び周辺のパトロールを実施
新型コロナウイルス等感染症流行時の避難所の感染症対策	○ 手洗いやマスク着用など基本的感染症対策の徹底 ○ 共有場所の消毒や清掃の徹底 ○ 十分な換気の実施 ○ 3密(密閉・密集・密接)回避のためのスペースの確保 ○ 健康状態の確認 ○ 発熱者等の専用スペースの確保

指定避難所における生活上の心得

- ・ 自治組織の結成とリーダーへの協力
- ・ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの遵守
- ・ 避難行動要支援者等への配慮
- ・ プライバシーの確保(保護)
- ・ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

避難者の健康管理の実施内容

- ・ 医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、指定避難所において被災者の健康(心身・精神)状態の把握及び健康相談
- ・ 巡回相談で把握した問題等について、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて効果的な処遇検討
- ・ 高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援し、必要に応じて栄養指導
- ・ エコノミークラス症候群(静脈血栓塞栓症)や生活不活発病等二次的健康障害防止のため、水分補給や健康体操等の保健指導
- ・ 継続的内服が必要な者で、内服薬を被災により紛失した者等に対し、適切に対応
- ・ 避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める
- ・ 幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら実施

避難生活が概ね一週間を超え長期化する見通しの場合の配慮事項

- ・ 避難者の健康、生活全般に関する巡回相談の実施
- ・ 衛生環境改善
- ・ プライバシーの確保
- ・ 救護所の設置
- ・ 暑さ寒さ対策
- ・ 入浴、洗濯対策
- ・ 食品衛生対策
- ・ 公営住宅、仮設住宅等の確保と避難者の受け入れ
- ・ 指定避難所となる施設(学校等)の機能復旧

女性への配慮事項(例)

- ・ 間仕切り(一人暮らしの女性、高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等)の設置
- ・ 男女別の更衣(又は化粧)スペースの設置
- ・ 女性用品(生理用品・下着)などの配布方法
- ・ 女性用洗濯物の干し場の確保
- ・ 授乳スペース・育児スペースの確保
- ・ 女性や子供のための相談窓口
- ・ その他必要なもの

指定避難所での協働作業(例)

- ・ 食事の準備や片づけ
- ・ 共有スペースやトイレの掃除
- ・ 行政との連絡
- ・ イベントの企画及び開催
- ・ 物資の配布等
- ・ ゴミの処理
- ・ 防犯(見回り)
- ・ 家の後片づけ等の復旧作業

(3) 避難者のニーズを把握する

【主担当課】 危機対策課、総務課、社会福祉課、高齢福祉課

【関係課】 —

【関係機関】 —

避難者のニーズ把握	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 被災者のニーズ把握を専門に行う職員の派遣</li><li>○ 民生委員、ボランティア等との連携によるニーズ把握</li><li>○ 被災地域が広域にわたり、多数の指定避難所が設置された場合、指定避難所を巡回するチームの設置</li></ul>
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ニーズ把握の内容

- ・ 家族、縁故者等の安否
- ・ 不足している生活物資の補給
- ・ 指定避難所等の衛生管理(入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等)
- ・ メンタルケア
- ・ 介護サービス
- ・ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し(荷物の搬入・搬出) など

### 第3節 避難行動要支援者等を支援する

1. 避難行動要支援者等の支援体制を確保する	→	(1) 庁内支援体制を確保する
	→	(2) ボランティアと連携した支援体制を確立する
2. 避難行動要支援者等に情報を伝達する	→	(1) 各種情報機器により情報提供を行う
	→	(2) 関係団体等を通じて情報提供を行う
3. 安否確認・避難誘導を行う	→	(1) 施設入所者等の安全を確保する
	→	(2) 避難行動要支援者等の安全を確保する
	→	(3) 避難行動要支援者等の被害状況を把握する
4. 避難行動要支援者等のニーズを把握する	→	(1) 避難行動要支援者等のニーズを把握する
	→	(2) 対象者に応じたサービスを提供する
5. 指定避難所での生活を支援する	→	(1) 指定避難所の環境を整備する
	→	(2) 避難行動要支援者等に配慮した食糧・生活用品を提供する
	→	(3) 避難行動要支援者等のための医療体制を確保する
6. 応急仮設住宅への入居等を支援する	→	(1) 応急仮設住宅への入居を支援する
	→	(2) 応急仮設住宅での生活を支援する
7. 外国人への支援対策を強化する	→	(1) 外国人の避難誘導・安否確認を行う
	→	(2) 外国人の生活を支援する

## 1. 避難行動要支援者等の支援体制を確保する

○市及び関係機関は、災害発生時に自力での避難が困難になる高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の避難行動要支援者等に対し、安全確保・避難誘導・情報提供などの支援対策を円滑に実施できる体制を確保する。

### (1) 庁内支援体制を確保する

【主担当課】 危機対策課、社会福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、総務課

【関係課】 —

【関係機関】 —

<p>避難行動要支援者等の支援体制の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難行動要支援者等への支援対策を円滑に実施できる体制を確保</li> <li>○ 避難行動要支援者等関連施設入所者等は施設管理者が支援</li> <li>○ 避難行動要支援者で避難支援者がいない者に対しては市が支援</li> <li>○ 市及び施設管理者では困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施</li> </ul>
--------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) ボランティアと連携した支援体制を確立する

【主担当課】 社会福祉課

【関係課】 危機対策課、高齢福祉課

【関係機関】 社会福祉協議会

避難行動要支援者等の支援体制の確立	<社会福祉協議会> ○ 災害ボランティアセンターの設置 ○ 災害ボランティアの受け入れ開始 <市> ○ 災害ボランティアと連携した支援体制の確立
-------------------	--------------------------------------------------------------------------------------

## 2. 避難行動要支援者等に情報を伝達する

○市及び関係機関は、災害発生時において、避難行動要支援者等に対し必要な情報を多様な手段を活用し適宜提供する。

### (1) 各種情報伝達手段により情報提供を行う

【主担当課】 危機対策課、秘書広報課

【関係課】 社会福祉課、子育て支援課

【関係機関】 自主防災組織

避難行動要支援者等への情報提供	○ 多様な手段を活用し、必要な情報を効果的に提供
-----------------	--------------------------

#### 情報提供の手段

防災行政無線・戸別受信機の利用	防災行政無線(同報系)を活用して避難準備・高齢者等避難開始情報等の災害情報を地域住民へ伝達する。 ※ 難視聴地域や屋内視聴者対応として広報車も活用
テレビ、ラジオの活用	テレビ、ラジオ局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障がい者のために文字放送による情報の提供に努める。
コミュニティFMの活用	情報を広く周知するため、コミュニティFMを活用する。
インターネットの活用	緊急速報メール、高萩市防災アプリ、ホームページ等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。
ファクシミリ	指定避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。
関係者による口頭伝達(避難行動要支援者への情報提供)	避難支援者により避難行動要支援者への口頭伝達を行う。 ※ 避難行動要支援者のうち、特に聴覚障がい者や視覚障がい者は、情報伝達の手段が制限されるため、文字放送や点字、筆談による情報提供など障害の種別や程度に応じた機器活用が不可欠

#### 情報提供の内容(例)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害情報・避難情報</li> <li>・ 診療可能な医療機関</li> <li>・ 保健・福祉サービスなどの生活支援情報</li> <li>・ 被災証明・応急仮設住宅の申込みに関すること など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の場所</li> <li>・ 食糧品、生活用品などの物資の入手方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所への安全な経路</li> <li>・ 相談窓口</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安否情報</li> </ul>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------



(2) 関係団体等を通じて情報提供を行う

【主担当課】 高齢福祉課、社会福祉課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 社会福祉協議会、介護保険事業者、地域包括支援センター

関係団体等を通じた避難行動要支援者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 避難支援等関係者を通じた、避難行動要支援者一人ひとりへの情報提供</li><li>○ 社会福祉協議会、介護保険事業者、地域包括支援センター等を通じた情報提供</li></ul>
-------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 3. 安否確認・避難誘導を行う

〇市は、災害発生時の避難行動要支援者等の安否確認に関する体制を確立するとともに、関係組織や地域、ボランティア等と連携し、避難誘導について必要な措置を講じる。

#### (1) 施設入所者等の安全を確保する

【主担当課】 高齢福祉課、社会福祉課

【関係課】 健康づくり課、水道課

【関係機関】 社会福祉協議会、自主防災組織

救助及び避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設等管理者は、避難確保計画に基づき、入所者の安否確認を行い、救助及び避難誘導を実施</li> <li>○ 市は、施設等管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助および避難誘導を援助             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の派遣</li> <li>・ 近隣市町村への応援要請</li> <li>・ 近隣の関連施設、自主防災組織、ボランティア組織等への協力要請</li> </ul> </li> </ul>
搬送及び受入先の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設等管理者は、負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先を確保</li> <li>○ 市は、施設等管理者の要請に基づき搬送等を支援             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急自動車等の確保</li> <li>・ 医療施設、他の社会福祉施設等の受入れ先の確保</li> </ul> </li> </ul>
食糧、飲料水及び生活必需品等の調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設等管理者は、食糧、飲料水(ペットボトル)、生活必需品等の必要数量を確保し、不足が生じた場合は市に応援を要請</li> <li>○ 市は、施設等管理者の要請に基づき、食糧、飲料水(ペットボトル)、生活必需品等の調達及び配布</li> </ul>
介護職員等の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設等管理者は、他の社会福祉施設及び他市町村等に対し応援を要請</li> <li>○ 市は、施設等管理者の要請に基づき、他の社会福祉施設や災害ボランティアセンター等へ協力を要請</li> </ul>
巡回相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主防災組織、災害ボランティアセンター等の協力により巡回相談を実施</li> </ul>
ライフライン優先復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電気、水道等の各ライフライン事業者は、浄水場に近しい方から地区割で実施。病院、社会福祉施設等への給水車による優先配水に努める</li> </ul>

(2) 避難行動要支援者の安全を確保する

【主担当課】 危機対策課、高齢福祉課、社会福祉課、子育て支援課

【関係課】 ー

【関係機関】 社会福祉協議会、自主防災組織、消防団

避難行動要支援者名簿の作成	○ 避難行動要支援者名簿の作成及び更新
避難行動要支援者名簿の提供	○ 災害対策本部長は、発災(おそれ含む)時には、名簿を避難支援等関係者、その他の者(自衛隊災害派遣部隊や他都道府県警応援部隊など)に提供し避難支援を依頼 ○ 災害対策本部長は、名簿の提供に際しては個人情報の保護に関し、十分に留意
安否確認・避難誘導	○ 民生委員、自主防災組織、福祉団体等の協力による安否確認・避難誘導
生活支援	○ 避難行動要支援者の状況に応じた生活の支援

避難行動要支援者に対する主な対策

共通事項	1) 地域に住む市民同士や民生委員、ボランティア等可能な限りの支援を要請する。 2) 福祉担当者による訪問等により、高齢者や障がい者の被害状況の確認と今後の生活相談を行う。 3) 市営住宅や仮設住宅等への入居について優先させる。 4) 市内、市外の施設への緊急ショートステイ等を要請する。 5) 避難行動要支援者に配慮した食糧、飲料水及び生活必需品等を確保する。
高齢者等	1) 高齢者が避難する場合は、近隣の手助けを得て移動する。寝たきりの方を避難させる場合は、応急担架や毛布等で移動する。
障がい者	1) 重度障がい者には、近隣の手助けを得て、車イスで移動する。車イスがない場合は、応急担架や毛布等で移動する。 2) 目や耳の不自由な人には、避難情報を提供し、近隣の手助けを得て、安全な場所へ誘導する。 3) 手話通訳等のボランティア派遣要請ができるよう体制を整える。

**(3) 避難行動要支援者等の被害状況を把握する**

【主担当課】 危機対策課、健康づくり課、高齢福祉課、社会福祉課

【関係課】 ー

【関係機関】 社会福祉協議会

地域からの情報収集	○ 避難支援等関係者を通じて、各地域の避難行動要支援者等の被災状況を把握
社会福祉施設等からの情報収集	○ 社会福祉施設及び福祉避難所として指定している施設の被害や負傷者数の状況を把握 ○ 緊急一時入所等の受入の可否及び受入可能人数等の確認

#### 4. 避難行動要支援者等のニーズを把握する

○民生委員やボランティア、医療機関、社会福祉施設等との連携を図り、避難行動要支援者等のニーズ把握に努めるとともに、ニーズに応じて適切な医療・保健・福祉サービスを提供する。

##### (1) 避難行動要支援者等のニーズを把握する

【主担当課】 高齢福祉課、社会福祉課

【関係課】 ー

【関係機関】 社会福祉協議会

巡回訪問によるニーズ把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員、民生委員、在宅介護支援センター、ケアマネジャー、の巡回訪問の実施</li> <li>○ 語学ボランティアの巡回訪問等による外国人のニーズ把握</li> </ul>
指定避難所でのニーズ把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定避難所における避難行動要支援者等の有無の把握</li> <li>○ 医療施設や社会福祉施設での受入れや、手話通訳者、ホームヘルパー等の派遣の要請</li> <li>○ ボランティア等との協力による避難行動要支援者等のニーズ把握</li> </ul>

##### 把握すべき避難行動要支援者等の主なニーズ

(施設入所者及び避難行動要支援者等)

- ・ 介護サービス(食事、入浴、洗濯等)
- ・ 病院通院介助
- ・ 話し相手
- ・ 応急仮設住宅への入居募集
- ・ 縁故者への連絡
- ・ 母国との連絡

(避難所での避難行動要支援者等対策)

- ・ 避難行動要支援者等用専用スペース
- ・ 間仕切り
- ・ 視覚・聴覚障がい者への情報伝達

(2) 対象者に応じたサービスを提供する

【主担当課】 健康づくり課、高齢福祉課、社会福祉課、子育て支援課

【関係課】 ー

【関係機関】 社会福祉協議会

医療機関への移送	○ 重症患者等が発生した場合は医療機関にすみやかに移送
福祉避難所の開設	○ 福祉避難所を災害発生時当初から開設し、避難行動要支援者の安全を確保 ○ あらかじめ指定した福祉避難所のみで不足する場合は、社会福祉施設等・宿泊施設等に協力を求め福祉避難所を開設 ○ 避難行動要支援者等の安心に配慮し、避難行動要支援者等の家族も必要に応じて福祉避難所へ避難
社会福祉施設等への移送	○ 避難所や自宅で生活することができない高齢者等は、特別養護老人ホーム、障がい者入所施設等への緊急入所、緊急ショートステイの措置を実施 ○ 保護者等が幼児・児童・生徒を養育することが困難又は不可能な場合は、児童養護施設等への緊急入所の措置を実施 ○ 緊急入所等の措置に係る手続き等については県と協議
健康面のケアの実施	○ 医療救護班による巡回診療 ○ 保健師、栄養士等と連携した巡回による健康相談・保健指導・栄養指導 ○ かかりつけの医師等の医療機関の紹介
福祉サービスの実施	○ 社会福祉協議会、介護保険事業者等と連携した多様な保健・福祉サービスを提供
こころのケアの実施	○ 避難所及び被災地域を巡回し、こころのケアの実施 ○ PTSD(心的外傷後ストレス障害)に対応するための中長期的なこころのケア対策の実施
避難行動要支援者等専用の相談窓口の設置	○ 民生委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員及び関係団体等の協力を得た専用相談窓口の開設 ○ 手話通訳者、要約筆記者等の配置 ○ 避難行動要支援者に配慮した巡回相談、専用電話・専用ファクシミリ設置

## 5. 避難所での生活を支援する

〇市は、避難行動要支援者等の避難生活を支援するため、避難所環境の整備、食糧及び生活用品の供給、医療体制等について必要な措置を講じる。

### (1) 指定避難所の環境を整備する

【主担当課】 社会福祉課、教育総務課、高齢福祉課

【関係課】 健康づくり課

【関係機関】 ー

避難所における避難行動要支援者等用窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇 各避難所に避難行動要支援者等支援班等を設置(自主防災組織、福祉関係者、避難支援者の協力)</li> <li>〇 避難行動要支援者等用の窓口の設置(避難行動要支援者等からの相談対応、情報伝達、支援物資の提供等)</li> </ul>
避難所からの支援要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇 避難所に対応できないニーズについて、市災害対策本部に対応を要請</li> <li>〇 市で対応できないものについては、県等に支援を要請</li> </ul>
避難所における避難行動要支援者等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇 介助者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位をつけて避難所のスペースや支援物資等の割り当てを実施</li> <li>〇 避難行動要支援者等が少しでも過ごしやすい環境を整備</li> </ul>

#### 避難行動要支援者等の対象者別の主な配慮事項

高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者は、不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮するとともに、可能な限り運動できるスペースを確保する。</li> <li>・ 認知症高齢者は、急激な生活環境の変化で精神症状や問題行動が出現しやすく、認知症も進行しやすいので、生活指導、機能訓練等を行い、精神的な安定を図る。</li> <li>・ トイレに近い場所に避難スペースを設ける。</li> <li>・ おむつをしている方のためには、おむつ交換の場所を別に設ける。</li> </ul>
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いにいくことができる場所に設置する等、移動が容易にできるよう配慮する。</li> </ul>
聴覚障がい者 音声言語機能障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝達事項は、紙に書いて知らせる。</li> <li>・ 手話通訳者、要約筆記者等を派遣する。</li> </ul>
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車いすが通れる通路を確保する。</li> </ul>
内部障がい者 (難病患者等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。</li> <li>・ 医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける。</li> <li>・ 人工肛門造設者用のオストメイトトイレの所在を把握し、対象者に周知する。</li> </ul>
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境の変化を理解できずに気持ちが混乱する場合や精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。</li> </ul>
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 孤立してしまうことがないよう、知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮する。</li> <li>・ 精神的安定や治療の継続が図れるよう援助する。</li> </ul>
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児のためのベビーベッドを用意する。</li> <li>・ 退行現象、夜泣き、吃音、不眠、チックなどの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮する。</li> <li>・ 乳児に対して、ミルク用の湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保等に留意する。</li> </ul>
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外見から妊娠していることがわからない場合があるので配慮する。</li> <li>・ いつお産の徴候(破水や陣痛等)が起こるかかわからないため、注意が必要である。</li> </ul>
外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本語での情報が十分理解できない場合があるため、通訳ボランティア等を派遣する。</li> <li>・ 医療機関において診療を受ける場合には、通訳者の同伴等のサービスを提供するよう配慮する。</li> </ul>

(2) 避難行動要支援者等に配慮した食糧・生活用品を提供する

【主担当課】 市民課、健康づくり課、高齢福祉課、社会福祉課、  
危機対策課

【関係課】 —

【関係機関】 —

<p>避難行動要支援者等に配慮した食事の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳幼児に対するミルクや離乳食、レトルト食品の提供</li> <li>○ 高齢者等に対する温かい食事ややわらかい食事、レトルト食品の提供</li> <li>○ 内部障がい者に対する病態に応じた食事の提供</li> <li>○ 質の確保に配慮した食事の検討</li> </ul>
<p>生活用品の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車いす、杖、紙おむつ、ストーマ用装具、簡易トイレなどの生活用品等の備蓄</li> <li>○ 不足する分は、民間企業等との連携により確保・提供</li> </ul>



**(3) 避難行動要支援者等のための医療体制を確保する**

【主担当課】 健康づくり課

【関係課】 高齢福祉課、社会福祉課

【関係機関】 日立保健所

人工透析を必要とする避難行動要支援者等への医療対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人工透析患者の把握、所在の確認</li> <li>○ 医療機関と連絡調整を図り、人工透析患者の受け入れ体制を確保</li> </ul>
難病患者等である避難行動要支援者等への医療対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 難病等の避難行動要支援者等の把握、所在の確認</li> <li>○ 医療機関と連絡調整を図り、難病治療が滞ることがないように治療体制を確保</li> </ul>
在宅酸素療法中の避難行動要支援者等への医療対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低肺機能者である避難行動要支援者等の把握、所在の確認</li> <li>○ 酸素ボンベの確保など酸素供給体制の構築</li> <li>○ 在宅で人工呼吸器を使用している者について、個別の事情を反映させた災害対策の検討・実施(居住環境、介護者の状況、外部バッテリーや発電機等の備えの有無などを考慮)</li> <li>○ 県、医療機関等と連携し、被災地外の医療機関・訪問看護ステーション等への支援の要請</li> </ul>

## 6. 応急仮設住宅への入居等を支援する

○市は、家屋の被災等で被災者の避難生活が長期にわたる場合、応急仮設住宅を供給するとともに、避難生活に必要な支援を行う。

### (1) 応急仮設住宅への入居を支援する

【主担当課】 都市建設課

【関係課】 健康づくり課、高齢福祉課、社会福祉課

【関係機関】 ー

応急仮設住宅の確保	○ 可能な限り避難行動要支援者等に配慮した応急仮設住宅を確保
応急仮設住宅の優先入居	○ 避難行動要支援者等を優先的に入居させるよう配慮 ○ ただし、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者や障がい者等が集中することのないよう配慮

(2) 応急仮設住宅での生活を支援する

【主担当課】 健康づくり課、高齢福祉課、社会福祉課

【関係課】 ー

【関係機関】 社会福祉協議会

避難行動要支援者等の孤立防止 (見守り活動の実施)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 応急仮設住宅の居住者等による声かけ</li><li>○ ボランティア団体等の協力を得た巡回訪問</li></ul>
緊急通報装置等の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>○ ひとり暮らし高齢者等への緊急通報装置等の整備 (自らの緊急事態を知らせることができる体制整備)</li></ul>

## 7. 外国人への支援対策を強化する

〇市は、外国人被災者に対し、安全な避難と避難生活を支援するため必要な施策を講じる。

### (1) 外国人の避難誘導・安否確認を行う

【主担当課】 市民課、生涯学習課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

避難誘導	○ 語学ボランティアの協力による外国語による広報 (広報車、防災行政無線等を活用)
安否確認、救助活動	○ 住民基本台帳等に基づき外国人の安否の確認や救助活動 (警察、自主防災組織、語学ボランティア等の協力による)

(2) 外国人の生活を支援する

【主担当課】 市民課、生涯学習課

【関係課】 秘書広報課

【関係機関】 ー

情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所及び在宅の外国人への情報提供(語学ボランティアの協力による情報提供、チラシ、情報誌等の発行・配布)</li> <li>○ テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用した外国語による情報提供</li> </ul>
外国人相談窓口の開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国人の相談窓口における生活相談の実施</li> <li>○ 相談窓口のネットワーク化による外国人の生活相談にかかる情報の共有化</li> </ul>
語学ボランティア受入れ窓口の設置・運営等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は国際交流協会の協力を得て、災害発生後直ちに「受入れ窓口」を開設し、語学ボランティアの受入体制を確保</li> <li>○ 受入れ窓口における語学ボランティアの募集、登録、受入れ、協力依頼、派遣等の実施(窓口の運営は、市国際交流協会が実施)</li> <li>○ 市は、市内部及びボランティア受入れ窓口との連絡調整、情報の収集・提供、広報活動等を実施</li> </ul>

語学ボランティアの主な活動内容

- 1) 外国語の通訳
  - 2) 外国語の資料の作成・翻訳
  - 3) その他、外国人被災者の生活支援に必要な活動

## 第4節 避難所外避難者を支援する

### 1. 避難所外避難者の支援対策を実施する

→ (1) 避難所外避難者を把握する

→ (2) 避難所外避難者を支援する

### 1. 避難所外避難者の支援対策を実施する

〇市は、自宅等が被災したものの、指定避難所以外の場所に避難している市民の把握を行い、必要な支援を行う。

#### (1) 避難所外避難者を把握する

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 社会福祉協議会

指定避難所以外に避難している住民等の把握

- 指定避難所以外に避難している人(分散避難者)の避難場所、人数(世帯数)について、市職員の派遣以外に民生委員、社会福祉協議会、災害ボランティア等の協力を得て早期に把握
- 分散避難者に、最寄り避難所での避難者名簿登録呼び掛け
- 分散避難者の健康状態の把握並びにニーズを把握
- 在宅避難を行っている住宅の応急危険度判定を優先して実施した後、避難所避難者の希望に応じ、危険度判定を実施

(2) 避難所外避難者を支援する

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 社会福祉協議会

避難所外避難者への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 災害・被害・生活支援等、各種情報の伝達</li><li>○ 食料・物資の提供</li><li>○ 指定避難所巡回診療の利用、生活ゴミの処理</li><li>○ 指定(福祉)避難所への移送</li></ul>
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 第5節 帰宅困難者を支援する

### 1. 帰宅困難者の支援対策を実施する

- (1) 事業所・学校等による対策を実施する
- (2) 市の支援対策を実施する
- (3) 関係機関による支援対策を実施する

### 1. 帰宅困難者の支援対策を実施する

○企業、学校など組織は、発災時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めたうえで、児童生徒や従業員、顧客等の扱いを検討する。家族等の安否が確認できた場合は無理な帰宅は行わないといった行動を心がける。

#### (1) 事業所・学校等による対策を実施する

【主担当課】 観光商工課、教育総務課

【関係課】 —

【関係機関】 —

事業所・学校等における 帰宅困難者対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従業員や顧客への食糧及び飲料水等の配布</li> <li>○ 情報の収集とラジオ・テレビ・社内放送等による周知</li> <li>○ 従業員の安否確認及び報道機関への連絡</li> <li>○ 事務室、会議室、ロビー等の開放</li> </ul>
------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



(2) 市の支援対策を実施する

【主担当課】 観光商工課、教育総務課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

市による帰宅困難者対策	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 公共交通機関・道路管理者を含む事業所、学校及び関係機関との連絡・情報交換</li><li>○ 水や食糧の確保、従業員等の保護、仮泊場所の確保等に対する支援体制の構築</li><li>○ 一時滞在施設の確保等の推進</li></ul>
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 関係機関による支援対策を実施する

【主担当課】 観光商工課、教育総務課

【関係課】 —

【関係機関】 —

警察署の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路交通情報の収集・伝達</li> <li>○ 避難道路における混乱防止、誘導対策の実施</li> <li>○ 一般車両に対する交通規制の実施</li> </ul>
交通事業者の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 駅における混乱防止と休憩所・トイレ等の提供</li> <li>○ 他の交通事業者との連携による行政区域境から先の輸送体制の確立</li> </ul>
東日本電信電話の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害用伝言ダイヤルの開設</li> </ul>
教育施設の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ラジオ・テレビ・校内放送等の活用による情報伝達</li> <li>○ 保護者への連絡及び引き渡しまでの保護</li> </ul>
コンビニエンスストア・外食事業者の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 帰宅困難者に対し、水、トイレ、道路情報の提供等の帰宅支援サービスを実施</li> </ul>

## 第5章 緊急輸送及び交通規制を実施する

第1節 緊急輸送を実施する	→	1. 緊急輸送を実施する
第2節 交通規制を実施する	→	1. 交通規制を実施する

## 第1節 緊急輸送を実施する

### 1. 緊急輸送を実施する

- (1) 市の緊急輸送実施体制を確立する
- (2) 緊急輸送道路を確保する
- (3) 輸送手段を決定する
- (4) 緊急通行車両を確認する
- (5) 関係機関及び住民等に周知する

### 1. 緊急輸送を実施する

○市は、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うため、緊急輸送道路の被害状況の迅速な把握のうえ、緊急輸送道路を確保し、緊急輸送を実施する。

#### (1) 市の緊急輸送実施体制を確立する

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 水道課、警防課、高萩消防署

【関係機関】 —

緊急輸送体制の確立	○ 緊急輸送計画の作成
-----------	-------------

緊急輸送計画検討の留意点とは・・・

- ・ 人命の救助、安全の確保
- ・ 被害の拡大防止
- ・ 災害応急対策の円滑な実施

緊急輸送の優先順位とは・・・

1) 第1段階 (地震発生直後の 初動期)	ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品など人命救助に要する人員、物資 イ 消防、水防活動など災害の拡大防止のための人員、物資 ウ 被災地域外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者 エ 市の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資 オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
2) 第2段階 (応急対策活動期)	ア 前記1)の続行 イ 食糧、水など生命の維持に必要な物資 ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者 エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
3) 第3段階 (復旧活動期)	ア 前記2)の続行 イ 災害復旧に必要な人員、物資 ウ 生活用品 エ 郵便物 オ 廃棄物の搬出

(2) 緊急輸送道路を確保する

- 【主担当課】 都市建設課  
 【関係課】 危機対策課  
 【関係機関】 高萩工事事務所

緊急輸送道路の啓開	<input type="checkbox"/> 被害状況の把握(高萩工事事務所に報告) <input type="checkbox"/> 道路区間の指定及び車両等の移動命令・移動の実施 <input type="checkbox"/> 協力体制にある建設業界等に協力依頼 <input type="checkbox"/> 道路啓開の実施
応急対策の実施	<input type="checkbox"/> 応急処理による早期の交通の確保

※資料5-6 緊急輸送道路の指定状況

道路啓開実施の留意点とは・・・

緊急輸送道路及び緊急輸送が必要な道路において、放置車両及び立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保する必要があるときは、運転者等に対し移動命令を行い、運転者がいない場合等により、移動等が困難な場合においては、道路管理者が啓開を実施する。

また、津波により道路上に堆積した津波流出物の除却にあたり、行方不明者の捜索も同時に行われることから、迅速かつ適切な道路啓開作業を行う。

(3) 輸送手段を決定する

【主担当課】 危機対策課、総務課

【関係課】 都市建設課

【関係機関】 ー

輸送手段の確立	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 応急措置等を実施するための輸送体制の整備</li><li>○ (必要に応じて) 県警察本部及び道路管理者に輸送経路の交通規制等の依頼</li><li>○ 地域防災計画に基づく車両等の調達先、予定数の明確化</li><li>○ 車両等が調達不能となった場合、県に対して調達・あっせんの要請</li><li>○ 緊急輸送が必要な場合、ヘリコプターによる輸送を要請</li></ul>
---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 緊急通行車両を確認する

【主担当課】 総務課

【関係課】 ー

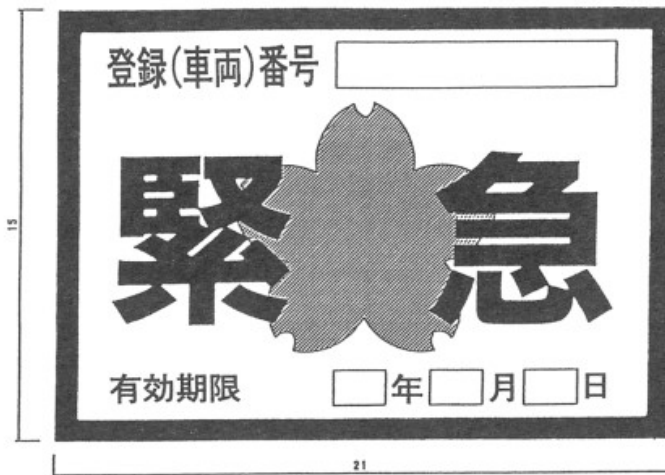
【関係機関】 ー

車両の確認	○ 緊急輸送を行う車両の確認(標章、証明書の交付) ※緊急輸送を行う車両以外の車両の通行が禁止され、または制限された場合
-------	-----------------------------------------------------------------

標章及び証明書とは・・・

確認機関 知事または県公安委員会

<標章>



<証明書>

第	号	緊急輸送車両確認証明書			年	月	日
					知事 公安委員会		
番号標に表示されている番号							
輸送人員又は品名							
使用者		住所 氏名					
輸送日時							
輸送経路		出発地	経由地	目的地			
備考							

(5) 関係機関及び住民等に周知する

【主担当課】 危機対策課、秘書広報課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

緊急輸送情報の周知	○ 緊急輸送道路、緊急物資等の備蓄・集積拠点等の関係機関及び住民等への周知
緊急交通路の周知	○ 交通規制状況及び道路の損壊状況など交通に関する情報の住民等への周知



## 第2節 交通規制を実施する

### 1. 交通規制を実施する



### (1) 交通規制を実施する

### 1. 交通規制を実施する

○市は、災害により道路、橋梁等の道路施設に被害が発生し、交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき、または交通の混乱により応急対策に支障をきたすおそれがあるときは、交通の混乱等を防止するため車両通行止など必要な交通規制を行う。

#### (1) 交通規制を実施する

【主担当課】 危機対策課、都市建設課、総務課

【関係課】 ー

【関係機関】 高萩警察署

道路管理者による規制	○ 必要な範囲の交通を禁止または制限(重量制限を含む。)
災害対策本部による規制	○ 警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施 ※ 市以外のものが管理する道路施設で、その管理者に通知し規制する時間が確保できない場合 ○ 避難の指示(市長) ○ 警戒区域を設定し、立入りを制限・禁止・退去の命令
警察関係機関による規制	<公安委員会> ○ 必要があるとき、歩行者または車両等の通行を禁止・制限 ○ 災害地の実態、道路及び交通状況の把握、必要があるとき、緊急通行車両以外の通行を禁止または制限 ○ 規制の内容を当該道路管理者に通知 ○ 報道機関を通じた広報の実施 ○ 表示等の掲示 <警察署長> ○ 必要があるとき、歩行者または車両等の通行を禁止・制限 <警察官> ○ 一時的に歩行者または車両等の通行を禁止・制限 ○ 放置車両その他交通障害となる車両その他の物件がある場合、立ち退き・撤去の広報・指示 ※ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防職員は、警察官がその場にいらない場合に限り、警察官の職務を代行

## 第6章 施設の応急復旧を実施する

第1節 公共施設の応急復旧を実施する	→	1. 公共施設の応急復旧を行う
第2節 民間建築物等の応急対策を実施する	→	1. 被災建築物・宅地の応急危険度判定を実施する
第3節 ライフラインの応急復旧を実施する	→	1. ライフラインの応急復旧を実施する
第4節 農業用施設の応急復旧を実施する	→	1. 農業用施設の応急復旧を実施する

## 第1節 公共施設の応急復旧を実施する

### 1. 公共施設の応急復旧を行う

→ (1) 道路及び橋梁の応急復旧を行う

→ (2) 河川、砂防及び治山施設の応急復旧を行う

→ (3) 公園緑地等の応急復旧を行う

→ (4) その他施設の応急復旧を行う

### 1. 公共施設の応急復旧を行う

○各公共施設管理課は、道路、河川・水路、公園等公共施設の応急復旧を速やかに進める。

#### (1) 道路及び橋梁の応急復旧を行う

【主担当課】 都市建設課、農林課

【関係課】 —

【関係機関】 —

応急措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害を受けた道路、橋梁及び交通状況の情報の収集・報告(市→県)</li> <li>○ 応急措置の実施による二次災害防止</li> <li>○ 放置車両、立ち往生車両等が発生し、緊急の必要がある場合、車両の移動の命令又は、道路管理者自ら車両の移動等の実施</li> </ul>
応急復旧対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急輸送道路を最優先とした、被害箇所の速やかな復旧作業の実施</li> </ul>

東日本大震災の状況は・・・



■ 1m以上の段差ができた市道 208 号線



■ 林道鳥曾根線

出典:東日本大震災高萩市の記録 絆

(2) 河川、砂防及び治山施設の応急復旧を行う

【主担当課】 都市建設課

【関係課】 農林課

【関係機関】 高萩工事事務所、県北農林事務所

河川施設の応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害状況の把握 (堤防及び護岸の破壊等)</li> <li>○ 復旧計画の策定</li> <li>○ 復旧作業の実施</li> <li>○ ビニールシートによる被覆の実施 (堤防及び護岸の破壊等)</li> <li>○ 土のう、矢板等による締切りの実施</li> <li>○ (水門及び排水機等の破壊)</li> <li>○ 移動ポンプ車等の動員による内水の排除</li> </ul>
砂防施設の応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害状況の把握</li> <li>○ 施設の安全確保策の実施</li> </ul>
治山施設の応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害状況の把握</li> <li>○ 施設の安全確保策の実施</li> </ul>

(3) 公園緑地等の応急復旧を行う

【主担当課】 都市建設課、農林課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

公園緑地等の応急復旧	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 公園緑地、樹木や遊具等の調査点検による被害状況の把握</li><li>○ (必要に応じて)倒木した樹木等の撤去</li><li>○ 被災状況に応じた危険箇所の防護柵による閉め切り</li></ul>
------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) その他施設の応急復旧を行う

【主担当課】 各施設管理課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

応急措置の実施	<input type="checkbox"/> 被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 施設の安全確保策の実施
応急復旧対策の実施	<input type="checkbox"/> 被害箇所の速やかな復旧作業の実施

## 第2節 民間建築物等の応急対策を実施する

1. 被災建築物・宅地の応急危険度判定を実施する

→

(1) 応急危険度判定（建築物・宅地）を実施する

### 1. 被災建築物・宅地の応急危険度判定を実施する

○分散避難における避難先のひとつとして有効な在宅避難の安全性を確保するため、応急危険度判定の早期着手・完了を図る。

#### (1) 応急危険度判定（建築物・宅地）を実施する

【主担当課】 都市建設課

【関係課】 危機対策課

【関係機関】 —

応急危険度判定の方針を決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「危険度判定実施班」を災害対策本部の一部として組織</li> <li>○ 危険度判定実施班は、現に在宅避難している建築物や宅地を優先して応急危険度判定を実施</li> <li>○ 災害対策本部は、県に応急危険度判定士の派遣を要請するとともに、受入体制を準備</li> </ul>
応急危険度判定の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危険度判定実施班は、市内被災地域全域の応急危険度判定の実施について、おおむね2週間以内に終了できるよう、実施計画を作成・実施</li> <li>○ 判定結果ステッカーを調査済建築物・宅地に表示するとともに、必要な場合、応急措置の実施や追加の避難指示(警戒区域の設定)を行い、二次災害の防止に努める</li> <li>○ 居住者が市内に避難している場合には、判定結果を連絡する体制の構築を検討</li> </ul>

応急危険度判定の基本的事項とは・・・

- 1) 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。
- 2) 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- 3) 判定結果の責任については、市が負う。
- 4) 市が判定の実施主体として、判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

応急危険度の判定作業とは・・・

- 1) 判定作業は、市の指示に従い実施する。
- 2) 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」((財)日本建築防災協会発行)の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- 3) 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- 4) 判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上判定を行う。
- 5) 判定は、原則として「目視」により行う。
- 6) 判定は外部から行い、外部から判定が困難な場合には、内部の調査を省略する。

## 第3節 ライフラインの応急復旧を実施する

### 1. ライフラインの応急復旧を実施する

→ (1) 上水道の応急復旧を行う

→ (2) 下水道の応急復旧を行う

→ (3) 電力施設の応急復旧を行う

→ (4) 電気通信施設の応急復旧を行う

### 1. ライフラインの応急復旧を実施する

○上下水道、電気通信等のライフライン施設の管理者及び事業者は、各施設の被害状況を速やかに把握し必要な応急対策を実施する。

#### (1) 上水道の応急復旧を行う

【主担当課】 水道課

【関係課】 ー

【関係機関】 漏水修理工事協力事業者

作業体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害状況の迅速な把握、作業体制(水道布設工事監督者を追加配置する)を確立</li> <li>○ 広域的な範囲で被害が発生し、当該水道事業者等のみでは作業が困難な場合、(公社)日本水道協会茨城県支部に対する協力の要請</li> </ul>
応援・協力体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定水道工事業者等との連携による災害時における応急給水および応急復旧体制の整備</li> <li>○ (必要に応じて)被災地域外の水道事業者、水道工事業者等の応援・協力の要請</li> <li>○ 被害を受けた他の水道事業者への応援・協力の実施</li> </ul>
応急復旧作業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基幹施設を最優先とした応急復旧作業の実施</li> </ul>
応急復旧資機材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資機材が不足する場合、(公社)日本水道協会茨城県支部への調達の要請</li> </ul>
市民への広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 断減水の状況、応急給水の実施、応急復旧の見通し等の市民への広報の実施</li> </ul>

※資料6-4 水道施設の現況

応急復旧の行動指針とは・・・

- ・ 施設復旧の完了の目標を明らかにすること。
- ・ 施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。
- ・ 施設復旧にあたる課編成(人員・資機材)の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定すること。
- ・ 被災状況の調査、把握方法を明らかにすること。
- ・ 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。
- ・ 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。



## (2) 下水道の応急復旧を行う

【主担当課】 各施設管理課

【関係課】 都市建設課

【関係機関】 日立・高萩広域下水道組合

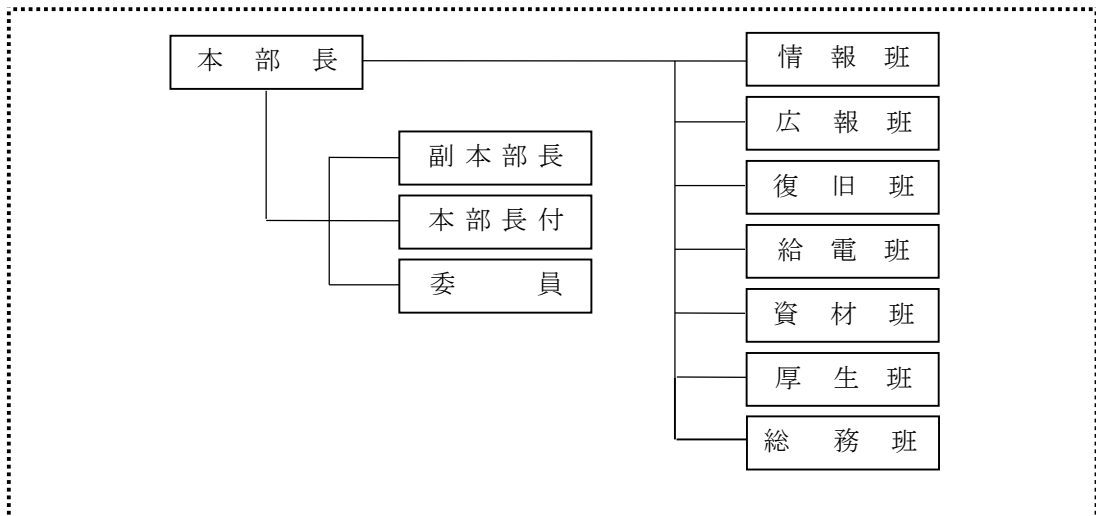
下水道停止時の代替措置	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 緊急汲取りの実施</li><li>○ 避難場所、避難所等への仮設トイレの設置</li></ul>
応急復旧の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 被害状況の迅速な把握</li><li>○ 作業体制を確立</li><li>○ 広域的な範囲で被害が発生し、当該下水道事業者等のみでは作業が困難な場合、県に対する協力の要請</li></ul>
応急復旧作業の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 応急復旧作業の実施</li></ul>
市民への広報	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 被害状況、応急復旧の見通し等の市民への広報の実施</li></ul>

(3) 電力施設の応急復旧を行う

- 【主担当課】 危機対策課  
【関係課】 ー  
【関係機関】 東京電力株式会社

電力施設の応急復旧	<input type="checkbox"/> 非常災害対策本部の設置 <input type="checkbox"/> 非常態勢の発令 <input type="checkbox"/> 防災業務計画に基づく応急復旧の実施
-----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

非常災害対策本部の構成とは・・・



非常態勢の発令の区分とは・・・

区 分	情 勢
第1 非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害の発生が予想される場合</li> <li>・ 災害が発生した場合</li> </ul>
第2 非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模な災害が発生した場合</li> <li>・ 大規模な災害の発生が予想される場合。</li> <li>・ 電気事故による突発的な広範囲停電が発生した場合</li> <li>・ 東海地震注意情報が発せられた場合</li> </ul>
第3 非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模な被害が発生し、復旧に長期化が予想される場合</li> <li>・ 電力供給区域あるいは事業所のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>・ 警戒宣言が発せられた場合</li> </ul>

(4) 電気通信施設の応急復旧を行う

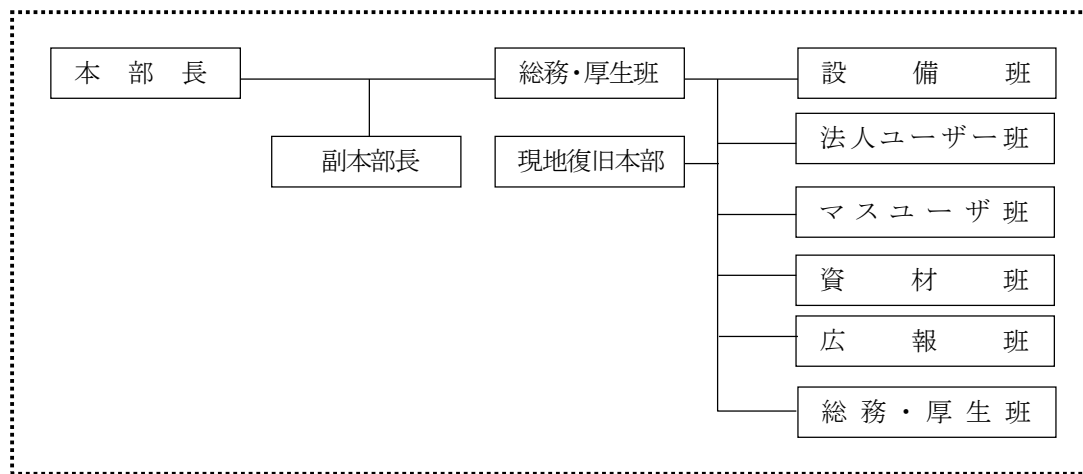
【主担当課】 危機対策課

【関係課】 —

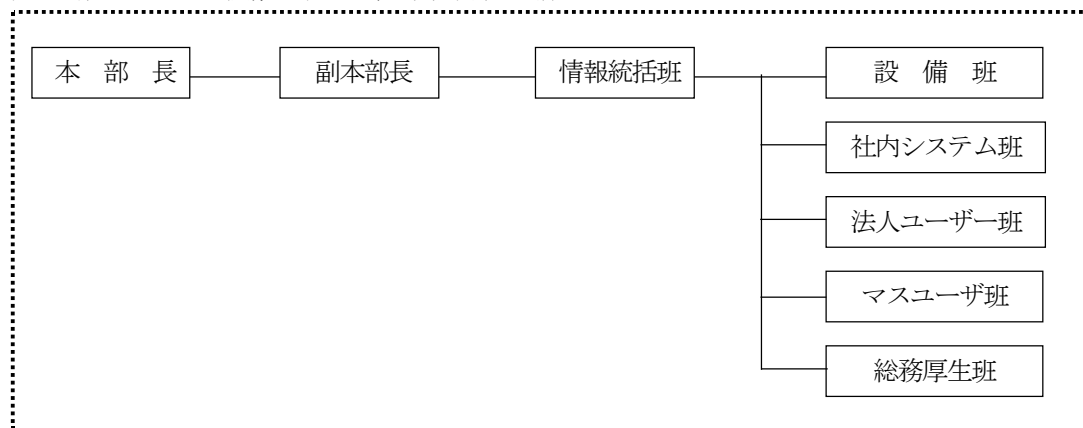
【関係機関】 東日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、  
 ソフトバンク株式会社

電気通信施設の応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災業務計画に基づく応急復旧の実施</li> <li>○ 応急復旧のための通信機材の運搬や道路被災状況等の情報共有</li> </ul>
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策本部の構成とは・・・



株式会社NTTドコモ茨城支店の災害対策本部の構成とは・・・



## 第4節 農業用施設の応急復旧を実施する

### 1. 農業用施設の応急復旧を実施する

→

(1) 農業用施設の応急復旧を行う

→

(2) 農作物等の応急措置を行う

### 1. 農業用施設の応急復旧を実施する

○市は、災害により農業用施設や農地が被害を受けた場合、重要な施設や、二次災害発生のおそれのある施設については、速やかに応急復旧に努める。

#### (1) 農業用施設の応急復旧を行う

【主担当課】 農林課

【関係課】 ー

【関係機関】 県北農林事務所、高萩土地改良事務所

点検の実施	被災状況の把握 ○ 農業用排水施設、農業用ため池、農道の点検の実施
用水の確保	○ 人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれが高いと判断されるものの補修を優先的に実施
農道の交通確保	○ 農道の崩落した土砂の取り除き等の交通確保を実施

(2) 農作物等の応急措置を行う

【主担当課】 農林課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

農作物の応急措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害状況の把握(農業用ビニールハウス含む)</li> <li>○ 関係機関との連携による農家への栽培管理技術指導の実施</li> </ul>
家畜の応急措置	<p>&lt;風害&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害畜舎の早期修理、復旧の励行</li> <li>○ 外傷家畜の治療と看護の励行</li> <li>○ 事故(圧死病傷)家畜の早期処置による余病の併発の防止の励行</li> </ul> <p>&lt;水害&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 畜舎内浸水汚物の排除清掃の励行</li> <li>○ 乾水後、畜舎内外の消毒の励行</li> <li>○ 家畜防疫員による災害地域家畜一斉健康検査の実施</li> <li>○ 栄養回復のための飼料調達及び給与の励行</li> <li>○ (必要に応じて)家畜伝染病の緊急予防注射の実施</li> </ul>

※資料8-2 農作物の応急措置

## 第7章 各種災害の応急対策を実施する

第1節 土砂災害等の応急対策を実施する	→	1. 土砂災害の応急対策を実施する
第2節 洪水・高潮の応急対策を実施する	→	1. 洪水・高潮の応急対策を実施する
第3節 危険物等災害の応急対策を実施する	→	1. 危険物災害の応急対策を実施する
	→	2. 危険物等を積載する車両事故等の応急対策を実施する
第4節 大規模事故の応急対策を実施する	→	1. 情報収集・伝達を行う
	→	2. 大規模事故災害に対する応急活動体制を確立する
	→	3. 応急対策を実施する
第5節 海上事故災害の応急活動を実施する	→	1. 情報収集・伝達を行う
	→	2. 海上事故災害の応急活動を実施する

## 第1節 土砂災害等の応急対策を実施する

### 1. 土砂災害の応急対策を実施する

- (1) 土砂災害警戒体制を確立する
- (2) 危険箇所周辺を警戒監視する
- (3) 土砂災害等による被害の拡大を防止する
- (4) 警戒避難体制を確立する

### 1. 土砂災害の応急対策を実施する

○農林、建設等の関係部署、防災組織は、災害発生に伴う土砂災害への対応計画を策定するとともに、発生時の情報収集、応急対応を実施する。

#### (1) 土砂災害警戒体制を確立する

- 【主担当課】 危機対策課  
 【関係課】 都市建設課、農林課  
 【関係機関】 県北農林事務所、高萩工事事務所

警戒体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災マップの活用</li> <li>○ 気象情報(各種警報・注意報、土砂災害危険度分布)の確認、水戸地方気象台からの情報入手</li> <li>○ 土砂災害警戒区域を主に、当該地区の自主防災組織から前兆現象の有無について、定時に確認</li> <li>○ 気象情報や土砂災害警戒情報等の発表に基づき、市長の判断により、土砂災害警戒体制に移行</li> </ul> <p>&lt;第1警戒体制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域の警戒巡視</li> <li>・住民等に対する広報による周知(市全域)</li> </ul> <p>&lt;第2警戒体制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報発令基準(土砂災害)に基づき、該当地区の住民等に対し、避難情報を発令するとともに、状況により警戒区域を設定</li> </ul>
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 危険箇所周辺を警戒監視する

【主担当課】 危機対策課、高萩消防署

【関係課】 都市建設課、農林課

【関係機関】 高萩工事事務所

情報の収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土砂災害警戒区域内における情報の収集・報告</li> <li>○ 土砂災害警戒区域の住民、要配慮者利用施設等への情報の伝達</li> </ul>
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

災害対策本部長への報告内容とは・・・

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の雨量(累加・時間)と今後の見通し</li> <li>・市の土砂災害の危険度</li> <li>・土砂災害警戒区域内の住民等の人数</li> <li>・各種前兆現象発生の有無、発生している場合は、その概略位置</li> </ul>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

情報の伝達方法とは・・・

伝達担当	災害対策本部、消防本部、警察署
伝達先	立ち退き避難が必要な土砂災害警戒区域内の <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民(含滞在者)</li> <li>・要配慮者利用施設</li> </ul>
伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂災害発生の危険が比較的ひっ迫していない場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、SNS等による避難の呼び掛け</li> <li>・当該地区自主防組織、消防団や警察の協力を得て広報車等による避難呼び掛け</li> </ul> </li> <li>○土砂災害発生の危険が比較的ひっ迫している場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、SNS等による避難指示</li> </ul> </li> </ul>
伝達内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象予報、注意報又は警報</li> <li>2 予想される危険の程度</li> <li>3 避難の準備</li> <li>4 病人、高齢者、子供、妊産婦等第1次避難の勧告</li> <li>5 避難先及び避難経路</li> <li>6 避難要領(使用する車両等)</li> <li>7 避難情報</li> <li>8 その他必要な周知すべき事項</li> </ol>

警戒体制をとるべき時期とは・・・

<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域内で前兆現象を確認した場合（地震、地滑り発生時を含む）</li> <li>・避難情報発令基準(土砂災害)を満たし、土砂災害危険度分布や今後の気象状況に関する水戸地方気象台の見解を参考に、市長(災害対策本部長)が判断する。</li> </ul>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



前兆現象とは・・・

<土石流>

- (1) 特徴 山腹や川底の石、土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象  
時速20～40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させることがある。
- (2) 前兆現象と時間の目安(参考)

一般的な前兆現象	時間の目安(参考)
溪流の流水が急激に濁る	3時間前から直前まで
土の腐ったようなにおいがする	
大きな岩の流れる音がする	2時間前から直前まで
立木の裂ける音がする	1時間前から直前まで
異様な山鳴りがする	発生の直前
流木などが混ざっている	
大雨なのに急に川の水位が下がる	

<崖崩れ>

- (1) 特徴 斜面の地表に近い部分が、雨水の浸透や地震などでゆるみ、突然崩れ落ちる現象  
崩れ落ちるまでの時間がごく短いため、人家の近くでは逃げ遅れも発生し、人命を奪うことが多い。
- (2) 前兆現象と時間の目安(参考)

一般的な前兆現象	時間の目安(参考)
斜面に亀裂が出来る	3時間前から直前まで
斜面に膨らみが見られる	
小石が斜面からぱらぱらと落ちてくる	
いつもと違うところから水が噴き出してきた	
普段は澄んでいる湧水が濁る	
斜面から地鳴りや異様な音が聞こえる	

<地滑り>

- (1) 特徴 斜面の一部あるいは全部が地下水に影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象  
土塊の移動量が大きいと、甚大な被害が発生する
- (2) 前兆現象と時間の目安(参考)

一般的な前兆現象	時間の目安(参考)
大きな段差や亀裂が出来る、水田が沈下する、池の水が減った	約3年前から1年前
前から出来ていた亀裂が広がる、新しい亀裂が出来た	1週間前から3日前
斜面から水が噴き出す	約3時間前
擁壁にひび割れや押し出しが見られる	約2時間前
山鳴りや地鳴りがする	半日前から直前まで
山の樹木が傾いたり倒れたりする	

注意！前兆現象がすべて発生するとは限りません。また、発生までの時間は、あくまでも目安です。

土砂災害から身を守るために知っておきたい3つのポイント

- 1 住んでいる場所が「土砂災害警戒区域」か確認
- 2 雨が降り始めたら土砂災害警戒情報に注意
- 3 警戒レベル4で“全員避難”

(3) 土砂災害等による被害の拡大を防止する

【主担当課】 都市建設課、農林課

【関係課】 消防総務課、予防課、警防課、高萩消防署

【関係機関】 消防団

<p>災害発生後の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 二次災害の防止に最大限留意しつつ、消防、警察による災害発生現場の捜索活動を開始</li> <li>○ 住民基本台帳と避難者名簿の突合せや安否不明者の氏名公表(県に要調整)等、手段を尽くして安否不明者の所在を確認</li> <li>○ 県に自衛隊災害派遣要請を調整</li> <li>○ 安否不明者が特定できた場合、該当者の住宅付近を重点に捜索活動を継続</li> <li>○ 県に自衛隊災害派遣を要請する(現地対策本部を設置)</li> <li>○ 消防・警察・自衛隊による安否不明者の捜索救助活動を実施</li> <li>○ 土砂災害による孤立者がいる場合には、救出活動を並行して実施</li> <li>○ 災害対策本部長定例記者会見などを行い、適切な災害広報を実施</li> </ul>
<p>被害拡大の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応急復旧計画の作成</li> <li>○ 応急復旧計画に基づく、応急排水路の設置や道路啓開その他必要な作業を実施</li> </ul>

(4) 警戒避難体制を確立する

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 消防総務課、予防課、警防課、高萩消防署、高齢福祉課

【関係機関】 ー

<p>住民避難の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土砂災害警戒区域内の前兆現象発生状況、土砂災害危険度分布、水戸气象台の見解等を勘案し、該当地区に避難情報を発令</li> <li>○ 該当地区の最寄り指定避難所を開設するとともに必要な場合は、住民の避難を誘導する</li> <li>○ あらかじめ定めるマニュアル・計画に基づく避難行動要支援者の避難支援を実施</li> <li>○ 福祉避難所を開設</li> </ul>
----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

避難指示等で明示すべき内容とは・・・

- ・ 避難対象地域
- ・ 避難所の名称
- ・ 避難所への経路
- ・ 避難指示等の理由
- ・ その他必要な事項

避難誘導において留意すべき事項とは・・・

- ・ 避難所を一単位として危険区域ごとに避難誘導責任者及び誘導員をおく。
- ・ 避難経路と表示
- ・ 各地区の実態に応じ異なった2以上の経路のうちもっとも安全な経路を選定する。また、経路の曲り角及び中間の要所には避難者から容易に認識できる標識(蛍光塗料等を使用)を表示する。
- ・ 病院患者等については、バスその他の車両(公用)を使用する。
- ・ 学校から児童生徒等を避難させる場合は、教育委員会及び当該学校関係者と協議し、災害対策本部長の指示により実施する。
- ・ 避難所が開設され、避難住民を収容したときは、消防本部と密接な連絡のもとに避難所の安全確保に努め、危険が迫ったときは直ちに適切な措置をとれるよう警戒員を配置する。
- ・ 避難誘導時には、防災マップにおける危険箇所及び被害状況等を勘案し、適切な避難経路を確保する。

## 第2節 洪水・高潮の応急対策を実施する

### 1. 洪水・高潮の応急対策を実施する

→ (1) 水防活動を実施する

→ (2) その他の措置を講じる

### 1. 洪水・高潮の応急対策を実施する

○市及び関係部署、防災組織は、県水防計画に基づき、洪水、高潮への応急対策を実施する。

#### (1) 水防活動を実施する

【主担当課】 危機対策課、高萩消防署

【関係課】 —

【関係機関】 —

水防活動の実施	<p>&lt;市&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震(震度 4 以上)が発生した場合、通信、情報、警戒、点検及び防御体制の強化</li> <li>○ ダム、堤防等の施設の管理者、警察・海上保安・消防の各機関及び住民組織等との連携</li> <li>○ 避難及び被災者の救出の実施</li> <li>○ 委任した民間事業者による水防活動の実施</li> </ul>
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※資料4-2 ダムの設置状況

(2) その他の措置を講じる

【主担当課】 危機対策課、農林課、都市建設課、秘書広報課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

施設の巡視・点検	<ため池、水門等の管理者> ○ 地震(震度5弱以上)が発生した場合、施設の巡視、点検を実施、被害の有無、予想される危険等の把握 ○ 水門等の操作体制の整備 ○ (状況により)適切な開閉等の実施
住民への周知	○ 国・県による水防警報の発表を地域住民に周知

## 第3節 危険物等災害の応急対策を実施する

1. 危険物災害の応急対策を実施する	→	(1) 危険物災害の応急対策を実施する
	→	(2) 高圧ガス災害の応急対策を実施する
	→	(3) 火薬類災害の応急対策を実施する
	→	(4) 毒物・劇物等災害の応急対策を実施する
2. 危険物等を積載する車両事故等の応急対策を実施する	→	(1) 輸送事業者等による応急対策を実施する
	→	(2) 市及び防災関係機関による応急対策を実施する

### 1. 危険物災害の応急対策を実施する

○市及び危険物等施設の管理者は、危険物等災害を最小限にとどめるため、危険物等施設の被害の程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて、施設の従業員や周辺住民に対する危険防止をはかる。

#### (1) 危険物災害の応急対策を実施する

【主担当課】 予防課

【関係課】 危機対策課、秘書広報課

【関係機関】 ー

危険物等流出対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危険物等取扱事業所と防災関係機関相互の情報連絡体制の確保</li> <li>＜危険物施設の管理者＞</li> <li>○ 防災マニュアルに基づく自衛措置の実施</li> <li>＜市＞</li> <li>○ 被害状況の調査、県への報告</li> <li>○ 地域住民への周知</li> </ul>
石油类等危険物施設の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危険物施設の被害の有無の確認</li> <li>○ 被害が生じた場合、消火・救助等の実施、報告(県へ)</li> <li>○ 自地域のみでは十分な対応が困難な場合、応援の要請</li> <li>＜危険物施設の管理者＞</li> <li>○ 防災マニュアル等に基づく応急処置の実施</li> <li>○ 消防、警察など防災関係機関への被害状況等の報告</li> </ul>

地域住民への周知方法とは・・・

ア. 危険物等取扱事業所	危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに市や県、防関係機関に必要な広報を依頼するものとする。
イ. 市	広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関協力を得て周知を図る。

(2) 高圧ガス災害の応急対策を実施する

【主担当課】 高萩消防署

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

高圧ガス災害の応急対策	<高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者> ○ 防災マニュアルに基づき、適切な防災活動の実施
-------------	-----------------------------------------------------

(3) 火薬類災害の応急対策を実施する

【主担当課】 高萩消防署

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

火薬類災害の応急対策	<火薬類取扱事業所> ○ 防災マニュアルに基づき、適切な防災活動の実施
------------	----------------------------------------



(4) 毒物・劇物等災害の応急対策を実施する

【主担当課】 高萩消防署

【関係課】 危機対策課、秘書広報課

【関係機関】 ー

毒物・劇物等災害の応急対策	<p>&lt;毒劇物取扱施設の管理者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 毒物・劇物のタンク及び配管の点検の実施</li><li>○ 施設外に流出または流出のおそれがある場合、応急措置の実施</li><li>○ 市、警察署・消防機関に連絡</li></ul> <p>&lt;市&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 施設付近の状況の調査、県への報告</li><li>○ 警察署、消防機関と協力し、市民への広報・避難誘導の実施</li></ul>
---------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2. 危険物等を積載する車両事故等の応急対策を実施する

○市及び輸送事業者は、危険物等を積載する車両事故等に対応するため、必要な対策を立案するとともに、事故発生時の対応策を講じる。

### (1) 輸送事業者等による応急対策を実施する

【主担当課】 予防課、高萩消防署

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

輸送事業者等による応急対策	<p>&lt;輸送事業者等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 市及び防災関係機関への流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置の伝達</li></ul> <p>&lt;輸送事業者等及び道路管理者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 危険物の漏洩等の場合、現場の安全確認、負傷者等の移動、防除活動の実施</li></ul>
---------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 市及び防災関係機関による応急対策を実施する

【主担当課】 都市建設課、予防課、高萩消防署、警防課

【関係課】 危機対策課、秘書広報課

【関係機関】 ー

<p>市及び防災関係機関による応急対策</p>	<p>&lt;市及び消防本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 輸送事業者等を通じた危険物等の情報を収集</li> <li>○ 現場の安全確認の実施</li> </ul> <p>&lt;市&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民等に対し避難勧告及び立入禁止区域の設定</li> <li>○ 道路交通の規制</li> <li>○ 流出危険物等の内容説明・安心情報又は避難勧告等の警戒情報の広報</li> <li>○ 患者の移動及び除染の実施</li> <li>○ 風評被害の影響の軽減のための情報提供</li> <li>○ 風評被害等が発生した場合、広報活動の強化、農林水産業対策、観光対策等の実施</li> </ul>
-------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

現場の安全確認とは・・・

市及び消防本部は、責任者、警察署、県、その他関係機関と連携して次の活動を行う。

- ・ 危険区域を画すため、警戒線を張り、関係者以外の立入りを禁止し、安全地帯を設定する。
- ・ 管轄の警察署と協力して避難のための立退きの指示・勧告、避難所の開設及び避難所への受入れを行う。
- ・ 市は、県が行う災害の規模・態様に応じた環境モニタリング調査に協力し、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

風評被害の軽減に向け提供すべき情報とは・・・

市、その他関係機関は、各マスメディアの協力を得ながら、次の事項についての的確な情報提供を行うことにより、風評被害等の未然防止を図ることとする。

- ・ 鉄道、道路等の使用又は供用の状況
- ・ 被災した構造物等の復旧状況
- ・ 危険物等の流出等の場合の緊急時モニタリングの結果
- ・ その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報

## 第4節 大規模事故の応急対策を実施する

1. 情報収集・伝達を行う	→	(1) 航空事故災害の第一報の情報伝達を行う
	→	(2) 鉄道事故災害の第一報の情報伝達を行う
	→	(3) 道路事故災害等の第一報の情報伝達を行う
2. 大規模事故災害に対する応急活動体制を確立する	→	(1) 応急活動体制を確立する
	→	(2) 市役所内における情報収集・伝達体制を確立する
3. 応急対策を実施する	→	(1) 道路管理者・鉄道事業者等による応急対策を実施する
	→	(2) 市による応急対策を実施する

### 1. 情報収集・伝達を行う

○市及び防災関係機関は、航空機事故、列車事故、大規模交通事故、雑踏事故等の突発重大事故が発生した場合、連携して情報の収集・伝達を迅速、的確に行う。

#### (1) 航空事故災害の第一報の情報伝達を行う

【主担当課】 危機対策課、高萩消防署

【関係課】 ー

【関係機関】 航空運送事業者

航空事故災害の情報伝達	<p>&lt;航空運送事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自己が運搬する航空機に緊急事態・事故が発生した場合、国土交通省、県及び市に連絡</li> </ul> <p>&lt;消防署&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発見者から通報を受けた場合、関係機関に通報</li> </ul> <p>&lt;市&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発見者から通報を受けた場合、入手した情報を県、関係機関等へ連絡</li> </ul>
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 鉄道事故災害の第一報の情報伝達を行う

【主担当課】 危機対策課、警防課、高萩消防署

【関係課】 ー

【関係機関】 鉄道事業者

鉄道事故災害の情報伝達	<p>&lt;鉄道事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 大規模な事故が発生した場合、国土交通省、県及び市(消防署)に連絡</li><li>○ 安全適切な処理により人命救助を実施</li></ul> <p>&lt;消防署&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 発見者から通報を受けた場合、関係機関に通報</li></ul> <p>&lt;市&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 発見者から通報を受けた場合、入手した情報を県、関係機関等へ連絡</li></ul>
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 道路事故災害等の第一報の情報伝達を行う

【主担当課】 危機対策課、予防課、高萩消防署

【関係課】 都市建設課

【関係機関】 高萩警察署

道路事故災害等の情報伝達	<p>&lt;道路管理者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 大規模な通行阻害が発生した場合、国土交通省及び県に連絡</li><li>○ 安全適切な処理により人命救助を実施</li><li>○ 道路危険防止策を実施、警察署に報告</li></ul> <p>&lt;消防署&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 発見者から通報を受けた場合、関係機関に通報</li></ul> <p>&lt;市&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 発見者から通報を受けた場合、入手した情報を県、関係機関等へ連絡</li></ul>
--------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2. 大規模事故災害に対する応急活動体制を確立する

○市は、大規模事故が発生した場合、災害対策本部の設置、市役所内の情報の収集・伝達体制を確立し、被害情報の収集・報告等を行う。

### (1) 応急活動体制を確立する

【主担当課】 危機対策課、総務課、警防課、高萩消防署

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

応急活動体制の確立	○ 第3編 第3章「消火、救助、救急、医療救護活動を実施する」を準用
-----------	------------------------------------

応急活動時の留意点とは・・・

- 1) 状況により人命救助隊を派遣する場合は、二次災害の可能性に十分留意して行う。
- 2) 被災状況により現地救護所設置を検討する。
- 3) 捜索、救助、医療などの初期対応においては、被害者情報の集約と共有が重要であることを踏まえ、必要により関係機関による現地調整組織の設置を検討する。
- 4) 近隣市で発生した事故においても、必要に応じ、災害の拡大等による影響を考慮して、すみやかに応急対策を実施できるよう準備をすすめる。

(2) 市役所内における情報収集・伝達体制を確立する

【主担当課】 危機対策課、総務課、警防課、高萩消防署

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

情報収集・伝達体制の確立	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 消防署と連携した職員派遣による現地調査の実施</li><li>○ 必要となる動員配備体制の整備</li><li>○ 緊急応急対策、支援施策等を実施できるよう、被災情報の収集・伝達の実施、県への報告</li><li>○ (必要に応じて) 専門家・専門機関等の助言や専門家等の派遣について、県への協力の要請</li></ul>
--------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



### 3. 応急対策を実施する

○市及び関係事業者等は、大規模事故に関する応急活動について、災害応急対策計画に定める対策全般に準じて応急対策を実施する。

#### (1) 道路管理者・鉄道事業者等による応急対策を実施する

【主担当課】 危機対策課、総務課、都市建設課

【関係課】 ー

【関係機関】 道路管理者、鉄道事業者、高萩警察署

被災区域への流入抑制	<警察署> ○ 被災区域への流入抑制のための交通整理、交通規制等の実施
代替輸送の実施	<鉄道災害発生時:鉄道事業者> ○ 他の路線への振替輸送、バス代行輸送等の実施 ○ 被災していない関係鉄道事業者の協力による、代替輸送の実施 <道路災害発生時:関係機関> ○ (必要に応じて)う回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策の実施
関係施設の復旧等	<鉄道関係施設の復旧:鉄道事業者> ○ あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画による被災施設及び車両の復旧の実施 ○ 復旧予定時期の明確化 <道路関係施設の復旧:道路管理者> ○ あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画による被災施設の復旧事業の実施 ○ 復旧予定時期の明示
原因究明と再発防止策の検討	○ 事故の原因究明と再発防止策の検討

(2) 市による応急対策を実施する

【主担当課】 危機対策課、総務課、健康づくり課、農林課、観光商工課

【関係課】 秘書広報課

【関係機関】 ー

事故の検証	○ 当該事故の検証、反省点を踏まえ地域防災計画の見直しを実施
心身の健康相談体制の整備	○ (必要に応じて)被災者及び事故発生場所付近の住民等に対する専門相談窓口の設置など健康相談体制の維持
風評被害等の影響の軽減	○ 風評被害の影響の軽減のための情報提供 ○ 風評被害等が発生した場合、広報活動の強化、農林業対策、観光対策等の実施

## 第5節 海上事故災害の応急活動を実施する

1. 情報収集・伝達を行う	→	(1) 海上事故災害の情報収集・伝達を行う
	→	(2) 災害広報を実施する
2. 海上事故災害の応急活動を実施する	→	(1) 応急活動体制を確立する
	→	(2) 応急活動を実施する

### 1. 情報収集・伝達を行う

○市は、海上事故災害が発生した場合、関係機関からの情報収集を行うとともに、県への報告や、市民への広報を行う。

#### (1) 海上事故災害の情報収集・伝達を行う

【主担当課】 危機対策課、総務課、高萩消防署、環境市民協働課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

海上事故災害の情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関や沿岸陸上部のパトロールによる情報収集、県への報告</li> <li>○ (必要に応じて)関係機関相互に情報を交換</li> </ul>
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 災害広報を実施する

【主担当課】 危機対策課、秘書広報課、環境市民協働課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

災害広報の実施	○ 災害情報の市民への広報の実施
---------	------------------

広報すべき内容とは・・・

- ・ 災害発生の日時、場所
- ・ 被災状況と応急措置の状況
- ・ 重油等危険物の漂流、漂着、回収状況
- ・ 被災者の安否、収容先医療機関に関する情報
- ・ 交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
- ・ 二次災害の危険性等に関する情報
- ・ 災害ボランティアの受入状況
- ・ 相談窓口の設置状況
- ・ 環境への影響

## 2. 海上事故災害の応急活動を実施する

○市は、海上災害が発生した場合は、防災関係機関と連携を図りながら必要な措置を講じるとともに、二次被害の防止、環境対策等を実施する。

### (1) 応急活動体制を確立する

【主担当課】 危機対策課、総務課、環境市民協働課、警防課、高萩消防署

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

応急活動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 第3編 第3章「消火、救助、救急、医療救護活動を実施する」を準用</li><li>○ 県、茨城海上保安部等と連携して、消防活動、負傷者等の救急医療活動、流出油等の防除活動を実施</li><li>○ 海上災害の規模により、近隣自治体、自衛隊、その他広域的な応援の要請</li></ul>
-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 応急活動を実施する

【主担当課】 危機対策課、総務課、環境市民協働課、警防課、高萩消防署

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

応急活動の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 第3編 第3章「消火、救助、救急、医療救護活動を実施する」を準用</li><li>○ 流出油防除対策の実施</li><li>○ 回収物処理の実施</li><li>○ 回収作業従事者の健康対策の実施</li><li>○ 防除費用の請求</li><li>○ 二次災害防止策の実施</li><li>○ 環境対策(大気汚染・水質汚染)の実施</li></ul>
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 第8章 社会環境を確保する

第1節 防疫・保健衛生対策を実施する	→	1. 保健衛生環境を整備する
第2節 廃棄物を処理する	→	1. 障害物を除去する
	→	2. 廃棄物を処理する
第3節 捜索活動・遺体収容等を実施する	→	1. 行方不明者を捜索する
	→	2. 遺体を処置・埋葬する
第4節 災害警備を実施する	→	1. 災害警備活動を実施する

## 第1節 防疫・保健衛生対策を実施する

### 1. 保健衛生環境を整備する

→ (1) 防疫活動を実施する

→ (2) 食品衛生対策を実施する

→ (3) ペットの保護を実施する

→ (4) 入浴施設を確保する

### 1. 保健衛生環境を整備する

○市は、被災時における避難所等の衛生確保、食品の安全確保を図るため、防疫措置に必要な消毒薬・器具機材や要員を確保するシステムを構築する。

#### (1) 防疫活動を実施する

【主担当課】 環境市民協働課、健康づくり課、高萩消防署

【関係課】 ー

【関係機関】 日立保健所

防疫組織の設置	○ 市、医療機関による防疫組織の設立 ○ 教育訓練の実施
防疫措置情報の収集・報告	<市・医療機関> ○ 関係機関との連携による被害状況等の情報の収集 ○ 防疫措置の必要な地域・場所等の把握 <医療機関> ○ 被災者がかかる感染症や食中毒の発見 ○ 発見または疑いのある場合の保健所への通報 ○ 被災地の救護所との連絡
防疫計画の策定	○ 被害の状況等を考慮した災害予想図の作成 ○ 防疫計画の作成
消毒薬品・器具機材等の調達	○ 防疫用資材の調達方法を確立 ○ (必要に応じて)医療ボランティア確保の要請 ○ 県、近隣市町村等への協力の要請
防疫措置等の実施	○ 防疫措置等の実施
患者等の措置	○ 就業制限や入院勧告を要する感染症患者・無症状病原体保有者が発生した場合の県への協力 ○ 交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合、近隣の非被災地内の医療機関へ入院させるなどの措置の実施
予防教育及び広報活動の実施	○ 感染症・食中毒予防等に関する教育、広報の実施
記録の整備及び状況等の報告	○ 警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力による被害状況の把握 ○ 被害状況・防疫活動状況の報告(市→管轄保健所長)



防疫活動の主な内容とは・・・

- 1) 津波等浸水地区については、被災後直ちに防疫活動を行う。
- 2) 避難所等で使用する飲料水は、上水道以外については滅菌等の指導をする。
- 3) 感染症患者及び保菌者の早期発見に努め検疫調査など必要な措置を行い、また、感染症が発見されたときは、必要な防疫指導を行う。
- 4) 感染症発生地域については、知事の指導に基づき予防接種を行う。
- 5) 仮設トイレ、公衆トイレ、生ごみ及び被災家屋の消毒を行う。

(2) 食品衛生対策を実施する

【主担当課】 健康づくり課

【関係課】 市民課(食料品の調達)、  
教育総務課、学校教育課、生涯学習課(炊き出しの実施)

【関係機関】 日立保健所

食品衛生指導の実施	○ 市が提供するすべての食品の衛生指導を実施
栄養指導対策の実施	○ 比較的長期間、被災者に提供する食事について栄養指導を実施

### (3) ペットの保護を実施する

【担当課】 環境市民協働課

【関係課】 —

【関係機関】 —

<p>ペットの保護及び適正飼養の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 愛玩動物と同行避難できるよう避難所ごとに準備</li> <li>○ ※P191 参照 (3編4章2節(2))</li> <li>○ 茨城県災害時動物救護本部の支援を得つつ、各避難所運営組織と協力して被災愛玩動物を保護</li> <li>○ 避難所衛生環境の保持</li> <li>○ 被災動物の収容場所の確保</li> <li>○ 被災動物の適正飼育対策</li> </ul>
<p>協力体制の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ペット動物の保護等に関し、「茨城県災害時動物救護本部」との連携・調整を実施</li> </ul>

用語の解説： 茨城県災害時動物救護本部とは・・・

県内で発生した災害時における被災動物の救護体制を確立し関係機関が連携して円滑な救護活動を行う。

災害、あなたとペットは大丈夫？(環境省)

人とペットの災害対策ガイドライン一般飼主編抜粋

- 1 平常時に飼い主が行うべき対策
  - ・ 住まいや飼育場所の防災対策
  - ・ ペットの躰と健康管理
  - ・ ペットが行方不明にならないための対策
  - ・ ペット用の避難用品や備蓄品の確保
  - ・ 情報収集と避難訓練
  - ・ 家族や地域住民との連携
  - ・ ペットの一時預け先の確保
- 2 災害発生時に飼い主が行うべき行動
  - ・ ペットとの同行避難
  - ・ 避難中のペットの飼育環境の確保
- 3 飼い主の役割とは、ペットを飼うという権利とともに果たさねばならない義務を常に意識し、災害に対する「十分な備え」を行い、常に飼い主の責任を果たす心構えを持つことです。

(4) 入浴施設を確保する

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 観光商工課、水道課、総務課、社会福祉課、高齢福祉課

【関係機関】 陸上自衛隊

浴場の再開支援	○ 業務再開可能な浴場への給水等の支援の実施
市内入浴施設及び近隣市入浴施設への協力要請	○ 被災を免れた入浴施設管理者への施設提供の要請 ○ 入浴施設を有する近隣市への協力を要請
県に対する自衛隊への支援要請	○ 野営用入浴施設を所有する自衛隊への協力要請を依頼(市→知事)
旅館組合等への協力要請	○ 旅館組合等事業者団体に対して協力の要請
入浴施設の広報	○ 被災者に対する随時広報媒体による広報の実施
避難行動要支援者等に対する配慮事項	○ 入浴施設までの交通手段の確保 ○ 要介護者等の利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保 ○ 避難行動要支援者等への入浴施設情報の広報

## 第2節 廃棄物进行处理する

1. 障害物を除去する	→	(1) 住宅・建築物関係の障害物を除去する
	→	(2) 道路・河川・海岸関係の障害物を除去する
2. 廃棄物进行处理する	→	(1) 廃棄物等の処理体制を確保する
	→	(2) 瓦礫等进行处理する
	→	(3) 一般廃棄物进行处理する
	→	(4) し尿进行处理する

### 1. 障害物を除去する

○市及び道路・河川・海岸等の管理者は、災害により運びこまれた障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

#### (1) 住宅・建築物関係の障害物を除去する

【担当課】 環境市民協働課

【関係課】 —

【関係機関】 —

障害物の除却	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常生活に著しく支障を及ぼす障害物の状況の把握</li> <li>○ (必要に応じて)障害物除去、損壊家屋の解体の実施</li> <li>○ 市単独での処理が困難な場合、近隣市町村、県、国、その他関係機関への応援の要請</li> </ul>
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

除却の対象者とは・・・

- ・ 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- ・ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者
- ・ 住家が半壊または床上浸水した者

除却の方法とは・・・

現物給付をもって行い、人夫、技術者を動員し、障害物の応急的な除去にあたる。

災害救助法に基づく措置とは・・・

<対象者>

障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもっては当該障害物を除去することができない者に対して行う。

<費用>

障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり138,300円以内とする。

<機関>

障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(2) 道路・河川・海岸関係の障害物を除去する

【主担当課】 都市建設課、農林課

【関係課】 ー

【関係機関】 高萩工事事務所

道路関係障害物の除去	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 路上障害物の状況の把握</li><li>○ (必要に応じて)緊急道路を最優先に除去の実施</li></ul>
河川・海岸関係障害物の除去	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 漂流物等障害物の状況の把握</li><li>○ 危険と認められる場合、除去の実施</li></ul>

## 2. 廃棄物を処理する

○市は、家屋の倒壊、火災、水害などの災害により発生した多量の災害廃棄物、堆積土砂や、避難所におけるし尿等の処理により、環境維持に努める。

### (1) 廃棄物等の処理体制を確保する

【主担当課】 環境市民協働課

【関係課】 —

【関係機関】 —

状況把握・清掃の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災地域の状況の把握</li> <li>○ あらかじめ定めた清掃計画に基づく仮設便所の設置、廃棄物の収集、運搬及び処理等の緊急清掃作業の実施</li> <li>○ 市民への広報の実施</li> </ul>
協力の要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (必要に応じて)管内清掃事業者、土木、運送事業者への協力の要請、近隣市町村への応援の要請</li> <li>○ (近隣市町村等の応援または協力が得られない場合)、他の市町村の応援、廃棄物処理業者の団体等の協力あつせんを県に要請</li> </ul>

臨時の措置とは・・・

廃棄物の処理について処理能力を越え、かつ他に適当な手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講じる。

(2) 瓦礫等を処理する

【主担当課】 環境市民協働課

【関係課】 —

【関係機関】 —

瓦礫処理の実施	○ 撤去瓦礫等の搬入先の確保(民間処理場及び複数箇所) ○ 必要と認めた場合は市により瓦礫の撤去を実施
---------	--------------------------------------------------------

東日本大震災の状況は・・・



■ 臨時瓦礫置き場



■ ラジコンヘリによる薬剤散布(疫病防止)

出典: 東日本大震災高萩市の記録 絆



(3) 一般廃棄物を処理する

【主担当課】 環境市民協働課

【関係課】 —

【関係機関】 —

一般廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 被災地域の状況の把握</li><li>○ 平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制の確立</li><li>○ ごみ収集委託業者・一般廃棄物処理業者の収集車によるごみ収集の実施</li><li>○ (必要に応じて) 県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等への応援の要請</li><li>○ 仮集積場・収集日時、ごみ排出量抑制、自己処理の市民への広報</li><li>○ 焼却・必要に応じた埋め立て、露天焼却等によるごみ処分の実施</li></ul>
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ごみの排出量とは・・・

市における日常排出される一般廃棄物は、約 30t と推定されている。

(4) し尿を処理する

【主担当課】 環境市民協働課

【関係課】 —

【関係機関】 —

し尿の処理	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 被災地域の状況の把握</li><li>○ 被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量の推計の実施</li><li>○ 作業計画の作成</li><li>○ し尿処理実施に必要な人員、機材等の確保</li><li>○ (必要に応じて) 近隣市町村への収集、処理の応援の要請</li><li>○ 許可業者の協力によるし尿の収集の実施</li><li>○ 市内許可業者の汲取り車が不足した場合、相互応援協定市町村等への協力要請</li><li>○ 指定避難所・指定緊急避難場所等への仮設トイレ等の設置</li><li>○ 水の汲み置き、生活水の確保等の市民への指導</li></ul>
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 第3節 搜索活動・遺体収容等を実施する

1. 行方不明者を搜索する	→	(1) 行方不明者の搜索活動を実施する
2. 遺体を処置・埋葬する	→	(1) 遺体を処置する
	→	(2) 遺体を埋葬する

### 1. 行方不明者を搜索する

〇市は、災害により行方不明の状態にあり、すでに死亡していると推定される者の搜索を行う。

#### (1) 行方不明者の搜索活動を実施する

【主担当課】 市民課、警防課、高萩消防署

【関係課】 ー

【関係機関】 自衛隊

行方不明者の搜索	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防機関や自主防災組織をはじめとするボランティアによる行方不明者の搜索 (発災当初:自衛隊等の到着、搜索開始までを目途)</li> <li>○ 市だけでは対応が困難と判断した場合、直ちに県、国、自衛隊その他の関係機関へ災害派遣要請そのほか、必要と判断されるすべての受援を要請し、人命救助を行う上で重要な「72時間の壁」を超えないよう最大限努力</li> <li>○ 自衛隊等応援部隊には、個人情報の保護に留意しつつ名簿を提供するとともに、到着までに把握した被害情報や所在確認情報等を併せて提供</li> </ul>
----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

搜索の対象者とは・・・

<p>県「災害時における人的被害情報の公表方針について」(R元. 9. 2)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 安否不明者 災害が原因で所在不明の者(行方不明者を除く)</li> <li>2 行方不明者 災害が原因で所在不明かつ死亡の疑いのある者</li> <li>3 死者 災害が原因で死亡した者</li> </ol>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

搜索の方法とは・・・

- 1) 発災当初(応援部隊到着まで)は、消防、警察並びに市民の協力を得て行う  
応援部隊到着以降は、応援部隊、消防、警察を主体として行う
- 2) 収容した死体は、開設した死体収容所に安置する

搜索のための経費とは・・・

- 茨城県災害救助法施行細則別表第1に規定する、
- ・ 借上費(搜索のための機械器具)
  - ・ 修繕費(搜索のために使用した機械器具の修繕費)
  - ・ 燃料費(使用した機械器具のガソリン代、石油代)

搜索の期間とは・・・

- ① 救 出  
災害発生の日から3日以内とする
- ② 搜 索  
災害発生の日から10日以内に完了させる
  - * 同細則3条による特別基準知事は、別表第1に定める救助基準により難い特別の事情があるときは、その都度必要に応じて市町村長の意見を聞き、内閣総理大臣に協議し、特別基準を設定することが出来る。

## 2. 遺体を処置・埋葬する

○市は、災害により死亡した者について、死体識別等の処置を行い、遺体の埋葬を行う。

### (1) 遺体を処置する

【主担当課】 市民課、環境市民協働課

【関係課】 ー

【関係機関】 高萩警察署

腐敗防止または遺体の識別作業の措置	○ 遺体の洗浄・縫合・消毒等の実施(医療救護班)
検案の実施	○ 検案の実施(医療救護班) ○ 遺体が多数で医療救護班のみで十分な対応が困難な場合、一般開業医師に協力を要請
遺体の安置	○ 遺体安置所の開設(高萩市斎場を想定) ○ 死者数、行方不明者数の把握 ○ 棺、ドライアイス等の確保 ○ 安置所への搬送・収容の実施
身元の確認	○ 警察の協力により遺体の身元を確認 ○ 遺体処置票及び遺留品処理票の作成 ○ 埋火葬許可証の発行
遺体の処置	○ 遺体処置が市だけでは対応が困難な場合は、県、国、その他関係機関への応援を要請

遺体の処理期間とは・・・

災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。(※茨城県災害救助法施行細則に準ずる)

## (2) 遺体を埋葬する

【主担当課】 市民課、環境市民協働課、社会福祉課

【関係課】 —

【関係機関】 —

遺体の埋葬	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺体埋葬の実施(原則として火葬)</li> <li>○ 市の火葬能力を超える遺体を収容した場合、周辺市町村に対して火葬場利用の要請</li> <li>○ 身元の判明しない遺骨の納骨堂・寺院等への一時保管の依頼</li> <li>○ 身元判明後、遺族への引き渡し</li> </ul>
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

埋葬を行う遺体の条件とは・・・

- 1) 災害の際死亡した者であること。
- 2) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合であること。
  - ア 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、埋葬を行うことが困難であるとき。
  - イ 墓地または火葬場が浸水または流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。
  - ウ 経済的機構の一時的混乱のため、遺族または扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等が入手できないとき。
  - エ 死亡者に遺族がいないか、またはいても高齢者、幼児等で埋葬を行うことが困難であるとき。

埋葬の費用とは・・・

- ・ 火葬料、埋葬料、棺、骨つぼ
- ・ 大人（満12歳以上の者） 1体当たり 219,100円以内
- ・ 小人（満12歳未満の者） 1体当たり 175,200円以内

埋葬の実施期間とは・・・

災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

遺体の搜索、処置及び埋葬を行った場合整理保存すべき書類帳簿とは・・・

- ・ 遺体の搜索状況記録簿
- ・ 搜索用機械器具、燃料受払簿
- ・ 搜索用機械器具修繕簿
- ・ 遺体搜索用関係支出証拠書類
- ・ 遺体処置台帳
- ・ 遺体処理費支出関係証拠書類

災害救助法による遺体の搜索、処理及び埋葬の場合とは・・・

災害救助法及び同法施行細則等による。

## 第4節 災害警備を実施する

### 1. 災害警備活動を実施する

→

### (1) 災害警備活動を実施する

### 1. 災害警備活動を実施する

○市は、警察及び関係機関と連携しながら災害警備活動を実施し、被災地域の治安の安定を図る。

#### (1) 災害警備活動を実施する

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 ー

【関係機関】 高萩警察署

警察による警備活動	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 市:警察の警備活動に必要な対策の実施</li><li>○ 警察(H30警察白書から抜粋)<ul style="list-style-type: none"><li>・被災状況についての情報収集</li><li>・被災者の避難誘導及び救出救助</li><li>・警察用航空機(ヘリコプター)の運用</li><li>・検視、身元確認等</li><li>・交通対策</li><li>・被災地の警戒、各種犯罪等への対策</li><li>・警察活動に必要な情報通信の確保</li></ul></li></ul>
-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 第9章 被災者の生活を支援する

第1節 被災者を把握する	→	1. 被災者の状況を調査する
	→	2. 被災者の相談窓口を設置する
第2節 被災者の心のケア対策を実施する	→	1. 心のケア対策を実施する
	→	2. 大規模災害時に心のケア対策を実施する
第3節 災害救助法等による救助を行う	→	1. 災害救助法による救助を行う
第4節 緊急物資を供給する	→	1. 飲料水を供給する
	→	2. 食糧・生活必需品を供給する
第5節 被災者の生活再建を支援する	→	1. 住宅被害認定を実施する
	→	2. 被災者の住宅を確保する
	→	3. 生活再建資金の支援を行う
第6節 応急教育を実施する	→	1. 児童生徒等の安全を確保する
	→	2. 学校以外の教育施設の応急復旧を図る
第7節 災害ボランティアを受け入れる	→	1. ボランティアの受入れ体制を整備する



## 第1節 被災者を把握する

1. 被災者の状況を調査する

→ (1) 調査の実施体制を整備する

→ (2) 被災者の調査を実施する

2. 被災者の相談窓口を設置する

→ (1) 相談窓口を設置する

### 1. 被災者の状況を調査する

〇市は、被災者の生活支援に関わる対策を迅速かつ的確に推進するため、被災者の状況や家屋の被害状況、ニーズ等の把握に努める。

#### (1) 調査の実施体制を整備する

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 ー

調査チームの編成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域別の調査チームを編成(関係課職員、ボランティア等)</li> <li>○ 調査責任者を設置</li> </ul>
調査方法の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査用紙、報告用紙を作成</li> <li>○ 調査方法、報告方法の決定</li> <li>○ 調査員への周知徹底</li> </ul>

(2) 被災者の調査を実施する

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 ー

調査の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 調査体制に基づき調査を実施</li><li>○ 必要に応じて県に協力要請</li></ul>
調査結果の報告	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 調査結果のとりまとめ</li><li>○ 県への調査結果の報告</li></ul>

## 2. 被災者の相談窓口を設置する

〇市は、被災者の生活支援に関わる対策を迅速かつ的確に推進するため、被災者の各種相談を受け付ける窓口を設置し、ニーズの把握に努める。

### (1) 相談窓口を設置する

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 ー

総合窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な相談を受け付ける総合窓口の設置を検討(設置場所、設置時期、担当課等)</li> <li>○ 県、防災関係機関など他の組織が設置する窓口の把握</li> <li>○ 相談者への適切な相談窓口の紹介</li> </ul>
各種相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種ニーズに対応した相談窓口の設置</li> <li>○ 関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力による窓口の準備、開設および運営</li> </ul>

#### 各種相談窓口の例

- 1) 生命保険、損害保険(支払い条件等)
- 2) 家電製品(感電、発火等の二次災害)
- 3) 法律相談(借地借家契約、マンション修復、損害補償等)
- 4) 心の悩み(恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等)
- 5) 外国人(安否確認、母国との連絡、避難生活等)
- 6) 住宅(仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事)
- 7) 雇用、労働(失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等)
- 8) 消費(物価、必需品の入手)
- 9) 教育(学校)
- 10) 福祉(障がい者、高齢者、児童生徒等)
- 11) 医療・衛生(医療、薬、風呂)
- 12) 廃棄物(ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体)
- 13) 金融(融資、税の減免)
- 14) ライフライン(電気、ガス、水道、下水道、電話、交通)
- 15) 手続き(り災証明、死亡認定等)

## 第2節 被災者の心のケア対策を実施する

### 1. 心のケア対策を実施する

→ (1) 被災者の心のケア活動を実施する

→ (2) 心のケアに対する知識の普及を図る

→ (3) 市職員の心のケア対策を実施する

### 2. 大規模災害時に心のケア対策を実施する

→ (1) 被災者の心のケア活動を実施する

→ (2) 救援活動従事者の心のケアに努める

### 1. 心のケア対策を実施する

○市は災害(自然・事故)時における被災者や市職員の心の健康の保持・増進を図るため、県等関係機関と連携し、心のケア活動を実施する。特に、事故災害の場合は関係者が限定され、対応が遅れる可能性があるため確実に実施する。

#### (1) 被災者の心のケア活動を実施する

【主担当課】 健康づくり課

【関係課】 社会福祉課、高齢福祉課、子育て支援課

【関係機関】 県(保健福祉部)、日本赤十字社等

心のケアチームの派遣要請	○ 県精神保健福祉センター及び保健所に開設された「心の健康相談窓口」の設置に協力 ○ 県を通じて国や関係団体へ「心のケアチーム」の派遣を要請
心の巡回診療等の実施	○ 保健所と連携して段階に応じた診療を実施
高齢者、子供、障がい者、外国人等への配慮	○ 特に心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子供、障がい者、外国人に対する適切なケア

#### 県精神保健福祉センターの主な役割

- ・ 市が行う心のケア活動の情報の集約、及びケア活動を行う関係者への情報の提供
- ・ 市、保健所、心のケアチーム等との連絡、調整
- ・ 被災地の保健・医療の現況等に応じた心のケア活動の方針等の提示

#### 心のケアチームの主な役割

- ・ 巡回相談チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療、カウンセリング等
- ・ 地域の被災者のケアを行っている職員の精神的ケア

#### 心の巡回診療等の主な内容

第一段階	・心の健康相談、巡回相談チームによる避難所への巡回診療及び訪問活動 ※必要に応じ心のケアチームによる巡回診療
第二段階	・継続的な対応が必要なケースの把握、対応
第三段階	・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動 ・PTSD(心的外傷後ストレス障害)への対応

(2) 心のケアに対する知識の普及を図る

【主担当課】 健康づくり課

【関係課】 社会福祉課、高齢福祉課、子育て支援課

【関係機関】 —

パンフレット等の配布	○ 「心のケア」や「PTSD」に関するパンフレット等を被災者に 配付
------------	---------------------------------------

※日本赤十字社「災害時のこころのケア」(H20. 8)

(3) 市職員の心のケア対策を実施する

【主担当課】 総務課

【関係課】 健康づくり課

【関係機関】 県（保健福祉部）、日本赤十字社等

市職員の心の健康の保持・増進	○ 災害対応によるストレス、急性ストレス障害及びうつ等の精神的な問題に対するケア
----------------	------------------------------------------

## 2. 大規模災害時に心のケア対策を実施する

〇市は、大規模事故災害時におけるPTSD(心的外傷後ストレス障害)等の精神的不安に対して、適切なケア対策を講じる。

### (1) 被災者の心のケア活動を実施する

【主担当課】 健康づくり課

【関係課】 社会福祉課、高齢福祉課、子育て支援課

【関係機関】 ー

被災者の健康管理	○ 救護所等において、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施
PTSD等の精神的不安に対するケア	○ 救護所等において、心の健康に関する相談窓口を設置 ○ 災害によるDSD(災害神経症)、PTSD、生活の激変による依存症候群などに対応

(2) 救援活動従事者の心のケアに努める

【主担当課】 総務課

【関係課】 社会福祉課、高齢福祉課

【関係機関】 ー

従事者のセルフケア支援	○ 救援活動従事者のバーンアウト(燃え尽き)予防のため、従事者のセルフケアを支援
救助活動現場責任者による配慮	○ 休日を明示したローテーション体制を整え、メンタルヘル스에配慮 ○ 日常的なミーティングの開催により、メンタルに不調をきたしている従事者を早期に見極め、休養をとらせる等の配慮



## 第3節 災害救助法等による救助を行う

### 1. 災害救助法による救助を行う

→

(1) 災害救助法の適用を申請する

→

(2) 災害救助法による救助を行う

### 1. 災害救助法による救助を行う

○市は、市の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用を県に申請する。

#### (1) 災害救助法の適用を申請する

【主担当課】 危機対策課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

住家の被災状況の把握	○ 下記の算定基準に基づき滅失世帯数を算定
災害救助法の適用申請	○ 下記の適用基準に該当する場合、知事へ法の適用を申請

※資料13-3 様式第3号「災害救助法施行細則に基づく被害状況報告表」

滅失世帯の算定基準(災害救助法施行令第1条第2項)

算定方法	<p>滅失世帯数=(全壊・全焼・流出)+(半壊・半焼)×1/2+(床上浸水等)×1/3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全壊、全焼、流失等により滅失した世帯:1世帯とする</li> <li>半壊、半焼等著しく損傷した世帯:1/2世帯とみなす</li> <li>床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の世帯:1/3世帯とみなす</li> </ul>
住家の滅失等の認定基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>住家の全壊、全焼、流失 <ul style="list-style-type: none"> <li>住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの</li> <li>住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が50%以上に達した程度のもの</li> </ul> </li> <li>住家の半壊、半焼 <ul style="list-style-type: none"> <li>住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの</li> <li>住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が20%以上50%未満のもの</li> </ul> </li> <li>住家の床上浸水 <ul style="list-style-type: none"> <li>1)及び2)に該当しない場合で、浸水が住家の床上に達した程度のもの</li> <li>土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態のもの</li> </ul> </li> </ol>
住家及び世帯の単位	<ol style="list-style-type: none"> <li>住家 現実に居住のために使用している建築物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。</li> <li>世帯 生計を一にしている実際の生活単位をいう。</li> </ol>

災害救助法の適用基準(災害救助法施行令第1条第1項)(R3. 11. 1現在)

- 高萩市の滅失世帯が50世帯以上に達したとき(施行令第1条第1項1号)
- 県北地域の滅失世帯数が1,000世帯以上で、高萩市の滅失世帯数が25世帯以上に達したとき(同2号)
- 県全体の滅失世帯数が9,000世帯以上で、高萩市の被害世帯数が多数の場合(同3号前段)
- 高萩市の被害が、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合(同3号後段)
- 高萩市内で多数の者が生命・身体に危害を受け(おそれ含む)た場合で基準を満たした場合(同4号)
- 特別の事情、基準(内閣府令1、2条)
  - 被災者に対する食品等の給与等に、特殊の補給方法が必要とする場合
  - 被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合
- 大規模災害の発生直後には、法適用の要件となる被害状況の把握や県への速やかな報告が困難なため、施行令第1条第1項4号の活用に留意する。

(2) 災害救助法による救助を行う

- 【主担当課】 危機対策課  
【関係課】 全庁各課  
【関係機関】 県、日本赤十字社等

救助の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県が実施の主体となり、救助の実施</li> <li>○ 市は、県から事務委任を受けた救助の実施</li> </ul>
災害救助法に規定する救助の種類(法23条)及び対象となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資料10-11 災害救助の種類・期間・費用の限度額等参照</li> </ul>
特別基準の申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の種類・規模等により、災害救助法で定められている「救助の一般基準」では万全を期することが出来ない場合、災害対策本部長は県知事に救助項目ごとの救助程度、方法、期間について「特別基準」の申請の実施</li> </ul>

災害救助法による救助の種類(災害救助法第4条、同施行令2条)

- ・ 避難所の設置、応急仮設住宅の供与(法)
- ・ 炊き出しその他による食料の給与及び飲料水の供給(法)
- ・ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(法)
- ・ 医療及び助産(法)
- ・ 被災者の救出(法)
- ・ 住宅の応急修理(法)
- ・ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与(法)
- ・ 学用品の給与(法)
- ・ 埋葬(法)
- ・ 死体の捜索及び処理(令)
- ・ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去(令)

## 第4節 緊急物資を供給する

1. 飲料水を供給する	→	(1) 給水活動の準備を行う
	→	(2) 応急給水を実施する
2. 食糧・生活必需品を供給する	→	(1) 食糧・生活必需品の需要を把握する
	→	(2) 食糧・生活必需品を確保する
	→	(3) 食糧・生活必需品を供給する
	→	(4) 食糧・生活必需品の関係帳簿等を作成する

### 1. 飲料水を供給する

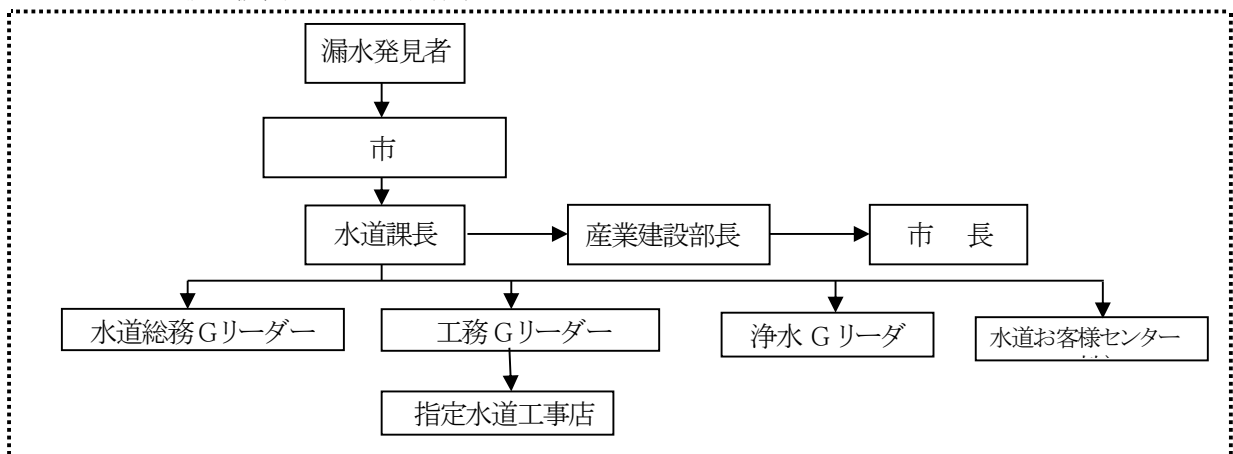
〇市は、災害による水道施設の破損等により断水が発生し、給水活動が必要となった場合は、速やかに応急給水活動を実施する。

#### (1) 給水活動の準備を行う

- 【主担当課】 水道課  
【関係課】 全庁各課  
【関係機関】 —

給水需要の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 断水している地区の範囲、人口、世帯数の把握</li> <li>○ 避難所及び避難者数の把握</li> <li>○ 給水所の設置可能場所の把握</li> </ul>
給水活動の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給水拠点の決定(避難所、公園など)</li> <li>○ 給水方法、給水量、人員配置、広報の内容・方法等の計画</li> <li>○ 自衛隊、(公社)日本水道協会茨城県支部への応援要請</li> <li>○ 給水資機材(水槽積載車、ポリタンク等)の確保⇒不足するときは水道工事業者等に協力を依頼</li> </ul>
住民への広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応急給水の実施、復旧の見通し等について広報の実施</li> </ul>

水道施設の被害発生時の連絡体系



(2) 応急給水を実施する

【主担当課】 水道課、環境市民協働課、危機対策課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 —

飲用水の給水活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給水車又は容器に水を入れトラック輸送等により現地給水</li> <li>○ 給水車等が不足する場合は、(公社)日本水道協会茨城県支部や自衛隊に派遣を要請</li> </ul>
水道施設の応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取水・導水・浄水・送水施設の復旧を最優先</li> <li>○ 配水施設、給水施設の順に復旧</li> <li>○ 応急給水活動を行う拠点に至る各管路を優先して復旧</li> </ul>
優先給水の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療機関、社会福祉施設、避難所や救護所など重要施設に対する優先給水</li> </ul>
飲用以外の生活用水の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 沢水の活用の検討(採水場所、方法)</li> <li>○ 民間の井戸の活用の検討(災害時協力井戸の指定)</li> </ul>

応急給水体制

災害等による断・減水を行う場合、確保水量(必要給水量)は、次の3段階に分けて順次増し、完全復旧するものとする。

段 階	給水体制
第1段階 (～3日)	生命維持に必要な水量として1人1日3リットル程度とする。 この期間は、被災直後の混乱期2日程度とし、拠点給水及び住民の備蓄水などによって対処する。
第2段階 (～10日)	炊事、洗濯等の最低生活を営むための水量とする。 1人1日10リットル～50リットル程度。 この期間は、給水拠点までの配水が可能となるまでの期間とする。
第3段階 (28～30日)	若干不便はあるが、通常の生活に必要な水量とする。この期間は給水装置の復旧工事が完了するまでの期間で、各戸給水を目標とするが、給水装置の状況によって1戸1栓程度によって対応する。1人1日250リットル程度。

応急復旧の行動指針

- ・ 施設復旧の完了の目標を明らかにすること。
- ・ 施設復旧の手順および方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。
- ・ 施設復旧にあたる課編成(人員(水道経験者)・資機材)の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定すること。
- ・ 被災状況の調査、把握方法を明らかにすること。
- ・ 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。
- ・ 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容および方法を明らかにすること。

※資料12-8 漏水修理工事協力事業者

## 2. 食糧・生活必需品を供給する

〇市は、災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、市民の基本的な生活を確保するため、食糧、生活必需品等の生活救援物資について迅速な供給活動を行う。

### (1) 食糧・生活必需品の需要を把握する

【主担当課】 総務課、市民課、社会福祉課

【関係課】 教育総務課、生涯学習課

【関係機関】 ー

食糧・生活必需品の需要把握	<input type="radio"/> 食糧の供給対象者の把握 <input type="radio"/> 生活必需品の供給対象者の把握 <input type="radio"/> 食糧・生活必需品の必要量の把握
---------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 食糧・生活必需品の需要の把握方法

食糧の供給対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒レベル3以上の避難情報により避難所に収容された人</li> <li>・ 住家が被害を受け、炊事の不可能な人</li> <li>・ 旅行者、市内通過者などで他に食糧を得る手段のない人</li> <li>・ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者</li> <li>・ 災害応急活動従事者</li> <li>・ その他市長が必要と認めるもの</li> </ul>
生活必需品の供給対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒レベル3以上の避難情報により避難所に収容された人</li> <li>・ 災害により住家に被害を受けた人</li> <li>・ 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人</li> <li>・ 被服、寝具その他生活上必要な物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人</li> <li>・ その他市長が必要と認めるもの</li> </ul>
必要量の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所での必要量は、市民課が把握する。</li> <li>・ 市職員・応援者の必要量は、総務課が把握する。</li> </ul>

(2) 食糧・生活必需品を確保する

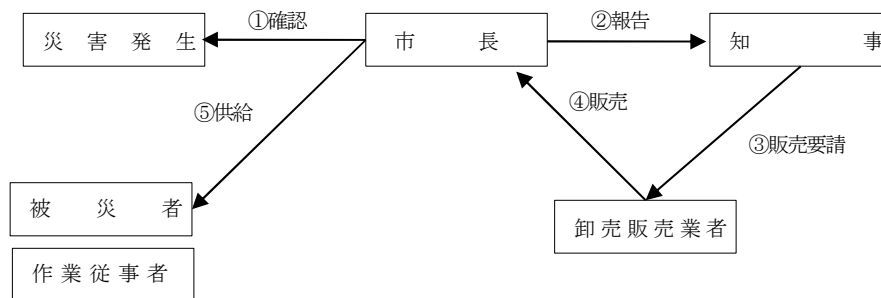
- 【主担当課】 市民課  
【関係課】 総務課、農林課  
【関係機関】 常陸農業協同組合

食糧の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市が独自に備蓄している食糧の放出</li> <li>○ 県が備蓄している食糧の放出の要請</li> <li>○ 協力を依頼している民間業者からの供給の要請</li> <li>○ 政府所有の米穀・乾パンの調達</li> </ul>
生活必需品の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市が独自に備蓄している生活必需品の放出</li> <li>○ 県が備蓄している生活必需品の放出の要請</li> <li>○ 協力を依頼している民間業者からの供給を要請</li> </ul>

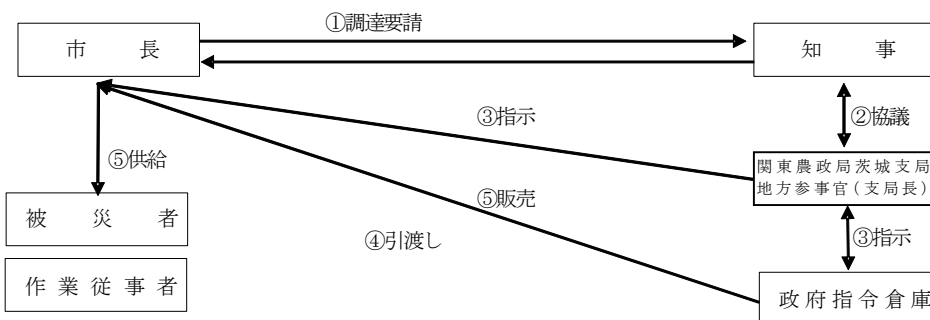
政府所有の米穀・乾パンの調達方法

1) 米穀

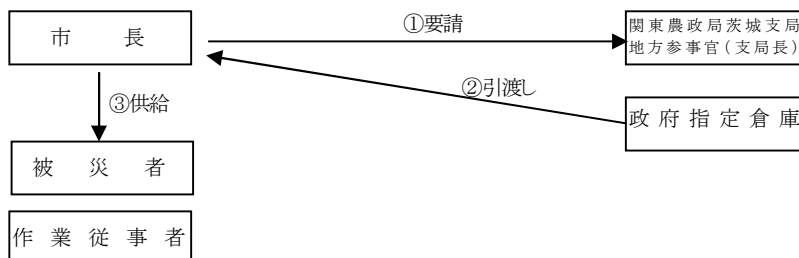
ア 販売業者からの購入

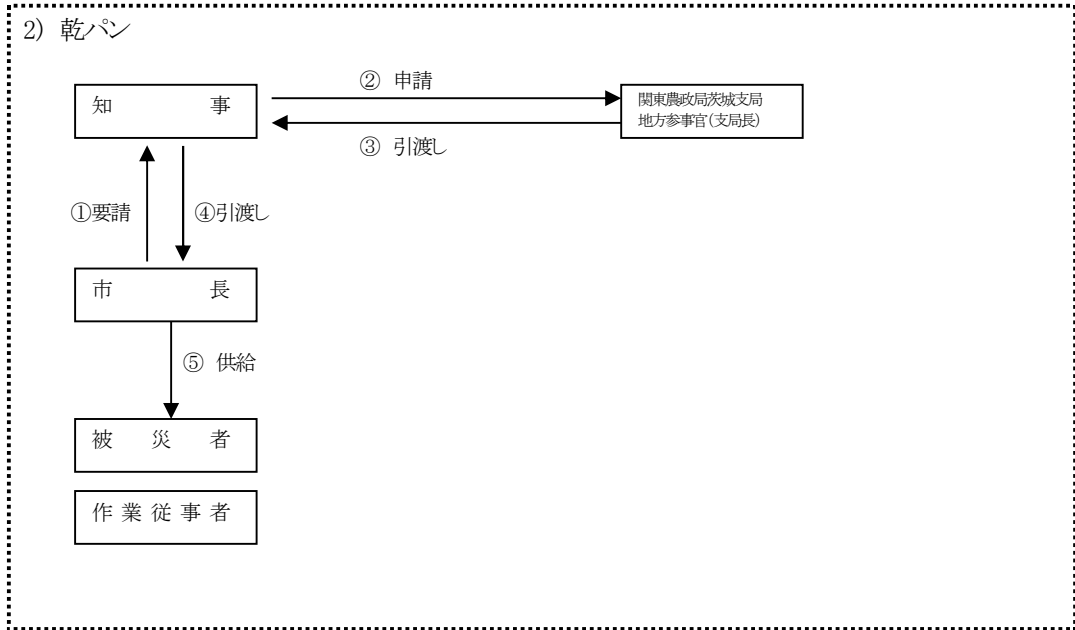


イ 関東農政局または政府指定倉庫(常陸農業協同組合)からの調達



ウ 政府指定倉庫(常陸農業協同組合)からの緊急調達







### (3) 食糧・生活必需品を供給する

【主担当課】 市民課

【関係課】 総務課、社会福祉課、教育総務課、生涯学習課

【関係機関】 社会福祉協議会

食糧の供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 赤十字奉仕団、災害ボランティアセンター等による炊き出し、その他食品給与の実施</li> <li>○ 調達した食糧の集積地の指定及び集配</li> <li>○ 責任者の配置(炊き出し、集積地の管理など)</li> <li>○ 県、近隣市町村への協力要請</li> </ul>
衣料・生活必需品等の給与または貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の供給</li> <li>○ 県、近隣市町村への協力要請</li> </ul>

#### 供給にあたっての配慮事項

- ・ 季節、時間、ライフラインの被害状況を地域別に把握し、状況に即した品目を供給
- ・ 被災者数および被災者の年齢構成、健康状態等を把握し、状況に即した品目の選定および必要数量の設定
- ・ 市単独で困難な場合は、近隣市町村、県、国、協定市、その他関係機関の応援を要請

#### 炊き出し・食品給与の方法

- ・ 実施期間: 災害発生の日から7日以内(災害の状況に応じ期間を延長)
- ・ 費用: 1人1日当たり1,230円以内  
(主食、副食、燃料費、雑費等の一切で、備品類に要する費用を除く)
- ・ 主な品目

主食	米穀(米飯を含む)、乾パン、うどん、インスタント食品等
副食	漬物、佃煮、缶詰、野菜等
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等
その他	乳児用のミルク等

#### 衣料・生活必需品等の給与または貸与の方法

- ・ 実施期間: 災害発生の日から10日以内
- ・ 費用の限度額: 資料10-8のとおり
- ・ 主な品目

寝具	タオルケット、毛布、布団等
外衣	作業衣、婦人服、子供服等(布地での給与はしない。)
肌着	シャツ、ズボン下、パンツ、靴下等
身の回り品	タオル、手ぬぐい、運動靴、サンダル等
炊事道具	なべ、包丁、バケツ等
食器	茶わん、汁わん、皿、はし等
日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
光材料	マッチ、ローソク、木炭
その他	紙おむつ、生理用品、洗濯バサミ、ハンガー等

※資料10-8 災害救助に要する費用限度額

(4) 食糧・生活必需品の関係帳簿等を作成する

【主担当課】 市民課

【関係課】 危機対策課

【関係機関】 ー

帳簿・台帳等の作成	<input type="checkbox"/> 炊き出し・食糧給与に関する帳簿類の作成・保管 <input type="checkbox"/> 生活必需品の給与・貸与に関する帳簿類の作成・保管
-----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

整理すべき帳簿類の例

<p>■食糧</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 食糧品の現品給与簿</li> <li>2) 購入代金等支払証拠書類</li> <li>3) 炊き出し等受給者名簿</li> <li>4) 炊き出しその他による食品給与用物品受払簿</li> <li>5) 炊き出し用品借用簿</li> <li>6) 炊き出し協力者、災害ボランティア等名簿</li> <li>7) 炊き出し日報</li> </ol>
<p>■生活必需品</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 供給実施記録(日計票)</li> <li>2) 被服・寝具等受払簿</li> <li>3) 物資の給与状況</li> <li>4) 物資受領書</li> <li>5) 物資調達・支払証拠書類</li> </ol>

## 第5節 被災者の生活再建を支援する

1. 住宅被害認定を実施する	→	(1) 住家の調査・被害認定を行う
	→	(2) リ災証明書を発行する
2. 被災者の住宅を確保する	→	(1) 応急仮設住宅を提供する
	→	(2) 被災住宅の応急修理を行う
3. 生活再建資金の支援を行う	→	(1) 義援金等の受付・配布を行う
	→	(2) 災害弔慰金等を支給する
	→	(3) 被災者生活再建支援法による支援金を支給する
	→	(4) 資金の貸付・融資等の支援を行う
	→	(5) 租税等の徴収猶予・減免を行う

### 1. 住宅被害認定を実施する

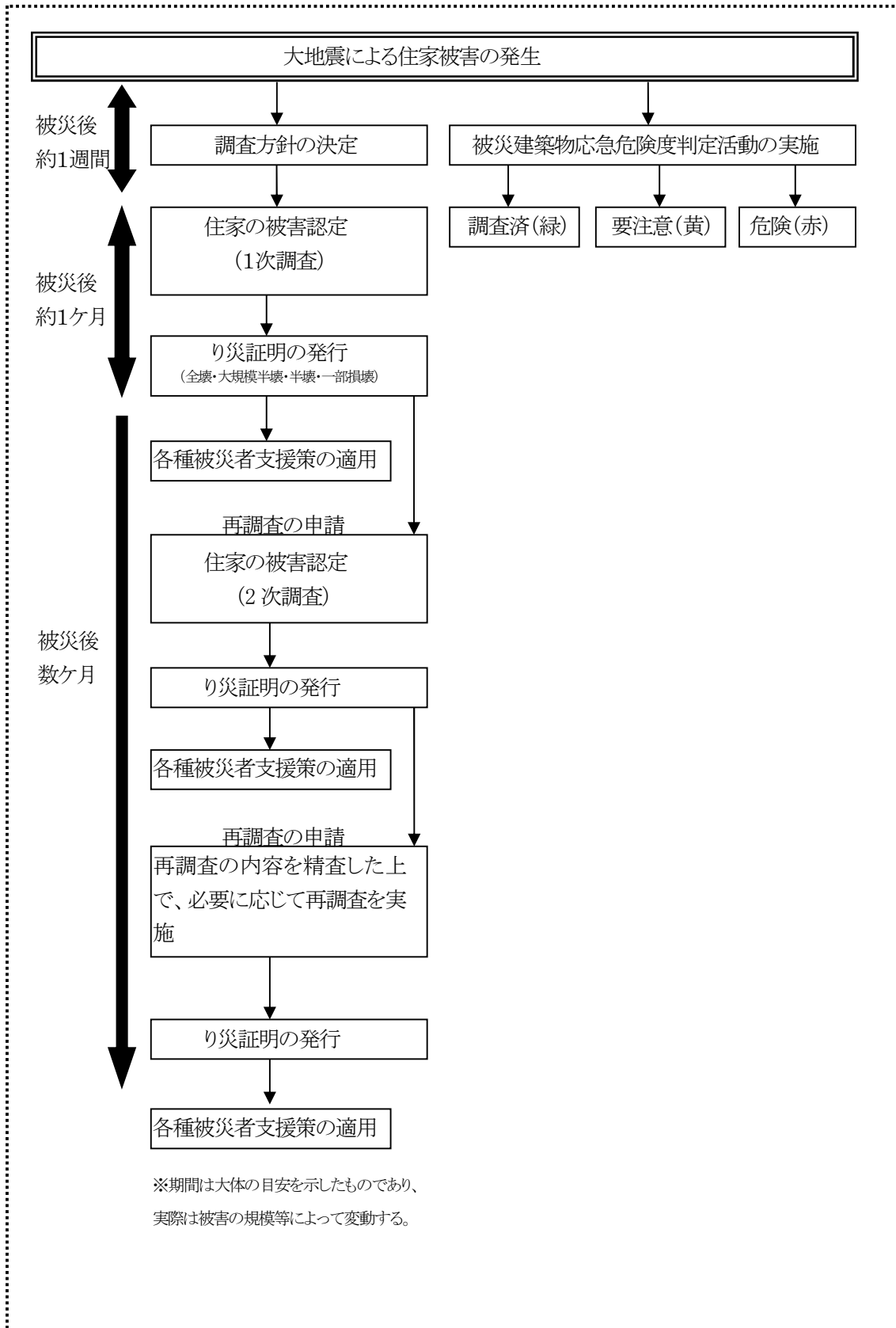
〇市は、被災した住家の被害状況を調査して被害認定を行うとともに、申請のあった被災者に対して、遅滞なくリ災証明書を発行する。

#### (1) 住家の調査・被害認定を行う

【主担当課】 税務課  
【関係課】 全庁各課  
【関係機関】 ー

被害家屋調査体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住家の被害状況を調査するための体制を確立</li> <li>○ リ災証明書の発行を目的とした住家の被害認定については、財産的価値の被害を証明するもので、被災規模等の把握や、調査体制、リ災証明者の発行時期等を踏まえて調査方針を決定した後、応急危険度判定の終了時期と前後して調査を実施</li> <li>○ 応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査について、それぞれの調査の必要性を被災者へ明確に説明する</li> </ul>
住家被害認定の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「住家の被害認定基準」等に基づき住家被害認定を実施</li> </ul>
再調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者からの再調査の申し出(被害認定結果に不服がある場合、物理的に調査ができなかった家屋など)</li> <li>○ 申し出のあった家屋の再調査の実施</li> </ul>
職員育成及び連携確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害状況等調査に要する専門的な知識の向上</li> <li>○ 他市町村との連携確保</li> </ul>

大地震発生後の建物被害調査の実施の流れ



(2) リ災証明書を発行する

【主担当課】市民課、予防課

【関係課】 —

【関係機関】 —

り災証明書の発行	○ 申請のあった被災者に対して、原則として1世帯に1枚発行 ○ 火災によりり災証明書は、消防長が発行
り災証明の周知	○ 相談窓口の設置 ○ 広報誌等による周知

住家の被害認定基準

基準	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない
1) 損壊基準判定 損壊部分が延床面積の割合	70%以上	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満
2) 損害基準判定 住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※「全壊」、「半壊」の基準は、内閣府「災害救助事務取扱要領(5. 6)」を参照

## 2. 被災者の住宅を確保する

〇市は、災害により住家を失い自らの資力では住家を確保することができない者に対し応急仮設住宅を提供する。また、自らの資力では住家の応急修理ができない者に対し、必要最小限度の応急的な修理を実施する。

### (1) 応急仮設住宅を提供する

【主担当課】 都市建設課

【関係課】 高齢福祉課、社会福祉課

【関係機関】 ー

応急仮設住宅の建設	○ 下記の要件に基づき必要な戸数を建設
建設資材の調達	○ 一般社団法人プレハブ建築協会等と協定を締結し、その協力を得て建設
応急仮設住宅の管理及び処分	○ 入居者に対して仮設住宅の供与期間を徹底 ○ なるべく早い機会に他の住居へ転居するよう措置 ○ 目的が達成されたときは撤去または払い下げ等を実施
避難行動要支援者等への配慮	○ 高齢者・障がい者向け応急仮設住宅の設置 ○ 避難行動要支援者等世帯を優先して入居

#### 応急仮設住宅の要件

実施機関	・市が実施、災害救助法を適用したときは県が実施 ・市、県限りで実施が困難な場合は、国、関係機関の応援を得て実施
建築期間	・災害発生の日から20日以内に着工
建築物の形式	・軽量鉄骨組立方式
対象者	・住家が全壊・全焼・流出し居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることが出来ない者に対して建設し、民間賃貸住宅を借り上げ、又はその他の適切な方法により供与する。
設置戸数	・全焼、全壊及び流失世帯数の3割以内
建築物の規模及び費用	・応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ・費用は6,775,000円以内とする(整地費、建築費、附帯工事費、人夫賃、輸送費及び建築事務費の一切の経費を含む)
供与期間	・応急仮設住宅を供与できる期間は完成の日から2年以内(建築基準法第85条第4項許可必要)
設置場所	・さくら宇宙公園を基本とする ・私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結する ・飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする

## (2) 被災住宅の応急修理を行う

【主担当課】 都市建設課

【関係課】 —

【関係機関】 —

応急修理の実施	○ 要件に基づき応急修理を実施
建設資材の調達	○ 資材が不足した場合は、県に調達の協力を要請

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理(緊急の修理)の内容

対象者	災害のため住宅が半壊、半焼またはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者
緊急の修理の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根等に被害を受け、雨漏り又はその恐れがある住家へのブルーシート等の展張</li> <li>・損傷を受けた住宅の外壁や窓ガラスへのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修</li> <li>・アパート・マンション等の外壁材の剥落に伴う落下防止ネットの展張</li> </ul>
費用限度額	合成樹脂シート、ロープ、土のう等、50,000円以内/1世帯
修理時期	・災害発生の日から10日以内に完了

日常生活に必要な最小限度の部分の修理(被災した住宅の応急修理)の内容

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることが出来ない者</li> <li>・大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</li> </ul>
修理の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分</li> <li>・現物をもって行う。</li> </ul>
費用限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円</li> <li>② 上記以外の世帯 706,000円</li> </ul>
修理時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生の日から3か月以内に完了</li> <li>・ただし、特定(非常・緊急)災害対策本部が設置された災害については6か月以内</li> </ul>

### 3. 生活再建資金の支援を行う

○市は、被災者の生活の早期再建を支援するため、各種資金の支給や貸付・融資などによる支援を行う。

#### (1) 義援金等の受付・配分を行う

【主担当課】 社会福祉課、会計課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

義援金品の募集及び受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 義援金品の受付窓口の設置</li> <li>○ 義援金品の募集及び受付の実施</li> <li>○ 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力した広報</li> </ul>
義援金品の保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 寄託された義援金品等の適正な保管</li> </ul>
義援金品の配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 義援金配分委員会の設置</li> <li>○ 義援金の配分方法(対象、基準、時期など)の決定</li> <li>○ 被災者に対する義援金品の適正な配分</li> <li>○ 配分結果の公表、県への報告</li> </ul>



(2) 災害弔慰金等を支給する

【主担当課】 社会福祉課

【関係課】 ー

【関係機関】 社会福祉協議会

災害弔慰金の支給	○ 資料10-5の基準に基づき支給
災害障害見舞金の支給	○ 資料10-6の基準に基づき支給
災害援護資金の貸付	○ 資料10-7の基準に基づき貸付

※資料1-6 高萩市災害見舞金等支給条例

※資料1-7 高萩市災害弔慰金の支給等に関する条例

(3) 被災者生活再建支援法による支援金を支給する

【主担当課】 社会福祉課

【関係課】 —

【関係機関】 —

被災世帯の認定	○ 住家の被害状況を把握し、下記の基準で被災世帯の認定を実施
支援法の適用手続き	○ 市の被害状況の収集整理 ○ 「被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書」により知事に報告(災害救助法適用手続きの報告と兼ねることができる)
支援金支給申請手続き	○ 対象世帯に対する支給申請手続き等の説明 ○ 支給申請書に添付する必要がある書類の発行 ○ 被災者からの支給申請書及び添付書類のとりまとめ、県へ提出 ○ 県から被災者生活再建支援法人まで送付
支援金の支給	○ 被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給を決定 ○ 被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いで申請者に支給

※資料10-11 被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書

被災世帯の算定方法(施行令2条)

対象世帯	・住家が全壊した世帯(全焼、全流出を含む) ・全壊と同等の被害を受けたと認められる世帯 (支援法施行令第2条第1号、同第2号を参照)
住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位	・災害救助法における基準と同等

被災者生活支援法の適用対象となる自然災害(施行令1条)

支援法施行令第1条第1号	災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市の区域にかかる自然災害
支援法施行令第1条第2号	10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市の区域にかかる自然災害
支援法施行令第1条第3号	100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域にかかる自然災害
支援法施行令第1条第4号	5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域にあって、上記①、②、③に規定する区域に隣接するものにかかる当該自然災害

第3編 災害応急対策計画  
第9章 被災者の生活を支援する

支援金支給の基準

(単位:万円)

区 分		損害割合	基 礎 支 援 金	加 算 支 援 金	計
			住宅の被害程度	住宅の再建方法	
			①	②	
複数世帯 (世帯の構成 員が複数)	全 壊	50%以上	100	建設・購入 200	300
				補修 100	200
				賃借 50	150
	大規模 半 壊	40%台	50	建設・購入 200	250
				補修 100	150
				賃借 50	100
	中規模 半 壊	30%台	—	建設・購入 100	100
				補修 50	50
				賃借 25	25
単数世帯 (世帯の構成 員が単数)	全 壊	50%以上	75	建設・購入 150	225
				補修 75	150
				賃借 37.5	112.5
	大規模 半 壊	40%台	37.5	建設・購入 150	187.5
				補修 75	112.5
				賃借 37.5	75
	中規模 半 壊	30%台	—	建設・購入 75	75
				補修 37.5	37.5
				賃借 18.75	18.75

(4) 資金の貸付・融資等の支援を行う

【主担当課】 子育て支援課、農林課、観光商工課、社会福祉課

【関係課】 企画財政課

【関係機関】 社会福祉協議会、高萩市商工会

生活福祉資金の貸付	○ 災害により被害を受けた低所得世帯に対して、県社会福祉協議会が生活福祉資金貸付規程に基づき資金を貸付
災害援護資金の貸付	○ 災害により世帯主が1か月以上の負傷をした場合や、住居や家財に相当程度の被害を受けた場合に、一定所得以下の世帯に対して資金を貸付
母子父子寡婦福祉資金の貸付	○ 災害により被害を受けた母子及び父子並びに寡婦に対して資金を貸付 (認定事務は県、申請・届出の書類等は市長を経由して行う)
災害復興住宅融資の活用	○ 災害により住宅に被害を受けた者に対して、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の対象となる場合、融資制度の内容を周知
農林業者への融資の要請	○ 災害により被害を受けた農林業者等に対して、各種法に基づく融資が迅速かつ円滑に行われるよう県等に要請
中小企業への融資の要請	○ 災害により被害を受けた中小企業に対して、一般金融機関、政府系金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等による融資が迅速かつ円滑に行われるよう県、国に要請

(5) 租税等の徴収猶予・減免を行う

【主担当課】 税務課、市民課、高齢福祉課

【関係課】 ー

【関係機関】 ー

市税等の徴収猶予及び減免の措置	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 被災者の納付すべき市税について、申告、申請、請求、その他書類の提出・納付・納入に関する期日の延長</li><li>○ 税の徴収猶予及び減免の措置</li></ul>
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 第6節 応急教育を実施する

1. 児童生徒等の安全を確保する	→	(1) 学校施設の応急復旧を行う
	→	(2) 応急教育を実施する
	→	(3) 幼児・児童・生徒の健康を保持する
2. 学校以外の教育施設の応急復旧を図る	→	(1) 学校以外の教育施設等の応急対策を行う
	→	(2) 文化財を保護する

### 1. 児童生徒等の安全を確保する

○市教育委員会及び各学校管理者は、学校教育を早期に再開するため、学校施設の応急復旧を行うとともに、応急教育を実施する。

#### (1) 学校施設の応急復旧を行う

【主担当課】 教育総務課、学校教育課

【関係課】 企画財政課

【関係機関】 施設の応急復旧に関係する諸団体等

施設の被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校長等は、施設及び敷地の被害状況を教育委員会に報告</li> <li>○ 教育総務課は、被害を受けた学校を調査し、被害状況を把握</li> </ul>
学校施設の応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物の安全性について、応急教育の実施が可能か検討</li> <li>○ 学校施設の被害状況に応じて、施設の応急復旧を実施</li> </ul>

被害の程度別の学校施設の応急復旧

被害の程度	応急復旧の対応
被害が軽易な場合	学校施設の復旧はその施設の長に委任
授業又は施設利用に支障がある場合	仮間仕切り、仮設便所等を建設
被害が甚大で応急修理では使用できない場合	一時的に施設を閉鎖 完全復旧が完了するまで管理監督 応急仮設校舎を建設 できる限り教室を確保 ・近隣校等との協議、調整により教室を確保 ・学校施設以外の教育施設及び公共建築物など協力の得られる民間施設を教室に利用

## (2) 応急教育を実施する

【主担当課】 教育総務課、学校教育課

【関係課】 企画財政課

【関係機関】 県教育委員会、私立学校設置者

応急教育の実施	○ 市教育委員会並びに私立学校設置者は、相互に協力して教育施設等を確保
教科書・学用品等の給与	○ 被災した児童及び生徒に対して必要最少限の学用品を給与 ○ 学用品の購入及び配分は市が実施 ○ みずから実施することが困難な場合、県に対し給与の実施及び調達の応援を要請
教職員の確保	○ 学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用など
学校給食の実施	○ 給食施設整備の消毒 ○ 調理関係者の健康管理 ○ 学校給食の一時中止または簡易な献立等へ変更の検討

### 被害の程度別の応急教育の措置

被害の程度	応急措置
校舎の被害が軽少な場合	速やかに応急措置して、授業を行うものとする。
校舎の一部が被害を受けた場合	残存教室等の施設を利用するか、若しくは、合併及び二部教室を実施するものとする。
校舎の全部が被害を受けた場合	《短期間に復旧できる場合》 臨時休校とし、家庭学習を実施するものとする。 《復旧に長期間を要する場合》 1) 公民館などの公共施設を利用するものとする。 2) 寺院等の民間施設を利用するものとする。 3) 隣接学校の校舎を利用するものとする。
特定の地域全体が被害を受けた場合	災害を受けなかったほかの学校、公民館及び寺院等の施設を利用するものとする。

### 学用品の給与方法

品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科書及び教材</li> <li>文房具(ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷等の類)</li> <li>通学用品(運動靴、傘、カバン、ゴム靴の類)</li> </ul>									
費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科書(教材を含む)代 実費</li> <li>文房具及び通学用品費</li> </ul> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>小学校児童</td> <td>1人当たり</td> <td>4,800円</td> </tr> <tr> <td>中学校生徒</td> <td>1人当たり</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td>高等学校等生徒</td> <td>1人当たり</td> <td>5,600円</td> </tr> </table>	小学校児童	1人当たり	4,800円	中学校生徒	1人当たり	5,100円	高等学校等生徒	1人当たり	5,600円
小学校児童	1人当たり	4,800円								
中学校生徒	1人当たり	5,100円								
高等学校等生徒	1人当たり	5,600円								
実施期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科書(教材を含む) 災害発生の日から1ヵ月以内</li> <li>その他学用品 災害発生の日から15日以内</li> </ul>									

(3) 幼児・児童・生徒の健康を保持する

【主担当課】 子育て支援課、教育総務課、健康づくり課

【関係課】 学校教育課、企画財政課、環境市民協働課

【関係機関】 スクールカウンセラー、精神科医等の専門家

幼児・児童・生徒の健康管理	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 健康診断、保健指導の実施</li><li>○ カウンセリングの実施による心のケア</li><li>○ 防疫上必要な場合、保健所の指導により臨時の予防接種</li></ul>
学校内の衛生管理	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 飲料水の水質検査を実施</li><li>○ 校舎消毒用薬品の確保</li><li>○ し尿及び汚物の処理</li></ul>



## 2. 学校以外の教育施設の応急復旧を図る

○学校以外の教育機関等の長は、災害が発生した場合に、所管する施設の応急措置を行い、早期再開を図る。

### (1) 学校以外の教育施設等の応急対策を行う

【主担当課】 生涯学習課、教育総務課

【関係課】 企画財政課

【関係機関】 ー

社会教育施設の応急措置	○ 公民館、図書館、歴史民俗資料館等の社会教育施設及び市民体育館等の体育施設等の被害状況の把握 ○ 被害状況に応じた適切な応急措置の実施
文化事業等の早期再開	○ 芸術・文化事業、スポーツ事業などの早期再開

(2) 文化財を保護する

【主担当課】 生涯学習課

【関係課】 企画財政課

【関係機関】 ー

被害の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文化財の所有者及び管理責任者は、被災後すみやかに被害状況を把握 ⇒生涯学習課へ報告</li> <li>○ 被害状況に応じて自ら必要な応急措置を実施</li> <li>○ 文化財が被害を受けたときは被害調査を実施し、文化庁及び県教育委員会の指導のもとに所有者と応急措置等を協議</li> </ul>
被害の拡大防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災予防、倒壊防止、盗難対策、風雨対策等を実施</li> </ul>

※資料6-5 指定文化財一覧表

文化財の被害拡大防止策

火災予防	発災後早急に文化財の巡回を行い、初期消火活動、迅速な通報、必要な搬出、出火危険・延焼危険箇所の発見、飛び火の監視、防災設備の損壊状況の調査等を実施するため、必要な自衛消防体制を構築するよう指導する
倒壊防止	半壊状態で倒壊の危険がある文化財について、建造物は支柱設置等の応急補強対策を講じ、美術工芸品等搬出可能なものは安全な場所に収納するよう指導する。
盗難対策	監視体制の強化、保管場所の施錠、防犯装置の設置等の措置を講じる。
風雨対策	ビニールシート等による応急対策を講じる必要があり、ビニールシート、ロープ、ガムテープ等の保管及び調達に留意する。

## 第7節 災害ボランティアを受け入れる

### 1. ボランティアの受入れ体制を整備する

→

(1) 災害ボランティアセンターを設置する

→

(2) 災害ボランティアセンターを運営する

### 1. ボランティアの受入れ体制を整備する

○社会福祉協議会は、大規模災害発生時に災害ボランティアによる支援を受け入れ効果的な活動が行えるよう、災害ボランティアの受付、登録、派遣調整等の受け入れ体制を整備する。

#### (1) 災害ボランティアセンターを設置する

【主担当課】 社会福祉課

【関係課】 危機対策課

【関係機関】 社会福祉協議会

災害ボランティアセンターの設置についての協議	<p>&lt;市・社会福祉協議会&gt;</p> <p>○ 災害ボランティアセンターの設置についての協議</p>
災害ボランティアセンターの設置	<p>&lt;市&gt;</p> <p>○ 社会福祉協議会との設置についての委託契約</p> <p>&lt;社会福祉協議会&gt;</p> <p>○ 災害ボランティアセンターの設置</p>

災害ボランティアとは・・・

1 災害ボランティア

災害ボランティア活動を行う個人又は団体

2 災害ボランティア活動

被災者を支援するためのボランティア活動及び当該活動を円滑に行うためのボランティア活動

3 災害ボランティアセンター

被災地の早期復旧復興を図るため、災害ボランティアの募集、災害ボランティア活動の場所に係る情報提供、その他災害ボランティア活動の円滑な実施に係る支援を目的として、災害対策本部から委託を受け社会福祉協議会が設置する組織

(2) 災害ボランティアセンターを運営する

- 【主担当課】 社会福祉課  
【関係課】 危機対策課  
【関係機関】 社会福祉協議会

災害ボランティアセンターの運営	<社会福祉協議会> ○ 災害ボランティアセンターの運営
災害ボランティアセンターの業務	○ 被災情報の把握 ○ ボランティアニーズの把握 ○ 災害ボランティアの募集、受付 ○ 災害ボランティア活動の情報発信 ○ センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応 ○ ボランティア活動保険の加入手続 ○ 災害ボランティア活動に必要な移動支援 ○ 市災害対策本部等の情報の共有 ○ 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等

ボランティアに協力依頼する主な活動内容

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| 1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達  | 2) 避難行動要支援者等に対する支援 |
| 3) 配送拠点での活動          | 4) 避難生活者の支援        |
| 5) その他被災者の生活支援に必要な活動 |                    |

東日本大震災の状況は・・・



■多くのボランティアが支援

出典: 東日本大震災高萩市の記録 絆

# 第4編

## 災害復旧・復興対策計画

第1章 災害復旧計画	→	第1節 被災地域の復旧を図る
第2章 災害復興計画	→	第1節 被災地の復興を図る

# 第1章 災害復旧計画

## 第1節 被災地域の復旧を図る

→

1. 災害復旧事業を実施する

→

2. 解体・がれき処理を行う

## 第1節 被災地域の復旧を図る

1. 災害復旧事業を実施する	→	(1) 災害復旧事業計画を作成する
	→	(2) 災害復旧事業に伴う財政措置を講じる
	→	(3) 災害復旧事業を実施する
2. 解体・がれき処理を行う	→	(1) 作業体制を確保する
	→	(2) 解体・がれき処理を実施する

### 1. 災害復旧事業を実施する

○各施設管理者は、災害発生後、所管する施設の被災状況を把握し、被災した施設について災害復旧事業計画を速やかに作成し、復旧事業を実施する。

#### (1) 災害復旧事業計画を作成する

【主担当課】 企画財政課、環境市民協働課、子育て支援課、都市建設課、農林課  
観光商工課、水道課、教育総務課、生涯学習課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 日立・高萩広域下水道組合

災害復旧の方針の決定	○ 施設の被災状況の把握 ○ 原状復旧とするか復興とするかの意思決定
災害復旧事業計画の作成	○ 被災施設の復旧事業の優先順位の決定 ○ 復旧事業の推進体制の調整(必要な職員の配備・応援、関係機関との協力、被災地の住民との協働など) ○ ライフライン・交通機関等の復旧予定時期の明示(事業期間の短縮)

災害復旧事業計画の種類

計画名	対象施設	担当課
公共土木施設災害復旧事業計画	道路、河川等の土木施設	都市建設課
農林業施設事業復旧計画	林道等農林業施設	農林課
都市災害復旧事業計画	都市計画事業による施設	都市建設課
上、下水道災害復旧事業計画	上、下水道、工業用水道の施設	水道課、日・高組合
住宅災害復旧事業計画	公営住宅施設	都市建設課
社会福祉施設災害復旧事業計画	社会福祉施設及び保健衛生施設	子育て支援課 環境市民協働課
学校教育施設災害復旧事業計画	学校施設	教育総務課
社会教育施設災害復旧事業計画	社会教育施設及びスポーツ施設	生涯学習課
復旧上必要な金融その他資金計画	—	企画財政課
その他の計画	土地改良、耕地事業施設	農林課
	観光施設	観光商工課

(2) 災害復旧事業に伴う財政措置を講じる

- 【主担当課】 環境市民協働課、都市建設課、農林課、観光商工課、水道課、  
教育総務課、生涯学習課
- 【関係課】 企画財政課
- 【関係機関】 茨城県

公共土木施設の復旧事業の財政措置	○ 各法律に基づき全部または一部が負担・補助される災害復旧事業の採択に向けた必要な措置の実施
激甚災害の指定	○ 被害状況の調査(県が行う調査への協力) ○ 激甚災害の指定に向けた必要な措置の実施

法律に基づき全部または一部が負担・補助される事業の例

- 1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 3) 公営住宅法
- 4) 土地区画整理法
- 5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 7) 予防接種法
- 8) 水道法
- 9) 道路法
- 10) 河川法
- 11) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫暫定法

用語の解説 : 激甚災害

- ・ 激甚災害: 災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害
- ・ 激甚法 : 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)



**(3) 災害復旧事業を実施する**

【主担当課】 全庁各課

【関係課】 —

【関係機関】 応援機関等

災害復旧事業の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 必要な職員の配備・応援派遣等の措置</li><li>○ 物資、資機材の調達、必要な職員の配備・応援等について関係機関と協力</li><li>○ 地域間・組織間の人員の応援協力体制の整備(関係機関との協議、被災地の住民との協働)</li></ul>
-----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

激甚法による財政援助措置の内容

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共土木施設災害復旧事業</li> <li>・ 公共土木施設災害関連事業</li> <li>・ 公立学校施設災害復旧事業</li> <li>・ 公営住宅災害復旧事業</li> <li>・ 生活保護施設災害復旧事業</li> <li>・ 児童福祉施設災害復旧事業</li> <li>・ 老人福祉施設災害復旧事業</li> <li>・ 身体障害者更正援護施設災害復旧事業</li> <li>・ 知的障害者更正施設又は知的障害者授産施設災害復旧事業</li> <li>・ 婦人保護施設災害復旧事業</li> <li>・ 感染症指定医療機関災害復旧事業</li> <li>・ 感染症予防事業</li> <li>・ 堆積土砂排除事業</li> <li>・ 湛水排除事業</li> </ul>
農林業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地・農業用施設等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置</li> <li>・ 農林業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例</li> <li>・ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助</li> <li>・ 天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例</li> <li>・ 森林災害復旧事業に対する補助</li> <li>・ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助</li> <li>・ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助</li> </ul>
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</li> <li>・ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例</li> <li>・ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</li> <li>・ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例</li> </ul>
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</li> <li>・ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助</li> <li>・ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</li> <li>・ 母子父子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例</li> <li>・ 水防資材費の補助の特例</li> <li>・ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例</li> <li>・ 産業労働者住宅建設資金融通の特例</li> <li>・ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</li> <li>・ 雇用保険法による求職者給付に関する特例</li> </ul>

## 2. 解体・がれき処理を行う

○各施設管理者は、所管する施設の被災状況を把握し、必要に応じて解体、がれき処理を迅速に行う。

### (1) 作業体制を確保する

【主担当課】 環境市民協働課、各施設管理課

【関係課】 総務課

【関係機関】 応援機関等

作業員の確保	○ 平常作業及び臨時雇い上げによる体制の確保
人員、資機材等の確保に関する協力体制の整備	○ 近隣市町村、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等との協力体制の整備

(2) 解体・がれき処理を実施する

【主担当課】 環境市民協働課、都市建設課、各施設管理課

【関係課】 企画財政課

【関係機関】 関係応援機関等

状況把握	○ 職員による巡視等による被災地域の状況把握
処理の実施	○ 住宅、所管の道路及び河川施設の解体・がれき処理を実施 ○ 県、近隣市町村、民間の廃棄物処理業者等への応援要請
集積地の確保	○ 解体収集後のがれき等を集積する集積地の確保 ○ 集積地が不足する場合の一時集積地の確保(交通に支障のない路上や公園等) ○ 近隣市町村に対する集積地の確保の要請

## 第2章 災害復興計画

第1節 被災地の復興を図る



1. 災害復興事業を実施する

## 第1節 被災地の復興を図る

### 1. 災害復興事業を実施する

- (1) 事前復興対策を行う
- (2) 災害復興体制を整備する
- (3) 災害復興方針・復興計画を策定する
- (4) 災害復興事業を実施する

### 1. 災害復興事業を実施する

〇市は、被災した市民の生活再建や産業の振興に向けて、必要な体制を整備するとともに、災害復興計画を作成し、計画的に災害復興事業を推進する。

#### (1) 事前復興対策を行う

【主担当課】 総務課、危機対策課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 ー

復興手順の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去の復興事例等の情報収集</li> <li>○ 復興対策の手順の明確化(方針決定、計画策定、法的手続き、市民の合意形成など)</li> </ul>
復興基礎データの整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 測量図面、建築物現況、土地の権利関係等のデータ整理</li> </ul>

(2) 災害復興体制を整備する

【主担当課】 企画財政課、総務課、危機対策課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 応援機関等

災害復興本部の設置	○ 必要に応じて、市長を本部長とする「災害復興本部」を設置
復興担当部署の設置	○ 必要に応じて、災害復興計画の策定など災害復興対策全般の総合調整を行う担当部署を設置
災害復興方針・復興計画の 検討組織の設置	○ 災害復興方針・復興計画の検討を行う(仮称)災害復興検討委員会の設置 ○ 庁内の復興検討組織の設置

災害復興検討委員会の構成(例)

学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員 など

(3) 災害復興方針・復興計画を策定する

- 【主担当課】 災害復興対策全般総合調整担当部署 ※設置の場合  
企画財政課、危機対策課 ※未設置の場合
- 【関係課】 全庁各課
- 【関係機関】 国、県、関係機関等

災害復興方針の策定	<input type="radio"/> 災害復興方針の策定 <input type="radio"/> 市民への公表及び意見聴取
災害復興計画の策定	<input type="radio"/> 具体的な災害復興計画の策定 <input type="radio"/> 市民への周知及び意見聴取

災害復興計画の主な内容(例)

- ・市街地復興、産業復興、生活復興等に関する計画
- ・各事業の事業手法、財源確保に関する事項
- ・事業の推進体制に関する事項 など



(4) 災害復興事業を実施する

【主担当課】 都市建設課、企画財政課、危機対策課

【関係課】 全庁各課

【関係機関】 ー

行政上の手続きの実施	<input type="radio"/> 被災市街地復興特別措置法に基づく復興推進地域の指定 <input type="radio"/> 建築基準法に基づく建築制限区域の指定
災害復興事業の実施	<input type="radio"/> 災害復興計画に基づく各事業の実施

市街地復興事業のための主な手続き

被災市街地復興特別措置法に基づく復興推進地域の指定

被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で指定を行う。

建築基準法に基づく建築制限区域の指定

被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行う。

# 第5編

## 原子力災害対策計画

第1章 総則	→	第1節 計画の目的
	→	第2節 計画の性格
	→	第3節 防災対策を実施すべき地域の範囲
	→	第4節 計画の基礎とするべき災害の想定
	→	第5節 施設敷地緊急事態に該当しない事故への対応
	→	第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱
第2章 原子力災害予防対策	→	第1節 基本方針
	→	第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理
	→	第3節 原子力防災専門官(原子力アドバイザー)との連携
	→	第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
	→	第5節 情報の収集・連絡体制等の整備
	→	第6節 緊急事態応急体制の整備
	→	第7節 避難収容活動体制の整備
	→	第8節 緊急輸送活動体制の整備
	→	第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備
	→	第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備
	→	第11節 行政機関の業務継続計画の策定
	→	第12節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信
	→	第13節 防災業務関係者の人材育成
	→	第14節 防災訓練等の実施
	→	第15節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応
	→	第16節 災害復旧への備え

**第3章 緊急事態応急対策**

- 第1節 基本方針
- 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
- 第3節 活動体制の確立
- 第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動
- 第5節 治安の確保及び火災の予防
- 第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等
- 第7節 緊急輸送活動
- 第8節 救助・救急、消火及び医療活動
- 第9節 住民等への的確な情報伝達活動
- 第10節 自発的支援の受入れ等
- 第11節 行政機関の業務継続に係る措置
- 第12節 避難行動要支援者対応

**第4章 原子力災害中期対策**

- 第1節 基本方針
- 第2節 緊急事態解除宣言後の対応
- 第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定
- 第4節 放射性物質による環境汚染への対処
- 第5節 各種制限措置の解除
- 第6節 災害地域住民に係る記録等の作成
- 第7節 被災者等の生活再建等の支援
- 第8節 風評被害等の影響の軽減
- 第9節 被災中小企業等に対する支援
- 第10節 心身の健康相談体制の整備

# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関、原子力事業者がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の性格

### 1. 本市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、本市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」及び県の「地域防災計画（原子力災害対策計画編）」に基づき、「高萩市地域防災計画」の「原子力災害対策計画」として作成したものであって、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

また、この計画は、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

### 2. 市における他の災害対策との関係

この計画は、「高萩市地域防災計画」の「原子力災害対策計画」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「高萩市地域防災計画（第1編から第4編）」によるものとする。

## 第3節 防災対策を実施すべき地域の範囲

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が以下に示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて予防的な防護措置を準備し、実施することとなっている。

- ・ 警戒事態

第5編 原子力災害対策計画  
第1章 総則

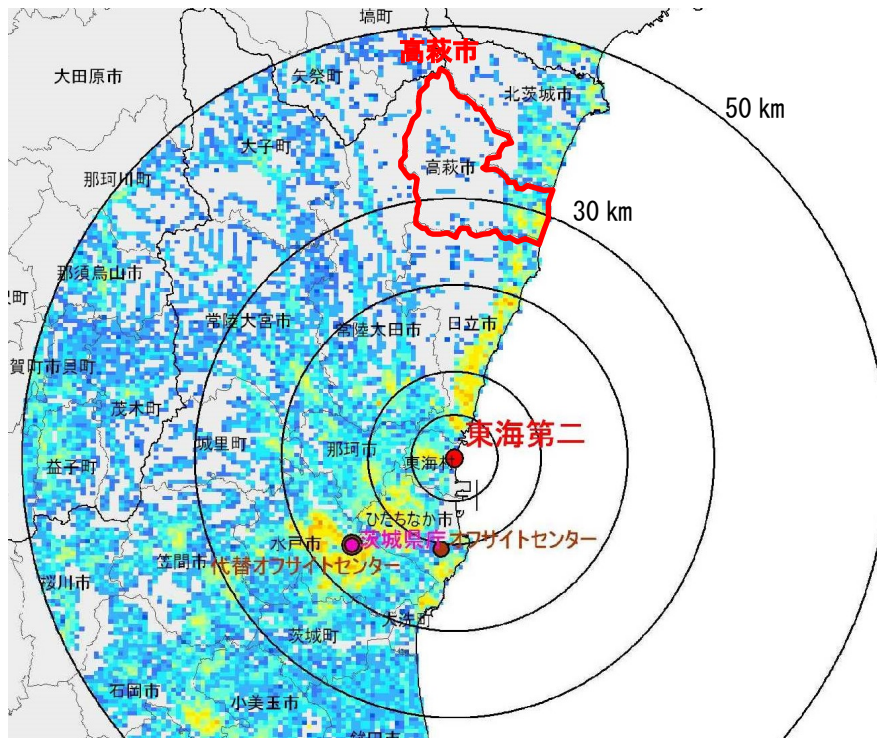
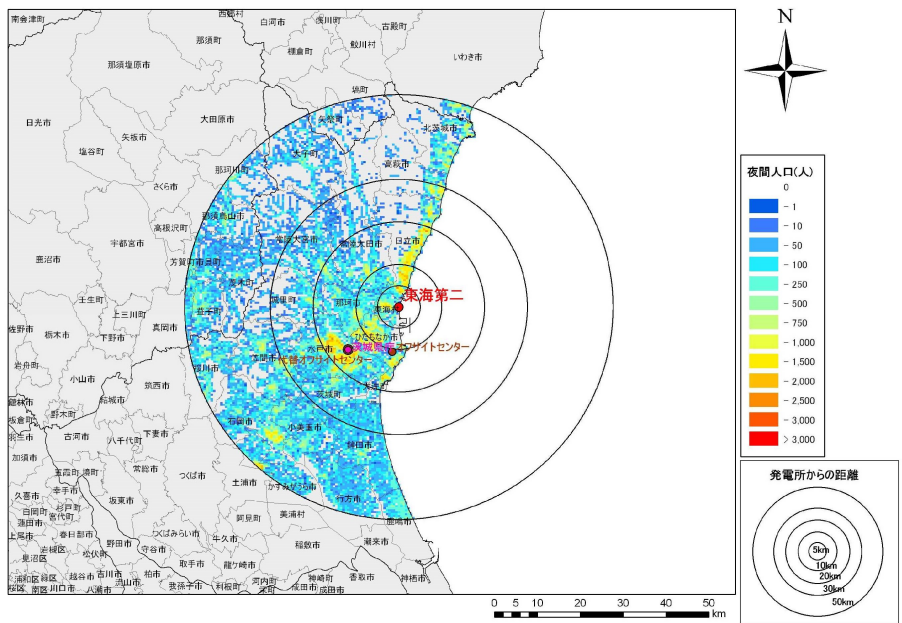
- ・ 施設敷地緊急事態
- ・ 全面緊急事態

また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとなっている。

【高萩市の場合】

本市における原子力災害対策区域の範囲は以下のとおりである。

- ・ PAZ：本市に該当なし
- ・ UPZ：東海第二発電所から半径約30km(本市の一部地域が該当)



出典：原子力規制委員会資料

なお、県は、UPZ及びUPZ外においては、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとなっている。

用語の解説：PAZとは・・・

PAZ(Precautionary Action Zone: 予防的防護措置を準備する区域)

急速に進展する事故を想定し、特定の事故事象が発生したら直ちに避難等を実施する区域

用語の解説：UPZは・・・

UPZ(Urgent Protective Action Planning Zone: 緊急防護措置を準備する区域)

事故の不確実性や急速に進展する事故の可能性等を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域

## 第4節 計画の基礎とするべき災害の想定

実用発電用原子炉施設（東海第二発電所）からの放射性物質及び放射線の放出形態並びに想定される原子力災害の形態は、過酷事故を含むものとする。

放射性物質又は放射線の放出	<p>ア 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子炉施設の多重化された物理的防護壁が機能せず、放射性物質が周辺環境に放出</li> </ul> <p>イ 核燃料施設で想定される放出形態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災、爆発等による核燃料物質の放出</li> <li>・ 臨界事故</li> </ul>
被ばく	<p>ア 外部被ばく</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体外にある放射線源から放射線を受けること</li> </ul> <p>イ 内部被ばく</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けること</li> </ul>

## 第5節 施設敷地緊急事態に該当しない事故への対応

施設敷地緊急事態に該当しない事故に対しても、事故に対する住民の不安、動揺等の緩和を図るため、周辺住民が受けるおそれがある被ばく線量に着目して、事故をいくつかのケースに分類し、事故の状況に応じて次により、緊急時モニタリングの強化、周辺住民への積極的な情報提供、注意喚起を行うなどの対応を図る。このため、施設敷地緊急事態に該当しない事故への対応について、市は、広報車、ホームページ、防災行政無線、SNS、緊急速報メ

第5編 原子力災害対策計画  
第1章 総則

ール等により広報を行う。事故のケースは、放射性物質の放出等に関する県からの情報、放射線監視情報等から迅速に判断する。このために、予め各ケースに相当する放射性物質の放出量、空間線量率、排気筒又は環境中での放射性物質濃度等を概算して整備しておく。

## **第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱**

---

原子力防災に関し、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、高萩市地域防災計画（第1編）に定める第3章「第2節 各防災機関が処理すべき事務または業務」を準用する。

## 第2章 原子力災害予防対策

### 第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の予防対策を中心に定めるものである。

### 第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び 防災要員の現況等の届出の受理

市は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けた時は、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。

### 第3節 原子力防災専門官（原子力アドバイザー）との連携

市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官（原子力アドバイザー）と密接な連携を図り、実施するものとする。

用語の解説：原子力防災専門官(原子力アドバイザー)とは・・・

原子力施設が所在する地域に常駐し、地元自治体等と協力して原子力防災体制を整備・維持するとともに、原子力事業者に対して必要な指導を行う。また、万一の緊急事態には、現地における原子力防災の要として、関係者・関係機関への指示や連絡調整を行い、住民の安全確保や事態の収束を図ります。併せて、地元自治体等に対して、原子力防災の状況等について、広聴・連絡広報活動を行う。

参考:内閣官房ホームページ

### 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。
- (2) 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。



- (3) 市は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

## 第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

### 1. 情報の収集・連絡体制の整備

#### (1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において、平時の情報の収集及び連絡体制の一層の整備と充実を図るものとする。

#### (2) 機動的な情報収集体制

市は、国、県及び関係市町村との協力による機動的な情報収集活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

#### (3) 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

#### (4) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、業務用無線等の移動通信、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

### 2. 情報の分析整理

#### (1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

#### (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努め、その共有を図る。

#### (3) 原子力防災対策上必要とされる資料

市は、国、県及び原子力事業者と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力施設（事業所）に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新・管理するとともに、社会環境に関する資料等を災害対策本部設置予定施設に適切に備え付けるものとする。

<整備を行うべき資料の例>

<p>原子力施設（事業所）に関する資料</p>	<p>ア 原子力事業者防災業務計画 イ 原子力事業所の施設の配置図</p>
<p>社会環境に関する資料</p>	<p>ア 種々の縮尺の周辺地図 イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、避難行動要支援者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。 （i）原子力施設から半径30km以内の行政区別、方位別、距離別の世帯数と人口及び高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などのいわゆる避難行動要支援者の概要 （ii）観光等の入込客の季節的な人口分布等 ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。） （i）原子力施設から半径30km以内の幅員別道路図 （ii）大型ヘリコプターの発着可能な場所、面積、発着可能機数 （iii）原子力施設から半径30km以内の橋と重量制限 （iv）JR等の鉄道部門が有する防災計画で定める緊急時輸送力及び平常時の時刻表 （v）平常時の交通状況等 エ 避難所に関する資料及び予め定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。） オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障がい者援護施設、刑務所等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。） カ 緊急被ばく医療施設に関する資料（初期医療、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センターそれぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等） キ 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法</p>
<p>放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料</p>	<p>ア 周辺地域の気象資料（過去2年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等） イ 線量推定計算に関する資料 ウ 平常時環境放射線モニタリング資料 エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料 オ 農林水産物の生産及び出荷状況</p>

防護資機材等に関する資料	ア 防護資機材の備蓄・配備状況 イ 避難用車両の緊急時における運用体制 ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料	ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む） イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など） ウ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表
避難に関する資料	ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの） イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

### 3. 通信手段・経路の多様化

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、予め緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

#### （1）防災行政無線及び代替周知手段等の整備

市は、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線のほか、コミュニティFM、SNSなど多重な情報伝達手段の整備に努めるものとする。

#### （2）災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

#### （3）緊急速報メールの活用

電気通信事業者と協力し、災害・避難情報を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールの活用を促進する。

#### （4）災害時優先電話等の活用

市は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

#### （5）通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。

このため、予め非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生

じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施するものとする。

## （6）非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

## （7）保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

# 第6節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、予め必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「原子力災害応急対策計画」に反映させるものとする。

## 1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

### （1）警戒態勢をとるために必要な体制

市は、警戒事象及び施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、予め非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

また、マニュアル等の作成にあたり、対策拠点施設への職員の派遣等、国との連携が必要な事項については、原子力防災専門官と調整をするものとする。マニュアルを作成した場合、職員に周知するとともに、定期的に訓練等を行い、活動手順、使用資機材の取り扱い等の習熟、職員間及び関係機関との連携について徹底を図るものとする。

### （2）現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、予め派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておくものとする。

## 2. 災害対策本部体制等の整備

市は、施設敷地緊急事態の発生通報を受けたとき、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等について予め定めておくものとする。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制について予め定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者を予め取り決めておくものとする。

### (1) 災害対策本部及び現地災害対策本部等の設置場所

原則として災害対策本部は市庁舎内に設置するものとする。

### (2) 職務権限

市は、本部長、本部員が参集するまでの措置、参集できない場合の専決、代決規程その他について運営要領に定めておくものとする。

### (3) 参集配備体制

市は、参集配備体制については、原子力施設の立地状況、職員の役割・職階、原子力災害の特性、市職員の居住地等の事情を踏まえ定めるものとする。

## 3. 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制

市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係周辺都道府県とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設に設置するものとする。同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係周辺都道府県、市町村、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、市はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、予め原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

## 4. 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制を予め整備しておくものとする。

## 5. 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担を予め定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

## 6. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

## 7. 自衛隊との連携体制

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておくものとする。

## 8. 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等について予め調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

## 9. モニタリング体制等

市は、県の実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力を行うための体制を整備するものとする。

なお、「緊急時モニタリング」とは、放射性物質あるいは放射線の異常な放出又はそのおそれのある場合に周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために特別に計画された環境モニタリングをいう。

## 10. 専門家の派遣要請手続き

市は、原子力事業者より警戒事態発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きを予め定めておくものとする。

## 11. 複合災害に備えた体制の整備

市は国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影

響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画に予め定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

## 12. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

# 第7節 避難収容活動体制の整備

## 1. 避難計画の作成

市は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、緊急時における屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するとともに、関係機関と的確に情報を共有できる体制を整備するものとする。

### 【緊急防護措置を準備する区域（UPZ）を含む本市の場合】

住民避難は予防的防護措置を準備する区域（PAZ）が先行して行われるため、市は、段階的な避難や介入レベル（OIL）に基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とした広域避難計画を策定するものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

## 2. 避難所等の整備

### (1) 避難所等の整備

市は、公共施設等を対象に避難や避難退域時検査等の場所を避難所として、あらかじめ指定するものとする。

避難所の指定にあたっては、本市においては「原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域」(UPZ)に、概ね、極南地区及び極西地区の一部が該当するため、避難所はこれらを除く地域で指定するものとする。

また、市は避難場所の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮し、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

また、市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合には、周辺市町村においても避難所の整備に努めるものとする。

なお、避難や避難退域時検査等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛

生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。また、新型コロナウイルス等感染症の流行時には避難所等における感染拡大を防止するための対策を実施する。

## **(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備**

市は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。また、市は、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

## **(3) 広域一時滞在に係る応援協定の締結**

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

## **(4) 応急仮設住宅等の整備**

市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、予め調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、予め供給体制を整備しておくものとする。

## **(5) 被災者支援の仕組みの整備**

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

## **(6) 避難場所における設備等の整備**

市は、県と連携し、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

また、新型コロナウイルス等感染症の流行時には、避難場所での十分な距離を保つためパーティション等を整備する。

## **(7) 物資の備蓄に係る整備**

市は、県と連携し、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。



### 3. 避難行動要支援者等の避難誘導・移送体制等の整備

- (1) 市は、県の協力のもと、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦など避難行動要支援者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

- |                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①避難行動要支援者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。 |
| ②避難行動要支援者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。                                                                                           |
| ③避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。                                                                                                                    |

- (2) 市は、県の協力のもと、避難行動要支援者及び一時滞在者の避難誘導を行う。また、平常時より、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、避難行動要支援者に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

なお、市は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、避難行動要支援者避難支援計画等の整備に努めるものとする。

- (3) 病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。
- (4) 社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

### 4. 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、予め、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールを予め定めるよう促すものとする。

### 5. 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

大型集会施設、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

る。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

## 6. 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制を予め整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難場所以外に避難をする場合があることに留意する。

## 7. 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

市は県の支援のもと、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

## 8. 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

## 9. 避難場所・避難方法等の周知

市は、避難や避難退域時検査等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、警戒事象、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

# 第8節 緊急輸送活動体制の整備

## 1. 専門家の移送体制の整備

市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県が予め定める場合には、これに協力するものとする。

## 2. 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

## 第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

### 1. 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。（「等」とは、バス、広報車等をいう。）

### 2. 救助・救急機能の強化

市は県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

### 3. 緊急被ばく医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

### 4. 消火活動用資機材等の整備

市は、平常時から県、原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

### 5. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 市は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を予め整備するものとする。
- (2) 市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

### 6. 物資の調達、供給活動

市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資について予め備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

### 7. 大規模・特殊災害における救助

市は、大規模・特殊災害により、高度な技術・資機材が必要となる場合に備え、県及び国の救助隊の編成、資機材の備蓄状況の把握に努めるものとする。

## 第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

---

- (1) 市は、国及び県と連携し、警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。
- (2) 市は、地震等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、防災行政無線又はその代替手段、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。
- (3) 市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について予めその方法、体制等について定めておくものとする。
- (4) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦などの避難行動要支援者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

また、市は、原子力施設の周辺の住民等が、緊急時に混乱と動揺を起こすことなく、災害対策本部の指示に従って秩序ある行動をとれるように、報道機関の協力も得ながら普段から原子力防災に関する知識の普及及び啓発を行うものとする。その内容は、住民等が理解しやすく具体的に定めるものとし、かつパンフレット、ビデオ、スライド、ホームページ（インターネット）等の多様性を持たせるとともに訴求効果の高い普及・啓発手段の活用にも努めるものとする。さらに、視聴覚や言語等の理解能力に困難な避難行動要支援者に対しては、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、その障害に配慮した普及・啓発にも努めるものとする。
- (5) 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

## 第11節 行政機関の業務継続計画の策定

---

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先を予め定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

## 第12節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及 と啓発及び国際的な情報発信

- (1) 市は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

- ①放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ②原子力施設の概要に関すること
- ③原子力災害とその特性に関すること
- ④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥避難所に関すること
- ⑦避難行動要支援者への支援に関すること
- ⑧緊急時にとるべき行動
- ⑨避難所での運営管理、行動等に関すること

- (2) 市は教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者へ十分に配慮することにより、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。
- (4) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。
- (5) 市は、国及び県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- (6) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

## 第13節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研

修内容の充実を図るものとする。

- ①原子力防災体制及び組織に関すること
- ②原子力施設の概要に関すること
- ③原子力災害とその特性に関すること
- ④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤モニタリング実施方法及び機器に関すること
- ⑥原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容
- ⑧緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑩その他緊急時対応に関すること

また、人材育成にあたっては、全ての関係機関が協調して緊急時対応を取れる体制を構築する必要があることを踏まえ、担当者の能力（放射線の基礎知識、防災体制、防護対策の枠組み、関係機関の役割分担、緊急時対応手順、一般災害の基礎知識を理解していること等）を育成するよう配慮するものとする。

②については、原子力安全対策及び原子力災害対策に関する事項を含むものとする。

④については、防災資機材の使い方に関する事項を含むものとする。

## 第14節 防災訓練等の実施

### 1. 訓練計画の策定

市は、以下の点に留意し、訓練計画を策定するものとする。

- ①訓練の目的に応じて適切な訓練のタイプ（通報訓練、初期対応訓練、机上訓練、総合防災訓練、野外訓練等）及び対象者を選定すること。
- ②事故や対応のスケールを考慮した種々の訓練を計画すること。
- ③訓練目的・達成目標を考慮に入れた長期的かつ体系的な一連の訓令計画を策定し、適切な間隔で訓練を繰り返し実施するようにすること。

(1) 市は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、以下の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行うものとする。

- ①災害対策本部等の設置運営訓練
- ②対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
- ③緊急時通信連絡訓練
- ④緊急時モニタリング訓練
- ⑤原子力事業者から送られる施設の運転情報等をもとに、施設の状態予測等を行う緊急時対策支援システムの活用訓練
- ⑥緊急被ばく医療訓練
- ⑦周辺住民に対する情報伝達訓練
- ⑧周辺住民避難訓練
- ⑨消防活動訓練・人命救助活動訓練

(2) 市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、本市が含まれる場合には、市は、住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

## 2. 訓練の実施

### (1) 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的実施するものとする。

### (2) 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

## 3. 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

### <チェックすべき項目>

災害対策本部設置運営訓練	ア. 職員の非常参集時間 イ. 担当職員不在の場合の代替措置 ウ. 通信手段の確保 エ. 必要な資料の準備状況 等
住民避難訓練	ア. 住民広報の状況 イ. 住民への周知の徹底 ウ. 避難行動要支援者の対する措置状況 エ. 住民の移送状況 オ. 避難の確認作業の状況 等

## **第15節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応**

---

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所が予め特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

- (1) 高萩消防署は事故の通報を受けた場合には、直ちにその旨を茨城県消防安全課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2) 高萩警察署は事故の通報を受けた場合には、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- (3) 市は、管内で事故が発生した場合には、県と協力し、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

## **第16節 災害復旧への備え**

---

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。



## 第3章 緊急事態応急対策

### 第1節 基本方針

本章は、警戒事象、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

#### 1. 特定事象等発生情報等の連絡

##### (1) 原子力事業者からの警戒事象発生のお知らせがあった場合

- 1) 関係周辺市町村に該当する本市への通報は、連絡系統図により県が行う。通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせは、原則として所在市町村をはじめ原子力規制委員会及び県に限るものとされているが、これは、原子力事業者への問い合わせを必要最低限とし、原子力事業者の行う応急対策に支障を生じさせないためである。
- 2) 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態には至っていないものの、その可能性がある事故・故障あるいはそれに準じる事故・故障が発生した場合は、警戒事象として、所在市町をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、関係機関等への連絡に備えるものとされている。
- 3) 原子力規制委員会は、警戒事象の発生及びその後の状況について、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁及び県に対し情報提供を行うものとする。また、PAZを含む市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの避難行動要支援者の援護体制を構築するよう連絡することとされている。
- 4) 市は、県等から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

##### (2) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生のお知らせがあった場合

- 1) 関係周辺市町村に該当する本市への通報は県等が行う。通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせは、原則として所在市町をはじめ原子力規制委員会及び県に限るものとされているが、これは、原子力事業者への問い合わせを必要最低限とし、原子力事業者の行う応急対策に支障を生じさせないためである。

原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに所在市町をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、関係周辺都道府県、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業

者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

- 2) 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について市をはじめ官邸（内閣官房）、県及び県警察本部に連絡するものとされている。また、必要に応じPAZを含む市町村に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとされている。
- 3) 市は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。
- 4) 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、町をはじめ国、県に連絡することとされている。

## 2. 応急対策活動情報の連絡

### (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- 1) 原子力事業者は、市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- 2) 市は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。  
なお、現地事故対策連絡会議が機能する前の原子力規制委員会との連絡は、主として原子力防災専門官を通じて行うものとする。
- 3) 市は、指定地方公共機関との間において、県等から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- 4) 市及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。
- 5) 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。  
なお、現地事故対策連絡会議が機能した後は、原則として同会議を通じて関係機関相互の連絡をとるものとする。

### (2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

- 1) 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。市は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る県、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置

することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

- 2) 市は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。
- 3) 原子力防災専門官は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

### 3. 一般回線が使用できない場合の対処

地震等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、茨城県防災システム、衛星通信回線及び防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

### 4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣するなど協力を行うものとする。

また、県や対策拠点施設に派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努めるものとする。

## 第3節 活動体制の確立

### 1. 市の活動体制

#### (1) 事故対策のための警戒態勢

##### 1) 原子力災害警戒対策本部体制等の整備

市は、警戒事態発生の通報を受けた場合、災害警戒体制本部を速やかに設置し、職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を作成し、職員の参集体制の整備を図る。

##### 2) 情報の収集

市は、警戒事態発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

##### 3) 対策拠点施設の設定準備への協力

市は、警戒事態発生の通報を受けた場合、直ちに対策拠点施設の立ち上げ準備への協力を行うものとする。

##### 4) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、予め定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。

5) 国等との情報の共有等

市は、派遣された職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

6) 警戒態勢の解除

警戒態勢の解除は、概ね以下の基準によるものとする。

- |                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------|
| ①本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。<br>②災害対策本部が設置されたとき。 |
|--------------------------------------------------------------------------|

## (2) 災害対策本部の設置等

1) 原子力災害対策本部体制等の整備

市は、施設敷地緊急事態が発生した場合、災害対策本部を速やかに設置し、職員の参集配備体制、本部運営等に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

2) 警戒態勢の解除

災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

- |                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------|
| ①原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。<br>②災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。 |
|----------------------------------------------------------------------------------|

3) 災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等

災害対策本部等の組織は、「第3編第1章第3節 災害対策本部を設置・運営する」に準ずるものとする。

4) 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

## 2. 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、予め定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

また、市は、予め定められた職員を対策拠点施設に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療

関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

### 3. 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生 of 通報がなされた場合、必要に応じ、予め定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

### 4. 応援要請及び職員の派遣要請等

#### (1) 応援要請

市は、必要に応じ、予め締結された応援協定等に基づき、他の市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

また、緊急事態宣言発出時においては、県に対し緊急消防援助隊の応援要請を求めるものとする。

#### (2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、また、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

### 5. 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部のもとに、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

### 6. 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

#### (1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するも

のとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

## (2) 防護対策

- 1) 現地災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。
- 2) 市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

## (3) 防災業務関係者の放射線防護

- 1) 防災業務関係者の放射線防護については、予め定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。
- 2) 市は県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。
- 3) 市の放射線防護を担う班は、対策拠点施設等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。
- 4) 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
- 5) 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

# 第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

## 1. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

- (1) 市は、全面緊急事態発生時には、国及び県と連携し、住民等に対するUPZ内の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。
- (2) 市は、管内の地域が避難対象地域となった場合の住民等の避難誘導の際、県と協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。  
また、管内の避難対象区域の情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対して情報提供するものとする。
- (3) 市は、管内の地域が避難対象地域となり、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等予め定められた方法により住民等

の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

## 2. 避難場所

- (1) 市は、管内の地域が避難対象地域となった場合、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及び避難退域時検査等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、予め指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。
- (2) 市は、管内の地域が避難対象地域となった場合、県と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び町に提供するものとする。
- (3) 市は、管内の地域が避難対象地域となった場合、県の協力のもと、避難場所における生活環境が、常に良好となるよう、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (4) 市は、管内の地域が避難対象地域となった場合、県と連携し、避難場所における被災者が常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

なお、市は県と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 市は、管内の地域が避難対象地域となった場合、県の協力のもと、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。
- (6) 市は、管内の地域が避難対象地域となった場合、県の協力のもと、災害の規模被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

- (7) 市は、管内の地域が避難対象地域となった場合、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。
- (8) 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

### 3. 広域一時滞在

- (1) 市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。
- (3) 市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等を予め決定しておくよう努めるものとする。

### 4. 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。

### 5. 避難行動要支援者等への配慮

- (1) 市は、管内の地域が避難対象地域となった場合、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、避難行動要支援者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、避難行動要支援者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、予め機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全



に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。

- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、予め施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

## 6. 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、予め定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及び予め定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

## 7. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、予め定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

## 8. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

市は、警戒区域もしくは避難の勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

## 9. 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、避難行動要支援者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (2) 市は被災した場合、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 市は被災した場合、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には県及び国（物資関係省庁）に物資の調達を要請するものとする。

## 第5節 治安の確保及び火災の予防

市は、応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保について治安当局（高萩警察署）と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

## 第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

---

- (1) 市は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受けた場合、又は、自ら必要と認めたときは、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。
- (2) 市は、国および県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除に協力するものとする。

飲料水に関する措置	当該区域内住民の汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の引用禁止等の措置
食料等に関する措置	当該区域内の住民、農畜水産物等の出荷機関、市場等に食料等の摂取及び採取の禁止、出荷制限等の必要な措置

用語の解説： 飲食物等の摂取制限に関する指標は・・・

対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）
飲 料 水	$3 \times 10^2$ Bq/kg
牛 乳 ・ 乳 製 品	
野菜類（根菜，芋類を除く。）	$2 \times 10^3$ Bq/kg

対 象	放 射 性 セ シ ウ ム
飲 料 水	$2 \times 10^2$ Bq/kg
牛 乳 ・ 乳 製 品	
野 菜 類	$5 \times 10^2$ Bq/kg
穀 類	
肉，卵，魚その他	

対 象	ウ ラ ン
飲 料 水	20 Bq/kg
牛 乳 ・ 乳 製 品	
野 菜 類	$1 \times 10^2$ Bq/kg
穀 類	
肉，卵，魚その他	

対 象	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 ( $^{238}\text{Pu}$ , $^{239}\text{Pu}$ , $^{240}\text{Pu}$ , $^{242}\text{Pu}$ , $^{241}\text{Am}$ , $^{242}\text{Cm}$ , $^{243}\text{Cm}$ , $^{244}\text{Cm}$ の放射能濃度の合計)
飲 料 水	1 Bq/kg
牛 乳 ・ 乳 製 品	
野 菜 類	10 Bq/kg
穀 類	
肉，卵，魚その他	

(注) 乳児用として市販される食品の摂取制限の指標としては、ウランについては20Bq/kgを、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種については1 Bq/kgを適用するものとする。

ただし、この基準は、調理され食事に供される形のものに適用されるものとする。

出典：茨城県地域防災計画

## 第7節 緊急輸送活動

### 1. 緊急輸送活動

#### (1) 緊急輸送の順位

市は、管内の地域が避難対象地域となった場合、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー

- 第2順位 避難者の輸送（緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

## （2）緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ② 負傷者、避難者等
- ③ 対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長、市町村の対策本部長等）緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- ④ 避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ⑤ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの

## （3）緊急輸送体制の確立

- 1) 市は、管内の地域が避難対象地域となった場合、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- 2) 市は、管内の地域が避難対象地域となった場合、人員、車両等に不足が生じたときは、自衛隊や関東運輸局、第三管区海上保安部及び運輸機関等に支援要請を行うとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請するものとする。
- 3) 市は、2)によっても人員、車両等に不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

## 2. 緊急輸送のための交通確保

市は、管内の地域が避難対象地域となった場合、交通規制に当たる県警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

# 第8節 救助・救急、消火及び医療活動

## 1. 救助・救急及び消火活動

- (1) 市は、管内の地域が避難対象地域となった場合、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

第5編 原子力災害対策計画  
第3章 緊急事態応急対策

(2) 市は、管内の地域が避難対象地域となった場合、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 市は、管内の地域が避難対象地域となった場合、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。  
なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

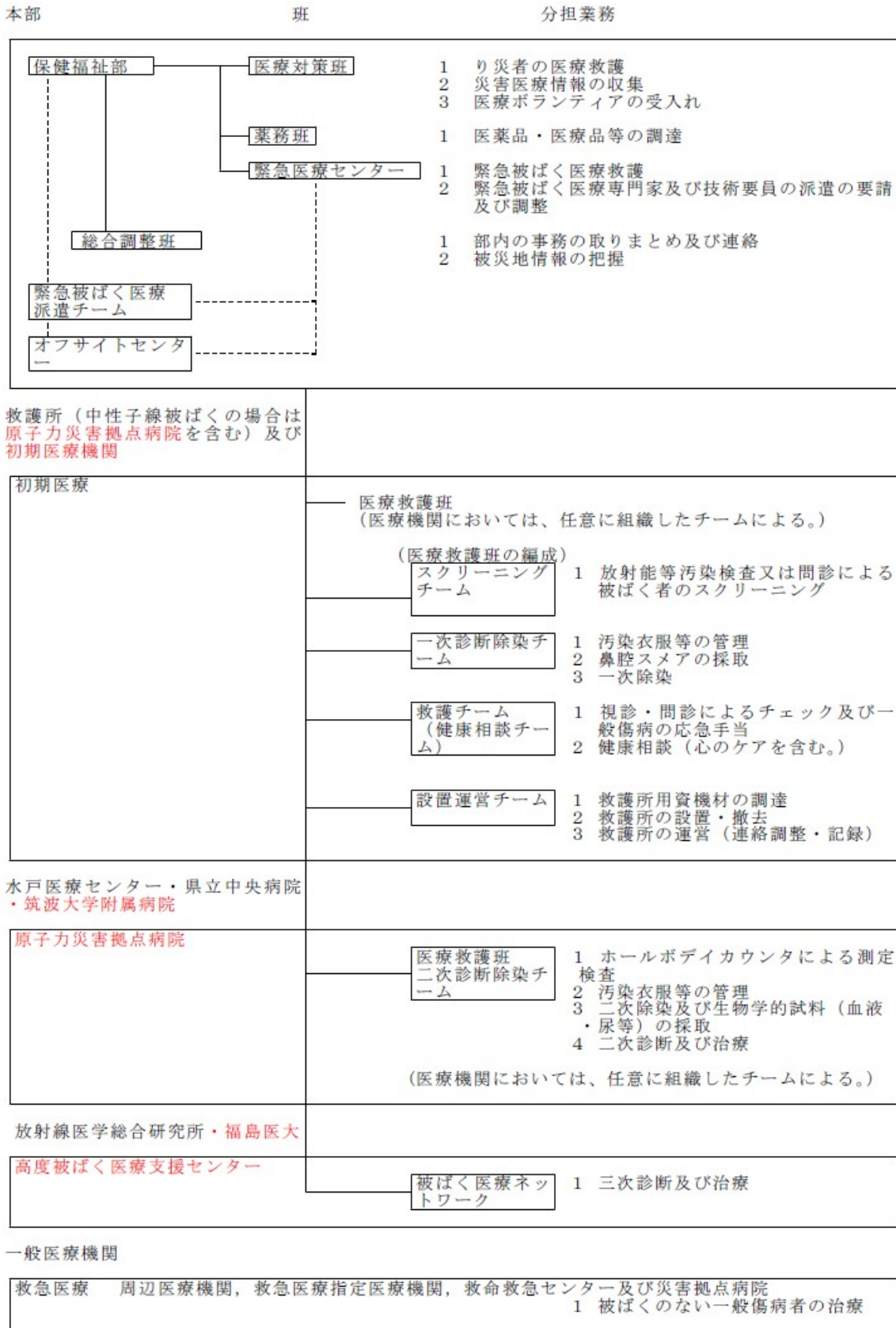
- |                                 |
|---------------------------------|
| ① 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間 |
| ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員             |
| ③ 市への進入経路及び集結（待機）場所             |
| ④ その他救助・救急及び消火活動に必要な事項          |

## 2. 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとする。

用語の解説：緊急被ばく医療体制とは・・・

図6 緊急被ばく医療体制



出典：茨城県地域防災計画

## 第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、定期的な広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

### 1. 住民等への情報伝達活動

- (1) 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられない等の原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。
- (2) 市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、予めわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- (3) 市は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステムによる放射能影響予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに避難行動要支援者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。
- (4) 市は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。
- (5) 市は、情報伝達に当たって、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- (6) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

## 2. 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

## 第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生し、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられることが予想される場合、市は、適切な受入体制の確保に努めるものとする。

### 1. ボランティアの受入れ

市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

### 2. 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

#### (1) 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

#### (2) 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。



## **第11節 行政機関の業務継続に係る措置**

---

- (1) 市は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、予め定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。
- (2) 市は、庁舎を退避した場合、予め定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策等、優先的に処理すべき必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

## **第12節 避難行動要支援者等対応**

---

- (1) 市は、避難誘導、避難場所での生活に関し県・国と連携し、避難行動要支援者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握等に努め、保健福祉等の各種サービスを提供するとともに、避難行動要支援者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- (2) 市は、社会福祉施設等管理者から避難・屋内待避等についての援助要請があった場合は、関係機関、自主防災組織等と協力してこれにあたるものとする。
- (3) 社会福祉施設等管理者は、入所者等の避難誘導等を行うとともに、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設等に対し応援を要請するものとする。
- (4) 市は、自主防災組織、ボランティア、地域ケアシステムの在宅ケアチーム等により、避難所等の避難行動要支援者に対して、巡回により保健福祉等の各種サービスを提供する。
- (5) 市は、視聴覚障がい者や外国人に配慮し、報道機関、語学ボランティアの協力を得て、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用して、字幕や文字放送、外国語放送等による情報提供を行う。  
また、外国人からの問い合わせ等に対応するため、相談窓口を設置し、総合的な相談に応じる。

## 第4章 原子力災害中期対策

### 第1節 基本方針

---

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第2節 緊急事態解除宣言後の対応

---

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

### 第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域の設定

---

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

### 第4節 放射性物質による環境汚染への対処

---

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

### 第5節 各種制限措置の解除

---

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

### 第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

---

#### 1. 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等を予め定められた様式により記録するものとする。

## 2. 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

### 第7節 被災者等の生活再建等の支援

---

- (1) 市は国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- (2) 市は国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。市外に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) 市は県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討するものとする。

### 第8節 風評被害等の影響の軽減

---

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

### 第9節 被災中小企業等に対する支援

---

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。  
また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

### 第10節 心身の健康相談体制の整備

---

市は、国や県の健康対策制度の把握に努め、市民の健康影響調査（健康診断等）及び心のケアを含む健康相談支援に適切に対応できるよう努めるものとする。

# 第6編 資料編

第1章 資料集

→ 第1節 関係条例・規則等

→ 第2節 組織編成等

→ 第3節 高萩市の地勢等

→ 第4節 河川・水防および海岸

→ 第5節 道路および輸送

→ 第6節 施設・避難所等

→ 第7節 配備および給水拠点

→ 第8節 農作物

→ 第9節 危険箇所等

→ 第10節 基準等

→ 第11節 情報・報告等

→ 第12節 関係機関関連

→ 第13節 様式集

## 第1節 関係条例・規則等

### 1-1 高萩市防災会議条例

#### 高萩市防災会議条例

昭和38年6月27日条例第15号

〔注〕平成17年10月から改正経過を注記した。

改正

昭和59年12月22日条例第24号

平成12年3月24日条例第24号

平成17年3月28日条例第9号

平成17年10月7日条例第22号

平成20年3月26日条例第8号

平成24年6月26日条例第26号

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、高萩市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

**第2条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 高萩市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務一部改正〔平成17年条例22号・24年26号〕

(会長及び委員)

**第3条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (2) 茨城県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者

- (3) 茨城県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認め、委嘱し、又は任命する者

6 前項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成20年条例8号・24年26号〕

(専門委員)

**第4条** 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱し、又は解任されるものとする。

一部改正〔平成24年条例26号〕

(部会)

**第5条** 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に、部会長を置き、会長が指名する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

追加〔平成24年条例26号〕

(委任)

**第6条** 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

1-2 高萩市防災会議委員名簿

高萩市防災会議委員名簿

令和6年2月1日現在

区 分	職 名	氏 名	備 考
会 長	高萩市長	大部 勝規	
1号委員	茨城森林管理署 高萩森林事務所 地域統括森林官	川島 光広	
2号委員	茨城県高萩工事事務所長	長山 公信	
	茨城県日立保健所長	井澤 智子	
	茨城県県北農林事務所 高萩土地改良事務所長	雨澤 英治	
	茨城県県北県民センター長	中村 浩	
3号委員	高萩警察署長	大久保 昌範	
4号委員	副市長	鈴木 真人	
	企画総務部長	大月 隆行	
	市民生活部長	遠藤 幸治	
	健康福祉部長	小森 裕之	
	産業建設部長	鈴木 良之	
5号委員	教育長	大内 富夫	
6号委員	消防長	小松 力雄	
	消防団長	熊代 正明	
7号委員	高萩駅長	笠原 ルミ子	
	東日本電信電話(株)茨城支店長	松木 裕人	
	高萩郵便局長	岩井 勝弘	
	東京電力パワーグリッド(株)茨城総支社日立事務所長	柏 広和	
	高萩市医師会長	樋渡 克俊	
	社会福祉協議会事務局長	川澄 崇	
	茨城交通(株)神峰営業所長	小瀧 憲二	
8号委員	陸上自衛隊施設教導隊長	長岡 睦	
	常陸農業協同組合高萩支店長	中田 知孝	
	教育部長	大森 壮一	
	議会事務局長	二田 雅史	

## 1-3 高萩市災害対策本部条例

### 高萩市災害対策本部条例

昭和 38 年 6 月 27 日条例第 16 号

改正

平成 24 年 9 月 28 日条例第 29 号

#### (目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、高萩市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔平成 24 年条例 29 号〕

#### (組織)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

一部改正〔平成 24 年条例 29 号〕

#### (部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

一部改正〔平成 24 年条例 29 号〕

#### (現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

追加〔平成 24 年条例 29 号〕

#### (委任)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、本部に関し、必要な事項は、本部長が定める。



## 1-4 高萩市防災行政無線管理運用規程

### 高萩市防災行政無線管理運用規程

平成 24 年 8 月 24 日訓令第 8 号

高萩市防災行政無線管理運用規程（平成 6 年高萩市訓令第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第 1 条** この規程は、高萩市地域防災計画に基づく災害対策に係る行政事務に関して開設する防災行政用無線局（固定系及び地域防災系。以下「無線局」という。）の適正な管理及び運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第 2 条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）無線局 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 2 条第 5 号に定めるものをいう。
- （2）同報親局 特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- （3）屋外子局 同報親局の通信の相手方となる受信設備（アンサーバック方式を付加する場合は、同方式の送受信設備を含む。）をいう。
- （4）基地局 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 4 条第 1 項第 6 号に定めるものをいう。
- （5）陸上移動中継局 電波法施行規則第 4 条第 1 項第 7 号の 3 に定めるものをいう。
- （6）陸上移動局 電波法施行規則第 4 条第 1 項第 12 号に定めるものをいう。
- （7）統制局 市役所に設置された地域防災無線の基地局をいう。
- （8）一般局 関係機関に設置した陸上移動局をいう。
- （9）無線従事者 電波法第 2 条第 6 号に定めるもので同法第 51 条の規定により選任された者をいう。

（通信の種類）

**第 3 条** 通信の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- （1）一斉通報 基地局から、その統制下にある全ての陸上移動局、特定の地域又は特定の機関に通報することをいう。
- （2）統制通信 統制局からその統制下にある複数の一般局、特定の地域又は特定の一般局を呼び出して通信することをいう。
- （3）緊急連絡 基地局が通信中であっても、陸上移動局から基地局を緊急に呼び出して通信することをいう。
- （4）一般通信 平常時に通信することをいう。

(総括管理者)

**第4条** 無線局に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は無線局の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、市民生活部長の職にある者を充てる。

(管理責任者)

**第5条** 無線局に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、その無線系の管理及び運用の業務を行うとともに通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、危機対策課長の職にある者を充てる。

(通信取扱責任者)

**第6条** 無線局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線従事者を指揮監督し、無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、危機対策課職員のうち、防災事務を担当するグループリーダーを充てる。  
ただし、無線従事者の資格を有しない場合は資格を取得するまでの間、管理責任者が職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

(通信取扱者)

**第7条** 通信取扱者は、無線従事者の管理の下に電波法等関係法令を遵守し、無線局の運用を行う。

- 2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(管理者)

**第8条** 次に掲げる部署に管理者を置く。

- (1) 遠隔制御装置を設置した部署
- (2) 陸上移動局を配備した部署

- 2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局又は施設等の管理・監督の業務を所掌する。
- 3 管理者は、本庁にあっては当該部署の課長を、出先機関等にあっては当該機関の長をもって充てる。

(無線従事者の配置、養成等)

**第9条** 総括管理者は、無線局の適正な運用を図るため、必要な無線従事者を配置するものとする。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、無線従事者の養成に努めなければならない。
- 3 総括管理者は、無線従事者の選任状況を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名

第6編 資料編  
第1章 資料集

簿（様式第1号）を作成しなければならない。

（無線従事者の任務）

**第10条** 無線従事者は、無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌（様式第2号）に必要事項を記載しなければならない。

2 統制局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である一般局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

（無線局の運用）

**第11条** 無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。

（業務書類等の管理）

**第12条** 管理責任者は、電波法等関係法令の定めるところにより、業務書類を備え付け、又は管理保管するものとする。

2 無線業務日誌を記入した場合は、管理責任者及び通信取扱責任者の承認を受けなければならない。

3 管理責任者は、無線従事者に変更があったときは、速やかに無線従事者選（解）任届（様式第3号）を関東電気通信監理局長に提出しなければならない。

4 通信取扱責任者は、無線従事者選（解）任届の写しを整理保管しておくものとする。

（無線設備の保守点検）

**第13条** 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次の各号に掲げる保守点検を行うものとし、当該各号に定める者を責任者とする。

（1）始業点検 通信取扱責任者の指定する通信取扱者

（2）月点検 通信取扱責任者

（3）年点検 管理責任者

2 点検項目については、無線設備の点検記録簿（様式第4号、様式第5号）のとおりとする。

3 予備装置等にあつては、月1回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

4 点検の結果、異常を発見したときは直ちに総括管理者に報告するものとする。

（通信訓練）

**第14条** 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

（1）防災訓練に併せた通信訓練 年1回以上

（2）定期通信訓練 各四半期1回以上

2 訓練は、通信統制訓練を重点として行うものとする。

(研修)

**第15条** 総括管理者は、年1回以上、通信取扱者等に対して電波法等関係法令、運用方法、無線機の取扱等についての研修を行うものとする。

(部外設置の一般局の管理)

**第16条** 部外に設置する一般局の管理については、別に定める協定書によるものとする。

第6編 資料編  
第1章 資料集

様式第1号

(第9条関係)

無 線 従 事 者 名 簿

年 月 日現在

	所 属	氏 名	資 格	免許証の 番 号	選任月日	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						





様式第4号

(第13条関係)

点 検 記 録 簿

		管理責任者	通信取扱責任者	管理者	局 名
点 検 日	年 月 日				
点 検 項 目	区 分				異 常 の 有 無
	・電 源 ス イ ッ チ				有 無
	・無線装置動作状態（予備装置含）				有 無
	・附 属 設 備 動 作 確 認				有 無
	・機器外観状態（表示ランプ等）				有 無
	・非常用電源装置（電源ランプ等）				有 無
	・空中線及び空中線ケーブル				有 無
	・通 話 試 験 ・通 報 試 験				有 無
	・そ の 他				有 無
					有 無
					有 無
異常事項に対 する措置の内 容					
備 考					



第6編 資料編  
第1章 資料集

様式第5号

(第13条関係)

防災行政無線設備点検簿

陸上移動局 車載・可搬型

点検年月日

年 月 日

車 番		呼 出 名 称		点検者所属会社名			点 検 者 氏 名			
							Ⓞ			
機器型式		製造番号		製造年月		指定周波数		トーン周波数		指 定 電 力
				年 月		CHI MHz		Hz		W
送 信 部	周波数偏差		電 力				最大周波数偏移		トーン変調度	
			進行波		反射波					
	CH1	調整前	Hz	W	W	KHz		KHz		
		調整後	Hz	W	W	KHz		KHz		
受 信 部	第一局発周波数偏差		感 度				トーン感度			
			20dB QS		SQ MIN				SQ MAX	
	CH1	調整前	Hz	dB $\mu$	dB $\mu$	dB $\mu$				
		調整後	Hz	dB $\mu$	dB $\mu$	dB $\mu$				
電 源 部	取付状況	電源装置(アダプタ)( )				ニッケルカドミウム蓄電池( )				
		入力電圧 V				出力電圧 V				
空 中 線	取 付 状 況		素 子 状 況		給 電 線 状 況		接 栓 状 況			
制 御 部	選 択 呼 出 機 能		ラ ン プ 表 示		ツ マ ミ 状 況					
総合判定										
備 考										

防災行政無線設備点検簿

基地局

点検年月日

年 月 日

局 種	呼出名称	点検者所属会社名				点検者氏名								
基地局						Ⓢ								
機器型式	製造番号	製造年月	指定周波数	トーン周波数	指 定 電 力									
		年 月	MHz	Hz	W									
送	周波数	周波数偏差	電 力		最大周波数偏移	ト ー ン 変 調 度								
			進行波	反射波										
	調整前	Hz	W	W	KHz	KHz								
	調整後	Hz	W	W	KHz	KHz								
信 部	ス プ リ ア ス 幅 射 強 度 (dB)													
	F	1F/2	-Fx	-2F/64	-2F/65	-F/64	-F/65	+F/65	+F/64	+2F/65	+2F/64	+Fx	2F	3F
	周波数													
	調整前													
	調整後													
受 信 部	周波数	受信周波数偏差		感 度						明 瞭 度				
				20dB QS	SQ	MIN	SQ	MAX						
	調整前	Hz		dB $\mu$		dB $\mu$		dB $\mu$						
	調整後	Hz		dB $\mu$		dB $\mu$		dB $\mu$						
空 中 線	取付状況	素子状況			給電線状況			接 栓 状 況						
高 周 波 フ ィ ル タ 本 体	取付状況	給電線状況			接 栓 状 況									
	ランプ表示	ツマミ状況			遠 隔 制 御 器			別紙						
総合判定														
備 考														

第6編 資料編  
第1章 資料集

防災行政無線設備点検簿 別紙

点検年月日

年 月 日

設置場所	装置名	機器型式
	遠隔制御器	
点検項目	点検内容及び規格	結果及び測定値
①ランプ表示及びスイッチ	ランプ点灯、スイッチボタン動作	
	ヒューズ	
②総合動作	動作状況	

設置場所	装置名	機器型式
	遠隔制御器	
点検項目	点検内容及び規格	結果及び測定値
①ランプ表示及びスイッチ	ランプ点灯、スイッチボタン動作	
	ヒューズ	
②総合動作	動作状況	

設置場所	装置名	機器型式
	遠隔制御器	
点検項目	点検内容及び規格	結果及び測定値
①ランプ表示及びスイッチ	ランプ点灯、スイッチボタン動作	
	ヒューズ	
②総合動作	動作状況	

設置場所	装置名	機器型式
	遠隔制御器	
点検項目	点検内容及び規格	結果及び測定値
①ランプ表示及びスイッチ	ランプ点灯、スイッチボタン動作	
	ヒューズ	
②総合動作	動作状況	

設置場所	装置名	機器型式
	遠隔制御器	
点検項目	点検内容及び規格	結果及び測定値
①ランプ表示及びスイッチ	ランプ点灯、スイッチボタン動作	
	ヒューズ	
②総合動作	動作状況	

## 1-5 高萩市防災行政無線運用細則

### 高萩市防災行政無線運用細則

(趣旨)

**第1条** この細則は、高萩市防災行政無線管理運用規程（平成24年高萩市訓令第8号）第11条の規定に基づき、高萩市防災行政無線（以下「防災無線」という。）の通信の運用を円滑に行うため必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成24年告示74号〕

(無線局の設置)

**第2条** 無線局の呼出名称及び設置の場所は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

一部改正〔平成24年告示74号〕

(通信事項)

**第3条** 無線局は、災害その他の非常事態に対処するため通信を行うことを優先し、平常時においては、一般行政の円滑な推進を図るため通信を行うものとする。

(通信の原則)

**第4条** 無線通信を行うときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 必要のない無線通信は、行ってはならない。

(2) 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔にしなければならない。

(3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。

(4) 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。

(目的外使用の禁止)

**第5条** 無線局は、目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を越えて通信してはならない。

(発射前の措置)

**第6条** 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。

2 前項の場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。

(呼出し)

**第7条** 無線通信の要領は、次に定めるとおりとする。

(1) 呼出しは、次の事項を順次送信する。

ア 相手の呼出名称 3回以下

イ こちらは 1回

ウ 自局の呼出名称 3回以下

(2) 無線局は、自局の呼出しが他の通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。

(3) 応答は、次の事項を順次送信する。

ア 相手局の呼出名称 3回以下

イ こちらは 1回

ウ 自局の呼出名称 1回

(不確実な呼出しに対する応答)

**第8条** 自局の呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。

2 自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不明確なときは「だれか、こちらを呼びましたか。」と直ちに応答し、呼出局の呼出名称を確認しなければならない。

(時計の備付け)

**第9条** 無線局には、正確な時計を備え付けるものとする。

## 高萩市防災行政無線（同報系）運用要項

（趣旨）

- 1 この要項は、高萩市防災行政無線（同報系）の運用を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（通信の種類）

- 2 通信（放送）の種類は、緊急通信及び一般通信とする。

（通信の方法）

- 3 通信（放送）の方法は次に掲げるものとする。

- （1）緊急通信は、J-ALERT（全国瞬時警報システム）より自動通信（放送）を行うほかは、危機対策課（災害対策本部等）及び消防本部が行うものとし、市庁舎無線室又は消防本部より発信するものとする。

- （2）一般通信（放送）は、市庁舎無線室より発信するものとする。

（通信・放送事項）

- 4 通信（放送）事項は次に掲げるものとする。

- （1）災害に関する情報

- （2）国民保護に関連する情報

- （3）人命に関わるもの、その他緊急重要事項

- （4）その他広報が必要な行政情報

（通信時間等）

- 5 通信時間等は、次に掲げるものとする。

- （1）一般通信は必要があるときに随時、行うものとする。ただし、緊急度の高いものを除き、夜間及び早朝は、放送しないこととする。なお、緊急通信がある場合は緊急通信を優先とする。

- （2）緊急通信は、災害情報又は国民保護情報で緊急事態が発生し、又は発生が予測される場合に随時行う。

（通信の申請等）

- 6 通信（放送）の申請等は次のとおりとする。

- （1）緊急通信（放送）については、申請等の手続きは事後に、無線通信（放送）依頼書（様式第1号）を危機対策課へ提出するものとする。

- （2）一般通信（放送）については、放送を申請する課が、無線通信（放送）依頼書（様式第1号）を事前に危機対策課へ提出し、許可を得なければならない。

（その他の注意事項）

- 7 通信を行うにあたり次の事項に注意すること。

- （1）通信（放送）を行った場合は、必ず消防本部指令室、夜間休日は警備員室及び日直者へ放送内容を報告すること。

- （2）一般通信（放送）で関係課からお知らせ事項を放送した場合は、事前に放送内容を市長に報告することとし、放送について市民等から問い合わせ等の対応は、放送を行った課が行うこととする。

- （3）通信（放送）内容は、できるだけわかりやすく簡潔な内容にすること。

別表第1（第2条関係）

名称	設置場所
同報系親局	高萩市役所
中継局	大能中継所
同報系子局 1	花貫児童公園
2	高浜海岸南
3	高浜海岸北
4	高萩中学校
5	有明第2こどもの広場
6	東本町集会所
7	東小学校
8	高萩消防署（遠隔制御装置）
9	総合福祉センター
10	高戸小浜
11	荒崎橋
12	赤浜田園都市センター
13	赤浜コミュニティ消防センター
14	北茨城特別支援学校
15	高萩小学校
16	高萩高等学校
17	秋山小学校
18	秋山中学校
19	松岡小学校
20	松岡中学校
21	高萩清松高等学校
22	高萩ユーフールド（旧君田小・中学校）
23	花貫クリーンセンター
24	石滝公民館
25	安良川南交差点
26	みはらし公園
27	小屋下橋
28	サンシティ安良川第2公園
29	旧水道課
30	小島団地東第2公園
31	町尻橋

第6編 資料編  
第1章 資料集

同報系子局	32	下組生活改善センター
	33	穂積家住宅
	34	境橋
	35	第一浄水場
	36	低区配水池
	37	秋山中集落センター
	38	県道日立いわき線（秋山978付近）
	39	県道日立いわき線（秋山1490-7付近）
	40	秋山下生活改善センター
	41	秋山下（市道205号線）
	42	石滝不動前
	43	文化会館
	44	駒形児童公園
	45	高戸橋
	46	行人塚児童公園
	47	県営高萩アパート
	48	松岡地区公民館
	49	秋山南団地公園
	50	秋山十字路
	51	竹内公民館
	52	駒木原集会所
	53	翠ヶ岡団地公園
	54	向洋台南団地
	55	島名岩ノ本
	56	高萩市斎場
	57	神宮司第1公園
	58	台高萩（市道111号線）
	59	山王児童公園
	60	高萩インター線
	61	赤浜上宿
	62	石滝上ノ台集会所
	63	さくら宇宙公園
	64	市民球場
	65	上野団地子どもの広場
	66	グリーンタウンてつな集会所

同報系子局 67	上手綱字杉内
68	お手まき通り（堀の内バス停付近）
69	上手綱生活改善センター西
70	千代田十字路
71	千代田集会所北
72	高萩 I C
73	サンシティ石舟団地公園
74	高萩インター線（関口）
75	関口十字路
76	望海
77	広域ごみ処理施設付近



第6編 資料編  
第1章 資料集

追加〔平成24年告示74号〕

別表第2（第2条関係）

無線局の種別	呼出名称	設置場所	備考
基地局	ぼうさいたかはぎ	無線室	主制御装置
		無線室	データ伝送装置
		危機対策課	遠隔制御装置
		企画財政課	〃
		都市建設課	〃
陸上移動局	ぼうさいたかはぎ	050 高萩ユーフールド(旧君田小・中学校)	簡易中継局
	〃	051 高萩ユーフールド(旧君田小・中学校)	〃
	〃	052 中戸川地内	〃
	〃	053 中戸川地内	〃
	〃	101 危機対策課	統制半固定型
	〃	200 水道課	半固定型
	〃	201 教育委員会	〃
	〃	202 消防本部	〃
	〃	203 高萩小学校	〃
	〃	204 秋山小学校	〃
	〃	205 東小学校	〃
	〃	206 松岡小学校	〃
	〃	207 高萩ユーフールド(旧君田小・中学校)	〃
	〃	208 高萩中学校	〃
	〃	209 秋山中学校	〃
	〃	210 松岡中学校	〃
	〃	211 高萩ユーフールド(旧君田小・中学校)	〃
	〃	212 中戸川公民館	〃
	〃	213 福平集会所	〃
	〃	214 緑の郷コミュニティセンター	〃
〃	215 上君田生活改善センター	〃	
〃	216 大能生活改善センター	〃	
〃	217 横川生活改善センター	〃	

ぼうさいたかはぎ	218	若栗公民館	〃
〃	300	総務課	車載型
〃	301	総務課	〃
〃	302	危機対策課	〃
〃	303	企画財政課	〃
〃	304	企画財政課	〃
〃	305	税務課	〃
〃	306	環境市民協働課	〃
〃	307	都市建設課	〃
〃	308	都市建設課	〃
〃	309	都市建設課	〃
〃	310	社会福祉課	〃
〃	311	農林課	〃
〃	312	農林課	〃
〃	313	観光商工課	〃
〃	314	高齢福祉課	〃
〃	315	教育委員会	〃
〃	316	教育委員会	〃
〃	317	高萩消防署	〃
〃	318	高萩消防署	〃
〃	319	水道課	〃
〃	320	水道課	〃
〃	400	危機対策課	携帯型
〃	401	危機対策課	〃
〃	402	企画財政課	〃
〃	403	秘書広報課	〃
〃	404	都市建設課	〃
〃	405	都市建設課	〃
〃	406	都市建設課	〃
〃	407	農林課	〃
〃	408	観光商工課	〃

第6編 資料編  
第1章 資料集

ぼうさいたかはぎ	4 0 9	教育総務課	〃
〃	4 1 0	生涯学習課	〃
〃	4 1 1	環境市民協働課	〃
〃	4 1 2	社会福祉課	〃
〃	4 1 3	水道課	〃
〃	4 1 4	健康づくり課	〃

## 1-6 高萩市災害見舞金等支給条例

### 高萩市災害見舞金等支給条例

(目的)

**第1条** この条例は、市民が災害を受けたときに被災者又は葬祭を行う者に対して、災害見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給し、市民の生活安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(災害の定義)

**第2条** この条例において「災害」とは、次のとおりとする。

- (1) 火災
- (2) 風水害
- (3) 震災
- (4) その他の自然災害

(対象者)

**第3条** 見舞金等の支給を受けることができる者は、本市において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者とする。ただし、高萩市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年高萩市条例第21号）の適用を受け弔慰金の支給を受けたものは除く。

一部改正〔平成24年条例25号〕

(見舞金等の額)

**第4条** 見舞金等の額は、別表のとおりとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたときは、見舞金等を減額し、又は支給しないことができる。

(支給の申請)

**第5条** 見舞金等の支給を受けようとする者は、災害を受けた日から10日以内に、市長に申請しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(支給の取消し又は変更)

**第6条** 市長は、見舞金等の額及び支給を決定した後において、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、これを取り消し、又は変更することができる。

- (1) 故意に給付の事由を生じさせたとき。
- (2) 申請の内容が事実と相違しているとき。

(見舞金等の返還)

**第7条** 市長は、前条の規定により、取り消した見舞金等が既に支給されていたときは、その全額又は一部を返還させることができる。

第6編 資料編  
第1章 資料集

(委任)

**第8条** この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(高萩市災害見舞金等支給条例の一部改正に伴う経過措置)

この条例の施行の日の前日までに、第2条の規定による改正前の高萩市災害見舞金等支給条例(以下「旧支給条例」という。)第3条の規定により対象者とされたものについては、なお従前の例による。ただし、旧支給条例の規定によりなされた手続は、改正後の高萩市災害見舞金等支給条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第4条関係）

災害見舞金等の額

1 死亡等の場合

区 分	金 額
死亡	50,000 円
全治3か月以上の負傷	20,000 円
全治1か月以上3か月未満の負傷	15,000 円
全治1週間以上1か月未満の負傷	10,000 円

2 住家の損壊、滅失等の場合

区 分	金 額
全焼、全壊又は流失	50,000 円
半焼又は半壊	30,000 円
床上浸水	10,000 円
床下浸水	5,000 円

※住家は、現に居住している住家とし、世帯を単位とする。

1-7 高萩市災害弔慰金の支給等に関する条例

高萩市災害弔慰金の支給等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- （1）災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- （2）市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

**第3条** 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

**第4条** 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- （1）死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項が場合において災害弔慰金の支給をうけるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

**第5条** 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

**第6条** 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

**第7条** 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合



第6編 資料編  
第1章 資料集

(支給の手続き)

**第8条** 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

**第3章 災害障害見舞金の支給**

(災害障害見舞金の支給)

**第9条** 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

**第10条** 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250万円とし、その他の場合にあっては 125万円とする。

(準用規定)

**第11条** 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

**第4章 災害援護資金の貸付け**

(災害援護資金の貸付け)

**第12条** 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

**第13条** 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250 万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流出した場合 350 万円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

(保証人及び利率)

**第14条** 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き、年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連携して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

**第15条** 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

**第16条** この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(東日本大震災に係る災害援護資金貸付けの特例措置)

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。)

第6編 資料編  
第1章 資料集

第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあつては無利子）」とする。

2 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(高萩市災害見舞金等支給条例の一部改正)

2 高萩市災害見舞金等支給条例（昭和46年高萩市条例第34号）の一部を、次のように改正する。

第3条中「高萩市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例」を「高萩市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年高萩市条例第21号）」に改める。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

1-8 基地局および移動局の呼出名称・番号

無線局の種別	呼出名称	設置場所	備考
基地局	ぼうさいたかはぎ	無線室	主制御装置
		無線室	データ伝送装置
		危機対策課	遠隔制御装置
		企画財政課	〃
		都市建設課	〃
陸上移動局	ぼうさいたかはぎ 050	高萩ユーフールド(旧君田小・中学校)	簡易中継局
	〃 051	高萩ユーフールド(旧君田小・中学校)	〃
	〃 052	中戸川地内	〃
	〃 053	中戸川地内	〃
	〃 101	危機対策課	統制半固定型
	〃 200	水道課	半固定型
	〃 201	教育委員会	〃
	〃 202	消防本部	〃
	〃 203	高萩小学校	〃
	〃 204	秋山小学校	〃
	〃 205	東小学校	〃
	〃 206	松岡小学校	〃
	〃 207	高萩ユーフールド(旧君田小・中学校)	〃
	〃 208	高萩中学校	〃
	〃 209	秋山中学校	〃
	〃 210	松岡中学校	〃
	〃 211	高萩ユーフールド(旧君田小・中学校)	〃
	〃 212	中戸川公民館	〃
	〃 213	福平集会所	〃
	〃 214	緑の郷コミュニティセンター	〃
〃 215	上君田生活改善センター	〃	
〃 216	大能生活改善センター	〃	
〃 217	横川生活改善センター	〃	

第6編 資料編  
第1章 資料集

ぼうさいたかはぎ	218	若栗公民館	〃
〃	300	総務課	車載型
〃	301	総務課	〃
〃	302	危機対策課	〃
〃	303	秘書広報課	〃
〃	304	秘書広報課	〃
〃	305	税務課	〃
〃	306	環境市民協働課	〃
〃	307	都市建設課	〃
〃	308	都市建設課	〃
〃	309	都市建設課	〃
〃	310	社会福祉課	〃
〃	311	農林課	〃
〃	312	農林課	〃
〃	313	観光商工課	〃
〃	314	高齢福祉課	〃
〃	315	教育委員会	〃
〃	316	教育委員会	〃
〃	317	高萩消防署	〃
〃	318	高萩消防署	〃
〃	319	水道課	〃
〃	320	水道課	〃
〃	400	危機対策課	携帯型
〃	401	危機対策課	〃
〃	402	企画財政課	〃
〃	403	秘書広報課	〃
〃	404	都市建設課	〃
〃	405	都市建設課	〃
〃	406	都市建設課	〃
〃	407	農林課	〃
〃	408	観光商工課	〃

ぼうさいたかはぎ	4 0 9	教育総務課	〃
〃	4 1 0	生涯学習課	〃
〃	4 1 1	環境市民協働課	〃
〃	4 1 2	社会福祉課	〃
〃	4 1 3	水道課	〃
〃	4 1 4	健康づくり課	〃

## 第2節 組織編成等

### 2-1 災害対策本部の各部編成



2-2 災害対策本部の分掌事務

(1) 災害対策本部各班の分掌事務

部名	部長	班名	班長	班員	分掌事務
本部事務局	市民生活部長	事務局	危機対策課長	危機対策課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人命救助・救出・捜索等に関すること。</li> <li>・避難誘導等に関すること。</li> <li>・被災状況の調査に関すること。</li> <li>・本部事務局の人員状況の把握及び本部連絡調整に関すること。</li> <li>・他部への業務応援に関すること。</li> <li>・広域応援の受け入れ及び連絡調整に関すること。</li> <li>・災害対策本部及び災害警戒本部の設置、廃止及び業務に関すること。</li> <li>・気象及び地震等の情報収集に関すること。</li> <li>・災害応急対策に係る情報収集、伝達及び全般の調整に関すること。</li> <li>・被害状況の関係機関への報告に関すること。</li> <li>・自衛隊派遣要請に関すること。</li> <li>・国、県等関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・各部との連絡調整及び活動状況の取りまとめに関すること。</li> <li>・他市町村等への応援派遣措置及び連絡調整に関すること。</li> <li>・自主防災組織に関すること。</li> <li>・避難情報に関すること。</li> <li>・災害復旧・復興計画等の企画立案に関すること。</li> </ul>
企画総務部	企画総務部長	各班共通			<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設及び管理</li> <li>・人命救助・救出・捜索等に関すること。</li> <li>・避難誘導等に関すること。</li> <li>・被災状況の調査に関すること。</li> <li>・他部への業務応援に関すること。(部内応援を含む)</li> <li>・広域応援の受け入れ及び連絡調整に関すること。</li> <li>・企画部の人員状況の把握及び本部連絡調整に関すること。</li> </ul>
		総括班	企画財政課長	企画財政課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧、復興計画等の企画立案に関すること。</li> <li>・災害に伴う各種データの作成、管理及び情報処理に関すること。</li> <li>・職員の動員配置及び各部の配置調整に関すること。</li> <li>・職員の非常招集に関すること。</li> <li>・災害応急対策に係る財政措置に関すること。</li> <li>・災害復旧復興に係る財政計画に関すること。</li> <li>・市有財産(除く文教施設)の被害調査に関すること。</li> <li>・車両等の配車に関すること。</li> <li>・車両、応急用資器材の借り上げに関すること。</li> <li>・庁舎の管理に関すること。</li> <li>・職員の食糧調達、衛生管理(ビニール手袋等)に関すること。</li> </ul>
		秘書広報班	秘書広報課長	秘書広報課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見舞者等への応接及び秘書に関すること。</li> <li>・災害対策本部長及び副本部長への連絡調整に関すること。</li> <li>・広域応援の受け入れ及び連絡調整に関すること。</li> <li>・国、県等関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・他市町村等への応援派遣措置及び連絡調整に関すること。</li> <li>・応援配備に関すること。</li> <li>・災害に関する写真等による記録に関すること。</li> </ul>



部 名	部 長	班名	班長	班員	分 掌 事 務
企 画 総 務 部	企 画 総 務 部 長	秘書広報班	秘書広報課長	秘書広報課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>報道機関との連絡調整に関する事。</li> <li>災害広報に関する事。</li> <li>避難情報等の広報に関する事。</li> <li>その他広報・広聴に関する事。</li> </ul>
		総括班	総務課長	総務課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導等に関する事。</li> <li>被災状況の調査に関する事。</li> <li>広域応援の受け入れ及び連絡調整に関する事。</li> <li>自衛隊の災害派遣要請に関する事。</li> <li>国、県等関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>他市町村等への応援派遣措置及び連絡調整に関する事。</li> </ul>
		会計班	会計課長	会計課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害応急関係経費の支払いに関する事。</li> <li>義援金、見舞金等の受付出納に関する事。</li> <li>その他経費の支払いに関する事。</li> </ul>
		監査班	監査委員事務局長	監査委員事務局員	<ul style="list-style-type: none"> <li>他班(他部)の活動支援に関する事。</li> </ul>

部 名	部 長	班 名	班 長	班 員	分 掌 事 務
市 民 生 活 部	市 民 生 活 部 長	各 班 共 通			<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の開設及び管理</li> <li>人命救助・救出・捜索等</li> <li>避難誘導等</li> <li>被災状況の調査</li> <li>他部への業務応援(部内応援を含む)</li> <li>受援の要否や応援受入態勢の検討、連絡調整</li> <li>部の人員状況の把握及び本部連絡調整</li> </ul>
		税務班	税務課長	税務課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災家屋の調査に関する事。</li> <li>被災台帳の作成に関する事。</li> <li>市税等の減免に関する事。</li> </ul>
		市民班	市民課長	市民課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>食料及び生活必需品の調達、管理及び供給に関する事。</li> <li>罹災証明の発行に関する事。</li> <li>国民健康保険税の減免に関する事。</li> </ul>
		総括班	環境市民協働課長	環境市民協働課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃、防疫作業に関する事。</li> <li>防疫薬剤の調達、配布に関する事。</li> <li>じんかい収集及び処理に関する事。</li> <li>じんかい収集等広域応援の受入に関する事。</li> <li>し尿収集及び処理に関する事。</li> <li>仮設トイレの設置等に関する事。</li> <li>死亡者の収容及び埋火葬に関する事。</li> <li>葬祭業者等に対する協力要請に関する事。</li> <li>火葬場等の施設の被害調査に関する事。</li> <li>ガレキ等災害ごみの処理に関する事。</li> <li>ペットの保護及び適正飼養に関する事。</li> </ul>

部 名	部 長	班 名	班 長	班 員	分 掌 事 務			
健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 部 長	各 班 共 通			<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設及び管理</li> <li>・人命救助、救出、捜索等に関する事。</li> <li>・避難誘導等に関する事。</li> <li>・被災状況の調査に関する事。</li> <li>・他部への業務応援に関する事。(部内応援を含む)</li> <li>・広域応援の受け入れ及び連絡調整に関する事。</li> <li>・部の人員状況の把握及び本部連絡調整に関する事。</li> </ul>			
					健康づくり班	健康づくり課長	健康づくり課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師会等医療関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>・被災者の保険医療、健康診断及び相談に関する事。</li> <li>・救護所の開設及び救急医薬品等の調達に関する事。</li> <li>・医療ボランティアの受け入れに関する事。</li> <li>・防疫に関する事。</li> </ul>
					総括班	社会福祉課	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関する事。</li> <li>・義援金等の配分に関する事。</li> <li>・災害弔慰金に関する事。</li> <li>・避難行動要支援者に関する事。</li> <li>・被災者生活再建支援金等に関する事。(但し調査を除く)</li> <li>・災害ボランティアセンターに関する事。(社会福祉協議会)</li> <li>・被災者の衣服寝具及び生活必需品の給付に関する事。</li> </ul>
					子育て支援班	子育て支援課長	子育て支援課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの要配慮者の支援に関する事。</li> <li>・保育所等との連絡調整に関する事。</li> <li>・避難行動要支援者に関する事。</li> </ul>
					高齢福祉班	高齢福祉課長	高齢福祉課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所の開設及び運営に関する事。</li> <li>・避難行動要支援者に関する事。</li> <li>・地域包括支援センターの業務に関する事。</li> </ul>

部 名	部 長	班 名	班 長	班 員	分 掌 事 務
産 業 建 設 部	産 業 建 設 部 長	各 班 共 通			<ul style="list-style-type: none"> <li>・人命救助、救出、捜索等に関する事。</li> <li>・避難誘導等に関する事。</li> <li>・被災状況の調査に関する事。</li> <li>・他部への業務応援に関する事。(部内応援を含む)</li> <li>・広域応援の受け入れ及び連絡調整に関する事。</li> <li>・産業建設部の人員状況の把握及び本部連絡調整に関する事。</li> </ul>

部 名	部 長	班 名	班 長	班 員	分 掌 事 務
産 業 建 設 部	産 業 建 設 部 長	農 林 班	農 林 課 長 農 業 委 員 会 事 務 局 長	農 林 課 員 農 業 委 員 会 事 務 局 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地・農業用施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・林道等の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・家畜の被害調査に関すること。</li> <li>・家畜伝染病予防及び防疫に関すること。</li> <li>・炊き出し用食材等の調達、供給に関すること。</li> <li>・所管建築物等の被害調査及び応急復旧に関すること。</li> </ul>
		総 括 班	都 市 建 設 課 長	都 市 建 設 課 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、橋梁、河川等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>・所管建築物等の被害調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>・土木、建築業者等との連絡調整に関すること。</li> <li>・所管工事現場の災害防止に関すること。</li> <li>・危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関すること。</li> <li>・道路障害物の除去及び道路啓開に関すること。</li> <li>・応急仮設住宅の建設及び管理に関すること。</li> <li>・建築物、宅地応急危険度判定に関すること。</li> <li>・下水道施設の被害調査及び応急復旧工事に関すること。(下水道組合)</li> <li>・公園緑地等の被害調査及び応急復旧工事に関すること。</li> <li>・被災家屋の修理、障害物除去等に関すること。</li> </ul>
		水 道 班	水 道 課 長	水 道 課 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水の確保及び応急給水に関すること。</li> <li>・上水道施設の被害調査及び応急復旧工事に関すること。</li> <li>・応急復旧用諸資材の調達及び会計に関すること。</li> <li>・関係業者との連絡調整に関すること。</li> <li>・広域給水応援の受け入れ、調整に関すること。</li> <li>・工業用水道施設の被害調査及び応急復旧工事に関すること。</li> </ul>
		観 光 商 工 班	観 光 商 工 課 長	観 光 商 工 課 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工、観光施設等の被害状況調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・被災企業に対する金融措置及び復旧に関すること。</li> <li>・商工会等との連絡調整に関すること。</li> <li>・帰宅困難者(観光者含む)対策に関すること。</li> </ul>

部 名	部 長	班 名	班 長	班 員	分 掌 事 務
教 育 部	教 育 部 長	各 班 共 通			<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設及び運営</li> <li>・人命救助・救出・搜索等</li> <li>・避難誘導等</li> <li>・被災状況の調査</li> <li>・他部への業務応援(部内応援を含む)</li> <li>・受援の要否や応援受入体制の検討、連絡調整</li> <li>・部の人員状況の把握及び本部連絡調整</li> </ul>
		総 括 班	教 育 総 務 課 長	教 育 総 務 課 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等の教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること</li> <li>・幼児・児童・生徒の安全対策に関すること</li> <li>・帰宅困難者対策に関すること</li> </ul>
		学 校 教 育 班	学 校 教 育 課 長	学 校 教 育 課 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学用品等の給付に関すること</li> <li>・応急教育の実施に関すること</li> <li>・炊出し及びその設備確保に関すること(給食センター)</li> </ul>

部名	部長	班名	班長	班員	分掌事務
教育部	教育部長	生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育及び保健体育施設の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>・文化財の応急保護に関すること</li> <li>・炊出し及びその設備確保に関すること(中央公民館)</li> </ul>

部名	部長	班名	班長	班員	分掌事務
消防本部	消防部長	消防班	消防総務課長	消防総務課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人命救助・救出・捜索等に関すること。</li> <li>・避難誘導等に関すること。</li> <li>・消防本部の人員状況の把握及び本部連絡調整に関すること。</li> <li>・消火及び救出救助に関すること。</li> <li>・救急に関すること。</li> <li>・消防団との連携に関すること。</li> <li>・消防活動状況の把握及び記録に関すること。</li> <li>・災害情報の収集連絡に関すること。</li> <li>・被害状況の把握及び記録集計に関すること。</li> <li>・気象観測に関すること。</li> <li>・関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・広域消防応援の受入及び調整に関すること。</li> <li>・避難情報に関すること。</li> <li>・その他消防に関すること。</li> </ul>
			警防課長	警防課員	
			予防課長	予防課員	
			高秋消防署長	高秋消防署員	

部名	部長	班名	班長	班員	分掌事務
議会部	議会事務局長	議会班	議会事務局次長	議会事務局員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設及び管理に関すること。</li> <li>・人命救助、救出、捜索等に関すること。</li> <li>・避難誘導等に関すること。</li> <li>・被災状況の調査に関すること。</li> <li>・他部への業務応援に関すること。</li> <li>・受援の要否や応援受入体制の検討、連絡調整に関すること。</li> <li>・部の人員状況の把握及び本部連絡調整に関すること。</li> <li>・議会及び議員に関すること。</li> </ul>

(注) この分掌事務のほか、災害の内容によって本部の指示により土のう作成や災害現場の応急、復旧対策活動等異なった作業が含まれます。



時 間	記 事	応急活動、非常時優先業務
発災直後 ～ 発災後 1時間以内		A 職員・来庁者の安全確保、負傷者救護 B 庁舎内の安全確認等 (1) 破損個所の確認 (2) 散乱物の整理など C 参集職員数の把握、災対本部への報告 D 被害状況の把握、報告 (1) 参集途上の被害状況を所属長へ報告 (2) 所属長は集計後、災対本部へ報告 ① 避難所の開設及び管理 ② 被災状況の調査 ③ 他部への業務応援(部内応援を含む) ④ 受援の要否や応援受入体制の検討、連絡調整 ⑤ 部の人員状況の把握及び本部連絡調整
発災後 3時間以内		
発災後 6時間以内		E 災害対策本部への連絡員の配置 F 職員の動員配置及び各部配置調整 G 災害に伴う各種データの作成 H 災害情報・被害状況の収集把握 I 県、他市町村、関係機関への応援要請
発災後 12時間以内		J 災害情報、被害情報の収集把握(継続)
発災後 24時間以内		
発災後 72時間以内		
発災後 1週間以内		
発災後 1カ月以内		

企画総務部秘書広報班  
(秘書G)

凡例 A～：応急活動 ①～：災害対策本部各班の分掌事務

時 間	記 事	応急活動、非常時優先業務
企画総務部秘書広報班 (広報・広聴G)	発災直後 ～ 発災後 1時間以内	A 職員・来庁者の安全確保、負傷者救護 B 庁舎内の安全確認等 (1) 破損個所の確認 (2) 散乱物の整理など C 参集職員数の把握、災对本部への報告 D 被害状況の把握、報告 (1) 参集途上の被害状況を所属長へ報告 (2) 所属長は集計後、災对本部へ報告 ① 避難所の開設及び管理 ② 被災状況の調査 ③ 他部への業務応援(部内応援を含む) ④ 受援の要否や応援受入体制の検討、連絡調整 ⑤ 部の人員状況の把握及び本部連絡調整
	発災後 3時間以内	
	発災後 6時間以内	E 災害対策本部への連絡員の配置 F 職員の動員配置及び各部配置調整 G 災害に伴う各種データの作成 H 災害情報・被害状況の収集把握 I 県、他市町村、関係機関への応援要請
	発災後 12時間以内	J 災害情報、被害情報の収集把握(継続)
	発災後 24時間以内	
	発災後 72時間以内	
	発災後 1週間以内	
	発災後 1カ月以内	

凡例 A～：応急活動 ①～：災害対策本部各班の分掌事務

時 間	記 事	応急活動、非常時優先業務
発災直後 ～ 発災後 1時間以内		A 職員・来庁者の安全確保、負傷者救護 B 庁舎内の安全確認等 (1) 破損個所の確認 (2) 散乱物の整理など C 参集職員数の把握、災対本部への報告 D 被害状況の把握、報告 (1) 参集途上の被害状況を所属長へ報告 (2) 所属長は集計後、災対本部へ報告 ① 避難所の開設及び管理 ② 被災状況の調査 ③ 他部への業務応援(部内応援を含む) ④ 受援の要否や応援受入体制の検討、連絡調整 ⑤ 部の人員状況の把握及び本部連絡調整
発災後 3時間以内		
発災後 6時間以内		E 災害情報、被害状況の収集把握 F 災害対策用物資の購入等 (1) 応急対策用資機材、職員用食料等の発注に必要な、全庁的な必要数量の把握 (2) 災害対策関係予算事務 G 市有車両の確保 (1) 使用可能車両の把握 (2) 燃料の確保計画
発災後 12時間以内		H 庁舎、市有財産被害状況の把握(継続) I 物資の購入等業務(継続) J 市保有車両の確保(継続) (1) 各班からの要望を整理 (2) 必要車両数の確保
発災後 24時間以内		K 庁舎、市有財産被害状況の把握、物資の購入等業務、市保有車両の確保(継続)
発災後 72時間以内		
発災後 1週間以内		
発災後 1カ月以内		

企画総務部企画財政班  
(財政G)

凡例 A～：応急活動 ①～：災害対策本部各班の分掌事務



時 間	記 事	応急活動、非常時優先業務
発災直後 ～ 発災後 1時間以内		A 職員・来庁者の安全確保、負傷者救護 B 庁舎内の安全確認等 (1) 破損個所の確認 (2) 散乱物の整理など C 参集職員数の把握、災対本部への報告 D 被害状況の把握、報告 (1) 参集途上の被害状況を所属長へ報告 (2) 所属長は集計後、災対本部へ報告 ① 避難所の開設及び管理 ② 被災状況の調査 ③ 他部への業務応援(部内応援を含む) ④ 受援の要否や応援受入体制の検討、連絡調整 ⑤ 部の人員状況の把握及び本部連絡調整
発災後 3時間以内		
発災後 6時間以内		E 災害情報、被害状況の収集把握 F 災害対策用物資の購入等 (1) 応急対策用資機材、職員用食料等の発注に必要な、全庁的な必要数量の把握 (2) 災害対策関係予算事務 G 市有車両の確保 (1) 使用可能車両の把握 (2) 燃料の確保計画
発災後 12時間以内		H 庁舎、私有財産被害状況の把握 (継続) I 物資の購入等業務(継続) J 市保有車両の確保(継続) (1) 各班からの要望を整理
発災後 24時間以内		K 庁舎、市有財産被害状況の把握、物資の購入等業務、市保有車両の確保(継続)
発災後 72時間以内		
発災後 1週間以内		
発災後 1カ月以内		

企画総務部企画財政班  
(企画G)

凡例 A～：応急活動 ①～：災害対策本部各班の分掌事務

時 間	記 事	応急活動、非常時優先業務
企画総務部総括班（総務課）	発災直後 ～ 発災後 1時間以内	A 職員・来庁者の安全確保、負傷者救護 B 庁舎内の安全確認等 (1) 破損個所の確認 (2) 散乱物の整理など C 参集職員数の把握、災対本部への報告 D 被害状況の把握、報告 (1) 参集途上の被害状況を所属長へ報告 (2) 所属長は集計後、災対本部へ報告 ① 避難所の開設及び管理 ② 被災状況の調査 ③ 他部への業務応援(部内応援を含む) ④ 受援の可否や応援受入体制の検討、連絡調整 ⑤ 部の人員状況の把握及び本部連絡調整
	発災後 3時間以内	
	発災後 6時間以内	E 庁舎及び市有財産の被害状況把握(管財G所管施設) F 災害対策用物資の購入等 (1) 応急対策用資器材、職員用食料等の発注に必要な、 全庁的な必要数量の把握 (2) 災害対策関係予算事務 G 市有車両の確保 (1) 使用可能車両の把握 (2) 燃料の確保計画
	発災後 12時間以内	I 災害情報、被害状況の収集把握(継続) J 県、他市町村、関係機関への応援要請(継続) K 本部事務局の支援(継続)
	発災後 24時間以内	L 災害情報、被害状況の収集把握(継続) M 本部事務局の支援(継続)
	発災後 72時間以内	
	発災後 1週間以内	
	発災後 1カ月以内	

凡例 A～：応急活動 ①～：災害対策本部各班の分掌事務

時 間	記 事	応急活動、非常時優先業務
発災直後 ～ 発災後 1時間以内		A 職員・来庁者の安全確保、負傷者救護 B 庁舎内の安全確認等 (1) 破損個所の確認 (2) 散乱物の整理など C 参集職員数の把握、災対本部への報告 D 被害状況の把握、報告 (1) 参集途上の被害状況を所属長へ報告 (2) 所属長は集計後、災対本部へ報告 ① 避難所の開設及び管理 ② 被災状況の調査 ③ 他部への業務応援(部内応援を含む) ④ 受援の要否や応援受入体制の検討、連絡調整 ⑤ 部の人員状況の把握及び本部連絡調整
発災後 3時間以内		
発災後 6時間以内		E 災害対策に必要な現金及び物品の出納 F 本部指示による対応
発災後 12時間以内		G 災害対策に関する出納を継続 H 本部指示による対応
発災後 24時間以内		I 災害対策に関する出納を継続 J 義援金の受入 K 本部指示による対応
発災後 72時間以内		
発災後 1週間以内		
発災後 1カ月以内		

企画  
総務  
部  
会  
計  
班

2

凡例 A～：応急活動 ①～：災害対策本部各班の分掌事務

時 間	記 事	応急活動、非常時優先業務
発災直後 ～ 発災後 1時間以内		A 職員・来庁者の安全確保、負傷者救護 B 庁舎内の安全確認等 (1) 破損個所の確認 (2) 散乱物の整理など C 参集職員数の把握、災对本部への報告 D 被害状況の把握、報告 (1) 参集途上の被害状況を所属長へ報告 (2) 所属長は集計後、災对本部へ報告 ① 避難所の開設及び管理 ② 被災状況の調査 ③ 他部への業務応援(部内応援を含む) ④ 受援の要否や応援受入体制の検討、連絡調整 ⑤ 部の人員状況の把握及び本部連絡調整
発災後 3時間以内		
発災後 6時間以内		E 企画総務部長の指示により他班他部の活動支援 (1) 企画財政班 庁舎、市有財産の被害状況の把握 (2) 会計班 義援金の受入など (3) 市民生活部税務班 家屋等の被災状況の調査
発災後 12時間以内		
発災後 24時間以内		
発災後 72時間以内		
発災後 1週間以内		
発災後 1カ月以内		

企画  
総務部  
監査班

凡例 A～：応急活動   ①～：災害対策本部各班の分掌事務

時 間	記 事	応急活動、非常時優先業務
発災直後 ～ 発災後 1時間以内		A 職員・来庁者の安全確保、負傷者救護 B 庁舎内の安全確認等 (1) 破損個所の確認 (2) 散乱物の整理など C 参集職員数の把握、災対本部への報告 D 被害状況の把握、報告 (1) 参集途上の被害状況を所属長へ報告 (2) 所属長は集計後、災対本部へ報告 ① 避難所の開設及び管理 ② 被災状況の調査 ③ 他部への業務応援(部内応援を含む) ④ 受援の要否や応援受入体制の検討、連絡調整 ⑤ 部の人員状況の把握及び本部連絡調整
発災後 3時間以内		
発災後 6時間以内		E 家屋等の被災状況調査 (1) 家屋倒壊等の調査 (2) 人的被害・避難状況等の確認、本部 への報告 F 市民生活部長指示による対応
発災後 12時間以内		G 家屋、道路等の被災状況調査(継続) H 市民生活部長指示による対応
発災後 24時間以内		I 家屋、道路等の被災状況調査(継続) J 市民生活部長指示による対応
発災後 72時間以内		
発災後 1週間以内		
発災後 1カ月以内		

凡例 A～：応急活動 ①～：災害対策本部各班の分掌事務

時 間	記 事	応急活動、非常時優先業務
発災直後 ～ 発災後 1時間以内		A 職員・来庁者の安全確保、負傷者救護 B 庁舎内の安全確認等 (1) 破損個所の確認 (2) 散乱物の整理など C 参集職員数の把握、災対本部への報告 D 被害状況の把握、報告 (1) 参集途上の被害状況を所属長へ報告 (2) 所属長は集計後、災対本部へ報告 ① 避難所の開設及び管理 ② 被災状況の調査 ③ 他部への業務応援(部内応援を含む) ④ 受援の要否や応援受入体制の検討、連絡調整 ⑤ 部の人員状況の把握及び本部連絡調整
発災後 3時間以内		
発災後 6時間以内		E 食料、生活必需品の調達・受入準備 (1) 食料の調達 (2) 救援物資受け入れ窓口の設置 F 市民生活部長の指示により他班の活動を支援
発災後 12時間以内		G 食料、生活必需品の調達・受入準備(継続) (1) 受け入れ希望物資の種類、数量把握 (2) 受け入れ希望物資のリスト(優先順位) H 市民生活部長の指示により他班活動支援(継続)
発災後 24時間以内		I 食料、生活必需品の調達受入(継続) (1) 物資の受入・仕分・払出(倉庫管理) (2) 物資の要望集計、請求 J 市民生活部長の指示により班活動支援(継続)
発災後 72時間以内		
発災後 1週間以内		
発災後 1カ月以内		

凡例 A～：応急活動 ①～：災害対策本部各班の分掌事務

時間	記事	応急活動、非常時優先業務
市民生活部総括班（環境市民協働課）	発災直後 ～ 発災後 1時間以内	A 職員・来庁者の安全確保、負傷者救護 B 庁舎内の安全確認等 (1) 破損個所の確認 (2) 散乱物の整理など C 参集職員数の把握、災対本部への報告 D 被害状況の把握、報告 (1) 参集途上の被害状況を所属長へ報告 (2) 所属長は集計後、災対本部へ報告 ① 避難所の開設及び管理 ② 被災状況の調査 ③ 他部への業務応援(部内応援を含む) ④ 受援の可否や応援受入体制の検討、連絡調整 ⑤ 部の人員状況の把握及び本部連絡調整
	発災後 3時間以内	
	発災後 6時間以内	E 環境衛生施設の被害状況の調査 (1) ごみ処理・し尿処理火葬場の被害、処理能力の把握 (2) 収集ルート、運搬ルート被害状況の把握 F 防疫活動の準備 (1) 保管所等からの情報収集 (2) 防疫用薬剤、資機材の調達 (3) 被災地の防疫調査 (4) 伝染病、食中毒等の注意に関する広報 (企画部総括班に依頼)
	発災後 12時間以内	G 清掃活動の実施 (1) 被災地、避難所等の処理量の把握 (2) 処理施設の応急復旧方針決定 (3) 処理及び応急復旧のための人員車両資機材等の手配 H 遺体の処理等 (1) 遺体検案場所、収容所の確保 (2) 棺、ドライアイス等の手配 (3) 死体埋葬許可証等の準備 I 防疫活動の実施 (1) 保健所等への協力要請 (2) 消毒、鼠族・昆虫等の駆除
	発災後 24時間以内	J 清掃活動の継続 K 遺体処理等を継続 L 防疫活動を継続 M 災害ゴミ処理体制を確立 (1) 全体処理量の把握 (2) 最終処分までの処理ルートの確保 (3) 仮置き場の確保 (4) 撤去順位の確立
	発災後 72時間以内	
	発災後 1週間以内	
発災後 1カ月以内		

凡例 A～：応急活動 ①～：災害対策本部各班の分掌事務

時間	記事	応急活動、非常時優先業務
健康福祉部健康づくり班	発災直後 ～ 発災後 1時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>A 職員・来庁者の安全確保、負傷者救護</li> <li>B 庁舎内の安全確認等               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 破損個所の確認</li> <li>(2) 散乱物の整理など</li> </ul> </li> <li>C 参集職員数の把握、災対本部への報告</li> <li>D 被害状況の把握、報告               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 参集途上の被害状況を所属長へ報告</li> <li>(2) 所属長は集計後、災対本部へ報告</li> </ul> </li> <li>① 避難所の開設及び管理</li> <li>② 被災状況の調査</li> <li>③ 他部への業務応援(部内応援を含む)</li> <li>④ 受援の可否や応援受入体制の検討、連絡調整</li> <li>⑤ 部の人員状況の把握及び本部連絡調整</li> </ul>
	発災後 3時間以内	
	発災後 6時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>E 医療救護活動               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療救護需要の把握(災対本部、消防本部と連携)</li> <li>(2) 市内医療施設の被害状況並びに診療収容可能な可否を把握</li> <li>(3) 医薬品の調達</li> <li>(4) 負傷者等の搬送(救急車の出動要請)</li> </ul> </li> </ul>
	発災後 12時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>F 医療救護活動(継続)               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医師会、歯科医師会への医療救護の協力要請</li> <li>(2) 医療救護所の設置(企画部総括班と連携)</li> </ul> </li> </ul>
	発災後 24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>G 医療救護活動(継続)</li> </ul>
	発災後 72時間以内	
	発災後 1週間以内	
	発災後 1カ月以内	

凡例 A～：応急活動 ①～：災害対策本部各班の分掌事務



健康福祉部 総括班（社会福祉課）	発災直後 ～ 発災後 1時間以内	\2) 取乱物の整理など C 参集職員数の把握、災対本部への報告 D 被害状況の把握、報告 (1) 参集途上の被害状況を所属長へ報告 (2) 所属長は集計後、災対本部へ報告 ① 避難所の開設及び管理 ② 被災状況の調査 ③ 他部への業務応援(部内応援を含む) ④ 受援の要否や応援受入体制の検討、連絡調整 ⑤ 部の人員状況の把握及び本部連絡調整
	発災後 3時間以内	
	発災後 6時間以内	E 避難状況の把握 (1) 避難予定場所からの通報 (2) 参集職員、本部事務局と連携 F 避難所の開設準備 G 住民からの問い合わせ対応
	発災後 12時間以内	H 避難所の開設・運営 (1) 施設の点検(建物・電気・水道等) (2) 避難者数の把握 (3) 要配慮者用スペースの確保 (4) 要配慮者避難状況を確認報告 (5) 要配慮者の避難生活を支える必要な物資の種類、数量の把握、請求・受入・配分 I ボランティア活動の支援体制を確立(社会福祉協議会) (1) ボランティア担当窓口の開設 (2) コーディネート担当職員配置 (3) 被災者のニーズ把握 (4) 被災地の状況整理(地図等の準備)
	発災後 24時間以内	J 避難所の開設・運営 (継続) K ボランティア活動支援の継続(社会福祉協議会)
	発災後 72時間以内	
	発災後 1週間以内	
	発災後 1カ月以内	

凡例 A～：応急活動 ①～：災害対策本部各班の分掌事務

時間	記事	応急活動、非常時優先業務
発災直後 ～ 発災後 1時間以内		A 職員・来庁者の安全確保、負傷者救護 B 庁舎内の安全確認等 (1) 破損個所の確認 (2) 散乱物の整理など C 参集職員数の把握、災対本部への報告 D 被害状況の把握、報告 (1) 参集途上の被害状況を所属長へ報告 (2) 所属長は集計後、災対本部へ報告 ① 避難所の開設及び管理 ② 被災状況の調査 ③ 他部への業務応援(部内応援を含む) ④ 受援の可否や応援受入体制の検討、連絡調整 ⑤ 部の人員状況の把握及び本部連絡調整
発災後 3時間以内		
発災後 6時間以内		E 保育所・児童クラブ (1) 施設の被災状況調査 (2) 保護者への連絡、引渡し F 健康福祉部長指示により他班の活動支援
発災後 12時間以内		G 保育所・児童クラブ(継続) H 健康福祉部長指示により他班の活動支援(継続)
発災後 24時間以内		I 保育所・児童クラブ(継続) J 健康福祉部長指示により他班の活動支援(継続)
発災後 72時間以内		
発災後 1週間以内		
発災後 1か月以内		

健康福祉部子育て支援班

凡例 A～：応急活動 ①～：災害対策本部各班の分掌事務

時 間	記 事	応急活動、非常時優先業務
発災直後 ～ 発災後 1時間以内		A 職員・来庁者の安全確保、負傷者救護 B 庁舎内の安全確認等 (1) 破損個所の確認 (2) 散乱物の整理など C 参集職員数の把握、災対本部への報告 D 被害状況の把握、報告 (1) 参集途上の被害状況を所属長へ報告 (2) 所属長は集計後、災対本部へ報告 ① 福祉避難所の開設及び管理 ② 被災状況の調査 ③ 他部への業務応援(部内応援を含む) ④ 受援の要否や応援受入体制の検討、連絡調整 ⑤ 部の人員状況の把握及び本部連絡調整
発災後 3時間以内		
発災後 6時間以内		E 福祉避難所の開設準備 (1) 施設の点検(建物・電気・水道) (2) 避難者数の把握 (3) 要配慮者用スペースの確保 (4) 要配慮者の避難状況を確認、報告 (5) 要配慮者の避難生活を支える必要な物資の種類、数量の把握、請求・受入・配分 F 部長指示により他班(他部)の活動支援
発災後 12時間以内		G 福祉避難所の開設・運営 H 部長指示により他班(他部)活動支援(継続)
発災後 24時間以内		I 福祉避難所の運営(継続) J 部長指示により他班(他部)活動支援(継続)
発災後 72時間以内		
発災後 1週間以内		
発災後 1カ月以内		

凡例 A～：応急活動 ①～：災害対策本部各班の分掌事務

時 間	記 事	応急活動、非常時優先業務
発災直後 ～ 発災後 1時間以内		A 職員・来庁者の安全確保、負傷者救護 B 庁舎内の安全確認等 (1) 破損個所の確認 (2) 散乱物の整理など C 参集職員数の把握、災対本部への報告 D 被害状況の把握、報告 (1) 参集途上の被害状況を所属長へ報告 (2) 所属長は集計後、災対本部へ報告 ① 避難所の開設及び管理 ② 被災状況の調査 ③ 他部への業務応援(部内応援を含む) ④ 受援の要否や応援受入体制の検討、連絡調整 ⑤ 部の人員状況の把握及び本部連絡調整
発災後 3時間以内		
発災後 6時間以内		E 被害状況の把握 (1) 農協など関係組合・団体の被害状況を把握 (2) 関係機関から情報を収集 F 食料(炊き出し用米)の確保 (1) 備蓄している食料の把握 (2) 応急活動従事者、避難者数の把握 (3) J A常陸等から調達
発災後 12時間以内		H 被害状況把握(継続) I 農業施設の被害調査を実施 J 食料調達・輸送(継続) K 必要物資の取りまとめ (1) 応急資材等、肥料等の種類・数量等を把握 (2) 関係機関等へあっせん依頼
発災後 24時間以内		L 被害状況把握(継続) M 農業施設の被害調査(継続) N 食料調達・輸送(継続) O 必要物資の取りまとめ(継続)
発災後 72時間以内		
発災後 1週間以内		
発災後 1カ月以内		

凡例 A～：応急活動 ①～：災害対策本部各班の分掌事務

時間	記事	応急活動、非常時優先業務
発災直後 ～ 発災後 1時間以内		A 職員・来庁者の安全確保、負傷者救護 B 庁舎内の安全確認等 (1) 破損個所の確認 (2) 散乱物の整理など C 参集職員数の把握、災対本部への報告 D 被害状況の把握、報告 (1) 参集途上の被害状況を所属長へ報告 (2) 所属長は集計後、災対本部へ報告 ① 避難所の開設及び管理 ② 被災状況の調査 ③ 他部への業務応援(部内応援を含む) ④ 受援の要否や応援受入体制の検討、連絡調整 ⑤ 部の人員状況の把握及び本部連絡調整
発災後 3時間以内		
発災後 6時間以内		E 管内道路被害状況の把握 (1) 緊急道路パトロールの実施・報告 (2) 道路管理者、警察と連携し道路交通情報を収集 F 応急復旧活動の実施 (1) 緊急輸送道路を優先し路上の障害物を撤去 (2) 物資輸送ルートを確認 G 救出・救助用資機材等の確保 市内建設業者等に対し必要な人員・資機材を手配 H 警察と連携し通行規制を実施 (1) 決壊箇所 (2) 緊急輸送路 (3) 通行規制の実施について広報を実施 (企画部総括班と連携) I 市営住宅並びに工業団地被害調査を実施
発災後 12時間以内		J 道路管理者、警察と連携し道路交通情報の収集・報告(継続) K 応急復旧活動(継続) L 救出・救助用資器材の確保運用(継続) M 市営住宅、工業団地の応急復旧対策
発災後 24時間以内		N 対策の継(6～9項) O 緊急輸送路応急復旧工事を実施
発災後 72時間以内		
発災後 1週間以内		
発災後 1カ月以内		

産業建設部総括班(都市建設課 施設管理G、施設整備G)

凡例 A～：応急活動 ①～：災害対策本部各班の分掌事務

時間	記事	応急活動、非常時優先業務
産業建設部総括班（都市建設課 都市計画G、建築指導検査室）	発災直後 ～ 発災後 1時間以内	A 職員・来庁者の安全確保、負傷者救護 B 庁舎内の安全確認等 (1) 破損個所の確認 (2) 散乱物の整理など C 参集職員数の把握、災対本部への報告 D 被害状況の把握、報告 (1) 参集途上の被害状況を所属長へ報告 (2) 所属長は集計後、災対本部へ報告 ① 避難所の開設及び管理 ② 被災状況の調査 ③ 他部への業務応援(部内応援を含む) ④ 受援の要否や応援受入体制の検討、連絡調整 ⑤ 部の人員状況の把握及び本部連絡調整
	発災後 3時間以内	
	発災後 6時間以内	E 被災建築物の応急危険度判定 F 県に応急危険度判定士の派遣を要請 G 下水道施設の被害調査 * 広域下水道組合に確認
	発災後 12時間以内	H 被災建築物応急危険度判定(継続) I 下水道施設の応急復旧対策
	発災後 24時間以内	J 被災建築物応急危険度判定(継続) K 下水道施設の応急復旧対策(継続)
	発災後 72時間以内	
	発災後 1週間以内	
	発災後 1カ月以内	

凡例 A～：応急活動 ①～：災害対策本部各班の分掌事務

時 間	記 事	応急活動、非常時優先業務
発災直後 ～ 発災後 1時間以内		A 水道施設被害調査の実施(浄水場、取水口、配水池)
発災後 3時間以内		
発災後 6時間以内		B 水道施設被害調査を継続 C 被害(断水)状況の把握 (1) 自主防組織等を通じ、各地区の被害状況を把握 (2) 苦情・問い合わせなどへの対応 D 広報活動の実施 (1) 断水地域、復旧見通し(配水場所)等 (2) 企画部総括班と連携
発災後 12時間以内		E 水道施設被害調査の継続 F 被害(断水?)状況把握の継続 G 広報活動の継続 H 応急復旧作業の実施 (1) 必要な作業人員、資機材等の把握 (2) 復旧優先順位の決定 (3) 指定工事業者への応援要請 I 応急給水活動の実施 (1) 断水戸数・避難者数等、給水需要を把握 (2) 給水体制の確保 ア 人員・車両・資機材等の確保 イ 不足する人員などは災対本部に要望 (3) 給水優先順位の決定 (4) 給水方法の決定 (5) 広報の実施(企画部総括班と連携) 給水場所・時間帯・方法等
発災後 24時間以内		J 応急復旧作業を継続 K 応急給水活動を継続 L 広報活動を継続 M 水道施設の被害状況・応急復旧までの所要時間等を考慮し、自衛隊・他市町村等の支援受けを検討・要望
発災後 72時間以内		
発災後 1週間以内		
発災後 1か月以内		

産業建設部水道班

凡例 A～：応急活動 ①～：災害対策本部各班の分掌事務

時 間	記 事	応急活動、非常時優先業務
発災直後 ～ 発災後 1時間以内		A 職員・来庁者の安全確保、負傷者救護 B 庁舎内の安全確認等 (1) 破損個所の確認 (2) 散乱物の整理など C 参集職員数の把握、災对本部への報告 D 被害状況の把握、報告 (1) 参集途上の被害状況を所属長へ報告 (2) 所属長は集計後、災对本部へ報告 ① 避難所の開設及び管理 ② 被災状況の調査 ③ 他部への業務応援(部内応援を含む) ④ 受援の要否や応援受入体制の検討、連絡調整 ⑤ 部の人員状況の把握及び本部連絡調整
発災後 3時間以内		
発災後 6時間以内		E 被害状況の把握 (1) 商工観光施設等被害状況の調査 (2) 商工会等関係団体の被害状況を把握 F 部長の指示により他班(他部)の活動を支援
発災後 12時間以内		G 被害状況の把握・報告(継続) H 部長の指示により他班(他部)の活動を支援(継続)
発災後 24時間以内		I 被害状況の把握・報告(継続) J 部長の指示により他班・他部の活動を支援(継続)
発災後 72時間以内		
発災後 1週間以内		
発災後 1カ月以内		

凡例 A～：応急活動 ①～：災害対策本部各班の分掌事務



時 間	記 事	応急活動、非常時優先業務
教育部生涯学習班	発災直後 ～ 発災後 1時間以内	A 職員・来庁者の安全確保、負傷者救護 B 庁舎内の安全確認等 (1) 破損個所の確認 (2) 散乱物の整理など C 参集職員数の把握、災対本部への報告 D 被害状況の把握、報告 (1) 参集途上の被害状況を所属長へ報告 (2) 所属長は集計後、災対本部へ報告 ① 避難所の開設及び管理 ② 被災状況の調査 ③ 他部への業務応援(部内応援を含む) ④ 受援の要否や応援受入体制の検討、連絡調整 ⑤ 部の人員状況の把握及び本部連絡調整
	発災後 3時間以内	
	発災後 6時間以内	E 児童・生徒の被災状況調査 F 幼稚園、学校、社会教育施設の被災状況調査 G 学校施設等の緊急使用に関する関係者協議 H 避難所開設準備への協力 I 教育総括班、学校教育班は協同し炊出しの準備及び実施 (1) 配食数の把握 ア 応急活動従事者 イ 避難者等の総数 (2) 炊出し場所の決定(給食センター基準) (3) 企画部総括班と連携して広報を実施
	発災後 12時間以内	J 児童・生徒被災状況調査(継続) K 幼稚園、学校、社会教育施設被災状況調査(継続) L 避難所開設準備の協力、管理 M 炊出しの実施 (1) 配食数の把握 ア 応急活動従事者 イ 避難者 ウ 応援者 (2) 婦人・ボランティア団体等への応援要請 N 施設応急復旧作業の準備・着手
	発災後 24時間以内	O 児童・生徒被災状況調査(継続) P 避難所の維持管理 Q 炊出しの実施を継続 R 施設応急復旧の継続
	発災後 72時間以内	
	発災後 1週間以内	
	発災後 1カ月以内	

凡例 A～：応急活動 ①～：災害対策本部各班の分掌事務

時間	記事	応急活動、非常時優先業務
発災直後 ～ 発災後 1時間以内		A 職員・来庁者の安全確保、負傷者救護 B 庁舎内の安全確認等 (1) 破損個所の確認 (2) 散乱物の整理など C 参集職員数の把握、災対本部への報告 D 被害状況の把握、報告 (1) 参集途上の被害状況を所属長へ報告 (2) 所属長は集計後、災対本部へ報告 ① 避難所の開設及び管理 ② 被災状況の調査 ③ 他部への業務応援(部内応援を含む) ④ 受援の要否や応援受入体制の検討、連絡調整 ⑤ 部の人員状況の把握及び本部連絡調整
発災後 3時間以内		
発災後 6時間以内		E 児童・生徒の被災状況調査 F 幼稚園、学校、社会教育施設の被災状況調査 G 学校施設等の緊急使用に関する関係者協議 H 避難所開設準備への協力 I 教育総括班、学校教育班は協同し炊出しの準備及び実施 (1) 配食数の把握 ア 応急活動従事者 イ 避難者等の総数 (2) 炊出し場所の決定 給食センター基準 (3) 企画部総括班と連携して広報を実施
発災後 12時間以内		J 児童・生徒被災状況調査(継続) K 幼稚園、学校、社会教育施設被災状況調査(継続) L 避難所開設準備の協力、管理 M 炊出しの実施 (1) 配食数の把握 ア 応急活動従事者 イ 避難者 ウ 応援者 (2) 婦人・ボランティア団体等への応援要請 N 施設応急復旧作業の準備・着手
発災後 24時間以内		O 児童・生徒被災状況調査(継続) P 避難所の維持管理 Q 炊出しの実施を継続 R 施設応急復旧の継続
発災後 72時間以内		
発災後 1週間以内		
発災後 1カ月以内		

凡例 A～：応急活動 ①～：災害対策本部各班の分掌事務

時 間	記 事	応急活動、非常時優先業務
消防本部 (消防総務課)	発災直後 ～ 発災後 1時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>A 職員の参集(職員の動員・非常招集)</li> <li>B 職員の安全確保、負傷者の救護</li> <li>C 建物内の安全確認等               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 破損個所の確認・機能点検</li> <li>(2) 散乱物の整理その他任務遂行に必要な事項</li> </ul> </li> <li>D 被害状況の収集、災対本部への報告               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害情報、被害状況の継続的な把握、報告</li> <li>(2) 消火栓、貯水槽、河川等消火設備の確認</li> <li>(3) 消防団、自主防組織等からの担任地区の状況把握</li> </ul> </li> <li>E 初期消火活動の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防隊・消防団の派遣</li> <li>(2) 火災の初期消火、延焼防止</li> </ul> </li> <li>F 救助活動の実施</li> <li>G 住民避難の誘導(警戒レベル4発令後)</li> <li>H 広域応援の要請</li> <li>I 災害弱者、避難行動要支援者の避難支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 緊急通報システムによる救助要請の確認</li> <li>(2) 協力員へ要支援者保護を要請</li> </ul> </li> </ul>
	発災後 3時間以内	
	発災後 6時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>J 災害対策本部との連絡調整</li> <li>K 被害情報の収集・整理、災対本部への報告</li> <li>L 消防活動(継続)</li> <li>M 救助活動(継続)</li> <li>N 広域応援要請</li> <li>O 要支援者の救護</li> </ul>
	発災後 12時間以内	上記対策の継続
	発災後 24時間以内	上記対策の継続
	発災後 72時間以内	
	発災後 1週間以内	
	発災後 1カ月以内	

凡例 A～：応急活動 ①～：災害対策本部各班の分掌事務

時 間	記 事	応急活動、非常時優先業務
消防本部 (警防課)	発災直後 ～ 発災後 1時間以内	A 職員の参集(職員の動員・非常招集) B 職員の安全確保、負傷者の救護 C 建物内の安全確認等 (1) 破損個所の確認・機能点検 (2) 散乱物の整理その他任務遂行に必要な事項 D 被害状況の収集、災対本部への報告 (1) 災害情報、被害状況の継続的な把握、報告 (2) 消火栓、貯水槽、河川等消火設備の確認 (3) 消防団、自主防組織等からの担任地区の状況把握 E 初期消火活動の実施 (1) 消防隊・消防団の派遣 (2) 火災の初期消火、延焼防止 F 救助活動の実施 G 住民避難の誘導(警戒レベル4発令後) H 広域応援の要請 I 災害弱者、避難行動要支援者の避難支援 (1) 緊急通報システムによる救助要請の確認 (2) 協力員へ要支援者保護を要請
	発災後 3時間以内	
	発災後 6時間以内	J 災害対策本部との連絡調整 K 被害情報の収集・整理、災対本部への報告 L 消防活動(継続) M 救助活動(継続) N 広域応援要請 O 要支援者の救護
	発災後 12時間以内	上記対策の継続
	発災後 24時間以内	上記対策の継続
	発災後 72時間以内	
	発災後 1週間以内	
	発災後 1カ月以内	

凡例 A～：応急活動 ①～：災害対策本部各班の分掌事務

時 間	記 事	応急活動、非常時優先業務
消防本部 (予防課)	発災直後 ～ 発災後 1時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>A 職員の参集(職員の動員・非常招集)</li> <li>B 職員の安全確保、負傷者の救護</li> <li>C 建物内の安全確認等               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 破損個所の確認・機能点検</li> <li>(2) 散乱物の整理その他任務遂行に必要な事項</li> </ul> </li> <li>D 被害状況の収集、災対本部への報告               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害情報、被害状況の継続的な把握、報告</li> <li>(2) 消火栓、貯水槽、河川等消火設備の確認</li> <li>(3) 消防団、自主防組織等からの担任地区の状況把握</li> </ul> </li> <li>E 初期消火活動の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防隊・消防団の派遣</li> <li>(2) 火災の初期消火、延焼防止</li> </ul> </li> <li>F 救助活動の実施</li> <li>G 住民避難の誘導(警戒レベル4発令後)</li> <li>H 広域応援の要請</li> <li>I 災害弱者、避難行動要支援者の避難支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 緊急通報システムによる救助要請の確認</li> <li>(2) 協力員へ要支援者保護を要請</li> </ul> </li> </ul>
	発災後 3時間以内	
	発災後 6時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>J 災害対策本部との連絡調整</li> <li>K 被害情報の収集・整理、災対本部への報告</li> <li>L 消防活動(継続)</li> <li>M 救助活動(継続)</li> <li>N 広域応援要請</li> <li>O 要支援者の救護</li> </ul>
	発災後 12時間以内	上記対策の継続
	発災後 24時間以内	上記対策の継続
	発災後 72時間以内	
	発災後 1週間以内	
	発災後 1カ月以内	

凡例 A～：応急活動 ①～：災害対策本部各班の分掌事務

時 間	記 事	応急活動、非常時優先業務
消防本部 (高萩消防署)	発災直後 ～ 発災後 1時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>A 職員の参集(職員の動員・非常招集)</li> <li>B 職員の安全確保、負傷者の救護</li> <li>C 建物内の安全確認等               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 破損個所の確認・機能点検</li> <li>(2) 散乱物の整理その他任務遂行に必要な事項</li> </ul> </li> <li>D 被害状況の収集、災対本部への報告               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害情報、被害状況の継続的な把握、報告</li> <li>(2) 消火栓、貯水槽、河川等消火設備の確認</li> <li>(3) 消防団、自主防組織等からの担任地区の状況把握</li> </ul> </li> <li>E 初期消火活動の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防隊・消防団の派遣</li> <li>(2) 火災の初期消火、延焼防止</li> </ul> </li> <li>F 救助活動の実施</li> <li>G 住民避難の誘導(警戒レベル4発令後)</li> <li>H 広域応援の要請</li> <li>I 災害弱者、避難行動要支援者の避難支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 緊急通報システムによる救助要請の確認</li> <li>(2) 協力員へ要支援者保護を要請</li> </ul> </li> </ul>
	発災後 3時間以内	
	発災後 6時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>J 災害対策本部との連絡調整</li> <li>K 被害情報の収集・整理、災対本部への報告</li> <li>L 消防活動(継続)</li> <li>M 救助活動(継続)</li> <li>N 広域応援要請</li> <li>O 要支援者の救護</li> </ul>
	発災後 12時間以内	上記対策の継続
	発災後 24時間以内	上記対策の継続
	発災後 72時間以内	
	発災後 1週間以内	
	発災後 1カ月以内	

凡例 A～：応急活動 ①～：災害対策本部各班の分掌事務

時間	記事	応急活動、非常時優先業務
議会 部 議会 会 班	発災直後 ～ 発災後 1時間以内	発災後1時間以内に行う各課共通事項 A 職員・来庁者の安全確保、負傷者救護 B 庁舎内の安全確認等 (1) 破損個所の確認 (2) 散乱物の整理など C 参集職員数の把握、災対本部への報告 D 被害状況の把握、報告 (1) 参集途上の被害状況を所属長へ報告 (2) 所属長は集計後、災対本部へ報告
	発災後 3時間以内	
	発災後 6時間以内	E 本部事務局の支援
	発災後 12時間以内	F 議会への報告準備 被害状況などの報告事項の取りまとめ
	発災後 24時間以内	G 議会への報告 被害状況、災害対策状況などの報告
	発災後 72時間以内	
	発災後 1週間以内	
	発災後 1カ月以内	

凡例 A～：応急活動 ①～：災害対策本部各班の分掌事務

### 第3節 高萩市の地勢等

#### 3-1 用途地域の指定状況

令和6年2月1日現在

区 分	面 積 (h a)	構成比 (%)
都 市 計 画 区 域	2864.0	—
用 途 地 域	837.0	—
第 一 種 低 層 住 居 専 用 地 域	244.0	29.2
第 一 種 中 高 層 住 宅 専 用 地 域	87.0	10.4
第 一 種 住 居 地 域	186.0	22.2
第 二 種 住 居 地 域	20.0	2.4
準 住 居 地 域	31.0	3.7
近 隣 商 業 地 域	14.0	1.7
商 業 地 域	15.0	1.8
準 工 業 地 域	44.0	5.3
工 業 地 域	39.0	4.6
工 業 専 用 地 域	157.0	18.7
小 計	837.0	100.0

#### 3-2 防火地域および準防火地域の指定状況

令和6年2月1日現在

都市名	防火地域 (h a)	準防火地域 (h a)	備考
高萩市	—	28.6	



## 第4節 河川・水防および海岸

### 4-1 河川の状況

#### (1) 茨城県管理河川の概要

令和6年2月1日現在

番号	河川名	種別	流路延長 (km)	流域面積 (km ² )	市内流路
1	花貫川	二級河川	16.36	63.0	大能地先から河口（高浜町3丁目地先）まで
2	関根川	〃	7.85	35.2	上手綱字関口地先から河口（有明町3丁目地先）まで
3	関根前川	〃	5.5	14.5	上手綱字金成地先から関根川の合流点まで
4	大北川	〃	22.17	195.5	上君田地先から北茨城市界まで
5	宿川	〃	4.4	31.0	上君田字館の下地先から大北川との合流点まで
6	中戸川	〃	5.6	12.4	中戸川字川北地先から花貫川との合流点まで

#### (2) 高萩市管理河川の概要

番号	河川名	種別	流路延長 (km)	流域面積 (km ² )	市内流路
1	境川	準用河川	0.6	1.24	花貫川支流、安良川地先から花貫川の合流点まで
2	竜子川	〃	1.8	1.35	関根川支流、上手綱地先から関根川の合流点まで
3	谷川	〃	0.85	1.5	関根川支流、下手綱地先から関根川の合流点まで
4	玉川	〃	1.34	4.1	関根川支流、下手綱地先から関根川の合流点まで
5	大金田川	その他の 小河川	3.0	8.5	大北川支流
6	持山川	〃	2.5	2.3	〃
7	横川	〃	3.0	6.5	〃
8	宿川	〃	1.5	5.7	宿川支流
9	滝ノ倉川	〃	0.4	4.5	〃
10	根岸川	〃	1.3	0.5	〃
11	前山川	〃	1.0	1.4	〃
12	久川	〃	1.3	7.2	〃

13	若栗川	その他の 小河川	0.8	1.6	関根川支流
14	関根川	〃	5.0	8.2	〃
15	下手綱川	〃	0.8	0.3	
16	谷川	〃	2.15	4.0	
17	高戸川	〃	1.2	1.0	
18	玉川	〃	5.1	4.1	
19	猪田川	〃	2.2	2.2	関根川支流
20	川側川	〃	0.5	0.9	〃
21	竜子川	〃	0.1	2.2	〃
22	文添川	〃	3.0	5.5	花貫川支流
23	上大能川	〃	2.0	6.0	〃
24	下大野川	〃	2.0	4.6	〃
25	多々良場川	〃	6.2	9.0	〃
26	湧水川	〃	0.7	0.8	〃
27	秋山川	〃	1.0	1.1	〃
28	日永川	〃	1.0	0.6	〃
29	鏡神社川	〃	1.4	0.4	〃
30	横町川	〃	1.8	0.8	〃
31	安良川	〃	1.0	0.5	〃
32	島名川	〃	2.1	0.6	〃
33	境川	〃	2.9	4.5	〃
34	中戸川	〃	2.0	1.8	〃
35	堀切川	〃	0.25	1.0	その他
36	赤浜川	〃	0.4	1.6	〃

## 4-2 ダムの設置状況

令和6年2月1日現在

水系河川名	ダム名	設置位置	ダムの型式	堤高 m	堤頂長 m	集水面積 km ²	有効貯水容量 m ³	洪水調整量 m ³ /S	備考
花貫川水系 花貫川	花貫ダム	高萩市秋山	重力式コン クリート	45.3	223.6	44.0	2,000,000	360-185= 175	S48.3 完成
大北川水系 大北川	小山ダム	高萩市横川	重力式コン クリート	65.0	462.0	79.7	15,000,000	880-190= 690	H18.3 完成

(茨城県地域防災計画資料編より抜粋)

## 4-3 海岸保全区域指定状況

(1)国土交通省河川局所轄海岸保全区域指定状況

令和6年2月1日現在

市町村名	国土交通省河川局所轄 海岸延長 (m)	国土交通省河川局所轄 海岸保全区域指定済延長 (m)
高萩市	6, 6 6 1	6, 1 8 0

## 第5節 道路および輸送

### 5-1 道路の整備状況

#### (1) 国道および県道

令和6年2月1日現在

区分	路線名	道路延長	左のうち		改良率	舗装率	幅員
			改良延長	舗装延長			
国道 及 び 県 道	国道6号線	km 6.6	km 6.6	km 6.6	% 100	% 100	m 10.0
	国道461号線	21.15	18.74	21.15	88.6	100	5.6～10.0
	日立いわき線	7.18	7.18	7.18	100	100	7.0～8.0
	北茨城大子線	16.56	12.00	16.56	72.5	100	4.0～6.0
	高萩インター線	5.32	5.11	5.31	96.2	99.9	4.0～20.0
	高萩停車場線	0.95	0.95	0.95	100	100	8.0～35.0
	高萩塙線	21.55	11.00	20.57	51	95.4	5.0～8.0
	上君田大能線	7.17	7.17	7.17	100	100	4.0～8.0
	高萩友部線	1.56	1.56	1.56	100	100	5.0～8.0
	上君田小妻線	3.26	0.00	3.26	0	100	4.0～5.0
計	84.70	63.71	83.71	75.2	98.8		

#### (2) 市道

令和6年2月1日現在

区分	路線名	道路延長	左のうち		改良率	舗装率	幅員
			改良延長	舗装延長			
一 級 市 道	101号線	km 6.76	km 0.22	km 5.43	% 3.25	% 80.3	m 2.7～5.3
	102号線	3.81	3.81	3.81	100	100	4.8～14.4
	103号線	6.3	3.46	3.36	54.9	53.3	3.0～9.4
	104号線	6.57	5.23	5.23	79.6	79.6	3.0～13.7
	105号線	8.32	8.02	7.17	96.39	86.16	2.8～19.6
	106号線	1.89	1.89	1.89	100	100	4.3～9.1
	107号線	1.43	1.42	1.43	99.3	100	3.6～11.9
	108号線	1.39	1.37	1.39	98.56	100	3.8～11.4
	109号線	2.44	0.06	0.35	2.46	14.34	2.2～5.55
	110号線	0.32	0.32	0.32	100	100	5.3～19.15
	111号線	4.43	4.43	4.43	100	100	6.4～19.0
	112号線	5.48	4.33	4.18	79.01	76.28	3.0～11.50
	115号線	0.94	0.94	0.94	100	100	8.0～14.00
	116号線	2.11	2.11	2.11	100	100	5.4～15.1
118号線	1.21	1.21	1.21	100	100	6.9～23.3	
計	53.4	38.82	43.25	72.7	80.99		

区分	路線名	道路延長	左のうち		改良率	舗装率	幅員
			改良延長	舗装延長			
二級市道		km	km	km	%	%	m
	201号線	4.65	0	0.3	0	6.45	1.8～4.0
	202号線	6.59	0.41	0.72	6.2	10.9	2.0～6.5
	203号線	2.81	2.74	2.81	97.51	100	3.7～16.4
	204号線	1.07	0.54	1.07	50.47	100	2.6～8.4
	205号線	1.8	1.8	1.8	100	100	5.5～12.0
	206号線	1.61	1.61	1.61	100	100	6.0～16.3
	207号線	0.68	0.64	0.68	94.1	100	3.8～17.71
	208号線	2.62	1.73	2.61	66.03	99.62	2.5～16.4
	209号線	1.52	1.01	1.52	66.45	100	3.2～8.0
	210号線	4.49	1.88	0.73	41.9	16	0.9～9.0
	211号線	3.08	0	0	0	0	1.0～2.2
	212号線	4.77	1.33	3.96	27.88	83.02	1.8～13.0
	213号線	5.21	5.21	5.21	100	100	4.4～10.3
	214号線	0.82	0	0.03	0	3.66	3.0～4.0
	215号線	0.61	0	0	0	0	1.0～4.1
	216号線	0.67	0	0.67	0	100	2.7～3.9
	217号線	3.84	2.35	3.6	61.2	93.75	2.1～10.5
	218号線	1.2	1.2	1.2	100	100	4.0～5.5
	219号線	0.41	0.41	0	100	0	4.0～4.3
220号線	0.42	0	0	0	0	0.9～2.5	
221号線	0.31	0.31	0.31	100	100	5.3～6.7	
224号線	0.25	0.25	0.25	100	100	5.6～15.0	
225号線	0.5	0.5	0.5	100	100	6.9～20.0	
計		49.93	23.92	29.58	47.91	59.24	

## 5-2 橋梁の整備状況

### (1) 国道橋 (管理者：建設省)

令和6年2月1日現在

名 称	位 置	種 別	延長 (m)		負 荷
稲 村 橋	国道6号線 高浜町内	KG	36.6		T-20
玉 川 橋	〃 肥前町内	〃	9.2		〃
羽 根 田 橋	〃 高戸地内	〃	16.8		〃
谷 川 橋	〃 〃	〃	12.65		〃

### (2) 県道橋 (管理者：茨城県)

令和6年2月1日現在

名 称	位 置	種 別	延長 (m)	負 荷
花 貫 橋	国道461号線 石滝字花貫地内	SG	60.0	T-20
網 掛 橋	〃 安良川地内	PB	7.8	〃
一 の 橋	〃 姫川発電所	〃	10.0	〃
二 の 橋	〃 花貫ダム下側	SG	22.7	〃
三 の 橋	〃 〃	〃	35.0	〃
栈 道 橋	〃 〃	KS	27.7	〃
四 の 橋	〃 〃	SG	45.0	〃
五 の 橋	〃 花貫ダム側	〃	36.4	〃
名 馬 里 橋	〃 花貫ダム上側	ST	76.0	〃
犀 賀 沢 橋	〃 中戸川地内	PB	22.0	〃
葉 柄 田 橋	〃 名馬里ドライブイン側	〃	25.0	T-14
鳥 曾 根 橋	〃 鳥曾根地内	〃	23.0	T-20
新鳥曾根橋	〃 〃	SG	55.5	〃
花 貫 大 橋	〃 中戸川地内	PB	233.0	〃
戸 井 ヶ 沢 橋	〃 〃	〃	40.0	〃
汐 見 沢 橋	〃 〃	〃	41.0	〃
土 岳 橋	〃 小滝沢キャンプ場側	SG	51.0	〃
立 石 橋	〃 大能地内	PB	48.5	〃
芳 ノ 目 橋	〃 〃	〃	37.6	〃
上 大 能 橋	〃 上大能三差路	KS	6.0	〃
秋 山 橋	日立いわき線 秋山地内	〃	5.9	〃
猫 内 橋	〃 猫内地内	SG	42.0	〃
前 川 橋	〃 上手綱千代田地内	PB	15.6	〃
猪 田 橋	〃 〃	〃	12.6	〃
関 口 橋	〃 上手綱関口地内	KS	11.7	〃
紅 葉 橋	北茨城大子線 高萩北茨城境	PB	13.5	T-14

名 称	位 置	種 別	延長 (m)	負 荷
下 横 川 橋	北茨城大子線 下横川地内	KS	7. 2	T-20
小 山 橋	横川小山地内	PB	12. 5	〃
長 沢 橋	横川(小山 ^タ ハ ^イ ス)	KA	10. 5	〃
新 小 山 橋	〃	PB	86. 0	〃
栄 橋	下君田地内	KS	20. 0	〃
仲 内 橋	上君田地内	PB	7. 3	〃
下 君 田 橋	下君田地内	SG	50. 0	〃
雹 ケ 橋	下君田大荷田地内	KS	5. 3	〃
高 戸 大 橋	高萩インター線 下手綱地内	PB	323. 4	〃
手 綱 新 橋	〃	〃	11. 6	〃
新 川 側 橋	〃	〃	21. 5	〃
上 関 橋	上手綱地内	KS	11. 4	〃
仙 道 坂 橋	高萩塙線 上手綱地内	PB	14. 9	〃
仙道坂前橋	〃	〃	17. 9	〃
桂 橋	上手綱仙道坂	SG	8. 0	〃
越 戸 橋	上手綱地内	〃	17. 0	〃
小 滝 橋	〃	SG	54. 0	〃
大 瀧 橋	〃	SG	62. 6	〃
入 合 橋	〃	KS	5. 5	〃
田 尻 橋	若栗地内	〃	5. 5	〃
入 倉 橋	上手綱地内	PB	10. 3	〃
新 高 橋	下君田地内	〃	23. 0	〃
新 花 貫 橋	高萩友部線 石滝地内	〃	48. 5	〃
新 観 音 橋	上君田大能線 上君田地内	KS	7. 5	〃
根 岸 橋	〃	〃	7. 0	〃
第一文添橋	〃	〃	8. 0	〃
第二文添橋	〃	〃	8. 0	〃
文 能 橋	大能地内	〃	7. 0	〃
堅石1号橋	上君田小妻線 上君田地区	WB	8. 4	〃
堅石2号橋	〃	KS	8. 6	〃
堅石3号橋	〃	〃	9. 5	〃

(3)市道橋（管理者：高萩市）

令和6年2月1日現在

名 称	位 置		種 別	延長 (m)	負 荷
葉柄田橋	市道104号線	中戸川	PB	26.1	
二ツ橋	〃	〃	KS	11.0	T-20
中戸川橋	市道105号線	〃	〃	10.0	
山梨子橋	市道104号線	〃	BC	6.3	
小屋下橋	市道1555号線	島名	SG	36.3	T-20
秋山大橋	市道205号線	秋山	〃	40.0	〃
河原橋	市道102号線	〃	PB	26.1	〃
猫内橋	市道2024号線	〃	WB	19.1	
麦屋橋	市道2021号線	〃	PB	22.3	T-20
菖蒲橋	市道105号線	〃	WB	25.7	
湯沢橋	市道2017号線	〃	PB	18.6	T-20
慈眼寺橋	市道2013号線	〃	〃	23.1	〃
川向橋	市道2009号線	〃	WB	29.0	
川内橋	市道2011号線	〃	〃	21.3	
汐見橋	市道3083号線	大能	SG	25.0	T-20
下大能橋	市道112号線	〃	PB	11.4	〃
塚金橋	市道3055号線	〃	SG	10.9	〃
川側橋	市道1020号線	上手綱	PB	17.7	
夕照の橋	市道1081号線	〃	SG	15.8	T-20
夕照大橋	市道1722号線	〃	PB	35.0	〃
農道橋	市道1076号線	〃	SG	13.8	
堀ノ内橋	市道116号線	〃	KS	15.9	T-20
前の内橋	市道1091号線	〃	〃	14.45	
兔田橋	市道1090号線	〃	PB	15.7	T-20
関根前橋	市道1592号線	〃	KS	15.2	〃
南田橋	市道1667号線	〃	PB	16.0	〃
新磯馴橋	市道203号線	高戸	〃	48.8	〃
高戸橋	市道1191号線	〃	〃	36.2	〃
荒崎橋	市道204号線	〃	〃	39.5	〃
下河原橋	市道1106号線	下手綱	〃	18.8	〃
新橋	市道107号線	〃	KS	15.6	〃
横町橋	市道1104号線	〃	SG	17.1	
関根橋	市道1058号線	〃	PB	16.7	T-20
小和田橋	市道1048号線	上手綱	SG	18.35	〃
朝香橋	市道1069号線	〃	OB	16.6	〃
鳥作橋	市道1021号線	〃	KS	12.5	
石舟橋	市道1007号線	〃	〃	11.33	T-20
上手綱橋	市道1013号線	〃	PB	11.4	



名 称	位 置	種 別	延長 (m)	負 荷
片 添 橋	市道3044号線 下君田	KS	12.5	
田 の 草 橋	〃 上君田	〃	5.7	
大 畑 橋	市道3046号線 〃	〃	13.5	T-20
妙 見 橋	市道103号線 〃	〃	10.0	
落 合 橋	市道210号線 横川	PB	35.0	T-20
小 山 橋	市道3047号線 〃	WB	23.6	
向 平 橋	市道3084号線 〃	SG	52.0	T-20
小 神 戸 橋	市道258号線 下君田	PB	15.7	〃
小 川 崎 橋	市道4022号線 〃	KS	21.6	〃

### 5-3 異常気象時通行規制区間

令和6年2月1日現在

番号	路線名	通行規制(情報収集)区間		危険内容	情報板設置の有無
		箇所	延長(km)		
1	北茨城大子線	高萩市下君田柳沢	4.0	落石・路肩崩壊 土砂崩落	有
2	高萩塙線	高萩市下君田柳沢	11.0	落石・路肩崩壊 土砂崩落	有
3	上君田小妻線	高萩市上君田	3.5	落石・路肩崩壊 土砂崩落	無

### 5-4 都市計画道路の整備状況

令和6年2月1日現在

路線名	路線番号	計画決定年月日 (変更年月日)	事業主体	計画幅員 (m)	計画延長 (km)	整備済延長 (km)	整備率 (%)
安良川赤浜線	3・5・9	S48.12.21 (H28.11.21)	県	25.16.13	5.79	2.44	42.1
高戸上手綱線	3・3・10	S48.12.21 (S60.1.14)	県	18・22	3.97	3.97	100
安良川下手綱線	3・4・1	S44.5.20 (H28.11.21)	県・市	16	2.7	1.16	43.0
安良川線	3・4・5	S30.11.15 (H28.11.21)	県	16	1.23	0.46	37.4
東本町高萩線	3・4・6	S32.12.17 (S48.12.21)	市	11・16	3.4	1.49	43.8
上手綱赤浜線	3・4・12	S56.9.21	市	16	1.92	1.92	100
高萩停車場線	3・5・2	S21.7.11 (S48.12.21)	県・市	15・20	0.5	0.35	70
石滝本町線	3・5・3	S21.7.11 (H28.11.21)	県・市	15	2.86	2.11	73.8
花貫川赤浜線	3・5・4	S24.3.31 (H28.11.21)	国	15	6.6	1.45	22
高萩停車場東口線	3・5・11	S30.11.15 (H28.11.21)	市	15・20	0.52	0.38	73.1
合 計					29.49	15.73	53.34

高 萩 市

5-5 高萩市災害応急ヘリコプター発着場

所在地・名称	高萩市高浜町1-77 市立高萩中学校		
管理者(所有者)	市立高萩中学校 (電) 0293(22)3147		
市町村防災担当課	高萩市市民生活部危機対策課 (電) 0293(23)2215		
著名目標	高浜スポーツ広場		
標点位置	経緯度 N 36° 42' E 140° 43'	座標 高萩 751620	
特に注意を要する 周辺の障害物	夜間照明施設		
使用可能空地面積 及び車両進入路	32,155㎡	車両侵入 道路 幅員	6m

位置図

S: 1/2,500



見 取 図

S: 1/2, 500



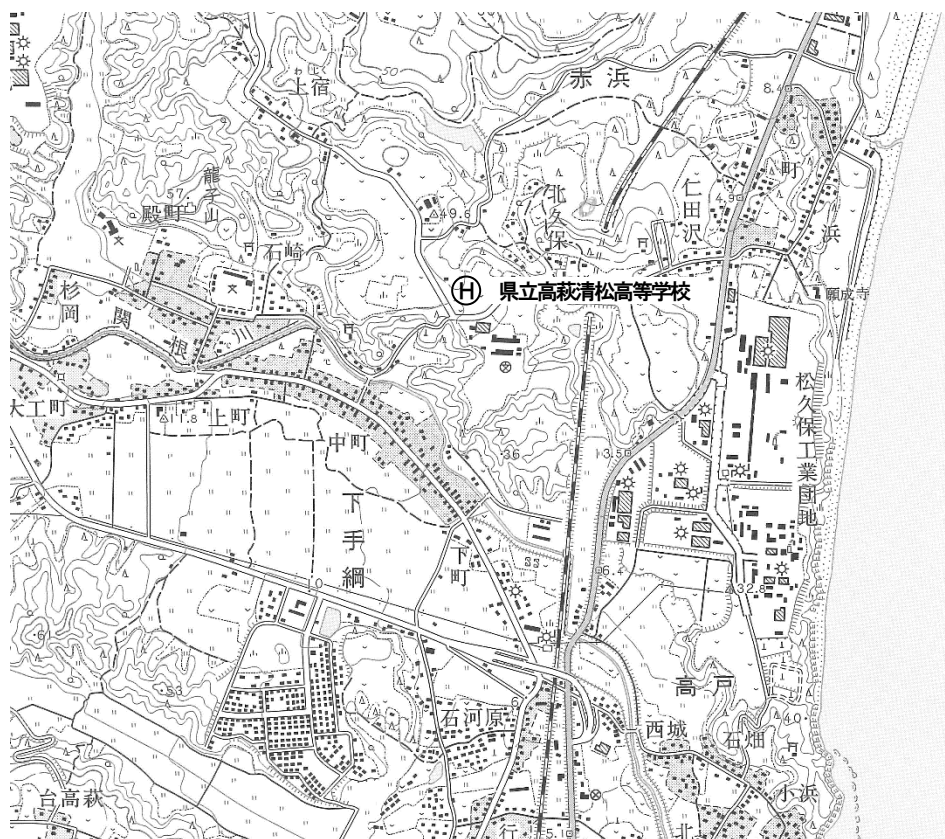
地 被 及 び 傾 斜	裸 地 水 平
照 明 設 備 の 有 無	有 _____ W × _____ 基 可変 固定 ・ (無)
消 火 栓 の 有 無	有 _____ 基 ・ (無)
貯 水 槽 プ ー ル の 有 無	貯水槽 有 _____ m ³ × _____ 基 プール (有) (L) 25m × (W) 15m × (D) 1m ・ 無

高 萩 市

所在地・名称	高萩市大字赤浜1864 県立高萩清松高等学校		
管理者（所有者）	県立高萩清松高等学校 （電）0293(23)4121		
市町村防災担当課	高萩市市民生活部危機対策課 （電）0293(23)2215		
著名目標	県立高萩清松高等学校校舎（高台）		
標点位置	経緯度	N 36° 44' E 140° 43'	座標
特に注意を要する 周辺の障害物			
使用可能空地面積 及び車両進入路	160 × 100m	車両侵入 道 路	幅員 6m

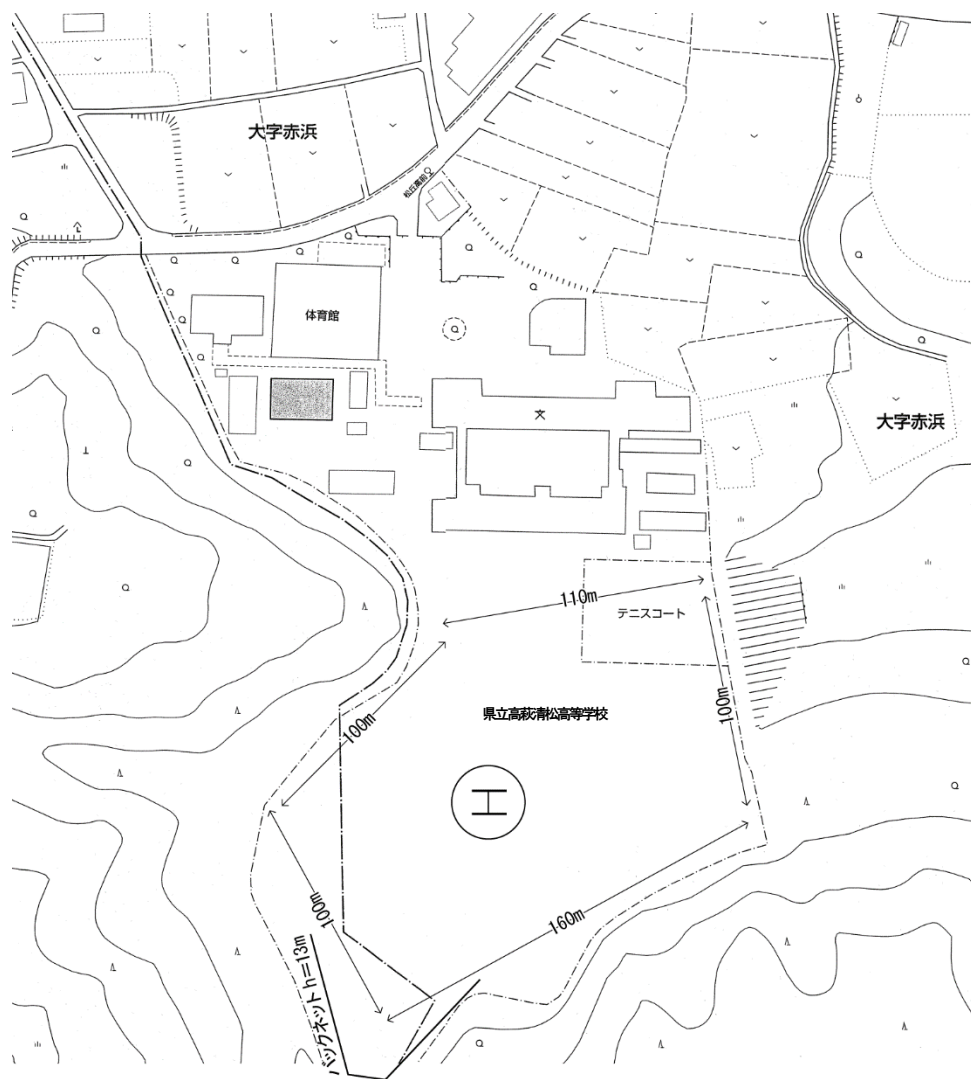
位置図

S: 1/2, 5000



見 取 図

S: 1/2, 500

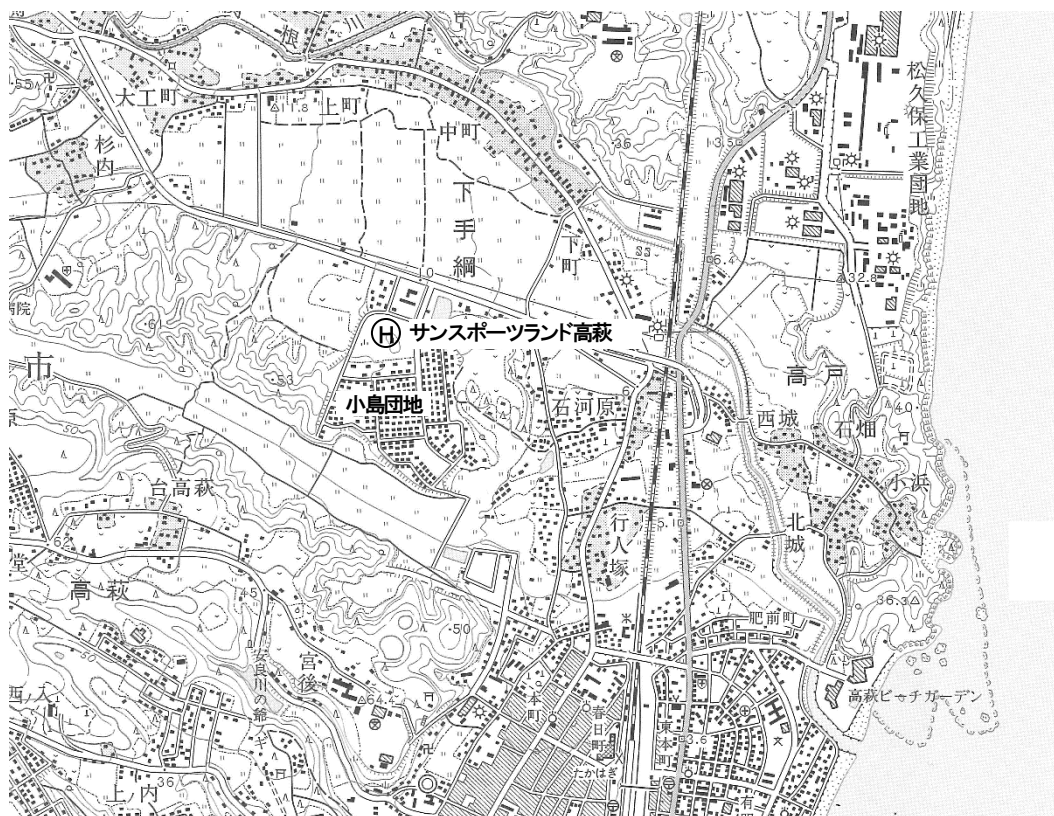


地 被 及 び 傾 斜	裸 地 水 平
照 明 設 備 の 有 無	有 _____ W × _____ 基      可変 固定      ・ (無)
消 火 栓 の 有 無	(有) _____ 1 基      ・ 無
貯 水 槽 の 有 無 プ ー ル の 有 無	貯水槽 有 _____ m ³ × _____ 基 プー ル (有) (L) _____ 25m × (W) _____ 17m × (D) _____ 1.5m      ・ 無

所在地・名称	高萩市大字下手綱2037-2 サンスポーツランド高萩		
管理者（所有者）	高萩市教育委員会 （電）0293(23)2019		
市町村防災担当課	高萩市市民生活部危機対策課 （電）0293(23)2215		
著名目標	茨城県高萩工事事務所		
標点位置	経緯度 N 36° 43' E 140° 42'	座標	
特に注意を要する 周辺の障害物	周囲のフェンス（北側 約200mにある高圧線）		
使用可能空地面積 及び車両進入路	110 × 70m	車両侵入 道路 幅員	5m

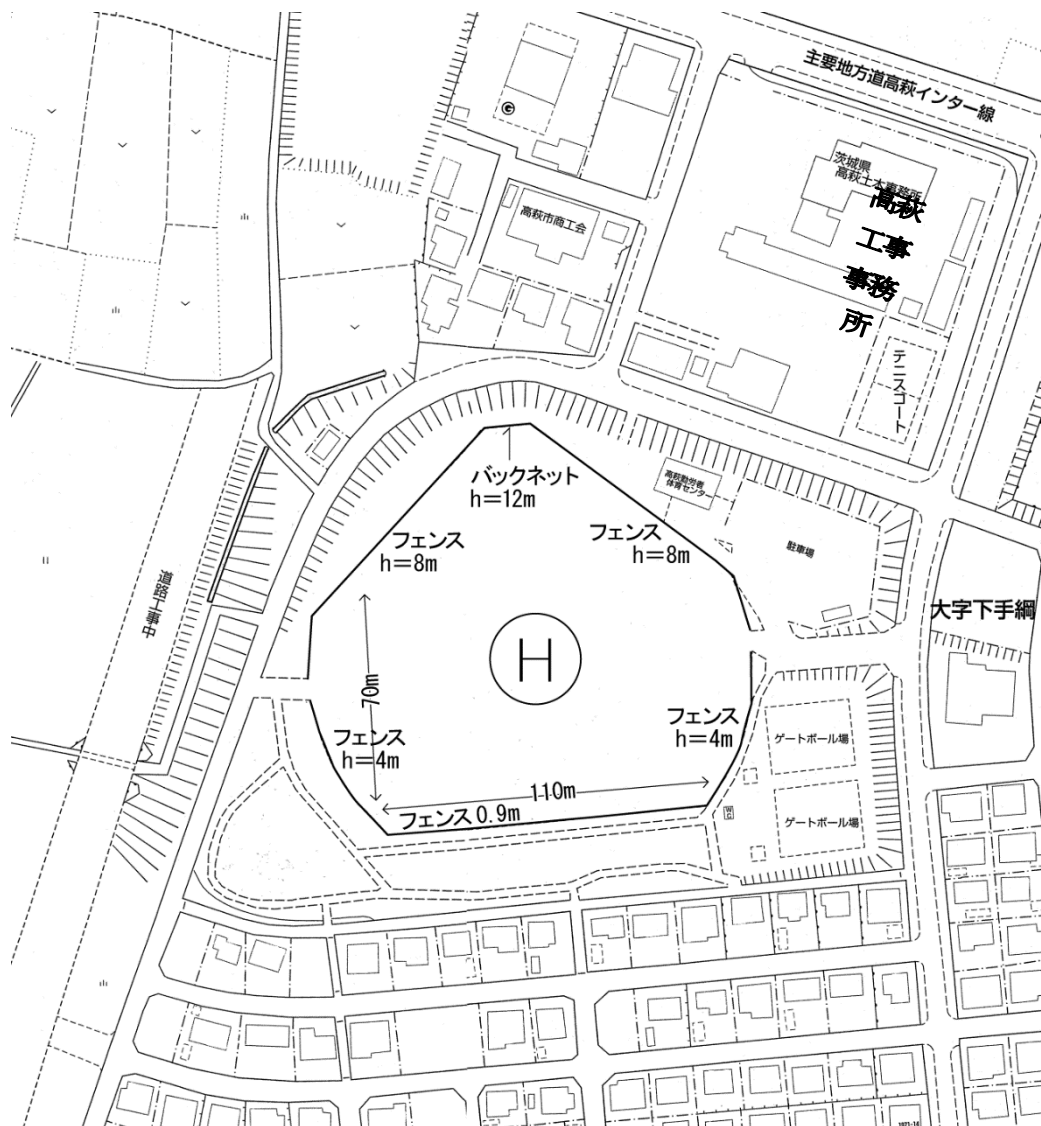
位置図

S: 1/2,5000



見 取 図

S: 1/2, 500



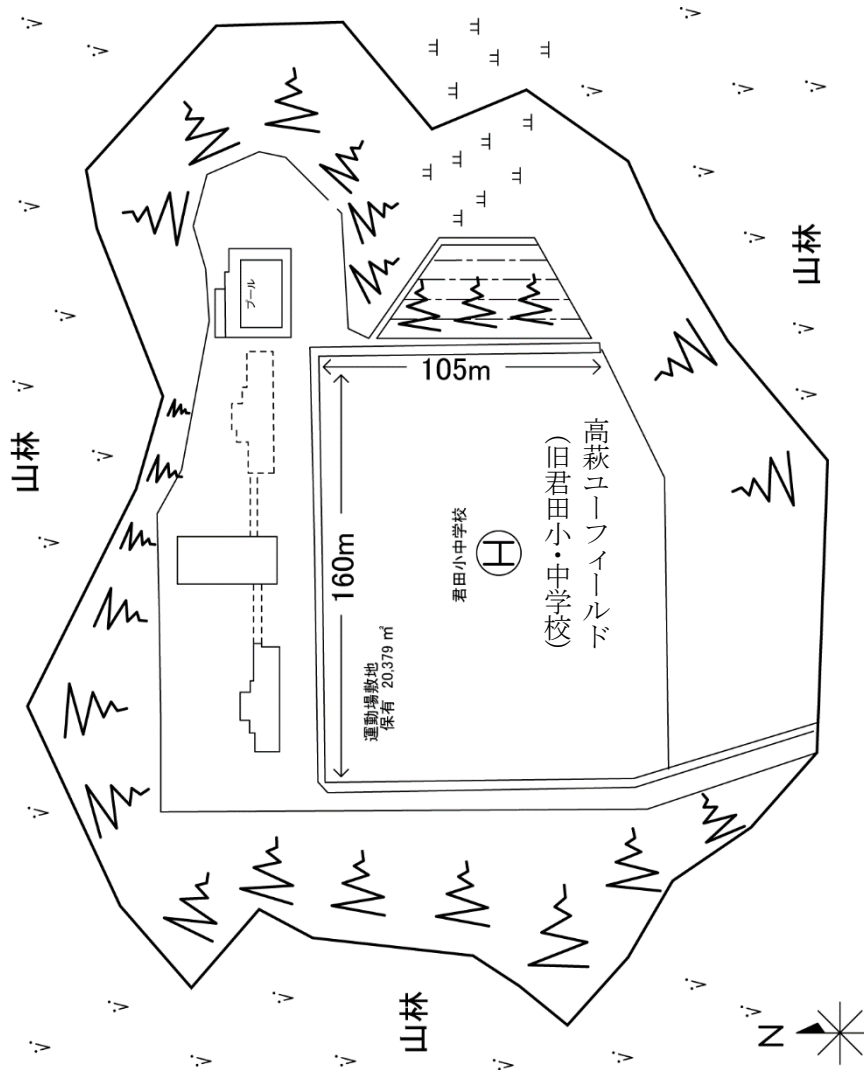
地 被 及 び 傾 斜	裸 地 水 平
照 明 設 備 の 有 無	有 _____ W × _____ 基      可変 固定      ・ (無)
消 火 栓 の 有 無	(有) _____ 6基      ・ 無
貯 水 槽 プ ー ル の 有 無	貯水槽 有 _____ m ³ × _____ 基 プール 有 (L) _____ 25m × (W) _____ 15m × (D) _____ 1m      ・ (無)





見 取 図

S: 1/2, 500



地 被 及 び 傾 斜	裸 地 水 平
照 明 設 備 の 有 無	有 _____ W × _____ 基 可変 固定 ・ (無)
消 火 栓 の 有 無	有 _____ 基 ・ (無)
貯 水 槽 プ ー ル の 有 無	貯水槽 有 _____ m ³ × _____ 基 プール (有) (L) 25m × (W) 15m × (D) 1m ・ 無

5-6 緊急輸送道路の指定状況

令和6年2月1日現在

	路線 番号	路線名	起 点 側	終 点 側
第 一 次 緊急輸送道路	1	常磐自動車道	市境（日立市）	市境（北茨城市）
	6	国道6号	市境（日立市）	市境（北茨城市）
	67	高萩インター線	高戸国道6号	高萩インター入口
	461	国道461号	市境（常陸太田市）	市境（日立市）
第 二 次 緊急輸送道路	111	高萩塙線	安良川461交差点	市境（北茨城市） ※一部未供用
		高萩市道1013号線	高萩インター交差点	市境（北茨城市） ※高萩塙線供用開始まで
	230	高萩友部線	安良川461交差点	市境（日立市）
第 三 次 緊急輸送道路		市道116、1676、 1703号線	高萩インター線交差	高萩協同病院
		市道217、1755号線	高萩インター線交差	やすらぎの丘温泉病院

## 第6節 施設・避難所等

### 6-1 都市公園等の整備状況

#### ◆都市公園

令和6年2月1日現在

No	公園の名称	所在地	面積 (㎡)
1	中央児童公園	大和町1-34	2,377
2	春日児童公園	春日町2-84	2,004
3	山王児童公園	本町3-88	2,271
4	松岡児童公園	下手綱795-3他	2,641
5	花貫児童公園	安良川308-3	2,183
6	肥前児童公園	肥前町1-1	1,126
7	駒木原児童公園	高萩790-1	1,147
8	駒形児童公園	安良川271-4	1,253
9	千代町児童公園	島名2253-141	1,428
10	行人塚児童公園	高戸150-3	1,449
11	石滝児童公園	石滝2590-55	522
12	向洋台児童公園	島名2118-70	2,685
13	ハーモニーパーク	東本町1-64-2他	9,202
14	アプローチ広場	下手綱21他	7,445
15	緑のみち	東本町及び肥前町地内	4,695
16	本町南公園	本町1-206	770
17	本町ファミリースポーツ公園	本町4-226	8,652
		計	51,850

#### ◆都市公園以外の公園（都市計画区域内）

No	公園の名称	所在地	面積 (㎡)
1	はばたき公園	高萩1929-21	355
2	向洋台第2公園	島名2118-169	3,618
3	向洋台第3公園	島名2071-79	416
4	向洋台第4公園	島名2118-140	247
5	島名第1公園	島名2368-7	641
6	島名第2公園	島名2392-4	2,477
7	島名見晴公園	島名2398-1	1,829
8	島名第4公園	島名2627	1,015
9	島名堂ノ上公園	島名2332-13	118
10	秋山第1公園	秋山2365-31	184
11	秋山第2公園	秋山2365-25	269
12	秋山第3公園	秋山2488-5	115
13	駒木原公園	高萩771-14	213
14	俎倉公園	高萩230-30	266
15	緑苑住宅第1公園	上手綱1101-64	1,071
16	緑苑住宅第2公園	上手綱1101-63他	452
17	神宮司第1公園	安良川2093	942
18	神宮司第2公園	安良川1947	1,994
19	神宮司第3公園	安良川1838	2,100
20	翠ヶ岡第1公園	安良川1341-12他	1,247

21	翠ヶ岡第2公園	安良川1389-3	768
22	翠ヶ岡第3公園	安良川2176-7	310
23	サンシティ安良川第1公園	安良川1551-37他	371
24	サンシティ安良川第2公園	安良川1551-36	448
25	赤浜工業団地第1公園	赤浜2071-10	6,341
26	島名団地公園	島名2356-19他	132
27	グリーンタウンてつな第5公園	上手綱5149	6,728
28	グリーンタウンてつな第6公園	上手綱1006-17	1,891
29	いしふね団地第1公園	上手綱3230-57	324
30	いしふね団地第2公園	上手綱3230-58	218
31	向洋台南団地公園	島名2014-18	108
32	小島団地東第1公園	下手綱1956	329
33	小島団地東第2公園	下手綱2023	665
34	小島団地運動公園	下手綱1989-1	4,051
35	小島団地遊歩公園	下手綱1990-1	2,416
36	小島団地西公園	下手綱1988	499
37	リバーサイドてつな公園	下手綱458-8	131
38	サンシティいしふね団地公園	上手綱3101-25	201
		計	45,500

◆その他の公園（都市計画区域外）

No	公園の名称	所在地	面積 (㎡)
1	花貫ふるさと自然公園	秋山2989	26,240
2	土岳自然の森	中戸川	25,000
3	花貫さくら公園	秋山	20,550
4	森林公園	下手綱1952-17	79,473
		計	151,263

6-2 小・中学校、幼稚園および保育所の施設状況

(1) 小学校

令和6年2月1日現在

学校名	所在地	校舎		屋内体育館		計	危険校舎面積	運動場敷地面積
		構造	面積	構造	面積			
高萩小	安良川1048	R	5,497		㎡	5,497	㎡	18,586
		S	101	S	951	1,052		
秋山小	島名2161-1	R	4,075		㎡	4,075	㎡	11,376
		S	66	S	733	799		
松岡小	下手綱43	R	4,680		㎡	4,680	㎡	6,588
		S		S	681	681		
		W	52			52		
東小	有明町1丁目141	R	6,035		㎡	6,035	㎡	12,590
		S	45	S	950	995		

(2) 中学校

令和6年2月1日現在

学校名	所在地	校舎		屋内体育館		計	危険校舎面積	運動場敷地面積
		構造	面積	構造	面積			
高萩中	高浜町1丁目77		m ²		m ²	m ²	m ²	m ²
		R	6,366			6,366		
		S	378	S	1,241	1,619		26,355
松岡中	下手綱4	W	13			13		
		R	3,241			3,241		13,130
松岡中	下手綱4	S	80	S	659	739		
		R	5,883			5,883		18,845
秋山中	高萩273			S	864	864		

(3) 幼稚園

令和6年2月1日現在

園名	所在地	園舎		屋内体育館		計	危険園舎面積	運動場敷地面積
		構造	面積	構造	面積			
秋山幼	島名2230	S	607			607		
		W	20			20		2,959

(4) 保育所・認定こども園

令和6年2月1日現在

施設名	所在地	所舎		屋内体育館		計	危険所舎面積	敷地面積
		構造	面積	構造	面積			
高萩認定こども園	本町4丁目5		m ²		m ²	m ²		m ²
		w	1,291.00			1,291.00		3,732.00
同仁東保育園	高浜町2丁目35	S	980.00			980.00		1,944.00
聖徳保育園	安良川271	R	648.48			648.48		905.00
あおぞら保育園	安良川1251-1	S	495.31			495.31		2,540.00
松ヶ丘認定こども園	下手綱825-3	W	26.4			26.4		
		R	3,534.34			3,534.34		5,469.93

6-3 社会教育施設の現況

令和6年2月1日現在

名 称	所 在 地	構造	施 設 面 積	敷地面積	危険施設 面 積
高 萩 市 民 球 場	高萩727	R	メインスタンド 405	31,296	m ²
		S	内外野 13,233		
高 萩 市 民 体 育 館	高萩17-4	S	2,339	2,740	
高萩市高浜スポーツ広場	高浜町1-42	R	863	27,036	
高 萩 市 中 央 公 民 館	高萩17-3	R	1,124	3,798	
高 萩 市 立 図 書 館	高萩8-1	R	1,313	3,236	
高萩市歴史民俗資料館	〃	R	686	3,236	
高 萩 市 文 化 会 館	高萩6	R	2,307	10,852	
松 岡 地 区 公 民 館	下手綱787-1	W 一部R	612	2,475	
サンスポーツランド高萩	下手綱2037-2	W	体育施設 198	31,195	

※ 構 造

- R : 鉄筋コンクリート
- S : 鉄骨造
- W : 木 造
- B : ブロック造

## 6-4 水道施設の現況

### (1) 上水道施設の現況

令和6年2月1日現在

区 分	内 容	
事 業 名	高 萩 市 水 道 事 業	
浄 水 場 名 称	第 1 浄 水 場	関 口 浄 水 場
浄 水 場 所 在 地	高萩市大字秋山188番地	高萩市大字上手綱2807番地の16
計 画 給 水 人 口	37,200人	
給 水 人 口	26,034人	
1 日 当 たり 計 画 最 大 給 水 量	19,100m ³	
一 人 1 日 当 たり 計 画 最 大 給 水 量	513ℓ	
普 及 率	97.8%	

### (2) 工業用水道施設の現況

令和6年2月1日現在

区 分	内 容	備 考
事 業 名	高萩市工業用水道事業	
浄 水 場 名 称	第 2 浄 水 場	
浄 水 場 所 在 地	高萩市大字高萩533番地	
計 画 給 水 事 業 所 数	5 社	
契 約 事 業 所 数	5 社	
1 日 当 たり 計 画 最 大 給 水 量	20,000m ³	
契 約 給 水 量	18,400m ³ /日	
給 水 率	100%	



6-5 指定文化財一覧表

指定区分	種類	名称	数量	所在地	指定年月日
国重文	建造物	石岡第一発電所堰提・沈砂池	各 1	高萩市横川1038	平成20年12月2日
国重文	歴史資料	長久保赤水関係資料	6 9 3	高萩市歴史民俗資料館	令和2年9月30日
国登録	建造物	花貫川第一発電所第三号水路橋(めがね橋)	1	高萩市秋山地区内	平成11年11月18日
県	建造物	穂積家住宅(付穂積家屋敷絵図)	4	高萩市上手綱2337	平成元年 1月25日
県	絵画	絹本着色観経十六観変相図	1	高萩市本町1-128	平成14年 1月25日
県	歴史資料	長久保赤水関係資料	1 0 7	高萩市歴史民俗資料館 他	平成29年1月26日
市	絵画	胎蔵界曼荼羅図	1	高萩市本町1-128	昭和62年 3月 5日
市	彫刻	木造 釈迦如来坐像	1	高萩市上手綱572	平成14年 6月 4日
市	工芸品	丸型菊花双鶴文亀鈕鏡	1	高萩市本町3-12	平成17年 8月11日
市	古文書	松岡地理誌 (原稿)	1	高萩市本町1-75	平成17年11月10日
市	古文書	松岡村誌 (原稿)	1	高萩市安良川66	平成17年11月10日
市	考古資料	赤浜古墳出土遺物	1 7	高萩市歴史民俗資料館	平成22年3月10日
市	歴史資料	小林寒林資料	1 2	高萩市歴史民俗資料館 他	平成17年 8月11日
市	歴史資料	長久保赤水関係資料	1 3 8	高萩市歴史民俗資料館 他	平成17年11月10日 平成25年 7月 9日 平成28年 4月14日
市	歴史資料	松村任三資料	3	高萩市歴史民俗資料館	平成18年12月 1日
市	歴史資料	松村任三胸像	1	高萩市歴史民俗資料館	平成18年12月 1日
市	歴史資料	朝香神社(森大明神)棟札	4	高萩市上手綱 朝香神社	令和元年9月17日
市	無形民俗文化財	下君田のささら	1	高萩市下君田 王塚神社	昭和48年10月15日
市	無形民俗文化財	丹生神社の棒ささら	1	高萩市下手綱 丹生神社	平成 5年 1月12日
市	史跡	長久保赤水の墓	1	高萩市赤浜9	昭和52年 5月10日
市	史跡	鈴木玄淳の墓	1	高萩市下手綱418	昭和52年 5月10日
市	史跡	琵琶墓古墳	1	高萩市赤浜740	昭和52年11月 8日
市	史跡	赤浜一号墳	1	高萩市赤浜366-7	昭和52年11月 8日
市	史跡	高橋家の門・塀	1	高萩市下手綱619	平成 5年 3月 8日
市	史跡	穂積家屋敷(落合園)	1	高萩市上手綱2337	平成11年11月12日
市	史跡	小林寒林石碑	1	高萩市安良川686玖台寺境内	平成18年 8月14日
国	天然記念物	安良川の爺スギ	1	高萩市安良川八幡宮境内	大正13年12月 9日
県	天然記念物	大塚神社のスギ	1	高萩市下君田王塚神社境内	昭和49年 3月31日
県	天然記念物	大塚神社のモミ	1	高萩市下君田王塚神社境内	昭和49年 3月31日
県	天然記念物	松岩寺のヤマザクラ	1	高萩市下君田1569	平成11年 1月25日
市	天然記念物	花貫暖帯温帯混合自然林	1	高萩市秋山地区内	昭和56年 6月 4日
市	天然記念物	サツキ古木群(伝承御所のサツ)	10数株	高萩市高戸884	平成11年11月12日
市	天然記念物	堀の内ヒヨクヒバ	1	高萩市上手綱1632	令和元年9月17日

資料：高萩市教育委員会ホームページ

6-6 市の機関等

(1)市の機関

令和6年2月1日現在

名 称	所 在 地	局 番	電 話 番 号
高 萩 市 役 所	高萩市本町1丁目100-1	0293	2 3 - 1 1 1 1
市 民 体 育 館	〃 高萩17-4	〃	2 3 - 2 5 5 2
中 央 公 民 館	〃 高萩17-3	〃	2 3 - 1 1 2 5
松 岡 地 区 公 民 館	〃 下手綱787-1	〃	2 4 - 0 4 2 4
高 浜 ス ポ ー ツ 広 場	〃 高浜町1-42	〃	2 3 - 7 1 7 7
給 食 セ ン タ ー	〃 高浜町1-77	〃	2 3 - 7 4 1 2
文 化 会 館	〃 高萩6	〃	2 3 - 7 4 1 1
図 書 館	〃 高萩8-1	〃	2 3 - 7 1 7 4
高 萩 市 斎 場	〃 安良川1332-1	〃	2 2 - 5 3 1 9
第 1 浄 水 場	〃 秋山188	〃	2 3 - 2 1 0 4
第 2 浄 水 場	〃 高萩533	〃	
関 口 浄 水 場	〃 上手綱2807-16	〃	2 4 - 1 4 4 3
たかはぎ認定こども園	〃 本町4-5	〃	2 2 - 2 4 7 6
秋 山 幼 稚 園	〃 島名2230	〃	2 3 - 2 1 0 2
高 萩 小 学 校	〃 安良川1048	〃	2 2 - 3 0 7 3
東 小 学 校	〃 有明町1-141	〃	2 2 - 2 5 4 2
秋 山 小 学 校	〃 島名2161-1	〃	2 2 - 2 1 0 8
松 岡 小 学 校	〃 下手綱43	〃	2 2 - 2 4 3 0
高 萩 中 学 校	〃 高浜町1-77	〃	2 2 - 3 1 4 7
秋 山 中 学 校	〃 高萩273	〃	2 2 - 2 7 6 0
松 岡 中 学 校	〃 下手綱4	〃	2 2 - 2 4 3 1
サンスポーツランド高萩	〃 下手綱2037-2	〃	2 4 - 3 4 5 4
高 萩 市 花貫クリーンセンター	〃 安良川505	〃	2 2 - 4 3 1 8
高 萩 市 リサイクルセンター	〃 赤浜2100-192	〃	2 3 - 6 8 8 6
日 立 ・ 高 萩 広 域 下 水 道 組 合	日立市十王町伊師2220	0294	3 9 - 5 5 9 5
茨城北農業共済事務組合	高萩市本町1丁目28-2	0293	2 3 - 7 1 9 8

(2) 市以外の機関

令和6年2月1日現在

名 称	所 在 地	局 番	電 話 番 号
茨 城 県 庁	水戸市笠原町978-6	029	301-1111
県 防 災 ・ 危 機 管 理 課	〃	029	301-2879
県 北 県 民 セ ン タ ー	常陸太田市山下町4119	0294	県民福祉課80-3322 地域福祉課80-3320 環境・保安課80-3355 建築指導課80-3344
高 萩 工 事 事 務 所	高萩市下手綱1405-2	0293	2 2 - 2 1 7 5
花 貫 ダ ム 管 理 事 務 所	〃 秋山2989	0293	2 2 - 3 5 2 4
高 萩 警 察 署	〃 高戸315-10	0293	2 4 - 0 1 1 0
高 萩 郵 便 局	〃 高萩1929-16	0293	2 2 - 2 8 6 9
東京電力(株)日立営業センター	日立市神峰町2-8-4	0294	7 7 - 3 3 8 0
東 日 本 旅 客 鉄 道 (株) 高 萩 駅	高萩市高萩1928	0293	2 2 - 2 1 7 4
茨 城 交 通 (株) 神 峰 営 業 所	日立市滑川町2-11-5	0294	2 1 - 5 2 4 5
常 陸 農 業 協 同 組 合 高 萩 支 店	高萩市本町1丁目100-2	0293	2 2 - 3 6 1 7
高 萩 市 商 工 会	〃 下手綱2000	〃	2 2 - 2 5 0 1
高 萩 高 等 学 校	〃 高萩1111	〃	2 2 - 3 1 6 1
高 萩 清 松 高 等 学 校	〃 赤浜1864	〃	2 3 - 4 1 2 1
茨 城 森 林 管 理 署 高 萩 森 林 事 務 所	〃 春日町3丁目10-1	〃	2 2 - 3 0 3 0
常 陸 太 田 県 税 事 務 所 高 萩 支 所	〃 春日町3丁目1	〃	2 2 - 2 0 1 9
日 立 税 務 署	日立市若葉町2丁目1番8号	0294	2 1 - 6 3 4 6
ハ ロ ー ワ ー ク 高 萩	高萩市本町4丁目8-5	0293	2 2 - 2 5 4 9
常陸太田地域農業改良普及センター 一 高 萩 駐 在 所	〃 春日町3丁目1	〃	2 2 - 3 0 6 1
県 北 森 林 事 務 所 高 萩 土 地 改 良 事 務 所	〃 春日町3丁目1	〃	2 2 - 2 3 7 9
日 立 保 健 所	日立市助川町2丁目6-15	0294	2 2 - 4 1 8 8
自 衛 隊 茨 城 地 方 協 力 本 部	水戸市三の丸3-11-9	029	2 3 1 - 3 3 1 5
自 衛 隊 茨 城 地 方 協 力 本 部 日 立 出 張 所	日立市平和町1丁目13-7	0294	2 1 - 1 5 2 4
陸 上 自 衛 隊 勝 田 駐 屯 地	ひたちなか市勝倉3433	029	2 7 4 - 3 2 1 1
N H K 水 戸 放 送 局	水戸市大町3丁目4-4	〃	2 3 2 - 9 8 8 5
水 戸 地 方 気 象 台 防 災 業 務 課	〃 金町1丁目4-6	〃	2 2 4 - 1 1 0 6

N T T 東 日 本 茨 城 支 店	〃 北見町8-8	〃	2 3 2 - 4 8 2 5
高 北 清 掃 セ ン タ ー	北茨城市中郷町小野矢指959-1	0293	4 4 - 8 8 5 3

6-7 避難所

番号	名称	指定緊急避難場所							指定避難所 (指定緊急 避難場所を 兼ねる)
		災害種別							
		洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模 火災	内水氾濫	
1	高萩小学校	○	○	○	○	○	○	○	○
2	東小学校	○※	○	○	○	○※	○	○	○
3	高萩中学校	○※	○	○	○	○※	○	○	○
4	秋山小学校	○	○	○	○	○	○	○	○
5	秋山中学校	○	○	○	○	○	○	○	○
6	松岡小学校	×	○	○	○	○	○	○	○
7	松岡中学校	×	×	○	○	○	○	○	○
8	高萩ユニフィールド(旧青田小・中学校)	○	○	○	○	○	○	○	○
9	総合福祉センター	○	○	○	○	○	○	○	●
10	市民体育館	○	○	○	×	○	○	○	
11	中央公民館	○	○	○	×	○	○	○	
12	文化会館	○	×	○	○	○	○	○	
13	高萩市民センター	×	○	○	○	○	○	○	
14	リーベロたかはぎ	○	○	○	×	○	○	○	
15	高浜スポーツ広場	×	○	○	×	×	○	○	
16	松岡地区公民館	×	○	○	○	○	○	○	
17	サンスポーツランド高萩	○	○	○	○	○	○	○	
18	高萩霊園	○	○	○	○	○	○	○	
19	駒木原集会所	○	○	○	×	○	○	○	
20	台高萩集会所	○	○	○	○	○	○	○	
21	高萩高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○
22	高萩清松高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○
23	山手集落センター	○	○	○	○	○	○	○	
24	有明町集会所	×	○	○	×	×	○	○	
25	肥前町集会所	×	○	○	×	×	○	○	
26	駒形集会所	×	○	○	○	○	○	○	
27	石滝上ノ台集会所	○	○	○	○	○	○	○	
28	上島名千代町集会所	○	○	○	○	○	○	○	
29	向洋台集会所	○	○	○	○	○	○	○	
30	島名多目的研修会館	○	○	○	×	○	○	○	
31	和野集会所	○	○	○	×	○	○	○	
32	秋山南集会所	○	○	○	○	○	○	○	
33	秋山中集会所	○	○	○	○	○	○	○	
34	秋山生活改善センター	○	○	○	○	○	○	○	
35	秋山下生活改善センター	×	○	○	○	○	○	○	
36	秋山中集落センター	×	○	○	○	○	○	○	
37	千代田集会所	○	○	○	○	○	○	○	
38	関口集会所	○	○	○	○	○	○	○	
39	上原集会所	○	○	○	○	○	○	○	
40	上手綱生活改善センター	○	○	○	○	○	○	○	
41	北組コミュニティセンター	○	○	○	○	○	○	○	
42	下組生活改善センター	×	○	○	○	○	○	○	
43	石舟生活改善センター	○	○	○	○	○	○	○	
44	行人塚集会所	×	○	○	×	○	○	○	
45	高戸集会所	×	○	○	○	×	○	○	
46	赤浜田園都市センター	○	○	○	○	○	○	○	
47	上君田生活改善センター	○	×	○	○	○	○	○	
48	緑の郷コミュニティセンター	○	○	○	○	○	○	○	
49	大能生活改善センター	○	○	○	×	○	○	○	
50	横川生活改善センター	○	×	○	○	○	○	○	
51	若栗集会所	○	×	○	○	○	○	○	
52	中戸川集会所	○	×	○	○	○	○	○	
53	さくら宇宙公園	○	○	○	○	○	○	○	
54	明秀学園高萩キャンパス	○	○	○	×	○	○	○	○
55	市営高浜住宅 市営高浜第二住宅	○※	○	○	○	○※	○	○	
56	てつな住宅団地集会所	○	○	○	○	○	○	○	
57	高萩市民球場	○	○	○	○	○	○	○	
58	高萩市リサイクルセンター	○	○	○	○	○	○	○	

【凡例】上表記載の記号は次のとおりとする。

- ：災害発生時に指定緊急避難場所の対象となる場所
- ：福祉避難所を兼ねる施設
- ×
- ※：津波や洪水災害発生時は避難階段を使用し、屋上に緊急避難が可能

6-8 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

		施設の名称	施設所在地	洪水	土砂
医療施設	1	樋渡医院	高萩市大和町2-59	○	
	2	松岡クリニック	高萩市下手綱653	○	
	3	たばたクリニック	高萩市高戸382-1	○	
	4	立花医院	高萩市東本町1-81	○	
	5	永山耳鼻咽喉科眼科医院	高萩市大和町1-7	○	
	6	医療法人社団内田医院	高萩市大和町2-16	○	
	7	石川内科クリニック	高萩市安良川195-3	○	
	8	おじま内科・消化器内科クリニック	高萩市東本町3-67	○	
	9	鈴木歯科医院	高萩市安良川114	○	
	10	菊池歯科医院	高萩市有明町1-10	○	
	11	立花歯科医院	高萩市東本町1-74	○	
	12	ひがし歯科医院	高萩市東本町2-46-4	○	
	13	若松歯科医院	高萩市大和町1-27	○	
	14	平澤歯科医院	高萩市大和町1-8	○	
	15	横山歯科医院	高萩市大和町3-37-1	○	
	16	たかほぎ眼科	高萩市本町2-88-3		○
	17	いまがわ歯科医院	高萩市本町1-52-2	○	
	18	高萩歯科クリニック	高萩市春日町2-36	○	
	19	かんべ歯科医院	高萩市下手綱1485-5	○	
	20	ぼこりっと 高萩	高萩市安良川390-10	○	
	21	くれよんクラブ	高萩市有明町1-46	○	
	22	リパティサポートセンターゆい	高萩市高萩45-1		○
	23	はっぴい・べる	高萩市下手綱1480-7	○	
児童福祉施設	24	ゆうゆう学童クラブ	高萩市有明町1-144	○	
	25	朋友学童クラブ	高萩市安良川271-9	○	
	26	聖徳保育園	高萩市安良川271-9	○	
	27	東児童クラブ	高萩市有明町1-141	○	
	28	松岡児童クラブ	高萩市下手綱43	○	
高齢者施設	29	老人デイサービスセンターあすなろ	高萩市安良川269-70	○	
	30	聖孝園高萩東口デイサービスセンター	高萩市東本町2-73-8	○	
	31	介護老人保健施設 ノア	高萩市高浜町3-154-1	○	
	32	高萩聖孝園	高萩市上手綱2	○	
	33	ケアハウスたかほぎ	高萩市安良川269-70	○	
	34	デイサービス 美櫻花	高萩市安良川897-9	○	
	35	デイサービスアロマの家かな	高萩市高浜町3-62-52	○	
	36	在宅介護支援センターひたちの森高萩	高萩市有明町2-98	○	
	37	でいとれ 元気はつらつ館 高萩店	高萩市高戸293-6	○	
幼稚園・学校	38	高萩認定こども園	高萩市本町4-5	○	
	39	高萩市立東小学校	高萩市有明町1-141	○	
	40	高萩市立松岡小学校	高萩市下手綱43	○	
	41	高萩市立高萩中学校	高萩市高浜町1-77	○	
	42	高萩市立松岡中学校	高萩市下手綱4	○	○

6-9 危険物製造所等類別調

令和6年1月31日現在

事業所			49												
製造所等の別	総計	製造所	貯蔵所								取扱所				
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	
合計	157	9	104	33	53	2	14				2	44	16		28
単独	第1類	1		1	1										
	第2類	3		3	3										
	第3類	1										1			1
	第4類	139	2	94	23	53	2	14			2	43	16		27
	第5類	1		1	1										
	第6類														
混在	12	7	5	5											

## 第7節 配備および給水拠点

### 7-1 消防ポンプの配備および出動区域

令和6年1月31日現在

区分 分団名	所在地	受 持 区 域	消 防 ポンプの 種 類
消防署		市内全域	水槽付消防ポンプ自動車
第1分団	本町	本町、春日町、大和町、大字高萩（台高萩、駒木原を除く） 大字高戸のうち行人塚 大字下手綱のうち石河原	消防ポンプ自動車
第2分団	有明町	東本町、肥前町、高浜町、有明町	〃
第3分団	安良川	大字安良川	〃
第4分団	島名	大字島名	〃
第5分団	北方	大字秋山のうち上地区 大字高萩のうち北方 大字上手綱のうち和野地区	〃
第6分団	秋山中	大字秋山のうち中地区 大字福平	小型動力ポンプ積載車
第7分団	秋山下	大字秋山のうち下地区	〃
第8分団	石滝	大字石滝	〃
第9分団	台高萩	大字高萩のうち台高萩、駒木原	〃
第10分団	高戸	大字高戸（行人塚を除く）	〃
第11分団	赤浜	大字赤浜	〃
第12分団	下手綱	大字下手綱（石河原を除く）	消防ポンプ自動車
第13分団	大工町	大字上手綱のうち下組地区	小型動力ポンプ積載車
第14分団	馬場	大字上手綱のうち北組地区	消防ポンプ自動車
第15分団	二本杉	大字上手綱のうち南組地区	小型動力ポンプ積載車
第16分団	若栗	大字若栗 大字大能のうち牧場	〃
第17分団	上君田	大字上君田	〃
第18分団	下君田	大字下君田	〃
第19分団	横川	大字横川	〃
第20分団	大能	大字大能（牧場を除く）	〃
第21分団	中戸川	大字中戸川	〃
第22分団	東本町	市内全域	配備なし



7-2 配水池の有効容量

令和6年2月1日現在

市町村名	配水場名称	所在地	TEL	有効容量
高 萩 市	関口配水池	高萩市上手綱 2807-16	0293-24-1443	2,655 m ³
	低区配水池	〃 秋山 815		2,450 m ³
	高区配水池	〃 高萩 753-15		1,300 m ³
	関口高区調整池	〃 上手綱 3991-2		200 m ³
	特別高区配水池	〃 秋山 3022-3		1,380 m ³

## 第8節 農作物

### 8-1 農作物対策

災害名	作物名	事項
水害	水稲	1 肥培管理 (1)けいはん、堤等の決壊、危険箇所の補修を行うこと。 2 施設 (1)病虫害防除機具の整備を行うこと。
	麦	1 作付体系 (1)土地、条件にあった品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 (1)排水路の整備を行うこと。
	大豆	1 肥培管理 (1)播種当時降雨の多いときは、覆土を浅くすること。 2 防護措置 (1)長雨のおそれがあるときは、脱粒後直ちに乾燥機を使用して品質の低下を防ぐこと。
	そさいおよびビニールハウス	1 肥培管理 (1)低湿地は、排水溝を整備しておくこと。 (2)あぜは、ほ場の高低に併行させて作り滞水にならないように努めること。 (3)水田裏作は高あぜ栽培とすること。 (4)低湿地等で滞水の可能性のある場合は、排水溝を設けておくこと。
	飼料作物	1 肥培管理 (1)草地の土壌侵食防止のため、裸地の補播きを行うこと。 (2)流排水処置を講じておくこと。
風害	水稲	1 作付体系 (1)早・中・晩種の組合せおよび短幹耐病性の強い品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 (1)施肥の合理化および追肥の時期、量に注意すること。 3 施設 (1)病虫害防除体制および防除機具の整備を行うこと。
	陸稲	1 作付体系 (1)水稲に同じ。 2 肥培管理 (1)倒伏を防ぐため、早めに土寄せを行うこと。 (2)施肥の合理化および追肥は、時期および量に注意すること。 3 施設 (1)水稲に同じ。
	大豆	1 作付体系 (1)短幹性品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 (1)倒伏を防ぐため、早めに土寄せを行うこと。
	そさいおよびビニールハウス	1 作付体系 (1)夏秋作類で強風に弱い作物および品種は、台風時を避ける作型とすること。

		<p>2 肥培管理</p> <p>(1)支柱は倒伏しないよう堅固なものとする。</p> <p>(2)病害発生を防ぐため、薬剤散布を行うこと。</p> <p>3 防護措置</p> <p>(1)温床場ビニールハウス等には防風設備を設けること。</p> <p>(2)春作類には、冷風害を防ぐため防風垣を設けること。</p>
	果 樹	<p>1 防護措置</p> <p>(1)防風垣を設けること。</p> <p>(2)成木は各枝を緊縛し、または支柱を立てること。幼木は支柱を立て直し、またはよしず等で周囲をとりまくこと。</p>
干 害	水 稻	<p>1 作付体系</p> <p>(1)生育期に応じた計画的な節水栽培を行うこと。</p> <p>2 肥培管理</p> <p>(1)けいはんの漏水防止に努め、揚水機等による計画かん水を行うこと。</p>
	陸 稻	<p>1 作付体系</p> <p>(1)耐干性品種を選定すること。</p> <p>2 肥培管理</p> <p>(1)敷わらなどで土壌水分の発散防止に努めること。</p>
	そさいおよび ビニールハウス	<p>1 作付体系</p> <p>(1)耐干性品種を選定すること。</p> <p>2 肥培管理</p> <p>(1)基肥は深層施肥を行うこと。</p> <p>(2)乾燥期には敷わらを励行すること。</p> <p>(3)敷わらを行わないものは表層面を軽く中耕すること。</p> <p>(4)追肥は液肥を用いること。</p> <p>(5)マルチを行うこと。</p> <p>3 施設</p> <p>(1)かん水設備を設けること。</p>
凍 霜 害 (冷害)	水稻、陸稻、麦	<p>1 作付体系</p> <p>(1)耐寒性品種の選定を行うこと。</p> <p>2 肥培管理</p> <p>(1)堆塵肥の培肥を行うこと。</p>
	そさいおよび ビニールハウス	<p>1 作付体系</p> <p>(1)耐寒性品種の選定を行うこと。</p> <p>2 肥培管理</p> <p>(1)かん水設備を活用し、低温の緩和をはかること。</p> <p>3 施設</p> <p>(1)ビニールハウス等は保温用としてむしろ、ビニールを、加温用として重油、ヒーター、石油ストーブ等の確保、整備をすること。</p>
	果 樹	<p>1 防護措置</p> <p>(1)寒風を避けるため、防風垣を整備すること。</p>
	飼 料 作 物	<p>1 施設</p> <p>(1)サイロの整備を行うこと。</p>

## 8-2 農作物の応急措置

### (1) 作物種別の応急措置

災害名	作物名	事項
風害	水陸稲	(1) 完熟期に近いものの倒状は早めに刈取り架干すること。 (2) 完熟期までの期間のある苗が倒状したときは一時落水し、45株あて結束するか竹などでささえて稔実をはかること。 (3) 病害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	そさいおよびビニールハウス	(1) 収穫期にあるものは、若取りを行うこと。 (2) 被害部分の整理を行い、早期回復をはかること。 (3) 早期回復のため肥料の葉面散布、液肥の追肥を行うこと。 (4) 病害の発生防止のため薬剤散布を行うこと。
	果樹	(1) 枝から折れたり、裂けたりした場合は切り捨て、切口に「接ロウ」を塗ること。 (2) 傷が浅いときは、なわで固く巻き、ゆ着をはかること。 (3) 倒状樹は早く起こし、支柱を立てて固定すること。
ひょう害	果樹	(1) 病害虫の発生を予防するため、薬剤散布を行うこと。
	飼料作物	(1) 被害激甚のときは、代作を行うこと。 (2) 生育回復のため、追肥を行うこと。

### (2) 災害に対する代作対策Z a

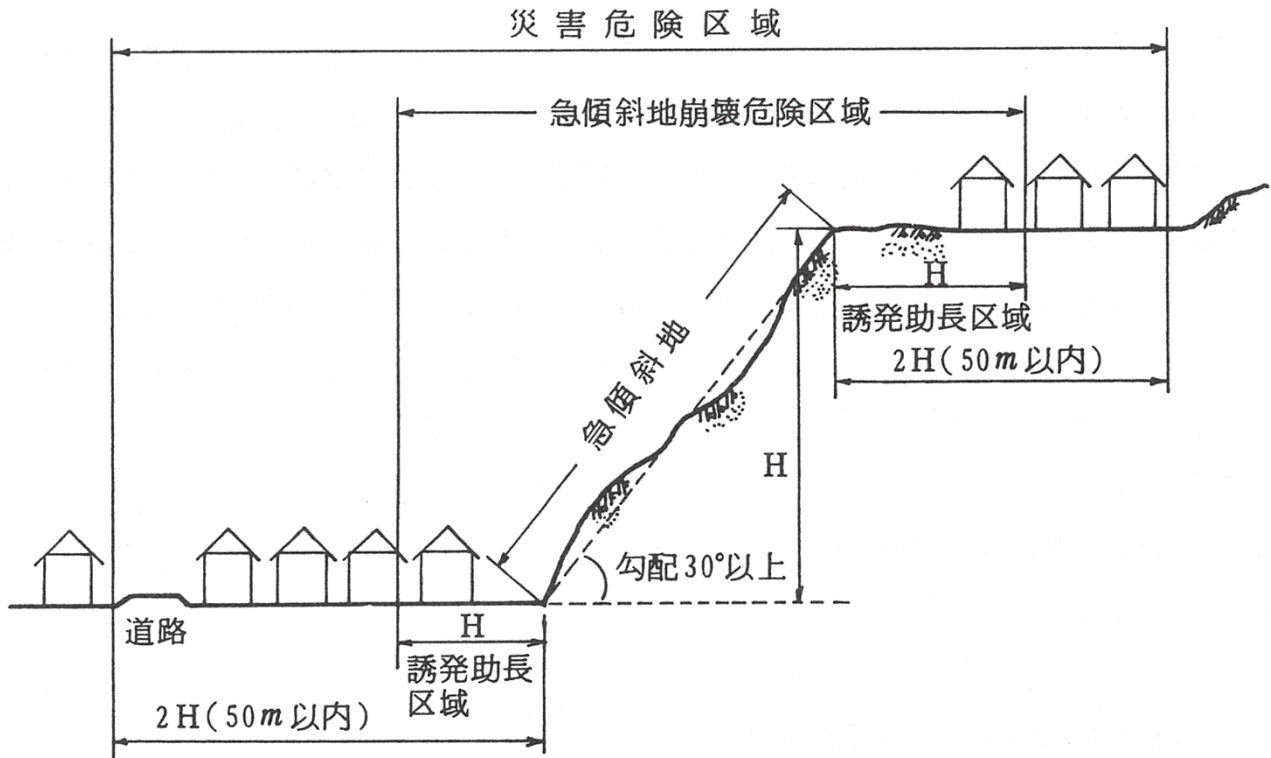
————— は経済的に栽培可能範囲  
----- は無理に許しえる範囲

作物名	播種期	6月			7月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
陸稲		80%	15%	5%			
大豆	夏大豆 (早生)	60	35	5			
	秋大豆 (晩生)	5	90	5			
小豆	夏小豆 (早生)	40	25	20	7	5	3
	秋小豆 (晩生)		5	35	35	20	5
甘しょ	早生	40	30	20	5	5	
	晩生	45	35	15	5		

## 第9節 危険箇所等

### 9-1 急傾斜地崩壊危険区域・急傾斜崩壊危険箇所

#### (1) 急傾斜地崩壊危険区域指定範囲



#### (2) 急傾斜地崩壊危険区域指定基準

- ① 急傾斜地の高さが5m以上および傾斜度30°以上
- ② 急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家5戸以上、または5戸未満であっても官公署、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがあるもの

#### (3) 崩壊防止工事の採択基準

- ① 採択の前提条件
  - ア 急傾斜地崩壊危険区域に指定されていること。
  - イ 自然状態のがけであること。
  - ウ 砂防指定地、保安林、保安施設地区、地すべり防止区域、ぼた山崩壊防止区域でないこと。
- ② 国庫補助事業
  - ア 採択基準
    - (ア) 急傾斜地の高さが10m（ただし災害が発生した地区で、人家または公共的建築物等に被害のあった箇所については5m）以上であること。
    - (イ) 移転適地がないこと。
    - (ウ) 人家概ね10戸（公共的建築物を含む）以上（災害の発生した地区では5戸以上）に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
  - イ 採択の限度額
 

事業費が7,000万円（災害が発生した地区では1,200万円）以上であるもの。

ただし、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路または避難場所を有する急傾斜地の場合は、「7,000万円」を「8,000万円」に、「10戸」を「5戸」に読み替えるとともに、避難場所を有する急傾斜地で人家2戸（公共的建築物を含む）以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのある場合は、当該避

難場所のみが避難場所となる人家のうち、急傾斜地（本事業の採択基準を満たすものを除く。）の崩壊により倒壊等の著しい被害を受けるおそれのあるものを、上記人家戸数に含めるものとする。さらに、風倒木の発生の著しい地域（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による）における公共施設に関連する急傾斜地および児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・厚生施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校（以下「災害弱者関連施設」という）を有する急傾斜地の場合は、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。この場合、災害弱者関連施設については、収容人員等3人を人家1戸に相当するものとして換算できるものとする。

(4) 急傾斜地危険箇所の状況

令和6年2月1日現在

	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
1	214-1.-009	坂の脇-2	石滝	急傾斜地の崩壊	○	○
2	214-1.-010	坂の脇-3	石滝	急傾斜地の崩壊	○	○
3	214-1.-018	向洋台-2	島名	急傾斜地の崩壊	○	○
4	214-1.-019	神馬塚	安良川	急傾斜地の崩壊	○	○
5	214-1.-020	滝坂-3	高萩	急傾斜地の崩壊	○	○
6	214-1.-022	北山王-2	本町	急傾斜地の崩壊	○	○
7	214-1.-033	稲瀬川	石滝	急傾斜地の崩壊	○	○
8	214-1.-034	坂の脇	石滝	急傾斜地の崩壊	○	○
9	214-1.-036	安良川	安良川	急傾斜地の崩壊	○	○
10	214-1.-037	神馬塚	石滝	急傾斜地の崩壊	○	○
11	214-1.-038	向洋台	島名	急傾斜地の崩壊	○	○
12	214-1.-039	滝坂-1	本町	急傾斜地の崩壊	○	○
13	214-1.-040	滝坂-2	本町	急傾斜地の崩壊	○	○
14	214-1.-041	北山王	本町	急傾斜地の崩壊	○	○
15	214-1.-042	宮後	高萩	急傾斜地の崩壊	○	○
16	214-1.-043	石崎	下手綱	急傾斜地の崩壊	○	○
17	214-1.-044	松岡	下手綱	急傾斜地の崩壊	○	○
18	214-1.-045	上野	上手綱	急傾斜地の崩壊	○	○
19	214-1.-046	古新田	若栗	急傾斜地の崩壊	○	○
20	214-1.-048	小浜-1	高戸	急傾斜地の崩壊	○	○
21	214-1.-049	小浜-3	高戸	急傾斜地の崩壊	○	○
22	214-1.-052	島名-1	島名	急傾斜地の崩壊	○	○
23	214-1.-053	新立	高戸	急傾斜地の崩壊	○	○
24	214-2.-001	島名-1	島名	急傾斜地の崩壊	○	○
25	214-2.-002	島名-2	島名	急傾斜地の崩壊	○	○
26	214-2.-004	小島-2	下手綱	急傾斜地の崩壊	○	○
27	214-2.-005	小島-3	下手綱	急傾斜地の崩壊	○	○
28	214-2.-006	小島-4	下手綱	急傾斜地の崩壊	○	○
29	214-2.-007	稲瀬川-2	石滝	急傾斜地の崩壊	○	○
30	214-2.-008	稲瀬川-3	石滝	急傾斜地の崩壊	○	○
31	214-2.-012	呉坪	石滝	急傾斜地の崩壊	○	○
32	214-2.-013	鳥居前	安良川	急傾斜地の崩壊	○	○
33	214-2.-014	作田	安良川	急傾斜地の崩壊	○	○

	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
34	214-2.-015	桜本	安良川	急傾斜地の崩壊	○	○
35	214-2.-017	島名-4	島名	急傾斜地の崩壊	○	○
36	214-2.-021	若狭前	高萩	急傾斜地の崩壊	○	○
37	214-2.-023	杉岡-1	上手綱	急傾斜地の崩壊	○	○
38	214-2.-024	杉岡-2	上手綱	急傾斜地の崩壊	○	○
39	214-2.-025	石崎-2	下手綱	急傾斜地の崩壊	○	○
40	214-2.-026	石畑	高戸	急傾斜地の崩壊	○	○
41	214-2.-027	小浜-4	高戸	急傾斜地の崩壊	○	○
42	214-2.-028	小浜-5	高戸	急傾斜地の崩壊	○	○
43	214-2.-031	高砂田	秋山	急傾斜地の崩壊	○	○
44	214-2.-032	中川原	高萩	急傾斜地の崩壊	○	○
45	214-2.-047	田中前	横川	急傾斜地の崩壊	○	○
46	214-2.-050	小島	下手綱	急傾斜地の崩壊	○	○
47	214-2.-052	下小幡-4	秋山	急傾斜地の崩壊	○	○
48	214-3.-052	経後	安良川	急傾斜地の崩壊	○	○



(5) 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所状況

令和6年2月1日現在

箇所 番号	箇所名	市・郡	大字	小字	勾配	高さ	延長	面積	人家	指定年月日	告示番号
					度	m	m	ha	戸	追加指定年月日	茨城県告示
1	安良川	高萩市	安良川	山岸	60	15	130	0.45	3	S50.5.26	545号
2	滝坂	高萩市	本町	二丁目	80	33	285	1.21	9	S51.1.12 S55.9.22	33号 1375号
3	宮後	高萩市	宮後	宮後	70	19	235	0.893	10	S63.7.14 H7.10.26	1016号 1168号
4	滝坂-2	高萩市	本町	二丁目	76	30	120	0.777	10	H4.3.9 H12.9.7	324号 1005号
5	稲瀬川	高萩市	石滝	稲瀬川	38	29.9	70	0.6	9	H29.1.12	44号

9-2 地すべり防止区域

(1) 地すべり防止区域指定基準

地すべり地域の面積が5ヘクタール以上で次の各号の一に該当するもの

- ① 多量の崩土が溪流または河川に流入し、一、二級河川および準用河川に被害を及ぼすおそれのあるもの。
- ② 鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道等に被害を及ぼすおそれのあるもの。
- ③ 公共建築物のうち、重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。
- ④ 溜池（貯水量30,000m³以上）、用排水施設（関係面積100ha以上）、林道（利用区域500ha以上）に被害を及ぼすおそれのあるもの。
- ⑤ 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。
- ⑥ 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。

(2) 地すべり防止工事採択基準

前項の基準に該当しないが、家屋の移転を行うため特に必要がある場合

次の各号の一に該当する場合

- ① 多量の崩土が溪流または河川に流入し、一、二級河川および準用河川に被害を及ぼすおそれのあるもの。
- ② 鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道等に被害を及ぼすおそれのあるもの。
- ③ 公共建築物のうち、重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。
- ④ 溜池（貯水量30,000m³以上）、用排水施設（関係面積100ha以上）、林道（利用区域500ha以上）に被害を及ぼすおそれのあるもの。
- ⑤ 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。
- ⑥ 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。

9-3 地すべり危険区域

令和6年2月1日現在

番号	位 置		地 区 名
	市・郡	大字	
1	高 萩	大 能	文 添
2	高 萩	大 能	文 添
3	高 萩	大 能	下 大 能

## 9-4 土石流危険渓流およびそれに準じる渓流

### (1) 土石流危険渓流一覧表

	箇所番号	箇所名 (渓流名)	所在地	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
1	214-1.-001	桃源沢	福平	土石流	○	○
2	214-1.-002	中戸川2	中戸川	土石流	○	○
3	214-1.-003	井戸沢1	中戸川	土石流	○	○
4	214-1.-004	台沢	大能	土石流	○	○
5	214-1.-005	鳥曾根東沢	秋山	土石流	○	○
6	214-1.-006	若栗沢	若栗	土石流	○	○
7	214-1.-007	菅の沢	上手綱	土石流	○	○
8	214-1.-008	野竹内沢	上君田	土石流	○	○
9	214-1.-009	小川崎上沢	下君田	土石流	○	—
10	214-1.-010	大金田沢	横川	土石流	○	○
11	214-1.-011	横川上沢	横川	土石流	○	○
12	214-1.-012	横川中沢	横川	土石流	○	○
13	214-2.-001	柔作沢	秋山	土石流	○	○
14	214-2.-002	鳥曾根沢	中戸川	土石流	○	○
15	214-2.-003	中戸川南沢	中戸川	土石流	○	○
16	214-2.-004	中戸川1	中戸川	土石流	○	○
17	214-2.-005	下文添沢	上君田	土石流	○	○
18	214-2.-006	文添沢	上君田	土石流	○	○
19	214-2.-007	金成沢	上手綱	土石流	○	○
20	214-2.-008	滝の脇沢	上手綱	土石流	○	○
21	214-2.-009	若栗下沢	若栗	土石流	○	—
22	214-2.-010	久川沢	上君田	土石流	○	○
23	214-2.-011	前山沢	上君田	土石流	○	○
24	214-2.-012	井戸沢2	上君田	土石流	○	○
25	214-2.-013	カーボガ沢	上君田	土石流	○	○
26	214-2.-014	下仲井沢	下君田	土石流	○	○
27	214-2.-015	仲井沢	下君田	土石流	○	○
28	214-2.-016	小川崎沢	下君田	土石流	○	○
29	214-2.-017	柳沢	下君田	土石流	○	○
30	214-2.-018	小神戸沢	下君田	土石流	○	○
31	214-2.-019	富岡上沢	横川	土石流	○	○
32	214-2.-020	富岡下沢	横川	土石流	○	○
33	214-2.-021	横川北沢	横川	土石流	○	○

9-5 崩壊土砂流出危険地区

令和6年2月1日現在

番号	位 置		地区名
	市・郡	大字	
1	高 萩	下 君 田	堂 平
2	高 萩	下 君 田	堂 平
3	高 萩	横 川	大 金 田
4	高 萩	横 川	持 山 小 山
5	高 萩	横 川	横 川 上
6	高 萩	横 川	横 川 下
7	高 萩	若 栗	若 栗
8	高 萩	大 能	下 大 能
9	高 萩	大 能	上 大 能
10	高 萩	上 手 綱	金 成
11	高 萩	中 戸 川	中 戸 川
12	高 萩	下 君 田	宿
13	高 萩	大 能	下 大 能
14	高 萩	下 君 田	堂 平
15	高 萩	上 君 田	宿
16	高 萩	上 君 田	根 岸
17	高 萩	下 君 田	小 川 崎
18	高 萩	上 君 田	片 添
19	高 萩	横 川	横 川 下
20	高 萩	横 川	横 川 上
21	高 萩	横 川	横 川 下
22	高 萩	大 能	上 大 能
23	高 萩	大 能	上 大 能
24	高 萩	大 能	下 大 能
25	高 萩	大 能	上 大 能
26	高 萩	大 能	上 大 能

27	高	萩	中 戸 川	中 戸 川
28	高	萩	中 戸 川	鳥 曾 根
29	高	萩	大 能	上 大 能
30	高	萩	大 能	下 大 能
31	高	萩	大 能	下 大 能
32	高	萩	大 能	下 大 能
33	高	萩	中 戸 川	米 平
34	高	萩	上 手 綱	菅 ノ 沢
35	高	萩	下 君 田	堂 平
36	高	萩	下 君 田	堂 平
37	高	萩	横 川	大 金 田
38	高	萩	横 川	小 山
39	高	萩	大 能	上 大 能
40	高	萩	大 能	下 大 能
41	高	萩	大 能	下 大 能
42	高	萩	大 能	牧 場
43	高	萩	上 手 綱	滝 ノ 脇
44	高	萩	上 手 綱	金 成
45	高	萩	中 戸 川	米 平
46	高	萩	中 戸 川	
47	高	萩	中 戸 川	
48	高	萩	中 戸 川	
49	高	萩	福 平	桃 源
50	高	萩	中 戸 川	鳥 曾 根

9-6 山腹崩壊危険地区

令和6年2月1日現在

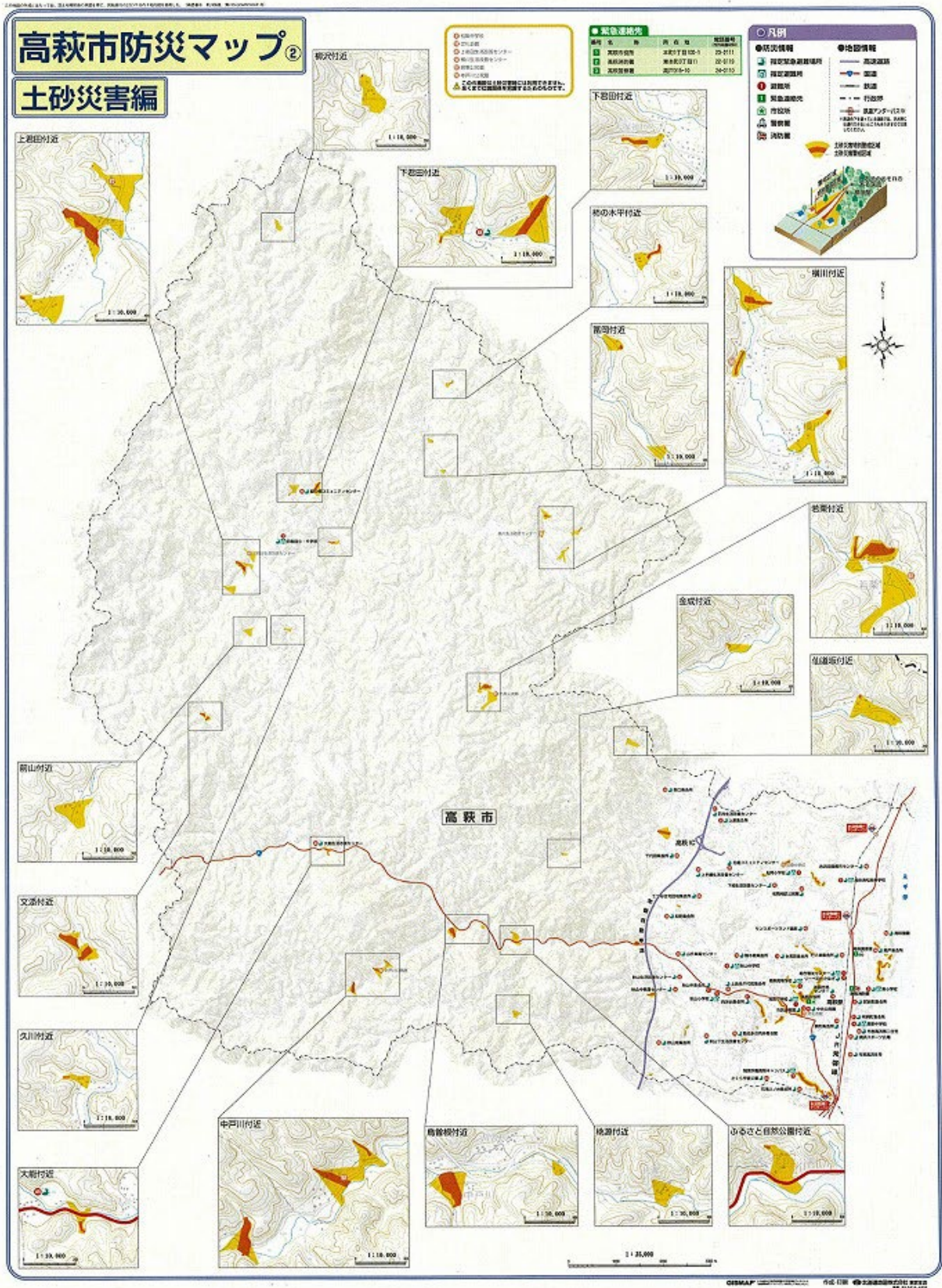
番号	位 置		地区名
	市・郡	大字	
1	高 萩	下 君 田	大 荷 田
2	高 萩	下 君 田	堂 平
3	高 萩	下 君 田	宿
4	高 萩	横 川	富 岡
5	高 萩	横 川	大 金 田
6	高 萩	横 川	持 山 小 山
7	高 萩	横 川	横 川 下
8	高 萩	上 手 綱	菅 ノ 沢
9	高 萩	上 手 綱	関 口
10	高 萩	上 手 綱	滝 の 脇
11	高 萩	中 戸 川	鳥 曾 根
12	高 萩	中 戸 川	鳥 曾 根
13	高 萩	福 平	江 ノ 沢
14	高 萩	石 滝	花 貫
15	高 萩	中 戸 川	中 戸 川
16	高 萩	中 戸 川	鳥 曾 根
17	高 萩	横 川	大 金 田
18	高 萩	石 滝	小 屋 下
19	高 萩	若 栗	吉 ノ 沢
20	高 萩	中 戸 川	鳥 曾 根
21	高 萩	福 平	江 ノ 沢
22	高 萩	下 君 田	小 神 戸
23	高 萩	横 川	—

9-7 海岸防災荒廃危険地区

令和6年2月1日現在

番号	位 置		地区名
	市・郡	大字	
1	高 萩		赤 浜

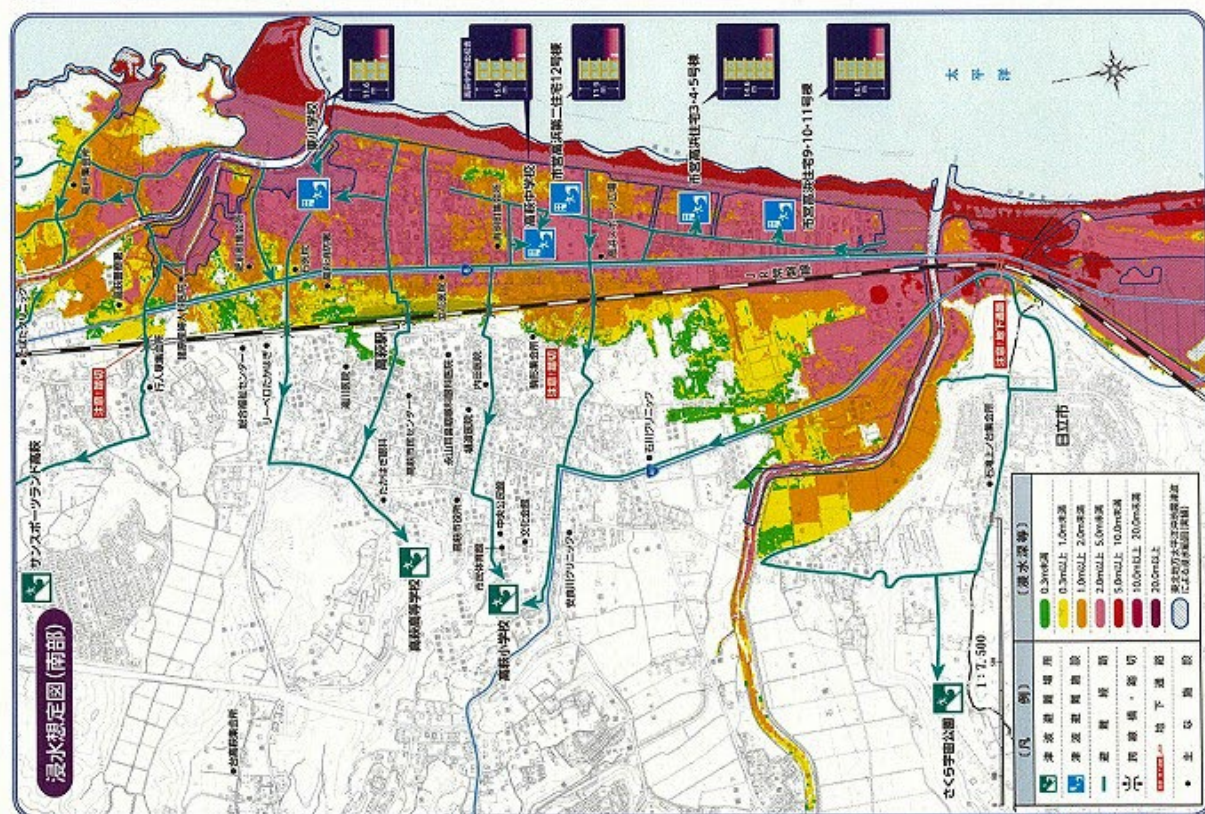
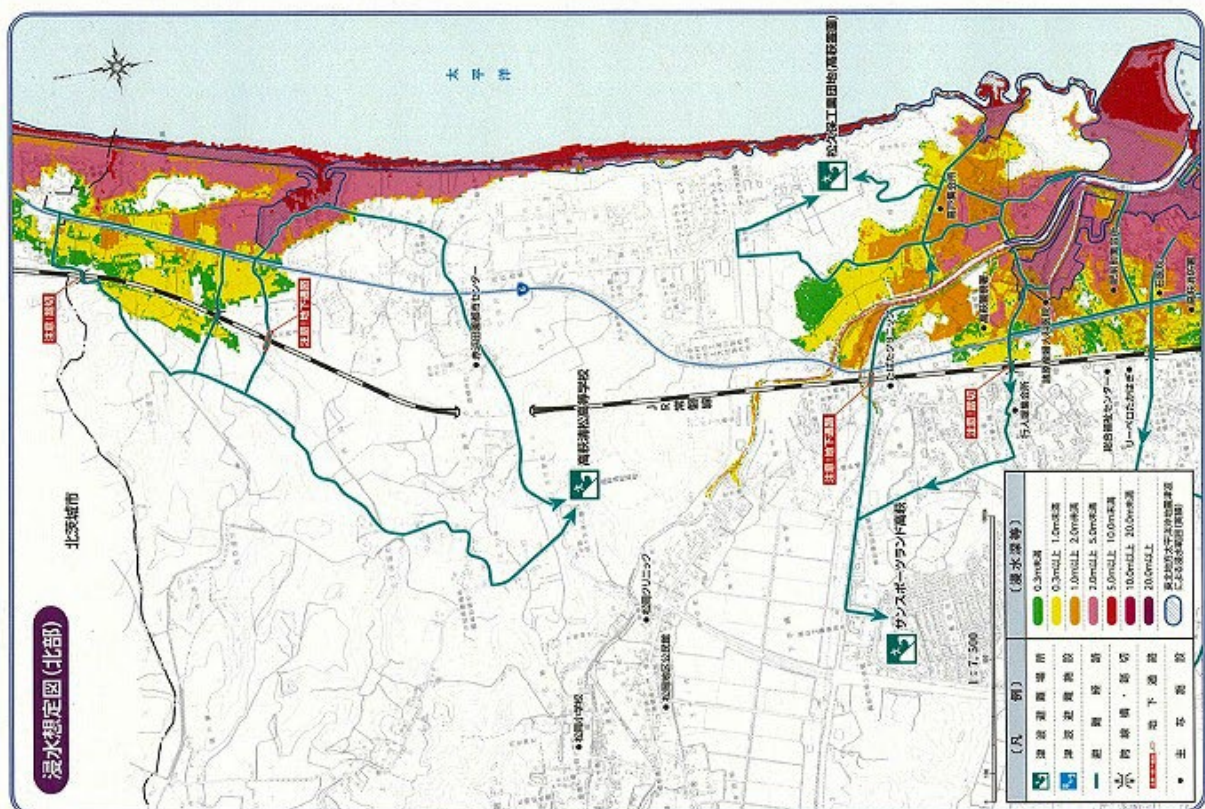
9-8 高萩市防災マップ

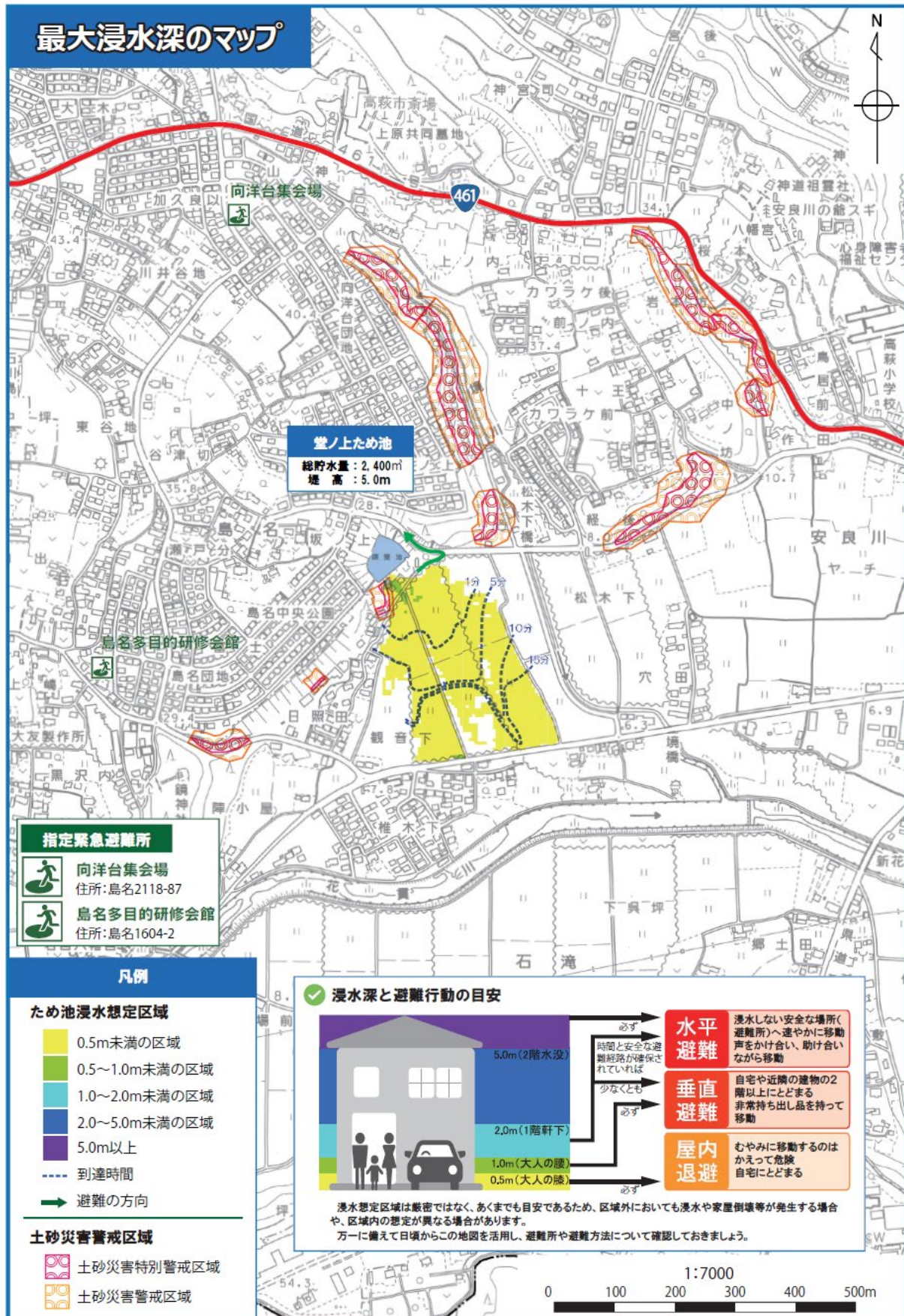












## 第10節 基準等

### 10-1 気象予・警報の種類および発表基準

#### (1) 特別警報の種類と概要

大雨特別警報	大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表します。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。
大雪特別警報	大雪特別警報は、数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表します。
暴風特別警報	暴風特別警報は、数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表します。
暴風雪特別警報	暴風雪特別警報は、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表します。
波浪特別警報	波浪特別警報は、数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表します。
高潮特別警報	高潮特別警報は、数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表します。

#### (2) 警報の種類と概要

大雨警報	大雨警報は、大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨が止んでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合には発表を継続します。
洪水警報	洪水警報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられます。
大雪警報	大雪警報は、降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
暴風警報	暴風警報は、暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
暴風雪警報	暴風雪警報は、雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。暴風による重大な災害に加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかけます。ただし「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには、大雪警報を発表します。
波浪警報	波浪警報は、高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
高潮警報	高潮警報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

(3) 注意報の種類と概要

大雨注意報	大雨注意報は、大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。雨が止んでも、土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続します。
洪水注意報	洪水注意報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により、洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる災害として、河川の増水及び堤防の損傷並びにこれらによる浸水害があげられます。
大雪注意報	大雪注意報は、降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
強風注意報	強風注意報は、強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
風雪注意報	風雪注意報は、雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかけます。ただし「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪注意報を発表します。
波浪注意報	波浪注意報は、高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
高潮注意報	高潮注意報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
濃霧注意報	濃霧注意報は、濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられます。
雷注意報	雷注意報は、落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
乾燥注意報	乾燥注意報は、空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表します。
なだれ注意報	なだれ注意報はなだれによる災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
着氷注意報	着氷注意報は、著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が起こるおそれのあるときに発表します。
着雪注意報	着雪注意報は、著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温0℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表します。
融雪注意報	融雪注意報は、融雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるとときに発表します。
霜注意報	霜注意報は、霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表します。
低温注意報	低温注意報は、低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるとときに発表します。

(4) 警報・注意報の種類と発表基準

令和5年6月8日現在  
発表官署 水戸地方気象台

高萩市	府県予報区	茨城県			
	一次細分区域	北部			
	市町村等をまとめた地域	県北地域			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	20	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	116	
	洪水		流域雨量指数基準	関根川流域=15.8, 花貫川流域=19.8	
			複合基準 ^{※1}	—	
			指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		
波浪	有義波高	6.0m			
高潮	潮位	1.5m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10		
		土壌雨量指数基準	80		
	洪水		流域雨量指数基準	関根川流域=12.6, 花貫川流域=15	
			複合基準 ^{※1}	花貫川流域=(8, 12)	
			指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm		
	波浪	有義波高	2.5m		
	高潮	潮位	1.0m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	最小湿度40%で、実効湿度60% ^{※2}				
なだれ					
低温	夏期：最低気温15℃以下が2日以上継続 冬季：最低気温-7℃以下				
霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下				
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

※1 (表面雨量指数、流量雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 湿度は水戸気象台の値

(5) 津波警報・注意報の種類

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人は、ただちに海からあがって、海岸から離れてください。

10-2 火災気象通報の実施基準

実施官署	実施基準
水戸地方気象台	実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下になると予想される場合。平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

10-3 危険区域内の雨量基準と危険度

区 分	前日までの連続降雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続降雨量が40mm～100mmあった場合	前日までの降雨量がない場合
第1警戒体制	当日の日雨量が50mmを超えたとき	当日の日雨量が80mmを超えたとき	当日の日雨量が100mmをこえたとき
第2警戒体制	当日の日雨量が50mmを超えたとき、雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを超えたとき、雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmを超えたとき、雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき

10-4 被害の判定基準

被害区分		判定基準等
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者。 (重傷) 1カ月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1カ月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。)
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものおよび全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育園等の公用または公共の用に供せる建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。



被害区分		判定基準等
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水がつかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、特別支援学校および幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために、河川、運河の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設また同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数の最も多い時点における戸数とする。
水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。	
火災発生	火災発生件数については地震または火山の噴火の場合のみ報告する。	
り災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
り災者	り災世帯の構成員をいう。	
公立文教施設	公立の文教施設をいう。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁業および下水道とする。	

その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共または公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村数	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設およびその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農産物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況(経過)要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・人、住家の被害状況およびこれに対する災害救助活動状況
- ・避難の状況
- ・主要河川、海岸、ため池、砂防施設、港湾等の被害状況およびこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ・主要道路、交通機関の被害状況およびこれに対する応急対策活動状況
- ・学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況およびこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ・農林水産業施設、農林水産物の被害状況およびこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ・応援要請または職員派遣状況

10-5 災害弔慰金

災害弔慰金	対象災害	自然災害 ・1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ・都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害	
	支給額	区 分	金 額
		① 生計維持者	500万円
		② その他の者	250万円
	遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母	

10-6 災害障害見舞金

災害障害見舞金	対象災害	自然災害 ・1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ・都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害	
	支給対象	上記の災害により精神または身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ① 両眼が失明したもの ② 咀嚼および言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	
		区 分	金 額
		① 生計維持者が障害を受けた場合	250万円
	② その他の者が障害を受けた場合	125万円	

## 10-7 災害援護資金

### 災害援護貸付金(県HP抜粋)

○災害救助法適用された市町村が1以上ある自然災害が発生した時、世帯主が1か月以上の負傷をした場合や、住居・家財等に相当程度の被害を受けた場合、所得が一定額未満の世帯については生活の立て直しを図るための資金の貸し付けを受けることができます。

#### ○申請受付期間

被災した日の翌日から3か月以内

#### ○貸付限度額

被害の種類・程度	貸付限度額	
	世帯主の1か月以上の負傷なし	世帯主の1か月以上の負傷あり
家財、住居に損害なし	—	150万円
家財の1/3以上の損害	150万円	250万円
住居の半壊	170万円(250万円)	270万円(350万円)
住居の全壊	250万円(350万円)	350万円
住居の全体が滅失若しくは流失	350万円	

* ( )内の額は、被災した住居を立て直す際に、その住居の残った部分を取り壊さざるを得ない場合など、特別な事情がある場合です。

* 「家財、住居に損害なし」とは、家財の1/3以上の損害および半壊以上の住居の被害がない場合のことです。

#### ○所得制限

災害援護資金の貸し付けを受けるには、被災当時の世帯の総所得が一定額未満である必要があります。

世帯人数	市町村税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合は1,270万円	

#### ○利率、据置期間など

利率	年3%(据置期間中は無利子)
据置期間	3年(特別の場合は5年)
償還期間	10年(据置期間を含む)
償還方法	年賦、半年賦又は月賦
申請窓口	居住する市町村

10-8 災害援助に要する費用限度額

(1)夏期（4月～9月）の場合

世帯別 被害の状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す毎 に
全壊、全焼または 流出した世帯	円 19,200	円 24,600	円 36,500	円 43,600	円 55,200	円 8,000
半壊、半焼または 床上浸水した世帯	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700

(2)冬期（10月～翌年3月）の場合

世帯別 被害の状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す毎 に
全壊、全焼または 流出した世帯	円 31,800	円 41,100	円 57,200	円 66,900	円 84,300	円 11,600
半壊、半焼または 床上浸水した世帯	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

10-9 死体の処理に必要な費用の範囲および限度額

区 分	限 度 額
死体の洗浄、縫合、消毒等のための費用	1体当たり 3,500円以内
死体の一時保存のための費用	既存建築物の場合 通常の実費
	仮設物の場合 5,400円以内
検案料（救護班以外の場合に限る。）	慣行料金の額以内

10-10 被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書

番 号  
令和 年 月 日

被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書

茨城県知事 大井川 和彦 殿

市町村長名  印

このことについて、被災者生活再建支援法施行令第1条の基準に該当する災害が発生しましたので下記のとおり報告します。

記

災 害 発 生 日 時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分				
災害の原因および概況					
被害の状況 災害発生場所 (町・字名)	人口	全 壊 世帯数	半 壊 世帯数	床上浸水 世 帯 数	備 考
	人	世帯	世帯	世帯	
合 計					

注1：被災者生活再建支援法施行令第1条第1号に該当する市町村にあつては全ての項目を記載すること。  
 注2：被災者生活再建支援法施行令第1条第2号、3号に該当する市町村にあつては、全壊世帯数のみ記載すること。  
 注3：被災者生活再建支援法施行令第1条第4～6号に該当する市町村にあつては、人口および全壊世帯数を記載すること。

10-11 災害救助の種類・期間・費用の限度額等

令和6年2月1日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	<p>1 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 (災害救助法4条1項)</p> <p>2 災害がある場合で、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。 (同4条2項)</p>	<p>(基本額)</p> <p>避難所設置費</p> <p>1人1日当たり</p> <p>340円以内</p> <p>高齢者等の要援護者等を收容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</p>	災害発生の日から7日以内	<p>1 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。</p> <p>2 避難にあたっての輸送費は別途計上</p> <p>3 避難所での生活が長期にわたる場合等には、避難所で避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。</p>
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	<p>○建設型仮設住宅</p> <p>1 規模</p> <p>応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定</p> <p>2 基本額 1戸当たり</p> <p>6,775,000円以内</p> <p>3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。</p>	災害発生の日から20日以内に着工	<p>1 設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として</p> <p>6,775,000円以内であればよい。</p> <p>2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模施設は設置可)</p> <p>3 高齢者等の要援護者等を数人以上收容する「福祉仮設住宅」を設置できる。</p> <p>4 供与期間は2年以内</p>
		<p>○賃貸型仮設住宅</p> <p>1 規模</p> <p>建設型仮設住宅に準じる</p> <p>2 基本額</p> <p>地域の実情に応じた額</p>	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	<p>1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。</p> <p>2 供与期間は建設型と同様。</p>
炊出しその他による食品の給与	<p>1 避難所に收容された者</p> <p>2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</p>	<p>1人1日当たり</p> <p>1,230円以内</p>	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)

飲料水の供給	現に飲料水(飲用、炊事用)を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、毀損等により使用できず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内 夏季：4月～9月 冬季：10月～翌年3月	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに
全壊(焼)	夏 19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円
流失	冬 31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円
半壊(焼)	夏 6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円
床上浸水	冬 10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上		
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者(死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の80/100以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上		
住家の被害の拡大を防止するための緊急の措置	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内			



日常生活に必要な最小限度の部分の修理	<p>1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることが出来ない者</p> <p>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者</p>	<p>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり</p> <p>① 大(中)規模半壊又は半壊(焼)の被害を受けた世帯 706,000円以内</p> <p>② 半壊(焼)に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内</p>	<p>災害発生日から3か月以内</p> <p>*特定(非常・緊急)災害対策本部が設置された災害にあつては6か月以内</p>	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	<p>1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費</p> <p>2 文房具及び通学用品は1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円</p>	<p>災害発生日から、教科書については1か月以内 文房具及び通学用品については15日以内</p>	<p>1 備蓄物資は評価額</p> <p>2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</p>
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	<p>1 体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内</p>	災害発生日から10日以内	災害発生日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生日から10日以内	<p>1 輸送費、人件費は別途計上</p> <p>2 災害発生日後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定</p>
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする	<p>(洗淨、消毒等)</p> <p>1 体当たり3,500円以内</p> <p>一時保存: 既存建物借上費:通常の実費 既存建物以外:5,400円以内</p> <p>検案:救護班以外は慣行料金</p>	災害発生日から10日以内	<p>1 検案は原則として救護班</p> <p>2 輸送費、人件費は別途計上</p> <p>3 死体の一時保存にドライアイス購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。</p>

障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障を来し自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第一項)	被災者の避難に係る支援、医療及び助産、被災者の救出、飲料水の供給、死体の搜索、死体の処理、救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第二項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害発生おそれ段階の救助は、高齢者・障がい者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のための賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第1条から第15条までに掲げる経費と法第5条第3項に要した額及び法第19条に要した額並びに令第8条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合算額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費を含む。

		イ 3千万円以下の部分の 金額については10/100 ロ 3千万円を超え6千万 円以下の部分の金額に ついては9/100 ハ 6千万円を超え1億円 以下の部分の金額につ いては8/100 ニ 1億円を超え2億円以 下の部分の金額につい ては7/100 ホ 2億円を超え3億円以 下の部分の金額につい ては6/100 ヘ 3億円を超え5億円以 下の部分の金額につい ては5/100 ト 5億円を超える部分の 金額については4/100		
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合は、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

10-12 激甚災害基準

適用すべき措置	指定基準
第2章（第3条第4条）（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	<p>A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5%</p> <p>B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2%</p> <p>かつ、</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25%…の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入×5%…の県が1以上</p>
第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	<p>A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15%</p> <p>かつ、</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4% …の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の査定見込額＞10億円 …の県が1以上</p>
第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例）	<p>(1) 第5条の措置が適用される場合</p> <p>又は</p> <p>(2) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合</p> <p>ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、</p> <p>かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。</p> <p>(3) 漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5%</p> <p>(4) 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合。</p> <p>ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p>
第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	<p>A 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>B 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15%</p> <p>かつ、</p> <p>一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×3%…の県が1以上</p> <p>ただし、A Bとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のとど被害の実情に応じて個別に考慮する。</p>
第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）	<p>A 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5%</p> <p>B 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5%</p> <p>かつ、</p> <p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の生産林業所得推定額×60% …の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県内の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1% …の県が1以上</p> <p>ただし、A Bとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p>

適用すべき措置	指定基準
<p>第12条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)</p>	<p>A 中小企業関係被害額&gt;全国中小企業所得推定額×0.2%</p> <p>B 中小企業関係被害額&gt;全国中小企業所得推定額×0.06%</p> <p>かつ、</p> <p>(1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 &gt;当該都道府県の中小企業所得推定額×2% …の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の中小企業関係被害額&gt;1,400億円 …の県が1以上</p> <p>ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
<p>第16条、第17条、第19条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市町村が施行する感染症の予防事業に関する負担の特例)</p>	<p>第2章(第3条及び第4条)の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>
<p>第22条(罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例)</p>	<p>A 被災地全域滅失戸数≥4,000戸</p> <p>B (1)被災地全域滅失戸数≥2,000戸</p> <p>かつ、</p> <p>一の市町村の区域内の滅失戸数≥200戸又は住宅戸数の1割以上…の市町村が1以上</p> <p>又は、</p> <p>(2)被災地全域滅失戸数≥1,200戸</p> <p>かつ、</p> <p>一の市町村の区域内の滅失戸数≥400戸又は住宅戸数の2割以上…の市町村が1以上</p> <p>ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
<p>第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害の実情に応じ、その都度検討する。</p>

## 第11節 情報・報告等

### 11-1 災害報告の区分と内容

区分	報告を必要とする災害の程度等	報告の内容	方法	報告時間
発生報告	1 法の適用が明確な場合 2 法の適用が見込まれる場合	1 災害発生の日時および場所 2 災害発生の原因および被害の概況 3 被害状況調べ 4 すでにとった措置およびとろうとする措置	[迅速に] 1 電話 2 電報 3 無線	発生後可及的速やかに
中間報告	法の適用が完了した後	1 上記発生報告の1～4までの内容の変更 2 救助の種類別実施状況（日報） 3 救助費の概算額	[具体的に] 1 電話 2 文書	法適用後救助の実施期間中毎日報告する
完了報告	法による救急救助が完了した場合	1 発生報告、中間報告のすべてが確定した状況 2 救助に要した経費 (1) 救助費調書 (2) 救助台帳 (3) 救助費の予算措置の概要	[正確に] 文書	救助完了後1か月以内

11-2 非常・緊急電報の内容

区分	通話の内容	機関等
非常電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告または警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報またはその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防または救援のため緊急を要する	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含みます）の災害の予防または復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防または復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防または復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防または救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊急電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告または警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	4 国会議員または地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行またはその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記11の基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関相互間
	6 船舶内の傷病者の医療について指示を受けまたは指示を与えるために必要な事項	船舶と別記12の病院相互間

	<p>7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項</p>	<p>(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間  (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間  (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間  (4) 国または地方公共団体の機関（前項の表およびこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間</p>
--	-----------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



### 1 1 - 3 非常通信における送受信の内容

- 1 人命の救助に関するもの
- 2 天災の予報（主要河川の水位を含む）および天災その他の災害の状況に関するもの
- 3 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- 4 電波法（昭和25年法律第131号）第74条実施の指令およびその他の指令
- 5 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 6 暴動に関する情報連絡およびその緊急措置に関するもの
- 7 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 8 遭難者救護に関するもの
- 9 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- 10 道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況およびその修理復旧のための資材の手配、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- 11 各防災会議および各災害対策本部相互間に送受信する災害救援その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資および資金の調達、配分、輸送等に関するもの

※官公庁、会社、船舶およびアマチュア等の全ての無線局は、非常通信を行う場合には免許業務以外の通信を取り扱うことができることになっている。

ただし、無線局の機能および通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておくものとする。

11-4 非常無線通信取扱機関の状況

令和6年2月1日現在

機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号
東日本電信電話株式会社 茨城支店	災害対策室	水戸市大町3-3-5 029(232)4825	310-8558
関東管区警察局茨城県情報通信部	機動通信課	水戸市笠原町978-6 029(301)0110 (内)6061	310-8555
茨城県警察本部	通信指令課	〃 〃 (内)3641	310-8555
国土交通省下館河川事務所	電気通信係	筑西市二本成1753 0296(25)2173	308-0841
国土交通省常陸河川国道事務所	防災課	水戸市千波町1962-2 029(243)5134	310-0851
東日本旅客鉄道株式会社 水戸支社	電気課	水戸市三の丸1-4-47 029(227)3762	310-0011
茨城無線漁業協同組合	専務	水戸市三の丸1-1-33 029(231)6592	310-0011
茨城県	防災・危機管理課	水戸市笠原町978-6 029(301)1111(内)2884	310-8555
	河川課	〃 〃 (内)4490	310-8555
	水産試験場 漁業無線局	ひたちなか市新光町51 029(273)7911	312-0005
東京電力パワーグリッド(株) 茨城総支社	茨城県通信ネットワークセンター 運用総括グループ	水戸市南町2丁目6-2 029(387)3121	310-0021
日本アマチュア無線連盟 茨城県支部	支部長	土浦市小岩田西1-6-3 029(824)4451	300-0833
日立市役所	生活安全課	日立市助川町1-1-1 0294(22)3111	317-8601
NHK水戸放送局	技術部	水戸市大町3-4-4 029(232)9841	310-8567
株式会社茨城放送	編成局	水戸市千波町2084 029(244)2121	310-0851
日本赤十字社茨城県支部	事業推進課	水戸市小吹町2551 029(241)4516	310-0914
茨城海上保安部	警備救難課	ひたちなか市和田町3-4-16 029(262)4304	311-1214
日本原子力研究開発機構	原子力科学研究所	那珂郡東海村白方白根2-4 029(282)5100	319-1195
日本原子力研究開発機構	核燃料サイクル 工学研究所	那珂郡東海村大字村松4-33 029(282)1111	319-1194
日本原子力発電株式会社 東海発電所	安全・防災室 安全・防災グループ	那珂郡東海村大字白方1-1 029(282)1211	319-1198
日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター	危機管理課	東茨城郡大洗町成田町4002 029(237)4141	311-1393
国土交通省 霞ヶ浦河川事務所	調査課	潮来市潮来3510 0299(63)2415(内)356	311-2424
国土交通省 霞ヶ浦導水工事事務所	工務課	土浦市下高津2-1-3 029(822)3007(内)324	300-0812

(茨城県地域防災計画資料編より抜粋)

11-5 放送局と周波数

令和6年2月1日現在

放送局名	コール・サイン	周波数	備考
NHK東京第1放送	JOAK	594KHz	300KW
NHK東京デジタルテレビジョン放送(総合)	JOAK-DTV	東京27CH(UHF)	10KW
NHK水戸デジタルテレビジョン放送(総合)	JOEP-DTV	水戸20C(UHF) 日立20C(UHF) 十王47C(UHF)	300W 3W 10W UHFサテライト局 は他に25局ある
茨城放送水戸放送局	JOYF	1,197KHz	5KW

11-6 放送事業者関係者名簿<発令時>の情報提供・連絡先

令和6年2月1日現在

放送局名	担当部署	FAX	e-mail	TEL
NHK水戸放送局	放送部	029-226-7300	Shimomatsuse.k-hm@nhk.or.jp	029-232-9830
茨城放送	編集局報道センター	029-241-8919	hodo@ibs-radio.com	029-244-3991
日本テレビ	報道局社会部	03-6215-0042	shakaibu-editors@ntv.co.jp	03-6215-3520
TBSテレビ	報道局社会部	03-5571-2179	Shakaibu@best.tbs.co.jp	03-5571-3141
フジテレビ	報道局社会部	03-5500-7576	Shakai.desk@fujitv.co.jp	03-5500-8508
テレビ朝日	ニュース情報センター社会部	03-3405-3390	ml-newsdesk@tv-asahi.co.jp	03-6406-1330
テレビ東京	報道局報道部	03-5473-3491	saigai@tv-tokyo.co.jp	03-3431-5461
TBSラジオ	制作センター・ニュース担当	03-3505-0574	jyo@best.tbs.co.jp	03-5571-2570
文化放送	編成局報道制作部	03-3359-7714	sotoya@joqr.co.jp	03-5269-2736
ニッポン放送	編成局報道部	03-3287-7696	hodo@jolf.co.jp	03-3287-7622

※原則として、上記 FAX に送信する。なお、順次発信により各局への情報伝達に差が生じないように、工夫する。

## 第12節 関係機関関連

### 12-1 消防組織

#### (1) 消防本部の定員及び実員数

令和5年4月1日現在

階級 区分	消 防 司令長	消 防 司 令	消 防 司令補	消 防 士 長	消 防 副士長	消防士	小 計	その他 の職員	合 計
定員数	階級別なし								63
実員数	1	16	26	8	2	9	62		62

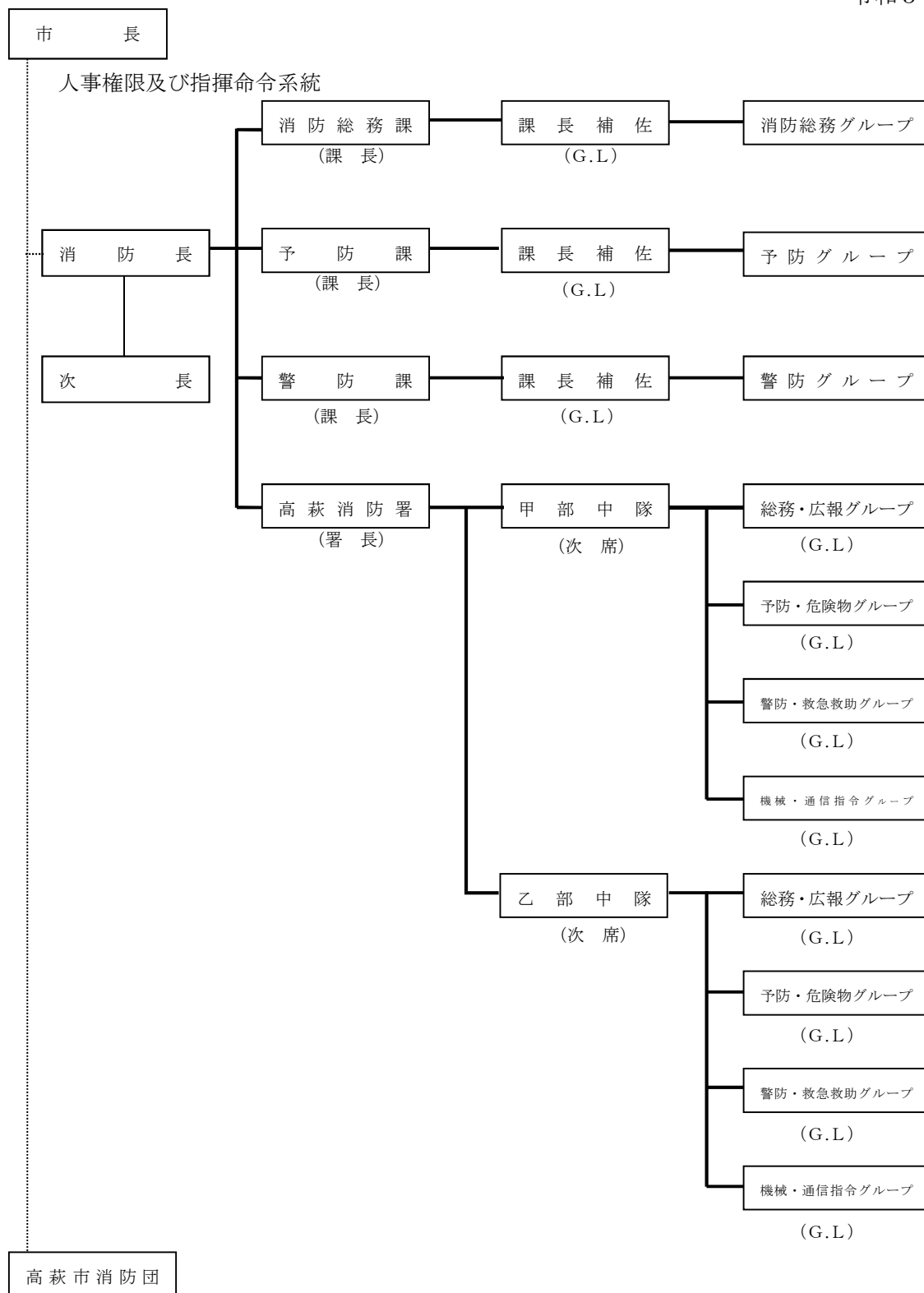
#### (2) 消防団員の定員数と実員数

令和5年4月1日現在

階級 区分	団 長	副団長	分団長	副分団 長	班 長	団 員	計
定員数	1	4	22	22	94	180	323
実員数	1	4	22	22	88	155	292

(3) 組織図

令和5年4月1日現在



災害時における指揮命令系統（消防組織法第18条第3項）

## 12-2 消防施設

### (1) 消防現勢

令和5年4月1日現在

職員数	本部・署	消防ポンプ機械等の種別	排気量別	台数
61名	1本部 1署	水槽付消防ポンプ自動車	5,120cc	1
		消防ポンプ自動車	4,000cc	1
		水槽付消防ポンプ自動車	7,960cc	1
		屈折はしご付消防自動車	6,400cc	1
		救助工作車	8,200cc	1
		高規格救急車	2,500cc	1
		高規格救急車	2,693cc	1
		高規格救急車	2,693cc	1
		指令車	2,970cc	1
		予防査察車	2,480cc	1
		広報車	1,760cc	1
		連絡車1号	1,290cc	1
		連絡車2号	990cc	1
		連絡車3号	2,690cc	1
		消防連絡車	1,990cc	1
マイクロバス	4,160cc	1		

### (2) 消防団現勢

令和5年4月1日現在

団名	分団数	車両数	
高萩市消防団	22個分団	消防ポンプ自動車	7台
		小型動力ポンプ積載車	14台
	団本部	軽可搬ポンプ	2台

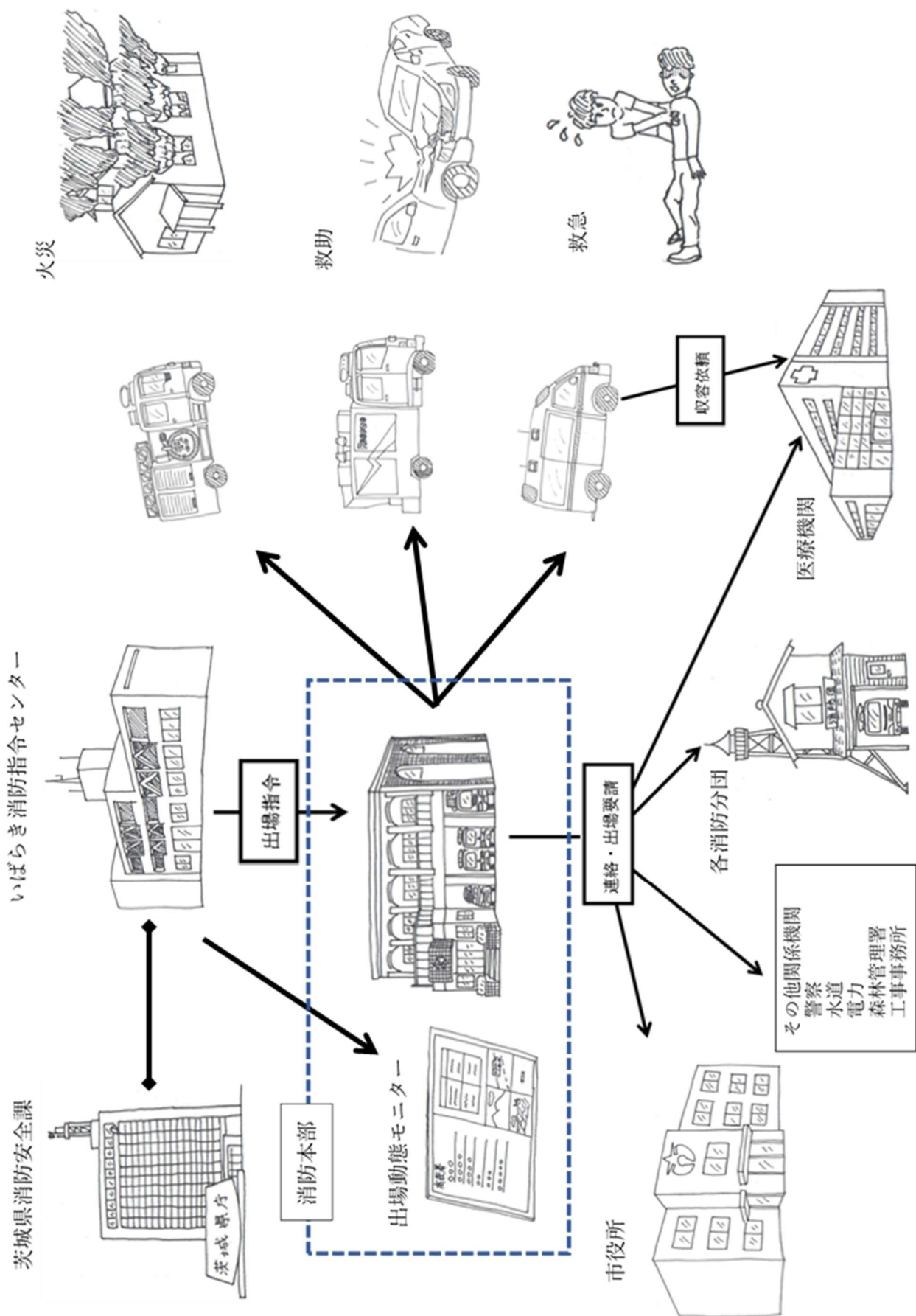
### (3) 消防水利施設

令和5年4月1日現在

区分	容量	公私別	設置数	合計
防火貯水槽	40 m ³ 以上	公設	61 (19)	84 (19)
		私設	23	
消火栓 (水道式)		公設	484	486
		私設	2	

( ) 内は耐震性防火貯水槽

12-3 出場指令・連絡系統図



12-4 防火対象物調

令和6年1月31日現在

用途別		棟数
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場、又は観覧場	2
	ロ 公会堂、集会場	23
(2)	イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブ	5
	ロ 遊技場、ダンスホール	
	ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗等	
	ニ カラオケボックス等	
(3)	イ 待合、料理店	2
	ロ 飲食店	23
(4)	百貨店、マーケット、店舗、展示場	67
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所	17
	ロ 寄宿舍、下宿、共同住宅	231
(6)	イ 病院、診療所、助産所	15
	ロ 老人短期入所施設等	21
	ハ 老人サービスセンター、保育所等	20
	ニ 幼稚園、特別支援学校	5
(7)	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学校	56
(8)	図書館、博物館、美術館	4
(9)	イ 公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場	1
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
(10)	車輛の停車場、船舶又は航空機の発着場	1
(11)	神社、寺院、教会	10
(12)	イ 工場、作業所	239
	ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ	
(13)	イ 自動車車庫、駐車場	8
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
(14)	倉庫	73
(15)	前各項に該当しない事業所	144
(16)	イ 特定防火対象物の用途が存する複合用途	47
	ロ (イ)以外の複合用途防火対象物	15
(16の2)	地下街	
(16の3)	準地下街	
(17)	重要文化財、史跡等建造物	1
(18)	延長50m以上のアーケード	
(19)	市長村長の指定する山林	
(20)	総務省令で定める舟車	
計	合 計	1030



12-5 自衛隊の災害派遣時実施事項および内容

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊しまたは障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療、救護および防疫	被災者に対し、応急医療、救護および防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員および物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員および援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯および給水	被災者に対し、炊飯および給水を実施する。
救援物資の無償貸与または譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与および譲与等に関する総理府令」（S. 33. 総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けしまたは譲与する。
危険物の保安および除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置および除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集および伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

## 12-6 東日本電信電話株式会社茨城支店における各班の役割

### (1) 災害対策本部、地震災害警戒本部、国民保護対策本部、支援本部

本 部 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部の統括・指揮に関すること</li> <li>・災害対策、国民保護対策及び災害復旧に関する基本方針の決定に関すること</li> </ul>
副 本 部 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長の補佐及び本部長不在時代行に関すること</li> </ul>
情 報 統 括 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部の運営・調整に関すること</li> <li>・本部全体の情報（収集／記録／発出）に関すること</li> <li>・行政対応（県・市町村・警察・消防等）に関すること</li> <li>・事業継続に関する災害対策会議の運営に関すること</li> <li>・レスキュー隊員及び社員等の招集に関すること</li> <li>・災害用伝言サービスの運用（運用の開始、提供条件の変更、終了）に関すること</li> <li>・広域支援（派遣、受入）に伴う総括的業務に関すること</li> </ul>
サ ー ビ ス 統 制 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信サービスの提供状況（被災および復旧）に関すること</li> <li>・トラヒックのそ通確保に関すること</li> <li>・災害用伝言サービスの運用、設定に関すること</li> <li>・他電気通信事業者設備の状況（被災及び復旧）に関すること</li> <li>・特設公衆（衛星機器）の開設・廃止に関すること</li> <li>・所内系災害対策機器の設置、運用に関すること</li> </ul>
建 物 電 力 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力設備、空調設備の状況（被災及び復旧）に関すること</li> <li>・建物（電気通信ビル）の状況（被災及び復旧）に関すること</li> <li>・計画停電等の対応に関すること</li> <li>・復旧措置（非常用電源、移動電源車の配車等含む）に関すること</li> <li>・燃料調達（車両燃料含む）／デリバリに関すること</li> </ul>
所 外 設 備 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急復旧に関すること</li> <li>・現場調査に関すること</li> <li>・設備復旧に関すること</li> <li>・所外系広域支援の状況把握、調整に関すること</li> <li>・特設公衆電話の開通／廃止に関すること</li> </ul>
所 内 設 備 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急復旧に関すること</li> <li>・現場調査に関すること</li> <li>・設備復旧に関すること</li> <li>・所内系広域支援の状況把握、調整に関すること</li> <li>・地震防災応急対策に関すること（*1）</li> <li>・地震防災応急対策を実施する上で必要とする要員の計画及び応援措置に関すること（*1）</li> <li>・必要な機器及び工事用車両の措置に関すること</li> <li>・電気通信設備等の安全対策に関すること（*1）、（*2）</li> </ul>
資 材 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調達に関すること</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送に関すること</li> <li>・調達計画に関すること（*1）</li> <li>・緊急輸送計画に関すること（*1）</li> </ul>
法人ユーザ班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AMを通じてユーザ情報の収集及び意向調査に関すること</li> <li>・お客様要望に沿った復旧、移転、新設工事計画作成に関すること</li> <li>・お客様向け広報資料作成に関すること</li> <li>・全国システムを有するお客様の復旧調査に関すること</li> <li>・重要ユーザ等の復旧優先調整に関すること</li> </ul>
マスマユーザ班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の利便に関する事項の指導に関すること</li> <li>・臨時お客様窓口及び電話受付に関すること</li> <li>・特設公衆電話のニーズ把握、お客様案内及び提供状況に関すること</li> <li>・料金（公衆電話、基本料等）に関すること</li> <li>・お客様対応上の必要な措置計画に関すること（*1）</li> <li>・電気通信サービスの臨時措置に関すること（*1）</li> <li>・お客様対応上の必要な要員措置に関すること（*1）</li> </ul>
広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社内外広報に関すること</li> <li>・お客様の声の収集等に関すること</li> <li>・本部活動、現地復旧活動等の写真・映像による記録に関すること</li> <li>・社内システムに関すること</li> </ul>
総務厚生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社員の安否・住宅被災調査、その措置に関すること</li> <li>・後方支援活動に関すること</li> <li>・医療活動に関すること</li> <li>・総務、経理、庶務活動に関すること</li> <li>・救護活動の準備に関すること（*1）</li> <li>・労務及び局舎管理に関すること（*1）</li> </ul>

注：（*1）は、地震災害警戒本部等が設置された場合の追加事務

（*2）は、国民保護対策本部が設置された場合の追加事務

## （2）関係組織

相互接続担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他事業者設備・回線の被災状況の把握に関すること</li> <li>・事業者への情報提供に関すること</li> <li>・復旧計画に関すること</li> </ul>
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## （3）現地復旧本部

本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急復旧に関する統括、自対策組織の指揮統括に関すること</li> </ul>
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城支店本部、現地との情報に関すること</li> <li>・自対策組織の情報取りまとめに関すること</li> <li>・本部長の補佐に関すること</li> </ul>
応急復旧班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地応急復旧に関すること</li> </ul>

12-7 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ茨城支店における各班の役割

本 部 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部の業務を統括、本部員の指揮統括に関する事</li> <li>・災害対策および災害復旧に関する基本方針の決定に関する事</li> <li>・災害対策本部設置および重要機関への携帯電話の貸し出しに関する事</li> </ul>	
副 本 部 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長の補佐および本部長不在代行、各班の指揮・統括に関する事</li> </ul>	
情 報 統 括 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部の運営・調整に関する事</li> <li>・ドコモ本社災害対策本部との情報連絡に関する事</li> <li>・NTT茨城支店等情報連絡に関する事（県・市町村災害対策本部の情報を含む）</li> <li>・被害状況の把握と速報、お客様対応班・広報班との連携と統制に関する事</li> <li>・本部長決定事項の各班への伝達・各班の実施事項の把握等情報収集に関する事</li> <li>・災害対策用衛星携帯電話、携帯電話の手配に関する事</li> </ul>	
設 備 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信網サービスの状況把握（通信サービスOPCとの連携）に関する事</li> <li>・交換・無線トラヒック状況に関する事</li> <li>・電気通信設備、回線等の応急復旧工事、災害対策機器の運用に関する事</li> <li>・現場調査、設備被害状況把握、復旧計画、要員計画の立案</li> <li>・予備電源設備の燃料および冷却水の確保</li> <li>・復旧用資機材の検討、確保</li> <li>・P-MBSによる応急復旧方法の検討・実施</li> <li>・前進基地の設営に関する事</li> <li>・復旧支援班の指揮・統制に関する事</li> <li>・協力会社への要請等窓口業務に関する事</li> <li>・道路管理者対応</li> <li>・その他、本部長指示事項に関する事</li> </ul>	
社 内 シ ス テ ム 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社内システム（ALADIN等）の運用状態の把握に関する事</li> <li>・社内システム（ALADIN等）の応急復旧に関する事</li> <li>・その他、本部長指示事項に関する事</li> </ul>	
お 客 様 応 対	法 人 ユ ー ザ 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要・法人ユーザの被災状況の把握に関する事</li> <li>・重要・法人ユーザの対応に関する事</li> <li>・重要・法人ユーザ通信システムの復旧と措置に関する協力に関する事</li> <li>・衛星携帯電話の貸し出しに関する事</li> <li>・その他、本部長指示事項に関する事</li> </ul>
	マ ス ュ ー ザ 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様の安全確保および支店窓口・ドコモショップの被災状況把握等に関する事</li> <li>・ドコモショップに対して、被災情報の提供に関する事</li> <li>・臨時お客様窓口および電話受け付けに関する事</li> <li>・伝言サービスの実施検討、利用案内（広報班と連携）</li> <li>・被災地域の料金現減免措置の検討</li> <li>・テレマ・DS故障問い合わせに関する事</li> <li>・貸し出し移動機に関する事</li> <li>・エリア品質調査に関する事</li> <li>・携帯電話等緊急資材の検討・調達に関する事</li> <li>・その他、本部長指示事項に関する事</li> </ul>
総 務 厚 生 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社外（報道機関）との対応に関する事</li> <li>・社内の広報活動に関する事</li> <li>・通話利用状況および復旧に関する利用者、報道機関への周知に関する事</li> <li>・広報に必要な情報、写真等の収集、記録に関する事</li> <li>・社員・家族の安否確認と被災状況の取りまとめに関する事</li> <li>・被災した社員・家族の救護に関する事</li> <li>・社員の服務および労務に関する事</li> <li>・復旧に必要な資金、経費に関する事</li> <li>・復旧活動の後方支援（食料、宿泊施設、衛生、救護等）に関する事</li> <li>・非常用品の調達、輸送、配付に関する事</li> <li>・非常対策本部の庶務に関する事</li> <li>・その他、本部長指示事項に関する事</li> </ul>	

## 12-8 漏水修理工事協力事業者

### (1)管工事関係

令和6年2月1日現在

業 者 名	住 所	電 話
(有)豊田工業所	高萩市秋山1477	(22) 3571
(株)ナバナ工業	高萩市下手綱1460-3	(22) 2896
(有)ミカワ工業	高萩市上手綱613-3	(23) 2232
(有)共立住設機器	高萩市大和町4-23	(23) 5555
(有)勝栄設備工業	高萩市秋山3009	(24) 3773
(株)県北環境企業	高萩市高浜町3-87	(24) 7900
三和商事(株)	北茨城市磯原町豊田1052-2	(42) 0728
(株)鈴木設備工業	日立市十王町伊師本郷70-5	0294 (39) 4750

## 12-9 防災ボランティアの区分と受入れ

区 分	活 動 内 容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口
一 般	炊き出し、食事の提供、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介護、手話等	養成有り 登録有り	県 高萩市	県社会福祉協議会 高萩市社会福祉協議会
医 療 防 疫	医療活動(医師・看護師)、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導(薬剤師)、健康管理・栄養指導(保健師)、歯科診療(歯科医師、歯科衛生士)	養成無し 登録無し	県	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会
語 学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り	県	国際交流協会
アマチュ ア 無 線	非常通信	養成無し 登録無し	県	茨城地区非常通信協議会

第13節 様式集

13-1 様式第1号「被害状況等報告」

被害状況等報告					市町村名		報告の区分		
							即報	確定報告	
原因	発生日時	月時	日分	区分	被害	区分	被害	被害程度及び応急対策状況(経過)	
発生場所	市町村			田	流出・埋没 ㉔ ha	公立文教施設 ㉕ 千円			
受発信時刻	月日時分			冠	水 ㉖ ha	農林水産産業施設 ㉗			
発信機関	発信者			畑	流出・埋没 ㉘ ha	公共土木施設 ㉙			
受信機関	受信者			冠	水 ㉚ ha	その他の公共施設 ㉛			
区分被害				文教施設	㉜ 箇所	小計	㉝		
人的被害	死者	①	人	病院	㉞	公共施設被害市町村数	㉟ 団体		—
	行方不明者	②	人	道路	㊱	その他	農産被害		㊲
	負傷者	③	人	橋梁	㊲		林産被害		㊳
	重傷	④	人	河川	㊳		畜産被害		㊴
軽傷	⑤	人	港湾	㊴	水産被害		㊵		
人的被害	全壊	⑥	棟	砂防	㊵	商工被害	㊶	要請事項	
		⑦	世帯	清掃施設	㊶		㊷		
		⑧	棟	がけ崩れ	㊷	その他	その他	㊸	
	半壊	⑨	世帯	鉄道不通	㊸		被害総額	㊹	
		⑩	人	被害船舶	㊹ 隻	災害対策本部設置状況	㊺ 設置	月日時分	
	一部破損	⑪	棟	水道	㊺ 戸	災害対策本部設置状況	㊻ 廃止	月日時分	
		⑫	世帯	電話	㊻ 回線	避難の指示等	㊼	月日時分	
		⑬	人	電気	㊼ 戸	消防職員出勤延人数	㊽	人 月日時分	
	被害	床上浸水	⑭	棟	ガス	㊽ 戸	消防団員出勤延人数	㊾	人 月日時分
			⑮	世帯	ブロック塀等	㊾ 箇所			
床下浸水		⑯	棟		㊿	その他	災害の概況		
		⑰	世帯	り 災 世 帯 数	㊿ 世帯		消防機関の活動状況		
非住家	公共建物	⑳	棟	り 災 者 数	㊿ 人		その他		
	その他	㉑	棟	火 建 物	㊿ 件				
				火 災 発 生	㊿ 件				
				そ の 他	㊿				

13-2 様式第2号「被害概況即報」

経由	受信	年	月	日	時	分	報告日時	年	月	日	時	分
	発信	年	月	日	時	分	市町村名					
	地方総合事務所						報告者名					

報告者名

災害名 ( 第 報 )

災害の状況	発生場所					発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	死傷者	死者	人	行方不明者	人	住家	全壊	棟	床上浸水	棟		
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床下浸水	棟		
	道路	箇所	河川	箇所	非住宅 ( )内は 公共建	全壊	( )棟	床上浸水	( )棟			
		箇所	橋梁	箇所		半壊	( )棟	床下浸水	( )棟			
がけ崩れ	箇所			箇所	一部破損	( )棟						
応急対策の状況	災害対策本部設置状況	設置	月 日 時 分				廃止	月 日 時 分				

13-3 様式第3号「災害救助法施行細則に基づく被害状況報告表」

福祉部 社会福祉課 扱	被害状況報告表	発生 中間 決定	様式			
年 月 日 時現在			高萩市			
① 災害発生の日時						
② 災害発生場所						
③ 災害発生原因						
④被災の状況						
区 分		棟	世帯	人	備考	
ア	人的被害	死 者				
イ		行方不明者				
ウ		負 傷	重 傷			
エ		負 傷	軽 傷			
オ	住家被害	全壊・全焼又は流失	棟	世帯	人	
カ		半壊又は半焼				
キ		一部破損				
ク		床上浸水				
ケ		床下浸水				
⑤救助の措置						
救助の種類						
区 分						
ア すでに措置したもの						
イ 今後措置を要するもの						
⑥ その他の特記事項						
年 月 日 時報告						
茨城県福祉部長 殿 (地方事務所経由) (報告者) 高萩市災害対策部長 報告書作成者 職氏名 印						
(注) 1 電話報告の際もこの様式によって行うこと。 2 災害救助法発動前における報告もこの様式によること。						



13-4 様式第4号「避難所設置報告書」

避難所設置報告書

高萩市

報告送話者 _____

報告受話者 _____

月 日現在

報告終了時 月 日 時 分

設置目的	既存野外 の別	場所	箇所数	収容人員	設置期間の見込

摘要



13-6 様式6号「避難所状況報告書」

毎日「 時」と「 時」に報告すること

## 避難所状況報告書（第 報）

### 高萩市災害対策本部 行き

FAX _____

電話 _____

受信者 _____

避難所名	
報告日時	月 日 時 分
報告者名	

運営責任者（市町村職員）氏名		携 帯 電 話	
施設管理者（学校長等）氏名			
避難所運営委員会 会長 氏名			

避難の状況	一 般		一時滞在者	
	世帯数	人 数	世帯数	人 数
屋内避難所	世帯	人	世帯	人
屋外テント	世帯	人	世帯	人
車 中	世帯	人	世帯	人
そ の 他	世帯	人	世帯	人
小 計	世帯	人	世帯	人
合 計	（一般 + 一時滞在者）		世帯	人

避 難 所 状 況	避難所の安全確認	安全 ・ 要注意 ・ 危険 / 未実施
	ライフライン	停電 / 断水 / ガス停止 / 電話不通
	土砂崩れ	なし ・ 兆候あり ・ あり
	周辺の道路状況	なし ・ 片側通行可 ・ 通行不可 / 渋滞

特記事項（緊急事項、懸案事項、応援要請、その他地域の被災状況等を箇条書き）

---

※報告者側からの送信が困難場合は、受信者側で聞き取った内容を記載します。  
 ※第1報においては、分かる範囲での報告でかまいません。

13-7 様式第7号 「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」

文 書 番 号  
令和 年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

高萩市災害対策本部長

(市 長)

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

うえのことについて、自衛隊法第83条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請の理由

- (1) 災害の種類 水害、地震、津波、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、その他（ ）
- (2) 災害発生の日時 令和 年 月 日 時 分
- (3) 場所
- (4) 被害状況
- (5) 要請する理由

- 2 派遣を希望する期間 自 令和 年 月 日 時 分  
至 令和 年 月 日 時 分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣希望区域 県 市
- (2) 活動内容

4 その他の参考事項

- (1) 現地において協力しうる団体、人員、機材等の数量及びその状況
- (2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況
- (3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法
- (4) 気象の概況
- (5) その他

13-8 様式第8号「自衛隊の災害派遣部隊の撤収依頼書」

文 書 番 号  
令和 年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

高萩市災害対策本部長  
(市 長)

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

令和 年 月 日付 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 令和 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

13-9 様式第9号「避難情報発令情報」

避難情報

茨城県 市・町・村

送付日時： 月 日 ( ) 時 分

1 避難情報の別

- 緊急安全確保 (災害対策基本法第60条)
- 避難指示 (災害対策基本法第60条)
- 高齢者等避難 (地域防災計画等)

2 発令 月 日 時 分

3 解除 月 日 時 分

4 対象地域 茨城県 市・町・村

フリガナ 地区名 (大字、丁目)	おおよその対象世帯数

5 避難すべき理由

- 大雨による河川の氾濫の危険があるため (河川名 )
- 大雨により土砂災害の危険があるため
- 地震により土砂災害の危険があるため
- 地震による家屋崩壊の危険があるため
- 地震による津波警報が発せられたため
- その他 ( )

発信者氏名・所属部署

電話 ( ) FAX ( )